HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	産業と教育 第8号
Author(s)	草野, 隆光; 土田, 俊幸; 玉井, 康之; 荻原, 克男
Citation	北海道大学教育学部産業教育計画研究施設研究報告書, 35, 1-144
Issue Date	1990-02-28
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/88049
Type	bulletin (article)
File Information	vol_35.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

ＩＳＳＮ　0385－6070

北海道大学教育学部附属産業教育計画研究施設
研究報告書　第35号

産　業　と　教　育

第 8 号

１９９０

北海道大学教育学部附属産業教育計画研究施設

産　業　と　教　育

第 8 号

1990・2

北海道大学教育学部附属産業教育計画研究施設

産　業　と　教　育　　第8号

目　　次

鉄はつくられたか
——実験授業報告『鋼の技術史の導入』によせて——　……草　野　隆　光…(　1)

地場製造業の企業と労働者の生産・労働 — 生活過程の諸特質（上）
——北海道十勝・酪農機具製造T社を事例とする実証的研究——
……土　田　俊　幸…(25)

集落ぐるみ生産組織の展開と技術・技能形成の総合化
——北海道鹿追町中鹿追集落を事例にして——　……玉　井　康　之…(45)

教育行政と「指導」行政論　……荻　原　克　男…(99)

〈翻　　訳〉
マルクスとヒューマン・ネイチャー（上）
——ある伝説の解体——　……大　竹　政　美
髙　畑　明　尚
西　本　　肇
宮　﨑　隆　志…(115)

鉄はつくられたか

ー 実験授業報告『鋼の技術史の導入』によせて ー

草　野　隆　光

目　　次

はじめに …… 1
1　「製鉄実験」の目的・内容・結論について …… 2
2　「実験」の検討 …… 3
　1）鋼鉄はつくられたのか …… 3
　2）炉について …… 4
　3）原料について …… 5
　4）還元の基礎原理 …… 6
　5）操業と結果について …… 8
3　「製鉄技術のあゆみ」の検討 …… 11
　1）金属の発見と鉄をめぐって …… 11
　2）製鉄技術の段階 ー 炉の発達を中心に ー …… 13
　3）和鋼の技術と近代製鉄の導入について …… 17
4　総括的検討と技術教育研究の視角 …… 21
　1）総括的検討 …… 21
　2）技術教育研究の視角 …… 22

はじめに

日本産業教育学会の'81年大会が名古屋大学を会場に昨年10月に開かれた。大会恒例となっている工場見学は新日鉄名古屋製鉄所が予定されていた。これに刺激されたのか，親しい研究仲間の気楽な席で，技教研，産教連の研究集会に報告された"鉄づくりの授業"が話題となった。同席の仲間はこれらの取り組みを積極的に評価した。筆者は直接これらの実践報告を聞いてはいなかったが，たまたま東正彦氏の「鋼の技術史の導入」（『技術教室』'81年1月号，P14～22，以下同報告は頁のみ記す）を読んでから日が浅く，『技術教室』の編集者も同席していたこともあって，若干の論争となった。その時は，この一文を書くことになるとは思ってもいなかったので，筆者が何を話したか正確に再現することはできないが，およそ次の様な論点を述べたと思われる。

(1)　報告者は教えようとする内容を理解していないのではないか。（製鉄の原理，製鉄技術史など）

(2) 「製鉄実験」の授業の目的がはっきりしていない。製鉄技術の歩みを教えるために，この「実験」は必要であったのか。また可能だったのか。
(3) 技術科で「製鉄実験」は適切な教材たりうるのか。研究の力点の設定はこれでよいのか。さらに，この授業を離れて。
(4) 「生産労働と教育の結合論」の通説的理解を暗黙の前提としている「労働の教育」論の問題性。
(5) 技術教育の方法をめぐる問題。
(6) 実践家の「研究」なるものの方法と研究者の関わり方などであった。

帰札後「鋼の技術史の導入」を読み返してみて，あの席での論評は正当なものだったと考えていたところ，『会報』編集者から，あのときの論点を書くように求められた。〔筆者は当時，北海道の教育研究運動にいささか関わりを持ち，また職業高校の教師と研究会を持ちながら，職業教育の方法についても実験研究を本格化すべく，少しずつ準備を続けていた。〕

私たちのグループでは実験実習授業をどう効果的に再構成するかが重要な研究テーマの一つになっている。高校新学習指導要領は実験実習に専門教科の半分を当てるよう要請している。（実際，学校現場ではそうなっていないが。）「民主的」教育運動の側からの「労働の教育」の強調やこれを逆手にとった文部省の「勤労体験学習」の押しつけも強まっている。百年以上にわたる作業科の伝統の圧力も「物づくり主義」として根強い。

筆者はこの小論で「製鉄実験」の授業を批判するが，この試みそのものを否定しているのでは決してない。文句なく“意欲的な，面白い試み”である。

このことを前提として先の(1)〜(3)を中心に，(4)〜(6)については若干ふれる程度で，以下筆者の見解を述べることとする。

1 「製鉄実験」の目的・内容・結論について

まず，「実験」の目的，実験内容，結論を紹介しておこう。

この「実験」は「技術教育を語る会（岩手）」の実践をふまえて，「人類と金属材料およびその生産・加工技術とのかかわりあいのあゆみを体験的に，興味深く学習」（P14）させるために試みられた。

「製鉄技術のあゆみ」の副題を持つ授業は
(1) 金属の発見と鉄
(2) たて炉製鉄と日本のたたら製鉄
(3) アブラハム・ダービィのコークス製鉄法
(4) ベッセマーの転炉製鋼法
(5) 製鉄所の見学（フィルムを含む）
(6) 製鉄実験

の六つの部分から構成され，製鉄実験は一連の授業の締め括りとして位置けられている。

次に実験内容を炉，原料，繰業と結果に分けて紹介しておこう。

イ 炉

炉はドラム缶（直径560㎜，高さ850㎜）を鉄皮として，内面に耐火煉瓦（55㎜厚）を一枚張

り，缶外壁との空間には粘土を充塡し，上蓋をして一時間，わらなど灰分の多い燃料で「十分乾燥」（P19，傍点は筆者，以下同じ）させた。羽口（直径30㎜）を3か所，繰業には2か所使用，炉内壁から50㎜突き出し，30度上向きに取りつけ，家庭用電気掃除機を送風機として三台用意した。湯口を一か所設けている。

ロ　原料

鉄鉱石は高炉用の焼結鉱20㎏と市販のコークス49㎏を使用している。

ハ　繰業と結果

繰業は午前7時30分火入，8時コークス投入，8時30分焼結鉱を操入開始，「10分間隔で2㎏ずつ」投入，9時30分「炉全体に火がまわり，炉の外壁も熱されてきた」（P20）ので湯口に小孔を開削した「その途端真赤な飴状のノロが熔岩のように流れ出て扇状に広がった。」「生徒たちは『ああ鉄だ鉄だ』と口々に叫んで鉄が流れ出たと思っているようだった」「ノロは固まると…割れてしまう」

「黒曜石状の物質であった。」（P20）コークスが「燃え尽きたのが午後3時」「湯口の粘土は，炉底と一体になってノロと嚙み合って固まって」「炉を上下逆さにするなどしてようやく中の固体をひき出した。もうもうと広がる灰塵の中で生徒たちは歓声を上げた。」（P21）

これらの作業によって「鋼鉄」ができたとしている。「固体の重量は15㎏」「上面が半溶融状の水平面」「金床で叩きつけても全く砕けず，つぶれて光る硬い鋼鉄であった。」「磁石で小さい鉄片を破けたノロの中から捜し出し，熱して叩いて小さな鉄片を造ることができた。」（P21）

この「実験」から「はっきり製鉄を学習の目的に握えてそのために過去の製鉄史を子どもたちが学習するよう組織するべき」という反省をしつつ，「鉄づくりの見通しができたので教師としての自信と展望をもって指導できるように思う。」と結論づけている。

2　「実験」の検討

1）鋼鉄はつくられたのか

以上が「実験」の要約と結論である。筆者が報告を検討した結論は，この「実験」によって「自信と展望」をもってはならないということである。はたして，鋼鉄はつくられたのであろうか。筆者は実物を見ていないが，この報告から判断するかぎり「つぶれて光る鋼鉄」は海面鉄（くず鉄，製鋼原料の一種）と未還元酸化鉄・鉱石の混合物であり，「ノロから磁石」で集められ「熱して叩いて」造られた「小さい鉄片」だけが粗悪であるが一応「鉄といえるもの」と推定される。

次にこの「実験」を具体的に検討し，筆者の推定の根拠を示すこととする。ただし，この「実験」は必要なデータがほとんど記載されていないので，“具体的”に検討することに限界があり，検討そのものも推定によっておこなわざるを得ない。

また，検討にあたって，この「実験」が製鉄技術および製鉄史の授業としておこなわれたのであり，単に「鉄づくりを体験」させるためではなかったという前提でおこなうことを確認させていただくこととする。

2）炉について

炉に，湯口が設けられ「炉経は中心部の温度を1300℃程度にし，かつ長時間同じ状態に保つために大切」とあり，この炉で熔鉄として，直接「鋼鉄」（P21）がつくれると考えていた，と推定される。

この推定が正しいとすれば，鉄づくりの授業をおこなうには，あまりにも常識がなさすぎる。数千年にわたって人間は鉄鉱石から直接鍛鉄（＝鋼と考えてよい）を固体鉄としてつくり出してきた。鉄の品質はもっぱら鉄鉱石成分に規定されていた。

鉄が「熔けた金属」としてはじめて人間の前に姿を現わしたのは1500年ごろである。14～5世紀にジーゲルランドに出現したといわれる。高炉と強い送風力をもつ水車の利用の結果である。高炉と水車は発熱量（燃焼量）を増やしただけでなく炉底および，炉壁改善と相まって，炉内充塡物の乾藻，予熱，還元（および浸炭），熔解など熱効率を高めたのである。しかし，高炉によって，炉内温度が1200～1300℃に高まり，熔鉄が出現したとみるのは正解ではない。純鉄の熔融温度は1535℃であるが，炭素を４％吸炭した鉄は1200～1300℃で熔解する。現在の高炉でも同様であるが，400～800℃で還元された鉄が800～1200℃で浸炭され融点を低下させ1200℃で熔鉄に変る。高炉以前の製鉄法では浸炭はわずかであり，炭素の少くない鍛鉄として生産されたのである。可鍛性のない鋳鉄ははじめは「使いものにならない鉄」として捨られた。やがて青銅のように鋳造できることが見い出され，「鉄の鋳造」産業が形成される。鍛鉄は炭素分0.1％前後の軟らかく，延展性に豊む焼入れ硬化の少くない鉄で，釘や線材として使われ，鋼は炭素分１％前後で硬く，焼入れができ刀剣，工具として使われた。鍛鉄と鋼を合せて可鍛鉄（鍛造できる鉄）と呼ばれていた。鋳鉄は鍛鉄，鋼に先だつ鉄という意味から銑鉄とも呼ばれ，炭素分２～４％で熔融点が低く，固くもろい特徴をもっている。高炉の出現によって鉄鉱石から鋳鉄を安価に大量生産し，これを鍛鉄あるいは鋼に変える間接製鉄法（または二段階製鉄法）が開始されたのである。はじめは古い直接製鉄炉を若干改良した精練炉に銑鉄と木炭を入れて燃やし脱炭する方法をとるが，熔融点の高い可鍛鉄は半熔状の鉄（ルッペ）にしかならなかった。これを木炭依存から脱去させたのが反射炉によるパドル（精練）法である。この方法でつくられる鍛鉄を練鉄，鋼を練鋼と呼ぶ。熔鋼をつくり出すには，実に1735年のハルツマンのるつぼ鋳鋼法（1400℃）を待たねばならなかった。この方法では小規模生産にとどまっていた。鋼の大量生産への道を開いたのは1856年のベッセマーの転炉法の発明，1864年のシーメンス兄弟の発明による蓄熱法を利用したマルチンの平炉法による熔鋼生産の工業化の成功である。一方，この時期まで古くからの製鉄のふるさとオーストリアなどでは品質を保持するため，直接法による可鍛鉄が生産されつづけていた。なお，第二次大戦後，世界の製鋼法の主流を平炉から転炉へ再び転換させたのは，百年前のベッセマー法の純酸素法（下吹）を逆転させたL・D転炉法である。（L・Dはこの炉を生んだ，リンツとドナウィッツの頭文字）純酸素上吹法はこの伝統の上につくられたともいえる。（『鉄のメルヘン』参照）

さて，このような製鉄の歴史をみるとき「1300℃程度……長時間」たもつことがいかにむずかしいか明らかである。“ざるで水を吸む”ように熱を逃がす炉ではとうてい不可能なのである。

中世の森の製鉄人は木炭事情が悪化しても炉底の畜熱効果の重要性を知っていたから，炉壁をくり返し，くり返しつくり直しても場所をなかなか動かそうとしなかったといわれている。

野だたらの舟よりも低い炉高（850mm）にもかかわらず，「低炉から高炉への歴史」を考慮

したとか，製鉄が化学反応であると書きながら，使用された炉材名は明記されていない。近くの粘土を充塡材に使用していることから推定して，高炉用の耐火煉瓦（成分規格が定められている）は使用されていないであろうと推定される。充塡剤も適当なものを使えば「ノロと嚙み合って固」まることもなかった。乾燥もまったく不充分である。「現代の技術」を教える上にこれらの諸事実は無視できるものなのであろうか。トーマスの塩基性耐火材の開発が，溶鋼生産および高炉材料にはたした役割をどう教えようと考えているのだろうか。

3）原料について

高炉用の焼結鉱の使用も市販用コークスの使用も極めて不適当であった。現代の高炉は粗食に耐える大食漢の大男であり，「実験」の炉は美食しか受けつけない深窓の稚児といえる。直接法による固体鉄の製造炉は現代の高炉の還元層だけであり，吸炭層のみならず，とりわけ1200℃から1700℃近くの高温の溶解層を持っていない。炉床反応といわれるスラグの活力による高温域のC・Si・Mn・P・Sなどの諸元素の還元反応は望めなかったのである。

焼結法はもともと選鉱，破砕の強化や赤鉄鉱（Fe_2O_3）の増大など粉鉱の増大による装入物の性状悪化の対策として開発された事前処理法であるが，今日では出銑能率向上と操業の安定化の視点からほとんどの鉄鉱石は焼結鉱に事前処理され投入されている。

焼結鉱の強度，気孔率，鉄分，化学的組成などの事前把握は炉内での物質・熱計算などを容易にしており，高炉のコンピュータ管理を可能にする一条件をつくっている。

かつての直接製鉄法による可鍛鉄の生産では原料鉱の品質がそのまま鉄の品質に反映した。

時代とともに悪化するが70～80％の鉄分で形状１～30㎜に整粒され，S・Pなどの有害物質を含まない還元されやすい良質の鉱石が必要であった。鉄分も粉鉱とあるだけで（一種類の粉鉄だけということはない）鉱石の種類，化学組成，物理性状などはしめされていない。従って，高炉用の焼結鉱をこの「実験」で使用した場合を一般的に想定して述べざるを得ない。現代の高炉用の焼結鉱は使用する製鉄装置や操業方法に従って計算された事前処理鉱であり，炉内反応解析への主要因子なのである。炉況の異なるこの「実験」には不適なのである。

次に市販コークスの使用の問題である。

炭素は熱原および還元剤として製鉄には不可欠である。現代の高炉では製鉄用コークスが使用されている。製鉄用コークスは① 装入物を保持できる堅硬さを持ち高炉内で破砕されないこと（かい裂度強度，DI_{15} 92％以上），② 多孔質で急速燃焼すること（気孔率40～50％），③ 性状（粒度など）が適正で均一なこと（粒度25～100mm），④ 水分，灰分が少なく固定炭素に豊むこと（灰分８％，$C+CO_2 \rightarrow 2CO$反応性が高い），⑤ S・Pなどが少ないこと（S，P，８％以下）が必要である。今日の製鉄技術はコークスの燃料としての使用を減らすために，還元剤や熱原として，酸素，水素や重油，ガスなどの利用を高めている。市販用コークスはこれらの点が考慮されないコークスであり，一般的には製鉄用に適さないものの総称とみなしてよい。ところで「報告」には「黄色い物質が付着した。硫黄である。」（P20）とだけふれられている。製鉄史の授業でも木炭危機から石炭（コークス）への転換の歴史が取り上げられていない。

コークス製鉄は18世紀のイギリスに始まる。1500年ごろ自らは新しい技術を何もつくらずに，大陸から高炉法を導入したイギリスは，16世紀を通して大製鉄国に成長し，鋳鉄砲によってス

ペイン艦隊を破りエリザベス王朝の繁栄を築いた。16世紀には造船，建築用材の不足をもたらすほどの深刻な木炭危機がはじまり，17世紀には高炉数も減少した。イギリスの製鉄人はアイルランドの海岸に製鉄所を移し，17世紀の終りには海岸の森林を荒廃させている。

石炭による製鉄は17世紀はじめに始まっているが多くの困難にぶつかり，石炭製鉄（コークス）の確立は18世紀まで実用化されなかった。

困難の第一は硫黄の処理である。製鉄過程で鉄に入り，脆くて使いものにならなくする硫黄を除くために硫黄分の少ない石炭をむし焼きにして揮発分を除去し，コークスとして使用する方法が見い出された。第二は石炭より燃えにくいコークスを燃焼させる方法を見い出すことであった。これまでの水車より強い送風力が必要であった。ワットの蒸気機関の出現である。第三は木炭に比べて灰分の多いコークスの使用は炉内反応条件をむずかしくした。高温のスラッグの活力による硫黄の除去などが必要となった。このためには高温操業に耐える炉が必要となる。（『鋼の時代』参照）

コークス高炉は今日につらなる製鉄の科学へ道を開かせた。

木炭は現代の高炉では経済的理由からだけでなく技術的にも適当でない（かい裂強度や通気性などで）が直接製鉄法では，今日でも最上の還元剤であり燃料である。水分・灰分を除いた発熱量は木炭は6700～7500kcal/kgに対し，コークスは6000～7500kcal/kgである。木炭は灰分は少なく硫黄は含まれていない。反応性も高い。

以上の説明から焼結鉱と市販コークスの使用の無謀さは明らかであろう。単に鉄ができないだけでなく，製鉄史あるいは現代技術としての製鉄の授業として有害でさえある。

4）還元の基礎原理

ここでは，操業と結論に対する報告者の解釈について述べる前提となる直接製鉄法について若干ふれておこう。

現在考えられる直接製鉄法は還元剤と目的から約100種類の方法がある。このうち工業的に成功しているのは直接還元法，予備還元法を含めて15種類ほどである。現代の主な製鉄法が熔高炉による間接還元法であることは衆知のことである。高炉法の高温度下でのスラグの活力の利用によって良質の鉄を経済的に生産できる。直接法が現代に生きているのは改質炉で触媒を用いて天然ガス，ナフサ，重油，石炭などでH_2を発生させ，比較的低い温度（500～600℃）で還元できるようになったからである。この点，主にCOガス，固体炭素による還元にたよっていた産業革命前の直接法とは大きく異なっている。

イ）還元の基礎

還元反応の基本式は表２－１の通りである。

この式から，１kgのFeを得るには，Fe_2O_3で，1.43kg，Fe_3O_4で1.382kgが必要である。還元剤として，0.602Nm^{3}のCO（あるいはH_2），または，0.323kg（Fe_2O_3＋３C ＝２Fe＋３CO）あるいは，0.161kg（Fe_2O_3＋3/2C＝２Fe＋3/2CO_2）のCが必要である。（実際は還元剤の利用率が低いのでこの理論値の２～３倍が必要とされる。）COによる還元は弱発熱反応であり，C，H_2による還元は吸熱反応である。

古来からの主要な還元反応は（この「実験」でも）Fe－C－O系である。図２－１によって表２－１の式を説明しておこう。

表2－1　各種還元剤による還元反応の基本式

1. 固体炭素（C_{fix}）による還元反応			ΔH_{298}[kcal/kg-Fe]
1.430 kg-Fe_2O_3 + 0.323 kg-C	= 1.000 kg-Fe	+ 0.602 Nm^3-CO	966
1.430 kg-Fe_2O_3 + 0.035 kg-C	= 1.382 kg-Fe_3O_4	+ 0.067 Nm^3-CO	76
1.382 kg-Fe_3O_4 + 0.287 kg-C	= 1.000 kg-Fe	+ 0.535 Nm^3-CO	980
1.382 kg-Fe_3O_4 + 0.072 kg-C	= 1.287 kg-FeO	+ 0.135 Nm^3-CO	280
1.287 kg-FeO + 1.215 kg-C	= 1.000 kg-Fe	+ 0.400 Nm^3-CO	610
2. CO ガスによる還元反応			**ΔH_{298}[kcal/kg-Fe]**
1.430 kg-Fe_2O_3 + 0.602 Nm^3-CO	= 1.000 kg-Fe	+ 0.602 Nm^3-CO_2	−59
1.430 kg-Fe_2O_3 + 0.067 Nm^3-CO	= 1.382 kg-Fe_3O_4	+ 0.067 Nm^3-CO_2	−37
1.382 kg-Fe_3O_4 + 0.535 Nm^3-CO	= 1.000 kg-Fe	+ 0.535 Nm^3-CO_2	−22
1.382 kg-Fe_3O_4 + 0.135 Nm^3-CO	= 1.287 kg-FeO	+ 0.135 Nm^3-CO_2	+51
1.287 kg-FeO + 0.400 Nm^3-CO	= 1.000 kg-Fe	+ 0.400 Nm^3-CO_2	−73
3. H_2 ガスによる還元反応			**ΔH_{298}[kcal/kg-Fe]**
1.430 kg-Fe_2O_3 + 0.602 Nm^3-H_2	= 1.000 kg-Fe	+ 0.602 Nm^3-H_2O	205
1.430 kg-Fe_2O_3 + 0.067 Nm^3-H_2	= 1.382 kg-Fe_2O_3	+ 0.067 Nm^3-H_2O	− 8
1.382 kg-Fe_3O_4 + 0.535 Nm^3-H_2	= 1.000 kg-Fe	+ 0.535 Nm^3-H_2O	213
1.382 kg-Fe_3O_4 + 0.135 Nm^3-H_2	= 1.287 kg-FeO	+ 0.135 Nm^3-H_2O	110
1.287 kg-FeO + 0.400 Nm^3-H_2	= 1.000 kg-Fe	+ 0.400 Nm^3-H_2O	103

『第三版　鉄鋼便覧Ⅰ』P131

図2－1　Fe－C－O系の還元平衡図（Pr＝1 atm）

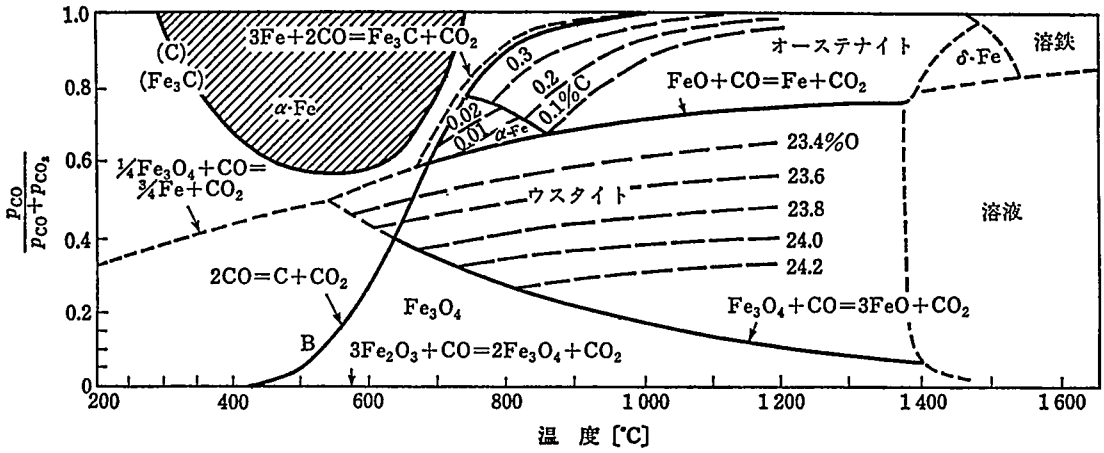

『第三版　鉄鋼便覧Ⅰ』P　83

B曲線の左側では固体炭素による還元がおこなわれる。斜線部分である。ただし，表にしめした5つの式が同時におこるのではない。Fe_2O_3（酸化第2鉄，赤鉄鉱）は固体炭素によってFe（金属鉄）とFe_3O_4（四三酸化鉄）になる。Fe_3O_4はさらにFeとFeO（第一酸化鉄）になる。FeOは570℃以下では不安定で存在できない。FeOからFeへ還元される。

$Fe_2O_3 \rightarrow Fe_3O_4 \rightarrow FeO \rightarrow Fe$と順次又は，直接Feへ還元される。（FeOは570℃以上）この還元過程はCOガスを効率的に利用できず，また，炉内温度が低かった時代には固体炭素による還元が主であった。高炉の発明は熱力学的にだけでなく，COガス還元を効率的に利用できるようになったことも重要なのである。

COガスによる還元は温度およびCO濃度によって決定される。Fe_2O_3は熱によって570℃からFeOとFe_3O_4に分解する。$Fe_2O_3 \rightarrow Fe$は実際は多くない。B曲線の左側の点線は“見せかけの反応”である。例えば800℃，COガス20％濃度にあるFe_2O_3はFe_3O_4に還元される。ここでは，Fe_3O_4は安定で，濃度または温度または両者を上げなければFeOに還元されない。D線を越えるとFe_3O_4とFeOの，E線を越えるとFeOとFeの平衡がやぶれFeO，Feとなる。COガス還元も（$Fe_2O_3 \rightarrow$）$Fe_3O_4 \rightarrow FeO \rightarrow Fe$となる。

侵炭は$3Fe + 2CO = Fe_3C + CO_2$であり，FeとCOガスの反応である。また，温度が高くなるか，CO_2ガス濃度が高くなるとFeはCO_2に酸化され，$FeO + CO \rightleftarrows Fe + CO_2$の反応を起こす。いわゆる焼き減りである。

ロ）還元の時間（速度）と機構

図2－2は磁鉄鉱，赤鉄鉱のガス還元の温度による影響である。H_2ガスによる還元がCOガスに比べ，低温域で速いことがわかる。ここでの問題はCOガスでの還元である。850℃で赤鉄鉱では95％還元に約150分，70％還元に約50分を，磁鉄鉱の場合には40％還元に150分を要している。

赤鉄鉱は粉状の微粒子であるから粒経が小さい。還元速度は粒経1㎜以下では粒子全体で反応が起るが，粒経が大きい場合には粒経の1～3乗に比例して長くなる。また，粉状の赤鉄鉱は，焼結などの事前処理により性状を変えなければ高炉では使えない。Fe_3O_4の反応速度が遅いのはウスタイトの相が緻密なためと考えられている。

還元が行われるには酸化鉄層に還元ガスが到達しなければならない。還元ガスは鉱石外面と脈石の流出した隙間を通って酸化鉄に到達する。還元は酸化鉄と還元ガスとの界面で起る不均一反応である。図2－3のように3つに分類される。同図の(a)は反応速度が非常に大きく反応ガスが境界で消費されてしまう場合で，相境界でガスがせき止められる場合である。(b)は気孔率が大きく，還元しやすい結晶粒では，一定の厚さの反応帯が形成される。(c)は磁鉄鉱のような難還元性で各結晶粒が大きく緻密な場合に起る。層としての物理性状が問題とされるのはこのためである。

以上の知識をもとに操業と結果について検討することにしよう。

5）　操業と結果について

「実験」に使われた炉と原料，および操業の記述と生成物から，ほぼ次の推定が成立する。

イ）コークス中の炭素（C）と送風された空気中の酸素（O_2）がはげしく燃焼し，大量の熱と炭酸ガスを発生させる。（$C + O_2 \rightarrow CO_2$）熱は空気中のH_2とCO_2を媒体として，一部はコー

図２－２　磁鉄鉱（ａ）および赤鉄鉱（ｂ）のH_2およびＣＯガスによる還元での温度の影響[281]

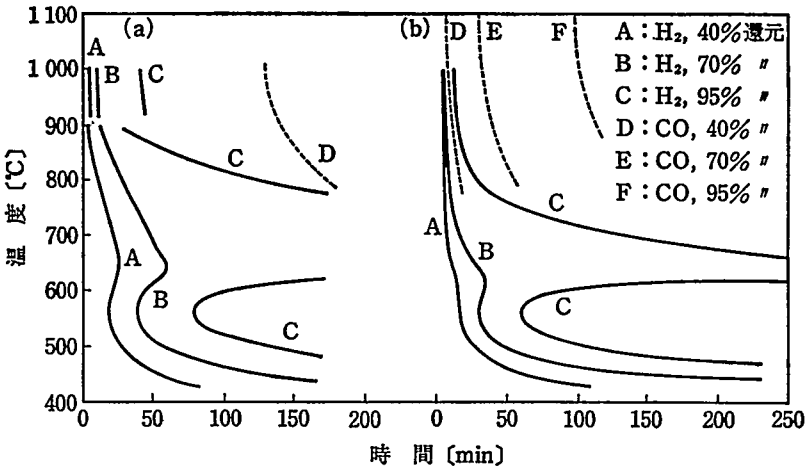

『第三版　鉄鋼便覧Ⅰ』Ｐ１３２

図２－３　酸化鉄の還元進行状況

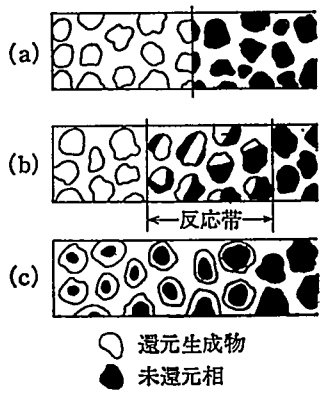

高校用教科書
『金属製錬２』Ｐ１３３

図２－４　燃焼帯

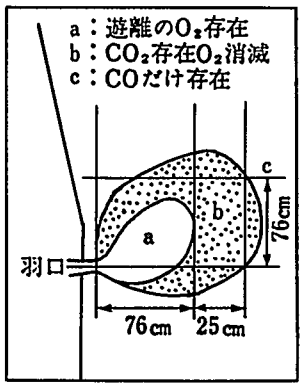

高校用教科書
『金属製錬２』Ｐ１０２

クス，焼結鉱・炉材を乾燥させ，充塡物・炉材に蓄熱される。一部は排出ガス（H_2，CO_2，COなど）として，また，炉の上面と壁，および炉底から空気中，土中に放熱される。

ロ)炉内の畜熱量が一定温度に達すると，CO_2はコークスの中のCと反応し，一酸化炭素(CO)を発生させる（$C+CO_2 \rightarrow 2CO$）。図２－４はこれらの現象を図に表したものである。ａ・ｂの界面で燃焼し，ｂ相でCO_2はCと反応し，CO（カーボンソリュージョン反応）となる。ａ・ｂの大きさは羽口・送風量などによって異なる。同気圧の下でC量が満されているとすればCO_2のCOへの反応は温度に支配される。ここでCOガス反応の原理について若干補足しておこう。図２－５はブードアール曲線又はCOガス平衡曲線と呼ばれるもので，750℃の場合，m点

図２－５　$CO_2+C \rightleftarrows 2CO$の平衡曲線

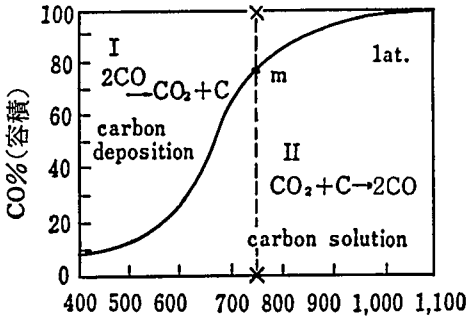

高校用教科書『金属製錬２』Ｐ　95

図２－６　多界面反応モデル

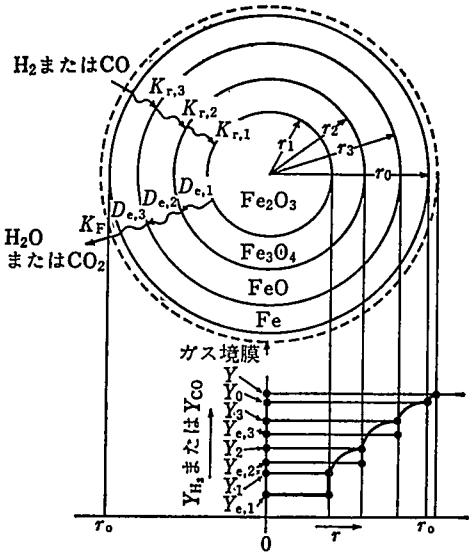

『第三版　鉄鋼便覧Ｉ』Ｐ　97

75％CO容積濃度（$CO/CO+CO_2$）で反応は停止する。COとCO_2がこの点で平衡する。75％COで温度が低下すると$2CO \rightarrow CO_2+C$の反応によりCO中のCが放出される。これをカーボンディポジション反応という。

COガスによる還元が実際におこなわれるためには酸化鉄と接触しなければならない。初期の高炉（16世紀）でも７～８ｍの炉高をもっていたのは経験的にCOガスによる還元反応を効率化しようとしたからである。「実験」ではCOガス還元の効率は低い。

焼結鉱中のSiO_2など脈石が酸化鉄をとり込みコークス中を滴下する。流出した脈石などはコークス灰とコークスをとり込み次第に流動性を失い下部に蓄積される。

ハ）COガスは初期には焼結鉱の外面および気孔から，次第に脱落した脈石の間隙から鉄酸化物に接触し，還元反応が行われる。同時に，COガスから遊離したCfixおよびコークス中のＣによる還元反応が進行する。

この炉では放熱量が大きいため，実際の反応場面での温度低下は著しく，また，この焼結鉱のFe分は50％内外であろうから，鉄酸化物とCOガスとの接触は大きく妨げられており，，Cfixによる還元反応が主であったと思われる。

図２－３の粒子をとり出し，実際的な還元反応の概念モデルにしたのが図２－６である。このモデルにしたがって，反応速度が計算され，炉況計算がおこなわれている。反応生成物である金属鉄Feは多孔質であり，CO，CO_2ガスは多孔質体を拡散し，未反応核FeOとの界面で反応を行なう。順次このようにして中心部までFeとする。すでに述べたように，粒経が１㎜をこえる場合の還元反応時間は粒経の１～３乗となることはすでに述べた。

また，COガスによる還元反応時間の長さについてもすでにふれた。市販コークスの使用の問題も合わせて再考していただきたい。

還元されたFe原子は近くのFe原子と結合し，結晶を成長させる。（Feは１原子ずつ還元さ

れるのであり，ここでの“近く”は原子運動の自由度内の意味，温度で異る。）たたら製鉄の鈕（けら，鋼）は球形の大玉がよいとされているが，これのよく発達したものである。この「実験」でノロの中から磁石で集めた小さなものが，金属鉄であろう。ただし，コークス中のS・Pを含みO_2による酸化もうけたと思われる。この酸化は炉にたまったノロの中のCが減少するにつれ，送入された空気中のO_2がCOとならず生成されたFeOと反応する。高温であれば反応速度は早い。

ニ）固体の上面にできた「鋼」と考えられたものは海面鉄である。使用した焼結鉱の反応速度は速く，スラグの活動性も高かったと想定されるが，これは湯だまりでのスラグの活力による精練を前提としている。ところがこの「実験」の炉は湯だまりを持たず，炉底の蓄熱効果が著しく低いうえに，コークスの灰分が多いため，スラグが活動性を失い，鉄分は棚状に上面に残され，冷され固化した。

この炉や原料では金属鉄をつくる能力がなかったのである。海面鉄は，還元された金属鉄と未還元酸化鉄との混合物で，脈石，コークス炭などを内部や外面に含んでいる。このFeはすでに述べたように金属結晶の成長が酸化鉄のために切断され，内部に空気層をもっているなどのため，金床でつぶれたのである。これは，くず鉄として利用される。良質の海面鉄は，すぐれた鋼原料であり，スエーデン等ではこの目的のために近年まで生産されていた。(現在スエーデンで海面鉄が工業的に生産されているかは確認していない。)

この「実験」の場合，400～800℃で長時間操業する必要があった。また，脈石の妨害を排除するため鉄分70～80％で粒経の小さい鉱石（砂鉄など）を使い，還元剤および熱源は木炭（硬炭）を使用すべきであった。

また，燃料の節約を計るなら，炉の蓄熱効果に留意すべきであった。

3　「製鉄技術のあゆみ」の検討

鉄の科学や技術，製鉄史の研究そのものの追求はわたしたちとは異なる専門家の課題である。しかし，これを子どもたち（成人を含む場合もあるが）が効率的に学べる，いい変えるなら，発達段階に応じて自らのものになしうる形態を生み出すことは教育研究の独自の課題である。この両者は独自性の承認のうえに相互の尊重と協力がなくては教育研究は発展できない。これは自然科学だけでなく社会科学や人文科学（経済学・社会学・文学・芸術等々）においても同様である。

製鉄技術史の授業研究は現代の鉄の科学と技術の発展過程を子どもがあざやかに楽しくわかるための教授の方法をみつけ，だれもがこの研究成果を利用できる形態で公けにすることであろう。繰り返し強調しておきたいことは，このためには現代の鉄の科学と技術，製鉄技術史の研究成果にたって，子どもがあざやかに楽しくわかる方法を構成することである。

1）金属の発見と鉄をめぐって

「人類と金属の材料……のかかわりとあゆみ」という「視点に立つ」と述べながら「(1)金属の発見と鉄」の授業は「製鉄法の発見が必要であったことを学ぶ。」（P15）ことにとどまっている。

金属材料の発見は人間の歴史の中核をなす物質的生産の歴史にとって画期的大発見であった。(2)で鉄は「銅より製錬がやさしかったはず」としながら(1)では自然金「自然銅の利用が中心」として，金属製鉄史の要点はさけられている。

はじめての製錬金属が銅か鉄の問題は百年来の論争であるが，冶金学者のあいだではベックの主張以来，鉄先行説が支持されてきており，考古学によってもうらづけられつつある。

しかし，高校の金属，機械などの教科書のごく簡単にしかふれられていない製錬史も石器時代，青銅器時代，鉄器時代という三時代法に制約された矛盾した記述となっていたり，あいまいにされている。不正確な記述や明らかな誤りも多い。多少横道にそれるが若干の例をしめしておこう。

例①　『機械工作上』52年改訂版，科学書籍出版

この教科書の記述は次例に比べて，人間の生活との関係で鉄をとらえ，記述も相対的に詳しいのであるが，問題点も多い。「天然に産出された」「鉄の採取」（P１）は後の記述とも矛盾するが，隕鉄説をとっているのであろうか。また，「銅や青銅は産出量も少なく高価……」（P５）とあるが古代の銅も鉄も決して少なくはないし，鉄も高価であったことは古代の大王たちの戦利品リストに明らかである。また，脈石（SiO_2など）の少ない高純度の鉄鉱石から還元される場合，「微粒のままスラグの中に分散した状態」で取り出されることはない。（この見解は，レスリー・エイテソン『金属の歴史』1960に一方的に寄っているように思われる。教科書には出典の記載はないが。）

浸炭技術による鋼の生産と区別して，アルメニアも誤りである。時期については，銅製錬を前4000年とし，鉄は「非常にむずかしかったので……時間がかかった。」として，前1400年のアルメニアの鋼が具体的にしめされている。あいまいで矛盾した記述となっており，銅先行説に立って記述されている。

例②　『金属製錬１・２』52年発行，実教出版

この教科書の『１』で金属製錬の発達はわずか２頁しか記述されていない。「人類が金属を利用しはじめたのは大昔のことで，その起源は明らかでない。考古学によれば文化は石器時代・青銅器時代・鉄器時代の順序で進展してきたといわれる。」（P１）これでは教える意欲が疑われよう。ピラミッドの間から発見された鉄器は有名であるが，この年代を「5600年以前のもの」としているが，前2500年であるから4500年前であり，（ベック『鉄の歴史』Ⅰ(1)P86～して詳しい）あまりにも古いエジプト学を典拠としている。（ベックは100年前にBC3000年と記述していたが。）

『２』では鉄鋼生産の技術史を三段階に区分している。第１期を13世紀終りまで手動直接法時代，第２期を19世紀まで水力利用銑鉄製造時代，第３期を現在まで溶鋼大量生産時代としている。この区分は技術史的に有力な見解とはいえない。鉄の歴史の表（P４）では「BC2500年ごろ／製鉄のはじまり－錬鉄をつくる。地中に穴を掘ってその中に燃料を入れ，鉄鋼石を溶解還元し……」と書かれている。

同出版社の『金属材料』では青銅について簡単にふれた後，「やがて紀元前4000年ころ鉄鉱石の塊の上にまきを重ねて燃やすという原始的方法にはじまり，14世紀には……」(P２)となっている。

このようにみてくると高校での鉄の歴史はいわば“刺身のつま”として扱われているにすぎ

ない。製錬や材料の教科書に人間と鉄の歴史を長々と記述できないにしても簡潔，正確な記述はぜひ必要と思われる。

中沢護人氏は『鋼の時代』（岩波新書）の中でベック以来の製鉄史家の論点を概略次のように紹介している。

第一は古い遺跡から，青銅が圧倒的に発見され，考古学者が青銅先行の偏見をもった。

第二は，青銅と鉄の製造技術の異質性である。鉄は複雑で多面的な性質をもっているが，人類の歴史と同じようなきわめて単純な形態から出発することができる。冶金学的には鉄のほうが先行したとみるべきである。

第三は，青銅の原料である銅と錫の資源は限定され壮大な海上貿易を前提とするが，鉄鉱石と木（木炭）はどこにでもある。(P16～18)

そして氏は「ともかく青銅が大量に利用されるようになってから後に鉄の製造の技術が誕生したと断定するのは誤りであろう。鉄は人類とともに古かったということができるようである。」(P18) と述べている。

「三時代法」については『沈黙の世界史５．ヨーロッパ（石と森の文化）』角田文衛，新潮社，1971年を参照されたい。

『鉄を生みだした帝国，ヒッタイト発掘』（大村幸弘，NHKブックス，1981年）は最新の考古学的研究成果として興味深い。これは大村氏のヒッタイトの製鉄地（古代名アリンナ）がアラホジャホユックであることを突きとめたノンフィクションである。
ヒッタイトでは前2500～2200年の文化層の王墓から鉄剣，前1700年前の製鉄所跡と鉄滓が発見されている。

「オリエント世界の鉄器文化は前1200年頃，つまりヒッタイト帝国の崩壊した時，その幕明けを迎えたはずである。……前2500年から前2200年の文化層に鉄剣が発見されたことは，中央アナトリアには，前2500年頃，すでに鉄器時代にはいっていたとでもいうのであろうか。」(前書P152～3)

わが国の場合も同様である。例えば北陸の海岸地方には多くの製鉄所跡が発見されているが，このなかにはカーボンテストによる木炭年代測定結果によれば前450年をしめすものもあるという。

これらの事実は酸化しやすい鉄の性質をこえて，考古学的にも製鉄史家の見解を有力なものとするだろう。

鉄の歴史の授業は製鉄史家の数多くある業績にしたがって構成されるべきものであり，社会科歴史と同一の次元であってはその意義を低める。技術科ないし金属製鉄・材料などの授業では，考古学の現在の通説（三時代法）と異なる鉄の歴史を教え，子どもたちの驚きと意外性，興味をかきたて，製鉄史からみた人類史の認識を形成することに独自の意義があると考える。（現状では受験のための混乱をさける若干の注意が必要であろうが。）

２）　製鉄技術の段階 ― 炉の発達を中心に ―

「(2)たて炉製鉄と日本のたたら製鉄」では『デ・レ・メタリカ』や『天工開物』『和鋼風土記』（記録映画）を資料に，「製鉄の原理（化学変化）と条件を導く。」(P15)「海綿状の鉄は低い炉でも製造できた……生徒たちの手でも製鉄が可能な見通しをもたせること。」(15) を目的と

している。

「(3)アブラハムダービィのコークス製鉄法」ではコークスによる「製鉄法，水力送風法，炉の高炉化による溶鉄の生産など近代製鉄の特徴」を学び，ここで「大島高任の洋式高炉による鉱石製鉄（木炭製鉄)」が扱われる。ここの目的は「温度条件，還元条件を効率的につくり出す炉の構造（タテ長，太い胴)，送風方法，石灰石の働きなど」(P16）を学ぶこととなっている。

「(3)ベッセマーの転炉製鋼法」では「高炉でできる銑鉄の炭素量と融点降下，および銑鉄の機械的性質との関係」「脱炭して鋼にするための転炉法のすぐれた特徴を鋼の性質にふれながら考えさせる。」(P16）と書かれている。

近代製鉄までの歴史をこのように区切り，特徴づけ，教育内容を設定することは妥当なのであろうか。

鉄の歴史は「きわめて単純な形態から出発」し，人類史とともに「金属ではもっとも複雑で多面的な性質」を全面的に現わにした歴史である。この長い複雑な歴史を教えるために，鉄の歴史を総括し特徴づけることは簡単ではない。

人間の歴史は，ある時期からそれぞれ単純な個々の鉄の歴史をもって少しずつ発展してきたのであり，19世紀以降の急速な鉄の科学の発達を媒介にして，全人類が製鉄技術を共有する時代へ進化したのである。近代製鉄が確立する以前はさまざまな製鉄技術が交流しつつも，独自の条件や経験に支配されて，同時に併存していたのである。製鉄史を教材化する場合には，現在，全人類が共有している製鉄科学・技術を基準に，これへの歩みを労働手段，労働材料，労働の仕方および生産性などを重視する必要があろう。

(2)の教材資料はいずれもシャフトを持たない炉である。そして「鉄を低い炉でも製造できた」とあり(3)で「炉の高炉化」とあることから，シャフトの有無を基準に炉の発達をみているようである。(2)では「送風装置」とだけあり，コークス炉では「水力送風法」となっている。

シャフトは製鉄炉にとって重要であるが，重要なものの一つである。製鉄炉を熱力学および物質交換などからとらえる視点が欠除している。このために，高炉の発達を教えながら産業用炉に共通する原理は忘れられることになる。(自家用炉でも原理はおなじだが）高炉に付随する送風装置は，熱を得るために空気中の酸素を供給する手段であったが，CO還元ガスや熱媒体を増加させるために，さらに今日では水素などの還元ガスや熱風炉などからの給熱，発生ガスの再利用装置へ発展している。炉底および下部構造や炉壁，その材料の発達は蓄熱など熱力学上重要であるし，炉内構造および炉内材は還元反応および操炉技術の発達をみるうえで欠かせないのである。

ベックは『鉄の歴史』の各所で炉についても詳細に論じている。「16世紀のはじめ，鉄鉱石の溶解はRewnherd（レン炉)，Stückofen（シュトゥック炉)，Blauofen（ブラウ炉）およびHochofen（高炉）でおこなわれた。」前二者は直接法，後二者は新しい間接法で，これは「15世紀の最初の25年間のうちどこかで発明され…（16世紀のはじめには高炉法は）……主としてライン河の流域地方で行われていただけだった。」(同Ⅲ(1)P65）15世紀からはじまる高炉のゆるやかな進歩が完全に勝利するのは，19世紀であり，それまでは多様な方法が保持されたのである。

中世までの炉は単にHerd（独)，hearth（英）とよばれ，日本訳では炉床である。これは炉

の原始的形態である地中にえぐられた形から，地上に築かれるようになった中世においても炉は炉床としてとらえられていたことをしめしている。Herdでルッペ（半容鉄）をつくる炉がRennherdである。もともと火，あるいは炭火を意味するFeuerも炉を意味し，Ruppen Feuerは耐火物で築かれた炉である。レン炉が発達し，低いシャフトを持ったものがStückofenであり，大型で固定的，継続的に使用されるものをさした。これはStückは魂で，この低いシャフトをもつことによって，ルッペが大きくなる炉の意である。『デ・レ・メタリカ』（1556年，アグリコラ）は1529年から1550年にかけて書かれているが，（『近世技術の集大成』P519，三枝博音），アグリコラはレン炉とシュトゥック炉（直接法）についてのみ書いており，当時ライン河地方で始まっていた間接法には触れていない。

また，アグリコラとならぶビリングチオの『ピロテクニカ』（『火工術』の意，1540年）も間接的に聞いた話として間接法を扱っているにすぎない。BlauofenのBlauはblasenで送風するを意味し，これまでの人力，畜力による送風から，水車を使った質的に異なる強制送風装置をもつ炉を意味する。英語ではblast furnaceであるがこれもblast即ち衝風を吹き込む炉を意味する。英語のもう一つの呼び方shaft furnaceはシャフトの高さから来ており，独語のHochofenと対応する。

日本では，明治以降の技術輸入にともなう訳語造りのなかで19世紀の一般的使われ方であったblast furnace（英），Hochofen（独），は鎔鉱炉とされたが，（日本科学技術史大系20，P243）高炉も相半ばして使用され，製鉄炉の発達の歴史的成語認識を欠いた完成した同一のものの訳語として意識されている。（ベックの中沢氏の各訳注参照）

高炉の初期（16世紀）はコークスと関係がない。水車の連続した強い送風によって生じる熔鉄（＝鋳鉄）のため湯留りと，炉床に湯出し口又は出銑口か設けられる。炉高は4～5mで外形はシュトゥック炉とそう変わらなかった。炉内部の形はなかなか定まらなかった。「鉱石の性質の変化に対応する高炉の多様さは19世紀のはじめも決してやまず，むしろ，コークス炉が登場してからいっそうひどくなった。しかし，炉の形を研究し，内容積や各部を比較することによって，自然に，一定の条件に適した一定のタイプが求められるようになった。」（ベックⅣ(1)P86～7）

コークス高炉の工業的成功の最初は1709年のアブラハム・ダービー1世（英）であり，ダービー2世によって1735年に完成された。ダービーは1708年に砂型鋳造技術を発明しており，この成功によって，質の悪いコークス銑を鋳物として使用する用途を開いたことが関連している。しかし，18世紀前半には深刻な木炭危機にもかかわらずコークス高炉は広がっておらず，1747年にはダービーのコールグルックテールの工場が唯一のコークス高炉であった。ダービー2世は1750年ニューコメン機関を水車への揚水にはじめて利用し，以後次々と7基の高炉を建設し最大の製鉄所に発展させた。この高炉は日産3t，週20～22tで，当時の木炭高炉より生産性が高かった。コークス高炉は18世紀後半ようやく広がり，19世紀末になってようやく完全な勝利をおさめる。

コークス高炉の発展のためにはより大量の空気を安定して送れる送風装置と，このための動力が必要であった。また，新しく生ずる炉況に適合する鉱石の事前処理技術とコークスの性状の改良，炉の構造の改善などが必要であった。

送風装置では木製箱型装置からシリンダー型へ，動力はニューコメン機関からワット機関が

対応する。これらによってはじめて，コークス炉と木炭炉の差異が明確になる。

19世紀はじめ両者の差は次のようなものであった。

19世紀はじめの「木炭高炉は5ｍから13.18ｍまで」「ドイツとフランスでは，30ft（9.39ｍ）が木炭高炉の中位の高さ……新設は……これに拠った。」「イギリスの比較的古いコークス高炉……37～38ft（11～12ｍ）にすぎなかったが，比較的新しいコークス高炉になると，すでに40～70ft（12～22ｍ）……大陸でも42ft（13ｍ）がコークス高炉の平均とみなされ，40ft以下のものはあまり建てなくなった。」（前同，P88～89）

ダービーのコークス製鉄は近代製鉄への出発点として決定的に重要な出来事であるが，現代までの製鉄技術のすべてがそうであるように，既存の設備方法の一部を置換する部分的改良の一つなのである。コークス銑は低級鉄以外には使えず，まだ中間製品であり，この発展のためには製鋼法の発展が必要であった。1780年ごろようやくコークス高炉ーパドル法ー圧延機（ベッセマー法までの５～60年間）という新体系への移行がはじまる。

製鉄技術において18世紀を特徴づけているものは経験的技術に対する科学の侵入の開始である。レオミュール（仏）が1722年発表した浸炭鋼および可鍛鋳鉄の製造に関する二つの論文，没後の1751年から逐次出版された『技術と産業の記述（ディスクリプション）』は，レオミュールに鉄の科学の創始者の名を与えている。スエーデンボルグ（スエーデン）は同時最も発達した製鉄国スェーデンの技術をもとに，実際的，体系的なはじめての教科書『デ・フェロ』（鉄）を1734年に出版，仏訳され『ディスクリプション』によって広く影響を与えた。また，圧延機の父ポールヘム（スエーデン）『愛国遺書』（1746年），スベン・リンマン（スエーデンの製鉄技監）の名著『鉄の歴史』など，鉄の科学の基礎が築かれた。鉄の技術は「全文明の進歩を指示」（フルクロア）する。ラボージエ，プリーストリーらの酸素の発見，ギャヴェンディッシュの水素の発見などがフロギストン説を崩壊させ，製鉄の科学反応論に道を開いている。

19世紀は，今日に直接つらなる科学的原理にもとづく製鉄の世紀である。技術教育として重要なのは18世紀にはじまり19世紀に確立する製鉄の原理および技術的応用をどう教えるかである。18世紀までの製鉄技術はこれの前座にすぎず，むしろ歴史教育（社会科学）の教育素材としてより重要であろう。

19世紀に入って鉄道と汽船が鋼の需要を決定的に増大させた。18世紀末のコークス高炉ーパドル法ー圧延機の体系ではこれに答えられなくなった。1828年ジェームズ・ネルソンによるこれまでの冷風に替って熱風による高炉法が開発され，コークス高炉の大型化が実現した。高炉のプロセスの科学的把握も前進する。

1839年にはジェームス・ナスミスの蒸気ハンマーの発明がある。銑鉄を鋼に大量・安価に換えることが必要であった。1856年のヘンリー・ベッセマーの有名な「テェルトナム演説」がそれであった。

ベッセマー法はパドル法にくらべて100倍の科学反応測度をもっていた鋼の大量生産法であった。高炉ー製鋼炉ー圧延機の新体系の誕生である。すでに延べたように新体系が大陸を含め最後の勝利をつかむのは19世紀後半である。しかし，この方法は高炉の高温化によって生じた燐（P）の問題を解決できなかった。これにはギルクリスト・トーマス（英）が1879年に発明した，塩基性の耐火材が必要であった。

トーマス法は平炉およびベッセマー転炉に利用され，石灰による脱硫にも成功する。

話は飛ぶが，今日のL・D転炉はベッセマーの下吹き酸素法に対して，上吹き酸素法であり，第二次大戦後，中世以来の鉄の王国の伝統を守ろうとするオーストラリア製鉄人の傑作である。世界でもっとも高い生産性をもっている日本の製鉄技術は，日本人の発明はほんの少しであり，多くは改良技術にとどまっていた。しかし，エネルギー危機を転機に一段の飛躍をとげた日本の製鉄業は，エネルギーの節約，省力化，コンピュータ化，銑鋼一貫技術，高品位鋼多種生産，公害防止技術など多くの点で世界の第一級の技術を持つに至っている。この地位は当分ゆるぎないものと思われる。

最後に，和鋼の問題について若干述べておくことにしよう。

3）和鋼の技術と近代製鉄の導入について

「報告」者は炉の高低をあまりに大きく製鉄技術の評価基準と考えているために，たたら製鉄を『デ・レ・メタリカ』や『開工天物』（1637年，宋応星，中国の技術書）などと共に扱い，近代製鉄を大島高任で教えている。この扱い方にも疑問がある。

世界の一地方である日本も科学的原理にもとづく共通の製鉄法に包摂される19世紀以前は，固有の製鉄技術をもち独自に発達させていた。日本の製鉄技術の紀元の問題はまだ明らかでないが，古墳時代の製鉄遺跡は全国各地に数多く発掘されている。平安末期から鎌倉期の「穴釜製鉄」遺跡，中世の野だたらと近世のマニュファクチュア段階に達していた高殿（たかどの）に築かれた，たたら炉までを低炉として一括することは適当ではない。また，送風装置，採鉱法も発達している。

「わが国では古代から砂鉄を原料とする製鉄がおこなわれ，送風に使う足踏みふいご日鑪も『たたら』（多々良）と称したところからその製鉄法は『たたら』とよばれたが，同じ砂鉄精錬法ではあっても，江戸時代に入ると原鉱砂鉄の選鉱方式，炉の築造法，送風装置，製品の処理法など，多くの面でいちじるしい技術進歩がみられるのであって，幕末期におけるたたら製鉄法を，単純に原始的製鉄法と考えるべきではない。また，洋式製鉄の導入前の在来製鉄法を砂鉄精錬法，『たたら吹き』と一括して，その発展をみをとしてはならないとおもう。」（大橋周治，『幕末明治製鉄発達史』P18）

日本の製鉄は砂鉄を原料としていたために炉を上方へ発達させることはできなかった。高品位の砂鉄は粒形が小さいため反応速度が早く，短時間で金属鉄がつくれるすぐれた原料である。従って，たたら炉は下に発達し，熱力学的にみて，高い畜熱効果をもっていたのである。図3－1にみられるように，ヨーロッパの同時代の炉に比べて劣ってはいない。今日のようにコークス炉が地面から離れ炉床を失うのは，熱風法によって高炉が大型化し，地盤で支えきれず鉄材による構造物となって以後のことであり，19世紀なのである。

ヨーロッパと同じように，日本でも同一のたたら炉で，原料（砂鉄の種類）と操業法を変えることによって鋼（「鈕押法（けらおし）」）と鋳鉄（「銑押法（くずおし）」）の生産をおこなっていた。砂鉄による高炉法がいかにむずかしかったかは，広島鉱山での黒田正暉，小花冬吉の事跡でみることができる。（前同，P291～）

釜石・大橋高炉（1857年）はわが国ではじめての洋式高炉（木炭・水車）による採掘鉱石からの製鉄として有名である。ヨーロッパの近代製鉄技術との接触はここからはじまる。

「機械制工業の初歩段階の西洋技術・産業の移植にかんするかぎりは，一応の成功をおさめ

図３－１　たたら炉の下部構造（小舟）

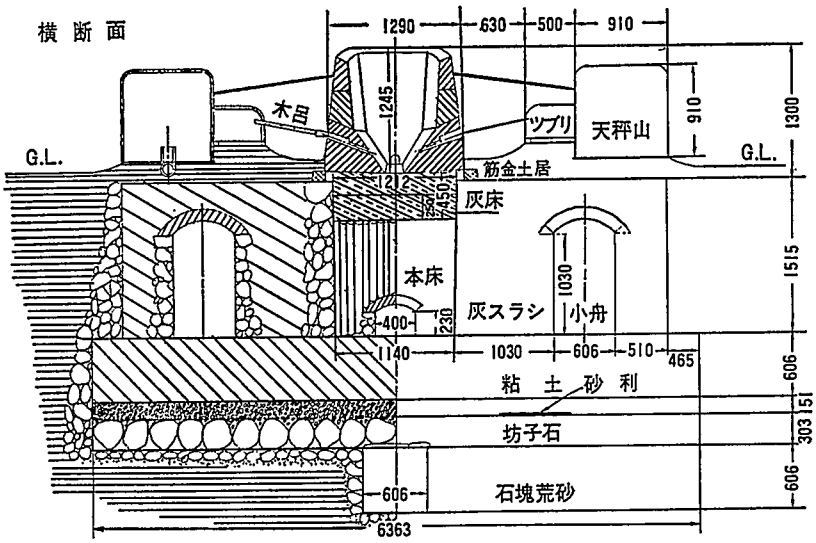

『幕末明治製鉄発達史』Ｐ２０

た……江戸時代末期のわが国産業・技術一般がイギリス産業革命期における機械制工業の初歩的段階にかなり近接した水準に達していたことを意味する」（前同，P211）という評価が正確であろう。しかし，イギリス産業革命期の初歩的段階とその後の７～80年の発展の巨大さも忘れてはならないだろう。

大橋周治氏は「釜石の洋式高炉はただ単に蘭書のままをまねたといったものではなくて，在来技術にもとづいて多くの創意くふうを加えるなかで変化し，能率も向上されていったようにおもわれる。」（前同，P190）としているが，技術格差のためにまねることのできなかった部分を在来技術でおぎなったのであり，ここには在来技術を基盤とする西洋技術の取り入れ方の一般的あり方がみられ，後の官立釜石（鈴子）製鉄所の失敗と対照的であろう。しかし，生産性は初期の不安定な操業からは向上したが，当時のヨーロッパの木炭高炉に比べても，はるかに低かったのである。

大島高任が，大橋高炉の築造にあたって参考にした主な蘭書は，ヒューウェニン（U. Huguenin，1828年，邦訳名は種々である。）のものであるが，1852年以降，３種の訳本が確認されており，『日本科学古典全書，第九巻』（朝日新聞社，昭和17年出版，昭和53年復刻版）に収録されている。ヒューウェニンの本は大鉋鋳造の入門書で，ハッセンフランツ（仏）の『鉄冶金技術』（1812年），カルステン（独）の『鉄冶金学綱要』（1814年，1827年第二版，1841年第三版，ベックは19世紀前半の鉄の技術と科学の進歩はこの本でわかると書いている。カルステンは石炭製鉄を理論化し，鉄のなかの炭素などの実態と役割を解明した。）を使用している。高炉法はこの本では，製鉄史，鉄鉱石に続いて三番目に位置する一章が当てられているだけであるが，記述は木炭から製鉄用コークスによる製鉄を主体に，送風装置は蒸気機関による製鉄シリンダー送風を紹介している。（ただし，正しく訳されていない。技術史研究としては原書と訳の対照などを含め当時の製鉄技術の受容力をさらに研究する必要があろう。）

大橋高炉は佐賀の反射炉などともに西洋技術導入の前史である。近代技術としての製鉄は「明治三年（1871年）に工部省が創設され，まず造船および鉄道敷設の事業の行政的管轄のことが急務となりはじめたことから，突如盛んになったものといってよい。」（日本近代製鉄技術発達史，P31）

官営釜石製鉄所は1874年工部省釜石支庁が設置され，翌年から工場建設がはじまる。

「工場施設は熔鉱炉から諸機械，赤煉瓦に至るまですべて英国から購入して，その組立建設にも英人技師，職工数名を招聘した。」

「鉄皮式スコットランド型25t高炉２基（各3,500立方尺），ウイットウエル式熱風炉３基，直立単筒送風機１基，コルニッシュ式汽缶３基，錬鉄工場においては錬鉄炉12基，再熱炉７基，汽槌２基，圧延機１基，剪断機３台，鋸機１機，汽缶７筒，……桟橋……鉄道……全費用約250万円の多額に上った。」（『釜石製鉄所七十年史』P21～３）

同高炉は1880年（明治13年）９月火入れをおこない，銑鉄の生産を開始したが，操業97日で中止された。1882年にコークスを併用して再開されるが，操業がうまくいかず196日で再休止となり，同年の第三次操業に失敗し廃止された。錬鉄工場は「半製部」と「仕上部」に分けられていたが，後者は外人技師が来着しないため操業ができず，粗精錬鉄の製造にとどまった。官営釜石製鉄所の失敗の原因は種々上げられてるが主因は技術的未熟とされている。

官営釜石の２基の高炉は炉内形状は若干異なるが，いずれも炉高18m，炉腹経３m，容積98m³であった。木炭のみを使用した第一次操業は日産平均15ｔで１日当り１万貫の木炭を使用したとされる。銑鉄１t当り2.5tの木炭，即ち木炭比は2.5であった。第２次操業は，はじめ木炭のみを使用し，順調であったが木炭不足から三池炭のコークスを併用するに至って不調となり休止した。１日の平均出銑量は22tであった。

官営高炉は19世紀初頭の技術で，異例の大型木炭高炉を操業しようとするものであり，第２次操業の失敗も「恐らくコークスの形状，大きさ，堅さ等が十分に研究されずに装入されたため」（前出『七十年史』P25）とされている。

ベックによれば1850年当時イギリスの木炭高炉の操業はすでに４基にすぎず，官営釜石建設当時，イギリスでは木炭高炉の経験は遠い過去のものとなっていた。大陸およびアメリカではまだ木炭高炉の建設も行われていた。1870年から1890年までに建設された代表的木炭高炉17基の炉高は平均14～５m，内容積は５～60m³が多く最大で100cm³強であった。

最大の木炭高炉と思われるヒンケル・ファーン（1880年・米）の高炉は高さ18.30m（H），炉腹3.66m，5.03（D/H）で，日産100t，t当り木炭比は0.76である。

1870年といえば高炉の科学的解明は相当すすんでおり，コークス炉の改良も格段に進歩していた。例えば，ロバート・ブンゼン（英）のガス分析（1838年）によって炉内ガス反応が解明され，仮説的に提示されていた「予熱層」「還元層」……なども実証されていたし，ローシャン・ベル，ペーター・ツンナー，ルイ・エマニュエル・グルナーらによって熱バランス，熱経済，物質バランスなどの概念が提出され解明もすすんでいた。（1869～1872年），また，炉内ガスの利用や出銑口も開発され，炉の密閉化もおこなわれている。1870年頃はコークス高炉ー熔鋼ー圧延の新体系の時代への移行期であった。

このようにみて来ると，当時の技術輸入がいかにひどいものであったかがうかがえる。

わが国の近代製鉄業を確立したのは官営釜石を引き継いだ田中長兵衛一家である。官営釜石

は工場払い下げ当時，引受け手がなかった。田中は1884年（明治17年）残品鉱石・木炭の払下げを受け，工場用地を使用し，水車動力を使用する「洋風高炉および日本式高炉各１基の建設に着手，明治18年（1888年）より高炉操業を始めた。」（前同P44）この時の高炉の詳細は不明であるが，1895年（明治25年）の改修炉図（洋風高炉と思われる）は炉高8.5m，炉腹1.9m，内容積11.3m³（前出『七十年史』付図，「釜石熔鉱炉図形集」）であり，改修前も同程度であったと思われる。この炉の高さは19世紀初頭の木炭高炉の平均的高さであり，1870年代の木炭高炉の最後の時代にくらべるとはるかに小型であった。同高炉は明治18年１月から吹入されるが49回の失敗を重ね明治19年10月に至ってようやく成功した。

この間の事情は，明治20年２月出願の払下願書に付された「素志書」に詳しい。（前出『七十年史』P46～８）

官営釜石鉱山の払下げを受けた田中は1887年（明治20年）２月，釜石鉱山囲中製鉄所を設立，大阪砲兵工廠（当時の主要製鋼所であった。）から品質保証と販路を得，鈴子の他に「薪炭の便利を得」るため大橋等に木炭高炉を次々に建設した。これらの高炉はいずれも炉高9.8mから11.4m，出銑能力１日当り４～５tの小高炉であった。これらの小高炉から出発することによって，コークス高炉以前の高炉操業技術がわが国に移植され，近代製銑技術導入の基礎条件が築かれたのである。

明治20年代には軍事用および一般産業用の鉄鋼需要が年々増加し，良質銑鉄の大量生産が課題となり，官営時代の大型高炉および附帯設備が改修復活される。日本の近代製鉄技術の確立に多大な役割をはたした野呂景義を顧問に迎え，鉄鉱石を原料とし，コークス（夕張炭），熱風を用い，蒸汽・電気を動力とする科学の原理にもとづく大型高炉の操業が開始された。田中釜石の大型高炉の操業によって1884（明治27）年にようやくコークス高炉銑が在来法による砂鉄銑の生産をうわまったのである。

わが国の近代製鋼技術移入は製銑技術と切離されて，幕末以来進められてきたが，明治初年に重要な役割をはたしたのは大阪砲兵工廠であった。1889（明治22）年坩堝炉によって開始され，翌年には炉容250キロのシーメンス・マルチン式小型酸性平炉が建設される。1896（明治29）年には３トン塩基性炉，ついで1900年（明治33年）には４トン酸性平炉が建設され，主に釜石銑を使用して近代製鋼をおこなった。

わが国の，近代製鉄技術が銑ー鋼ー圧の一貫技術体系として確立したのは官営八幡製鉄所（建立1896年）が順調に操業を行えるようになった1905年とみてよい。この頃から近代的民間鉄鋼業も開始される。「鋼の時代」は第一次大戦期からとされている。（『日本科学技術史大系』20，他）

わが国の近代製鉄技術の確立は約半世紀の期間を要したのである。これは各民族がそれぞれもっていた国有の地域的特殊性に支配された経験的製鉄法が科学の原理による普遍的方法に置換されていく過程であったともいえる。

× × × × ×

すでに予定紙数の３倍近くを書いてしまったので，近代製鋼史と材料学に関する部分の検討は他の機会に譲り，かねて依頼していた釜石家技サークル・中川淳氏の実践報告を入手したので，これについて若干ふれておこう。

釜石実践は和光実践に較べ格段にすぐれているが，それには一定の恵まれた条件があったと

思われる。中川氏も述べているが，釜石市は製鉄の街であり，鉄への関心が高い。また，すぐれた磁鉄鉱が入手しやすく，地方史研究家の協力が得られたなど製鉄の教材化に有利な条件があった。

この実習（実験）は，金属鉄に容易に還元される磁鉄鉱（Fe_3O_4）を使用し，炉も炉床をしっかりとつくり，空気層を設けるなど熱効率を高め，熱源および還元剤として木炭を使用し，操業法などにも留意している。また，地方製鉄史についても興味ある仮説を紹介している。すでに紹介したように人間は「単純な個々の鉄の歴史」を有してきたのであり，一般的には東北先住民が独自の鉄の歴史を持ってきたと仮説することはできるのかもしれない。しかし，技術史の教材化にあたってはロマンと史実の区別が必要である。中川氏は新沼鉄夫氏に依頼して「夷」が独自の製鉄技術を持っていたとしているがいかがなものだろうか。実証された事実にもとづく教材化が必要である。

例えば，安部・清原・藤原氏を朝廷に対立する独自の文化をもった政権とみなし，独自の製鉄技術と結びつけるなどである。787年（延暦6年）「陸奥国で王臣百姓が綿・冑鉄などを売って狄馬・俘奴婢を買い求めることが禁じられ」（UP選書『中世奥羽の世界』P8）るなど，鉄は大和側の主要交易品であり，蝦夷社会に破壊的影響を与えたとされている。同書によれば，藤原氏は「奥六郡の司」と「東夷の酋長」の二つの地位を持っており，俘囚と呼れた服属した蝦夷の定住地は内国とは区別されたが，蝦夷村とも区別されていた。藤原政権の中心は下向した土着武士であり，蝦夷の独自文化の上に築かれたとは中世史家は考えていない。蝦夷の末永である北海道アイヌが独自の製鉄技術を持っていたという証拠はない。

たたら製鉄＝砂鉄という既成観念にたいして，鉱石を使用したという仮説は技術的には妥当な推定であろう。すでに述べたように，砂鉄は鉱石の形状を指す用語であって，鉱石の化学的組成や品位とは関わりがない。19世紀には仙人峠などで使用されていたことは早くから知られており，どの時期からたたら製鉄に磁鉄鉱石が使用されていたのかはいずれ明らかになるであろう。ただし，大橋高炉による鉱石精練が直接在来たたら製鉄技術に支えられたかどうかは，川の民の漁に対する血筋よりもっと確かな直接的証拠が必要であろう。（『中世の風景上』中公新書）

なお，この報告にはこの外にも多くの疑問があるが，これ以上は触れない。

4．総括的検討と技術教育研究の視角

1）総括的検討

「私は血わき，肉おどる気持で実験に参加した。〔正しくは「実験をおこなった」ー筆者〕……この鉄づくりの想い出は一生忘れないと思う。私にとって，この体験は感動的だった。」（レポート「鉄をつくる」中川淳）生徒達も長時間のきびしい“操炉作業”は，「森の人々」〔中世の製鉄職人の別名（アグリコラ）〕の“労働”を体験した。教師が感動する授業，生徒にとって刺激的で楽しい授業はよい実践の必須条件である。

冒頭で紹介したように，研究者の多くはこの実践を評価していた。筆者の批判は現在も変わらない。

「鉄づくりの授業」は技術科の実践としては“特異な試み”の域を出ることはありえない。

学習指導要領上……などからではなく，広く実践される条件がない。従って，この実践は教師の共有財産とはならない。すぐれた実践研究の要件の一つは，他の教師がその成果を現実の授業に使用できることである。よい授業を共有できなければ実践的教育研究会の意義は半減する。

第二にこの授業の最大の弱点は専門家の指導をきちんと受けていないことである。このため鉄の技術について知識不足が目につく。教育研究者の多くは教育界内に自閉がちである。科学・技術のみでなく，あらゆる教材化の対象は専門家の手で開発されており，この成果を伝える教育の仕事は独自の領域であるが，専門家の協力なくしては不可能である。教師の「感動」は生徒と同次元であってはならない。生徒の「感動」に感動するのが教師の感動の次元である。

この授業を評価する研究者もまた生徒の次元の感動といわざるをえない。研究者には研究者独自の役割がある。

2）技術教育研究の視角

技術・家庭科は技術科と家庭科の二つの教科のように扱われている。戦前の男女別学時代の各々の教科の伝統をひきずっている。性別毎に生活パターンが異なり安定していた時代はすでに過去のものとなりつつある。若い世代では現実の社会生活においても男女の同一化（女性の社会的労働への参加と男性の家事分担）が進んでいる。高校必修家庭科が時代錯誤の性別役割論を背影とするなら，男子への必修化要求も女子への職業教育の強調も技術・家庭科問題の検討を前提におこなわれる必要がある。技術・家庭科の技術家庭科への進化のためには技術科教育と家庭科教育の分離状態を止揚する教科論が必要である。これには「民主的研究者」の暗黙の前提に疑問を差し挟むのも一法であろう。

第一に技術科は生産技術，家庭科は生活技術という前提である。これを伝統と性差別的観念の産物，あるいは現状への説明論にすぎないといえば，いい過ぎであろうか。技術（科）〔職業科目を実施している中学校はほとんど存在していない。〕は木工・金工など物作り教材により編成されているため生産技術教育あるいは職業教育との関連で捉らえられやすく，物作りは外観的には労働と同一に見える。

少なくとも，学校教育が対象とする技術を生産と生活に二分する伝統的ともいえる思考・実態は改められるべきである。生産技術か生活技術かは技術（能力）の内容ではなく使用の場の問題である。子どもが身体のうちに蓄積している技術を，例えば調理技術を調理師としてお金を稼ぐために使用するか家族や自分のために使用するかは，各個人の選択の問題である。

第二に教科内容の編成を対象（物）から方法へ転換する必要がある。製図は方法であるが，教材，工作法等に従い再編成し，その上で実習教材を選択すべきであろう。鉄をつくるより，金属機械の代表として鋼を取り上げれば技術史を含めて多くのドラマが創れるだろう。製鉄ではなく，鋼の性質・加工法・歴史等々は中学生の経験や興味に合致する楽しい教材となりうる。

第三は技術教育におけるいわゆる巧緻性の問題である。物作りの観念では，例えば木工で本立てを作るという課題に対して当然出来ばえが問題となろう。そのためには仕口を美しく仕上げるためには鋸や鉋の上手な使い方が指導課題となる。鋸や鉋の使い方の指導は家庭にまかせておけばよい。学校教育においては器用さと不器用さは同価値とみなしてよい。現代の家具工場では不器用な人間を含めて，立派な家具を製造している。

実習は労働ではない。労働は人格諸力の活動過程と結果が問題であるが，実習が目的とする

のはこれと異なり活動過程による人格諸力の増大である。即ち，人格諸力の外在化と内材在化の違いである。習熟（巧緻性）は人格諸力の特性の一つではあるが限界的諸力である。現代の生産は既に個体の限界を超えたところでおこなわれている。

技術科が普通教育の教科であることに留意すべきである。高校の職業に関する学科の専門教科である実習についても同様のことがいえる。巧緻性の教育は学校の外で従弟制からOJTに至る企業活動のなかで働きつつ教育されてきた。高校は専門教育をおこない技手を養成してきたのであり，ここでは客観的技術（個体に属する熟練ではない）を実習により確認してきたのである。実習は直接具体的対象に触れることによって文献等の関接資料を補完する。技術科も実習を中心に実施されていることはこの意味で教育的利点をもっているといえる。美しい自然を知らずにこれを歌った詩を学ぶことがむずかしいように，具体的対象を抜きに技術を獲得することはより一層困難である。

最後に，多くの研究者の頭にこびりついている労働＝人間本質論や教育と生産労働の結合論などのソビエト教育学（レーニン＝スターリン主義教育論）の影響の問題がある。人格を労働力に落しめる論理は技術・職業教育の発展に有害であるとだけ宣告しておこう。なお，この点に関しては，拙稿「職業教育の基礎理論［序説］」（北海道大学教育学部紀要第46号，1985年）において，オリジナルな体系を提示している。

（以上）

本稿は1982年に執筆したものであるが，公表にあたり４の２）に若干の補筆を行なった。

地場製造業の企業と労働者の生産・労働 ― 生活過程の諸特質(上)

―― 北海道十勝・酪農機具製造T社を事例とする実証的研究 ――

土　田　俊　幸

目　　次

序　章　問題の所在 …… 25
第1章　T社の発展過程と経営理念 …… 28
　第1節　地域酪農業の変動とT社の発展過程 …… 28
　第2節　T社の経営理念――創業者と現経営陣 …… 33
第2章　T社の協業組織と労働者層の入社前生活史 …… 35
　第1節　T社の協業組織と労働者構成 …… 35
　第2節　各層労働者の入社前生活史 …… 37
（以下，次号）

序　章　問題の所在

本稿は，帯広市に立地する地場資本の酪農機具製造企業をとりあげ，その企業と労働者の生産・労働 ― 生活の諸特質を明らかにしようとするものである。

(1) 北海道の製造業は，鉄鋼城下町の室蘭や臨空産業が進出する千歳市・道央圏などを除いて，その多くは農林漁業の第1次産業と密接に関わって発展してきたが，農業における農産物自由化や生産調整政策，また北洋漁業の規制強化に伴い，地場の製造業も一定の困難に逢着している。本稿では，そうした地場製造業の一典型として，酪農関係の農機具製造・販売の専門メーカーとして発展してきた帯広市に立地するT社（T特殊農機具製作所）を対象として，十勝・根釧地方の地域酪農業の動向と密接に結びついて発展してきた地場中小企業が，農産物自由化や生産調整政策を迎えて酪農業が転換を迫られる中で，いかなる問題を抱えて企業それ自体の転換を迫られており，また労働者層はその労働と生活においていかなる諸問題に直面し，今後の改善方向をいかに展望しているのか，を明らかにすることを課題としている。

ところで，地場産業の直面している問題として，従来，従業員の高齢化・若年労働力不足や機械・設備等の生産手段の立ち後れ等々の問題が指摘されてきたが，最も重要な問題点として，次のことが指摘されている。「多くの地場産業が現代経営管理機能の中心であるマーケティング，販売，開発の機能を外部の問屋や商社に全面的に依存していることである。これでは，今後，ますます必要となる高付加価値製品（中略）の生産において後れをとらざるを得ない。」(1) こうした地場中小企業の製品開発力の弱点を補填するために，政策的にも中小企業近代化促進法の1975年改正（第4次近促法）では「特定地域の関連業種間での構造改善」がはかられ(2)，その後，異業種交流による新製品開発が積極的に推進されている。北海道においても異業種交

流の動きは道央地区などに見られる。このような地場中小企業の直面する諸問題については，企業体分析や企業間連関の分析にとどまらず，企業を構成する労働者各層の分析から，すなわちその経営陣の捉える問題認識と労働者各層の現実の生産・労働過程のなかでの諸矛盾と彼らの捉える問題認識から深める必要がある。

本稿で対象とするT社の場合，北海道十勝地方の商品酪農の開始とともに創業した企業である。当初は牛乳輸送缶（集乳缶）等の製造が主であったが，T社が開発した牛用給水器（ウォーターカップ）は全国市場に及ぶ。そして，十勝・根釧地方の酪農業・酪農村の変動に対応して，T社の企業活動も大きく変容する。すなわち1962年の農業基本法による「基本法農政」下での農業構造改善事業の推進と農民層分解の進展，北海道酪農村における1964年および74年の冷害を契機とした酪農業の高度化，激しい農民層分解の進展の下での大型酪農化への展開にそって，T社は企業活動を進める。すなわち外国からの技術導入による自動搾乳システム等の新製品の販売を手がける。また酪農経営の多頭数飼育の要とされたサイロ建設を数多く手がけるなかで，十勝では有数の企業業績をあげた。こうした企業発展の過程は，同時にその従業員構成の質的高度化を伴っている。すなわち離農した農民層中心から高学歴者の採用へと，その人的構成も変わってきている。そして，それまで行っていなかった営業活動やアフターサービス，飼料保管の研究室も新設される。企業組織・活動自体の質的転換がなされている。そして，その後の生産調整政策とサイロ建設ブームの終焉によりT社の業績も大幅減となるが，そうした現段階下，T社は企業としての新たなる展開をせまられている。その際，企業を構成する労働者諸階層の現実の生産・労働過程のなかで捉える問題認識が，今後の企業発展にとっての要となる。

(2) ところで，中小企業における労使関係について，独占大企業のそれとは異なり，中小資本家が一方では労働者を搾取しているが，他方では独占資本による支配と収奪のもとにあるという二つの側面をもっていることから，〈独占の民主的規制〉が労使の共通課題となりえて，ここに中小企業の労使関係の民主化の可能性が存することが，従来，指摘されてきた(3)。そして中小企業家同友会など中小企業経営者の側でも，大企業の収奪をはねのけ企業競争に生き残るためには「人材」を育てることが第一であり，そのために社員教育を重視して経営者と従業員が相互に学びあいながら「共に育つ」という「共育」の重要性が強調され(4)，「先進的」ともいえる労使関係の構築も試みられている(5)。

しかし，他方，中小企業ゆえの困難，すなわち同族的経営による後れた労使関係の問題などもまた存する。例えば，R. Stevenは，現代日本における「小資本家」層は独占資本に苦しめられながらも賃金・労働条件の統制力をもたないために，独占資本以上に労働者と労働組合に対して抑圧的・家父長的な「資本家層内の最も反動的な層」という指摘をしている(6)。こうした点を解明していくためには，わが国の資本－賃労働関係の各地域における“構造的相違”(7)のもとでの，個別具体的な各中小企業の労使関係とそこでの労働者層の存在形態について把握しなければならぬこと，換言すれば「階級構成分析をすすんで階級構造分析として把握しなければならぬ」(8)ことを示しているといえる。

例えば，同じ北海道地域社会のなかでも，戦前から地場工業が興隆し労働運動の伝統も深く刻みこまれた小樽市と，農村地帯の中核都市として発展してきた帯広市とでは，明らかにその地域社会における資本－賃労働関係のあり方には“構造的相違”が存するといえる。私たちが以前に分析した小樽市の地場中小

企業は，北海道における中小企業家同友会運動をリードして「人づくり」を社是とする企業であったが，その背景には労働組合の近代化闘争を通しての経営方針の転換が存していた[9]。地場中小企業がどのような経営理念のもとで運営されているのかの背後には，その労使関係のあり方，労働運動の蓄積が大きく関わっている。

現時の産業・労働社会学の課題として，従来の「分析が企業内の経営管理の問題だけに限定されることになりがち」であったことに対して「むしろ地域の側から産業労働問題を見，かつ軸足を地域に置いて企業の有様を問うことが必要」[10]との指摘がなされている。しかしながら，その際にも，その地域社会に構造的に培われてきた資本 ― 賃労働関係のあり方，それに規定された企業の労使関係や経営理念，そして人びとの行為の規範（労働規範・生活規範）から「地域」のもつ意味が分析されねばならない。

以下，本稿は，地域酪農業の動向と密接に結びついて発展してきたT社の経営理念と現在の経営側の問題認識，そして労働者層の現実の労働・生活のなかでの諸矛盾と行為規範および彼らの捉える問題認識について，彼らの生産・労働 ― 生活過程レベル[11]から明らかにしていく。

なお，調査は，1987年11月に帯広市の㈱T特殊農機具製作所を対象として，創業者＝会長をはじめとする経営陣からの聴き取りと労働者35名の面接調査（内訳は直接部門：プレス10名，機械工作９名，間接部門：製造管理課８名，営業課６名，施設２名）を実施した。調査者は，北大教育学部布施鉄治教授，小林甫助教授，浅野慎一助手，北大教育学部教育社会学研究室の院生，研究生，学生の計15名である。調査に快く協力して頂いたT社経営陣の方々および従業員の方々に心から感謝致したい。

〈注〉

(1) 間宏『経営社会学』有斐閣，1989年，p. 272。

(2) 地場産業と中小企業政策との関わりについては，丹野平三郎「地場産業と中小企業政策」（巽信晴・山本順一編『中小企業政策を見なおす』有斐閣，1983年）等参照。

(3) 渡辺睦ほか『中小企業と労働組合』労働旬報社，1977年，等参照。

(4) 『社会政策叢書』編集委員会編『現代労働問題と「人づくり」』（啓文社，1988年）の「まえがき」（星島一夫執筆）等参照。

(5) 布施鉄治・土田俊幸『地場中小企業の構造転換と労働者諸階層の生産・労働 ― 生活過程 ―― 北海道小樽市Ａ社を事例とする実証的研究 ――』北海道大学教育学部産業教育計画研究施設・研究報告書第34号，1989年，参照。

(6) R. Steven, Classes in Contemporary Japan, Cambridge U. P. 1983, chapter 1.

(7) 酒井恵真「地域階級構成の変動と地域社会」（布施鉄治ほか編著『現代日本の地域社会』青木書店，1983年），pp. 61－3参照。

(8) 布施鉄治編著『地域産業変動と階級・階層』御茶の水書房，1982年，p. 5 。

(9) 布施鉄治・土田俊幸，前掲書，参照。

(10) 八木正「産業社会学の視座の転換と問題提起 ―― 地域と環境からのアプローチ ――」（佐藤守弘・八木正編著『産業社会学』アカデミア出版会，1987年），pp. 11－2。

(11) 労働者層の「生産・労働 ― 生活過程」分析の方法論については，布施鉄治・岩城完之・小林甫『社会学

方法論 —— 現代における生産・労働・生活分析 ——」御茶の水書房，1983年，参照。

第１章　T社の発展過程と経営理念

第１節　地域酪農業の変動とT社の発展過程

まずはじめに，T社の発展の基盤であった酪農業の推移についてみると，表１－１のごとく，北海道では酪農家数は1960年を境に減少し，他方で１戸当たり飼養頭数は1960年段階では３頭足らずだったのが，1970年には12頭，80年には38頭，現在では50頭，１戸当たり搾乳頭数も30頭，十勝地方では42頭へと増大し，酪農業の大規模化が進んでいる。こうした規模拡大に伴い，その機械化も表１－２に見るごとく進行し，はじめは牛乳輸送缶や給水器などの機具しかなかった酪農業においても，現在の30頭以上の大規模経営では自動搾乳機（パイプラインミルカー）や自動糞尿処理器（バーンクリーナー），牛乳の保管・出荷のためのバルク・クーラーなどの機械化・自動化が進み，さらに最近では１頭ずつの乳量をコンピューターによって計算・管理し，適切な量のエサを与えるという自動給餌システムも開発・導入されている。

こうした酪農業の大規模化とともにT社も発展し，その製品も移りかわってきた。表１－３のごとく，T社は1933（昭８）年に創業，当初は牛乳輸送缶や搾乳用バケツ，牛用給水器（ウォーターカップ）が主力製品で，戦時中の企業合同を経て，戦後の1948年に株式会社に組織変更（資本金150万円）した。そして1962年に中小企業庁より合理化モデル工場の指定を受け，同年，資本金450万円に増資，64年に工場拡張のため現在地の西帯広工業団地に移転して資本金900万円に増資して，66年には酪農施設の建設のための建設部門を新設，資本金2,000万円に増資している。

そして，1960年代後半からの酪農経営の大規模化に伴い，外国企業との提携による積極的な技術導入と新しい高度な酪農機具の製造がはかられる。すなわち1970年に米国スティライト社の技術援助の下に自動搾乳機（オートマチックミルカー）を製造開始（80年より米国ユニバーサル社製のミルカーを販売），75年には自動給餌システム・自動糞尿処理システム導入のために米国デームス社との間に合弁会社Tデームス（資本金1,000万円，79年に2,000万円に増資）を設立している。そして81年にはオランダのネダップ・ポイーズ社と提携してコンピューターによる牛群管理システムを販売するようになっている。

また1973年の第１次オイル・ショック以後の輸入飼料の高騰を契機として，自給飼料の比率増大を目的とした農林省の補助事業によるサイロ建設をT社では手がけて業績を大幅に増大させた。すなわち1970年代後半の農林省補助事業による酪農業の設備投資ブームの下，図１－1に見るごとく，T社は業績を大幅に伸ばし，81年には売上高24億300万円とそのピークを迎えている。

しかし，その後の牛乳の生産調整政策と補助事業の打ち切りに伴い，設備投資ブームも去り*，T社の売上高も1/3にまで大きく減少し，現在，新搾乳システムなどの新製品開発や養豚など新分野の開拓，さらには本州への市場開拓が目指され，転換期にさしかかっている。従業員数も72年のの149名を最高に減少している。

表１－１　北海道における酪農生産の推移

	酪農家戸数	乳牛飼養頭数	一戸当たり飼養頭数	搾乳牛頭数	一戸当たり搾乳頭数	牛乳生産量
	千戸	千頭	頭	千頭	頭	千トン
1950年	25	55	2.20	33	1.32	
55	39	89	2.27	不明	不明	310
60	64	183	2.87	84	1.31	397
65	50	318	6.40	141	2.82	664
70	39	489	12.45	222	5.69	1,185
75	27	615	22.45	264	9.78	1,448
80	20	771	38.55	479	23.95	2,117
85	17	816	48.00	508	29.88	2,603
86	16	808	50.50	496	31.00	2,657
87	16	804	50.25	490	30.63	2,613

資料：『農林省統計表』より作成

表１－２　規模別乳牛飼養管理技術の発展過程

		1960年代後半まで	1970年～1975年	現在
50頭以上	サイロ 飼養管理 清掃 搾乳 保管・出荷 耕地面積			スチール気密サイロ 「全自動化」 バルク・クーラー 50ha以上
30～49	サイロ 飼養管理 清掃 搾乳 保管・出荷 耕地面積		バンカーサイロ バーンクリーナー パイプラインミルカー 牛乳缶 30－49ha →	バンカーサイロ バーンクリーナー パイプラインミルカー バルク・クーラー →
20～29	サイロ 飼養管理 清掃 搾乳 保管・出荷 耕地面積	塔型サイロ＋スタック・トレンチサイロ 一輪車 バケットミルカー 牛乳缶 20－29ha →	塔型サイロ＋スタック・トレンチサイロ 一輪車 バケットミルカー 牛乳缶 →	塔型サイロ＋スタック・トレンチサイロ 一輪車 バケットミルカー バルク・クーラー →
10～19	サイロ 飼養管理 清掃 搾乳 保管・出荷 耕地面積	塔型サイロ 一輪車 バケットミルカー 牛乳缶 10－19ha →	塔型サイロ 一輪車 バケットミルカー 牛乳缶 →	塔型サイロ 一輪車 バケットミルカー バルク・クーラー →
10頭未満	サイロ 飼養管理 清掃 搾乳 保管・出荷 耕地面積	塔型サイロ 一輪車 手搾り 牛乳缶 10ha →	塔型サイロ 一輪車 ﾊﾞｹｯﾄﾐﾙｶｰもしくは手搾り 牛乳缶 →	塔型サイロ 一輪車 バケットミルカー 牛乳缶 →

資料：美土路達雄ほか『酪農生産力の現段階と酪農民の主体形成』北大教育学部産研施設、1980年、p158より引用、ただし飼料生産の部分は省略した

表１－３　Ｔ社の沿革

年　月	沿　　革　　〔　〕農政の動き	主　要　製　品
1933.　3	帯広市内にて個人経営により創業	牛乳輸送缶の製造 クーラーを開発 ベンチレーター
39.　10	工場拡張のため市内で移転	搾乳用バケツ
40.　6	政令により企業合同、「北海道特殊農機具製作所帯広工場」となる	
48.　5	有限会社に組織変更	
52.　11	株式会社に組織変更、資本金 150万円	
58.	給水器（ウォーターカップ）のパテントを２件取得	牛用給水器
62.　4	中小企業庁より合理化モデル工場に指定される。資本金 450万円に増資	スタンチョ（首輪）の改良
64.　11	工場拡張のため西帯広工業団地（現在地）に移転。資本金 900万円に増資	
66.	酪農施設の工事を目的として建設部門を新設。資本金 2,000万円	
70.　6	工場増築	
10	米国スティライト社と自動搾乳機の技術援助を契約、国産化を開始（販売はヤンマー農機） ※この頃より金属加工から機械加工へ	オートマチック・ミルカー
71.　7	倉庫増築	
72.	サイロを手がける（アメリカで見学）	
73.　5	公害対策としてメッキ廃液処理装置を設置 〔第一次オイル・ショックによる円安の影響で輸入飼料の価格が高くなり、自給比率を高めるためにサイロ建設に農林省の補助が出て設備投資ブームが起こる。〕	この頃からﾊﾞﾙｸｸｰﾗｰ普及、輸送缶不要になる サイロ建設を手がける、コンクリートサイロ
75.　3	米国デームス社と給飼システム、糞尿処理システムの導入を目的として、合弁会社Ｔデームス㈱（資本金 1,000万円）を設立（'79年に資本金2,000万円に増資）	
77.　7	工場兼倉庫を増築	
78	自動搾乳機のヤンマー農機の販権がなくなり、直接販売へ	サイロ中心に切り換える
80.　4	米国ユニバーサル社とミルカーの極東代理店契約を締結 資本金6,000万円に増資	
80.　5	新社屋完成	
11	釧根営業所開設（標茶町）	
81	オランダ企業と提携、コンピューター牛群管理システムを導入 〔乳量の生産調整開始〕	乳牛個体識別管理システム完成
82	〔通年給飼の補助事業カット〕	
83.　5	士別出張所開設	

資料：会社資料及び会社からの聴き取りより作成

図１－１　売上高と従業員数の推移

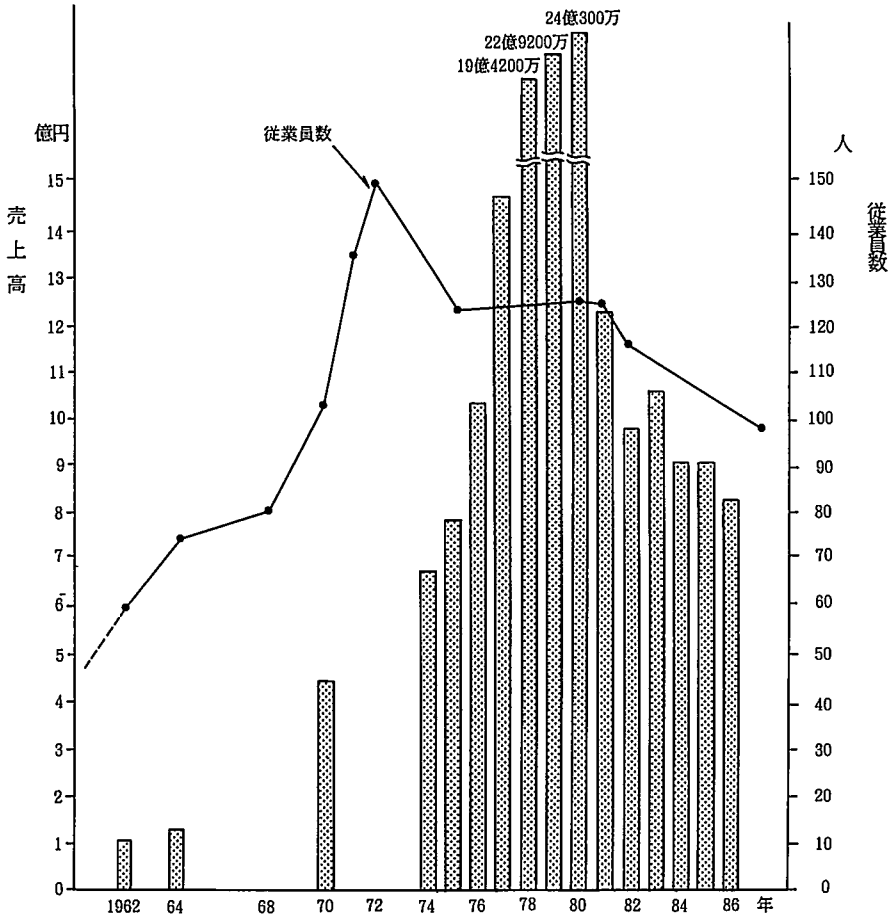

資料：会社からの聴き取りにより作成

＊　サイロ建設が酪農家に多額の負債をもたらしたことから，その後は簡易サイロ（フリースロール）への転換がはかられている。

現在のT社は，資本金6,000万円，従業員98名，年間売上高８億２千万円（86年度）で，帯広の農機具製造業18社中第４位に位置している。営業品目は表１－４にみる通りだが，現在でも給水器の売上げが年間１億円余りで，T社の製品の中で第１位にある。主な納入先はホクレンなどの農協であるが，近年，自動システムの酪農家への直接販売も増えている。したがって，T社では従来，「商品が営業マン」として営業をおいていなかったのが，1970年代後半以降，営業課が置かれ，80年には釧根営業所，83年には士別出張所が新設され，また自動システムのメンテナンスのために，サービス係も置かれるようになっており，営業・サービス部門の比重が高くなってきている。

そして，転換期にあるT社では，その経営陣も創業者である現会長からその息子たち（社長・工場長・専務）へとかわっている。しかし，同族会社という特徴はかわりない。

表１－４　営業品目と納入・仕入先

営業品目		主なる納入先
(1) 搾乳システム	オートマチックミルカー、パイプラインミルカー トランスファーステーション、各種パーラー	ホクレン農業協同組合連合会 北海道畜産農業協同組合連合会 北海道各農業協同組合 北海道農業開発公社 農用地開発公団北海道支社
(2) サイロ	ステープサイロ、モナリスクサイロ	
(3) 給飼システム	フォーレージワゴン、フォーレージブロアー デストリビューター、サイロアンローダー ベルトフィーダー、ロータリーフィーダー バッテリーカー、バッチミキサー ミキサーフィーダー、フライトコンベアー	全国酪農業協同組合連合会 本州各県酪農業協同組合連合会 本州各酪農協同組合 ヤンマー農機株式会社 日熊工機株式会社 株式会社Ｔ製作所
(4) コンピューター牛群管理システム		
		主なる仕入先
(5) 糞尿処理システム	マニアサイロ、マニアポンプ、マニアスプレッダー バーンクリーナー	日商岩井株式会社　（東京） 佐藤金属株式会社　（東京）
(6) 酪農用資材・器具	牛用給水器（ウォーターカップ）、牛用繋留機（スタンチョン） 不凍給水器（プレッシャーウォーター）、各種パイプストール 飼料タンク、牧柵用支柱、哺乳器、ステンレス飼槽板 カウトレーナー、ペンチレーター、パドックフェンス 飼料配給車、一輪車その他牛乳容器	北海道シャーリング株式会社　（札幌） デムース社（ブロアー、サイロ付属品） ユニバーサル社（ミルカー） ハンソン社（アンローダー） シュープリーム社（ベルトフィーダー、マニアピストンポンプ） シェーファー社（フォーレージワゴン） ヘドランド社（マニアスプレッダー）　以上　米国
(7) 畜舎建設	Ｋスパンハウス、ラジアルアーム	ネダップ・ポイーズ社（コンピューター牛群管理システム）オランダ

資料：会社資料より

このようにT社は，十勝地方，また根釧地方の酪農業の発展 ー 停滞・転換と軌を一にして展開してきた地場企業である。では，こうしたT社は，どのような経営理念で経営されてきたのか，そして現在の経営上の問題をどのように認識しているのかを創業者と現経営陣それぞれについて，次に見ていこう。

第2節　T社の経営理念 —— 創業者と現経営陣

はじめに，T社の経営理念をみるに当たって，その創業者であるT・K氏（現会長）の生い立ちとT社設立の経緯についてみてみよう。

T・K氏は1908（明治41）年に札幌で生まれる。両親は北大農場の作業員で，T・K氏はその四男であった。小学生時代より両親について農場の牛馬の飼育に携わって，当時の栄養不足の時代のなかで「牛乳を飲むと健康になる」と思いながら搾乳などの手伝いをしていた。尋常高等小学校を卒業後，石炭ストーブ等をつくっている鉄工所に見習いとして就職したが，後に集乳缶をつくっている鉄工所にかわる。そして兵役後，兄と一緒に牛乳容器の製作所を設立する。雪印乳業の前身の会社が設立されたときで，その会社の仕事をするために独立したのである。当時20歳過ぎであったT・K氏は暇な折り，北海道酪農の先達であった黒沢酉蔵，宇都宮仙太郎，町村敬貴氏らの講演や研修会にしばしば足を運び，そのなかでも黒沢氏の「北海道を豊かにするには北海道の土を良くすることだ」「10年たったら十勝は北海道一の酪農地帯になるだろう」という言葉に深く影響を受ける。そして結婚を機に，兄と別れて帯広市に来てT商店を開く（1933年）。当時，帯広には農機具製造の同業者は数軒あったが，当時の農業は畜力が主であったから，どの業者も鍛冶屋レベルでしかなかった。2年後，T製作所と名称を改め，翌年には旋盤を購入して本格的に酪農機具の製造をはじめる。1939（昭14）年に雪印乳業が帯広工場を設立し，十勝における酪農がはじまった。T社では雪印で使用する集乳缶の製造などの仕事を請け負う。当時の従業員数は40名くらいであった。

こうしてT社を設立したT・K氏は，黒沢酉蔵氏の「北海道を豊かにするには北海道の土を良くすることだ」に学んで，「土づくりの哲学」をモットーに「酪農民の役に立つものをつくろう」と，以後，製品の開発・改良に励む。

T社を設立後，T・K氏がまず考えたことは「帯広のように工業の僻地で下請もない所でアフターケアを要するような複雑な工業製品をつくっても無理だから，プレス加工に専念して量産体制を整え，それに徹する」ということであった。そこで牛乳輸送缶，搾乳用バケツ等をはじめに手がける。そしてT・K氏自ら技術開発と工程の改良に努める。すなわち当時より仕事の暇な冬の間，東京や大阪の工場地帯を渡り歩いてプレス加工等々の様々な技術を習得し，また「3ヵ月に1度工場を訪れると必ず工程が変わっている」と顧客に言わしむるような工程合理化とコストダウンに努めた。

このような生い立ちをもち，T社の設立 ー 経営努力を行ってきたT・K氏の経営観は，次のようなものである。

○従業員に対して

- 従業員は離農者，親戚が農家などで，その製品が良いか悪いか敏感にわかる。牛屋さん（酪農家）が買っていく度に喜んでくれた場面を従業員が見ていた。また機械の取りつけ，農家に行ってする時に，お叱りを受けたり，ほめられたりする。営業だけでなく実際につくっている人が農家の人と接する。
- 働いている人はそれぞれ知能をもっている人だから，それをどう引きだすか。私が想像した以上のもの

ができる。カップ１つにしても技術屋がだんだん改良した。中小企業は経営者と従業員が一緒になって研究しないと。

○製品について

- 製品を手を抜いてつくるということは考えない。金かかってもいいから自分の理想に近いものをつくる。材料をおとして安くとは考えたことない。少しでもいいものをということで，質をおとさない。だから１つの商品で50年も売れているものもある。ひとつも形かわらずに売れているものもある。工業製品では珍しい。アメリカの（酪農製品の）水準にまで上げ，ものを良くつくろうということしか考えない。
- T社は工場に徹してきた。技術は負けない。営業はいらない。商売で頭下げるくらいなら，いいものを安くつくって買いに来させる。量をつくればつくるほどコストダウンできる。特にプレスは数さえつくれば100も1000もかわらん。酪農自体の発展，シェア拡大もある。それで経営方針が変わらなかった。
- 採算よりも新しい技術取り入れ，それにより従業員の教育，（プレスの）金型も自分らでつくる。本州や外国から技術をもってきて，冬の間すえつける。コストに関係なく2～3,000万円の買い物，機械投資をしたりした。

○今後の方向について

- 難しい時期にきている。方向性は10年先はわかるが，その間，実際どうやっていけばいいのか，よくわからん。いまは不景気だが，それだけのことは私はしてきた。５年10年くらいはなんとかもつのでは。

こうした会長の経営観に対して，現経営陣は現在の問題点を次のように考えている（専務からの聴き取り）。

○従業員に対して

- なるべく単純な仕事を追求してプレスなどを完成した。そういう時代の人たちがまだ残っているものだから。労働力として高い質ではない。
- 営業はいまはサービス含めて７人いる。いままで製造だった者が営業にまわった。しかし単なるディーラーではなく，行けば必ず修理できる。もう単純工では対応できない。中高年の離農者ではサイロのメンテナンスなどは出来なくなる。
- 新しい方向の開拓には人材難，機械が古い。

○製品について

- 職人など親父（現会長）に習ったことのある連中は手間を一切惜しまない。コストのことをいうと煙たがる。しかし，いまではそういうものではない。自慢できる製品はない。信頼できるものをつくること，営業をすること。

○今後の方向について

- ただアメリカから技術を取り入れるだけで自分たちで開発していない。サイロも建てるだけで，自分たちで開発していない。サイロ建築では他の部門，機械，管理の人間も動員，それでいま取り残されている。設備投資しなかった。建築の方に重点をおき，設備投資など開発に重きをおかなかった。
- 酪農家相手の商売はマーケット限られている。また酪農は農政に左右される。酪農の頭打ち，生産調整で，企業としての転換期，「借金がないこと」が強み。今後の経営戦略は２つの方向がある。１つはスクラップ・アンド・ビルドの酪農にくっついていく。酪農家は1/3が残れば，いまの設備は完全更新だろう。これにしがみつくか。もう１つは他の分野へ技術を生かして進出。しかし，こちらは技術の立ち遅れ，人材難で機械も古い。10年前に決断していればよかった。

• 製造業としての体系を整えなければ，いくらチャンスがあっても役に立たないので。工場はすべてのきっかけがある。具体的には従業員への再教育と機械導入が必要。金型・板金・プレス・溶接・組立・メッキまで一貫しているが，最近はコストダウンにならない機械の見直し，塗装ロボットの導入を考えている。

このように，T･K氏が経営を担っていた昭和40年代までは，T･K氏の絶え間ない製品改良とコストダウンによって牛用給水器，牛乳輸送缶等の分野では他社の追随を許さず，農協を通じて独占的に販売することによって「商品が営業マン」で「客は待たせていても買いにきた」（従業員からの聴き取り）という時代であった。そして1970年代後半のサイロ建設ブームの際には酪農家からの注文に追いつかず，T社の方から一方的に断るなどして「殿様商売」と酪農家から批判されても意に介しない業績の大幅増大があった（同）。しかし，サイロ建設ブームが去ってT社の業績が大幅に落ち込んだ現在，今後の経営の方向性として現在の経営陣は「2つの方向がある。1つはスクラップ・アンド・ビルドの酪農にくっついていく。酪農家は1/3が残れば，いまの設備は完全更新だろう。もう1つは技術を生かして他の分野への進出。しかし，こちらは技術の立ち遅れ，人材難で機械も古い」と，将来を模索する段階＝転換期にさしかかっている。その背景には，酪農機具の機械化・自動化の進展のもとでも「ただアメリカから技術を取り入れるだけで自分たちで開発していない。サイロ建築では他の部門，機械，管理の人間も動員，それでいま取り残されている。設備投資しなかった」からである。そうしたなかで従業員に対しても，会長のT･K氏が「働いている人はそれぞれ知能をもっている人だから，それをどう引きだすか」と考えていた時代から，現経営陣の「なるべく単純な仕事を追求してプレスなどを完成した。そういう時代の人たちがまだ残っているものだから。労働力として高い質ではない」との認識にかわっている。

以下では，こうしたT社の職場ではどのような諸問題が生じていて，それに対して労働者層はどのように認識して改善要求をもっているのかを，彼らの生産・労働 ― 生活過程レベルに下りて明らかにしていく。

第2章　T社の協業組織と労働者層の入社前生活史

本章では，次章以下で労働者層の生産・労働 ― 生活過程レベルに下りて問題を剔出していく前提として，第1に，T社の協業組織と労働者構成の特徴，第2に，労働者各層のT社入社前の生活史の特徴について職歴とT社入社理由を中心に明らかにする。

第1節　T社の協業組織と労働者構成

はじめにT社の協業組織は，図2－1のごとくである。直接部門は，給水器（ウォーターカップ）等を主に製造している製造一課（プレス，溶接・組立・メッキ，塗装）とサイロアンローダー等の酪農機械を製造している製造二課（機械工作，板金，鉄工）とに分かれる。一課・二課内では「係」の形で職制上明確には分かれていない。また1970年代前半に集乳が牛乳輸送缶からミルカーにかわったことにより製造一課のプレス班は次第に縮小されて，製造二課の比重が増しつつある。職制は工場長 ― 課長 ― 係長で，平の従業員は「係員」と呼ばれている。他方，間接部門は，製品の設計・開発・品質管理と生産管理を担当する製造管理課，営業課内に

図２－１　Ｔ社の会社組織

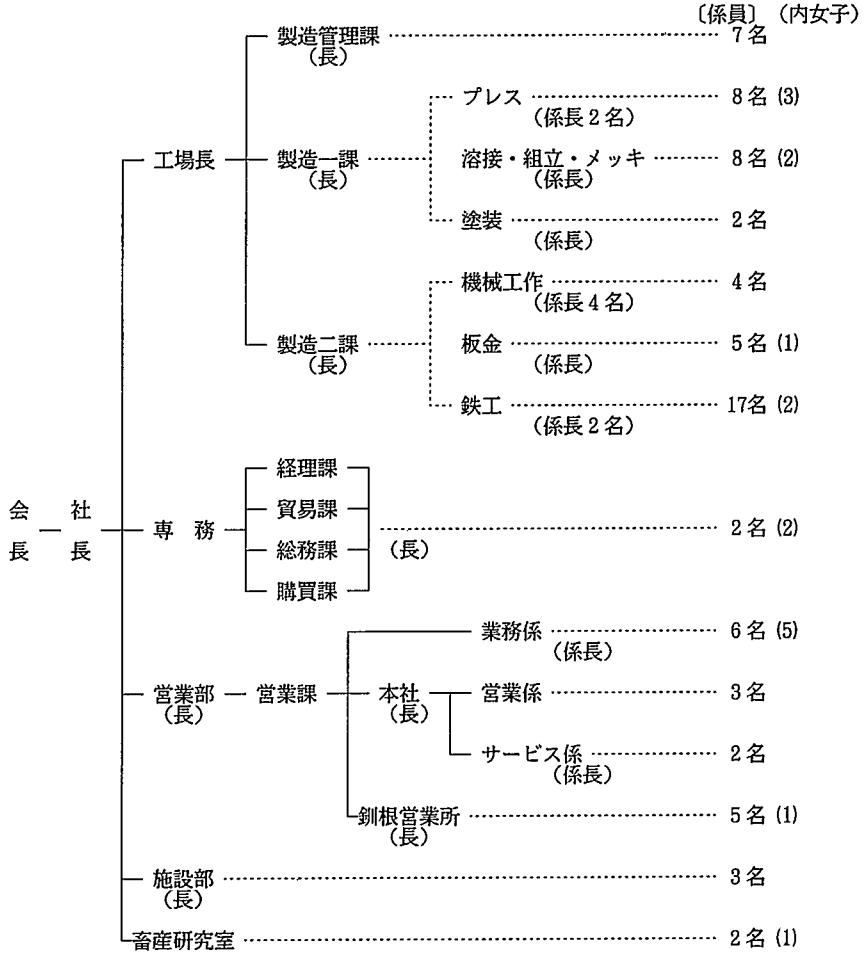

注）製造一課・二課は係には分かれていない。営業部長は専務の兼任。
資料：会社資料より

は釧根営業所・士別出張所，自動システムのメンテナンスのためのサービス係があり，その他にサイロ建設を担当する施設部などがある*。従来，納入先はホクレンなどの農協に限られていたが，近年，自動システムの酪農家への直接販売の増加により営業・サービス部門の比重が高くなってきている。また新製品の開発やコンピューター牛群管理システムのために製造管理課の人員も近年増強されている。それに対して施設部は，1970年代後半のサイロ建設の最盛期には10組48人の下請組をもっていたが，現在では下請は１組だけとなっている。

＊　畜産研究室は，畜産大学を退職した研究者を顧問とし，サイロ内での牛の飼料の保管などについて研究している。これは，各地方の気温の相違に合わせてサイロ内の飼料の混合比率をかえて醗酵温度を調節することが必要なためである。また，乳量の出具合に応じて飼料の配合比率を調整する酪農家へのコンサルタントも行われている。

このような協業組織の下，各部門・課の従業員構成（及び調査対象者の属性）は表２－１，２のごとくである。まず直接部門を見ると，製造一課では1950年代後半から1970年代はじめまでに入社した40代後半から60歳までの者が多く，製造二課では1950年代後半から70年代に入社した者まで広がっていて，年齢も30前後から50代にまで広くわたっている*。その中で機械工作班（以下，機工班と略記）は，1960～70年代半ばに入社した30～40歳の労働者が中心である。これらの労働者の学歴等の特徴は，プレス班では高小や新中卒で30歳以降に中途入社した者が半数を占め，それに対して機工班では中卒や職業訓練所卒で10代後半から20代初めまでにT社に入社した者が多くなっている。

＊　T社は55歳定年制で，60歳までの嘱託制度がある。

他方，間接部門の構成は，50歳前後の年配婦人が配置されている営業課業務係を除いて，1970年代半ば以降入社してきた20代半ばから30代半ばまでの若手の労働者で構成されて，酪農業の機械化・高度化に伴い，製品開発・営業強化・アフターサービスのために工業高校や専門学校・大学を卒業した者が多く配置されている。

このように，T社の発展の歴史が課と従業員の構成にも反映されている。

なお，調査対象は，直接部門から従来のT社の生産を担っていた製造一課のプレス班全員と，製品の変容に伴い比重を増しつつある製造二課の中の機械工作班全員を，間接部門からは製造管理課・本社営業係・サービス係・施設部の労働者全員（調査不能を除く）を対象者として抽出して，T社の全体の構造を押さえられるようにしている。

第２節　各層労働者の入社前生活史

これら対象者の出身地・出身階層は，表２－３に見る通りである。帯広市内外の農業自営家族出身者は35名中15名と42.9％を占め，特に中高年者が多いプレス班では10名中８名を占めている。他は，労働者家族が10名，事務技術職家族が５名（製造管理課に多い），自営業家族が３名，会社役員と地代生活者家族が各１名である。市内出身者は14名，近隣町出身者は17名，十勝管内以外の出身は，根釧地方の別海町の公務専門職家族出身の⑧，夕張の自営業家族出身の㉘，秋田県の農家出身の㉔，富山県の農家出身の⑨の４名（⑱は樺太からの引き揚げ）のみである。

これらの人たちのT社入社前の職歴とT社への入社理由について，以下で課別に見てみよう。

【直接部門：製造一課プレス班】

⑨　（富山県，農家，２男）：地元の工業専門学校卒業後，1949年に富山県砺波市の農機具工場（従業員10名）に就職する。52年，20歳の時に独立して農機具の修理の仕事をする。「農家が手仕事から電化へ変わった時で，農機具がもてはやされる。本家の裏の倉庫を借りて，分家した形。」しかし，４年後，「いまでいう倒産。富山の同じ部落出身の人が音更で農業をやっていて。親の近くにいるのが嫌で，なるべく離れたい。で，北海道に来て，その人の叔父が音更で鉄工所を営んでいて，そのツテでT社に」56年に23歳で入社。

⑩　（近隣町，労働者家族，長男）：中学卒業後，1955年に帯広市の建築板金（従業員5～６人）の店に勤める。しかし，賃金が安いので，４年後，父親の勤めていた地元の合板工場（従業員4～500人）に転職したが，初職の「鉄工関係の仕事がおもしろい，手についた職を生かしてもう一度やりたい」と思い，1年半

表２－１　Ｔ社の従業員構成

	課・係		従業員数（内女子）	平均年令	年令別構成（才） 20～29	30～39	40～49	50～59	60～	平均勤続年数	入社年次別構成 '64年以前	'65～69	'70～74	'75～79	'80～
直接	製造一課	プレス	10 (3)	51.2			4	4 (3)	1	22.2	3	4 (3)	2		
		溶接・組立・メッキ	9 (2)	52.1		1		8 (2)		22.2	5	3 (1)	1 (1)		
		塗装	3	44.3		1	1	1		20.6	1	1	1		
間接部門	製造二課	機械工作	8	36.0	1	4	3			18.0	3	2		3	
		板金	6 (1)	49.8		1	2	3 (1)		23.2	3	2 (1)	1		
		鉄工	19 (2)	39.7	2	7	6	4 (2)		17.3	5	3 (1)	9 (1)	1	1
	製造管理課		7	28.6	4	3				7.4				3	4
	経理・貿易・総務・購買課		2 (2)	50.0		1 (1)			1 (1)	15.0			2 (2)		
	営業部	業務課	7 (5)	45.4	1 (1)	2 (1)	1	3 (3)		17.4	1	3 (3)	1 (1)	2 (1)	
		本社営業係	3	30.7	2	1				8.3				2	1
		サービス係	3	32.7		3				17.0		1	2		
		釧根営業所	5 (1)	28.6	3	2 (1)				6.8		1			4 (1)
	施設部		3	25.6	3					7.0				1	2
	畜産研究室		2 (1)	54.5		1 (1)			1	7.5				1 (1)	1
計			86 (17)	41.8	16(1)	27(4)	17	23(11)	3 (1)	16.8	21	20(9)	19(5)	13(2)	13(1)

注）従業員数は係長以下。
資料：会社資料により作成

表２－２　調査対象者の諸属性

	課	ケース	現年令	学歴	入社年	入社時年令	備考
直接部門	プレス班	⑨	55才	専門学校	'56. 5	23才	'83年より製造一課課長
		⑩	47才	中学	61. 10	21	係長
		⑪	45才	中学	62. 12	21	係長
		⑫	60才	高小	61. 1	33	'83年より嘱託
		⑬	59才	高小→兵学校	69. 4	41	'83年より嘱託
		⑭	55才	高小	69. 4	36	
		⑮	43才	中学	70. 11	26	
		⑯	46才	農高定時制	71. 4	30	
		17	52才	中学	69. 4	34	
		18	54才	高小	69. 4	36	
	機械工作班	⑲	45才	中学	57. 4	15	課長('73年より)
		⑳	40才	中学→職訓・機械	64. 4	17	係長
		㉑	40才	中学→職訓・機械	64. 8	17	係長('82年頃より)
		㉒	38才	中学→職訓・鉄工機械	65. 4	15	係長('76年より)
		㉓	35才	中学	68. 4	15	係長
		㉔	45才	中学	58. 4	15	
		㉕	33才	中学→職訓	76. 8	22	
		㉖	31才	高等ろう学校	78. 3	21	
		㉗	26才	工高・機械	79. 3	18	
間接部門	製造管理課	①	37才	大学・金属	76. 5	26	課長('84年頃より)
		②	32才	専門学校・機械	76. 4	21	
		③	33才	専門学校・定時制	79. 6	24	
		④	35才	大学・機械	80. 7	28	
		⑤	24才	工高・電気	82. 3	18	
		⑥	26才	工高・機械	79. 3	18	
		⑦	25才	工高	80. 3	18	
		⑧	25才	工高・機械	81. 3	18	
	営業課	㉘	39才	専門学校・電子工学	70. 4	21	課長('80年より)
		㉙	35才	大学・機械	77. 5	24	営業係
		㉚	28才	工高	78. 4	18	〃
		㉛	29才	大学・地理学	81. 3	23	〃
		㉜	36才	中学	67. 4	15	サービス係長
		㉝	31才	中学→職訓・溶接	72. 4	16	サービス係
	施設	㉞	27才	工高・建築	79. 3	18	
		㉟	25才	工高・建築	80. 3	18	

注）ケース番号の□は女子

表２－３　各層の出身地・出身階層

出身階層・出身地 ＼ 職場		直接 プレス	直接 機工	間接 製管	間接 営業	小計	計
農業自営	帯広市	⑫	⑳	⑦	㉙ ㉜※	5	15
	近隣町	⑪※ ⑬⑭⑯※ ⑰⑱	㉖		㉝	8	
	その他	⑨	㉔			2	
自営業	帯広市			⑤		1	3
	近隣町			①		1	
	その他				㉘	1	
労働者	帯広市		㉑	②	㉞ ㉟	4	10
	近隣町	⑩⑮※	㉒㉓㉗	③		6	
事務技術職	帯広市		⑲	⑥		2	5
	近隣町			④	㉛	2	
	その他			⑧		1	
会社役員	帯広市		㉕			1	1
その他	帯広市				㉚※	1	1

注）※は父不在、⑱は尋小高等科１年の時に樺太より引き揚げ、㉚は地代により生活。
資料：実態調査より

で辞めて61年にT社に21歳で入社。

⑪　（近隣町，農家〔父不在〕，２男）：中学卒業後，５年間実家の畑仕事を手伝い，「兄が高卒後，手伝って人手が足りてきた」ので，1959年に近くの製糖工場に友達の紹介で勤める。３年後の62年にT社に21歳で入社。

⑫　（市内，農家，３男）：高小卒業後，1942年に群馬のN飛行機製作所（従業員１万人）に就職，電気系統の配線の見習工の仕事をした。終戦後，実家に戻り，農業の手伝いを1960年までする。この間，47年に半年間，札幌の道立職業訓練所で自動車エンジンの修理等を学ぶ。61年１月に知り合いのT社の工場長のツテで33歳で入社。

⑬　（近隣町，農家，長男）：高小卒業後，横須賀の対潜学校に進学，そこで「足にケガ，農業はできない体になった」。戦後，1947年に帯広市の馬具製造工場（従業員30人）に勤める。そこでは「手作業で綱をつくったり，革製品を縫ったり」の仕事をしたが，50年に会社が解散となり，その工場長の紹介で札幌市の同じ馬具製造工場（従業員30人）に勤めた。そして「年も26だし，そろそろ独立を」と思い，54年に実家の近くで馬具の製造販売の自営業をはじめる。その後，農耕馬が減り仕事がなくなってきたことから，68年に３ヵ月間職業訓練校で学び，同年，帯広市の薪ストーブや屋根のトタン板をつくっているY製作所（従業員20人）に就職した。そこでは板金の仕事をしたが，「公的年金制度がなかった。健康保険も自分でかける。同じ職場の人がケガをして保険証がなくて困っているのを見て不安を感じた。」それで翌年，同じ職場の人のツテでT社に41歳で入社。

⑭　（近隣町，農家，長男）：高小を1945年に卒業後，家の農業に従事し家を継ぐが，1969年に「これ以上

借金がでたら困る」ので離農し，友達の紹介でT社に36歳で入社。

⑮ （近隣町，労働者家族〔父不在〕，4男）：中学卒業後，1958年に帯広市の食料品の卸小売店（従業員30名）に学校紹介で就職。10年余り勤めたが，「客に貸し倒れ，夜逃げされたりして」，その店をやめ，3ヵ月間電気工事のアルバイトをした後，妻の知人でT社に勤めていた人のツテで70年に26歳で入社。全く異なる職場を選んだのは，「(食料品店の）セールス大変なので，別の仕事にしたい」という理由からである。

⑯ （近隣町，農家〔父不在〕，長男）：中学を1958年に卒業後，定時制農業高校に通いながら，家の農業に13年間従事するが，母親の死をきっかけに離農した。「農家やめて使ってくれるところ」なので，職安の紹介で1971年にT社に30歳で入社。

17 （近隣町，農家，3女）：中学卒業後，家従，1958年に24歳で隣町の農家に嫁ぐ。そこで10年間農業を営んだが，「分家で土地が狭くて」69年に離農してT社に34歳で入社。選んだ理由は「農家にかかわった農機具をつくる会社なら働けそうな気がして。T社に知り合いがいて，その人からT社のことを聞いて主人と一緒に入った」。

18 （樺太→近隣町，農家，6女）：樺太の尋常小学校高等科1年の時に終戦で中退，近隣町へ引き揚げる。「学歴がないから職を転々とした。赤平の洋裁学校，子守，女中。あの頃はそのような仕事しかなかった。結婚後も下の子供が3つの時から保育所に出して働いた。畑仕事の出面，草取りや土建の仕事を転々と。仕事がなくなれば別の方へ。いろいろ探して働いた。」1966年頃から2年くらい地元の建築会社に勤めたが，倒産により隣町の木工所へ転職。しかし，夫が体をこわしたためそこをやめて，69年に新聞広告によりT社に36歳で入社。

農家の長男であった⑭⑯，また農家の2男の⑪，3男の⑫，農家に嫁いだ17の5名が学卒後，家の農業に従事し，2男の⑪を除いて離農により新たな生業を求めてT社に入社している。また⑨（課長）は，農機具工場に勤めた後，農機具修理の自営業を営んだ経験を有し，⑩も板金仕事の経験を有し，「鉄工関係の仕事がおもしろい，手についた職を生かしてもう一度やりたい」が入社理由であった。これに対して，⑬は馬具の製造販売→職訓→板金製作所，⑮はセールス，18は出面取りや土建仕事など転々として，T社に入社してきている。

【直接部門：製造二課機械工作班】

⑲ （市内，事務職家族，長男）：中学卒業後，「進学するつもりだったが，父は養父，母も継母で働かないといけない。学校時代から薪割りや新聞配達などいろいろ働いていた。」近所にT社の会長が住んでいて，向こうから「うちに来いよ」と誘われて，1957年に15歳でT社に入社。

⑳ （市内，農家，長男）：1962年に中学卒業後，「農業高校までは行きたかったが，親父が体弱いので家を継いだ」。しかし，「本当は農業はあまり好きでなく，T社が西帯広に（移転して）くるのを聞いていたし，T社に親父の知り合いがいて」64年に17歳で入社。(夜間の職業訓練校に通う)。

㉑ （市内，労働者家族，長男）：1963年に中学卒業後，仕事がなくて市内のスーパーマーケットで1年4ヵ月アルバイトをした後，「T社で募集していた。専務が小学校の同級生。そこで話があって面接して」，64年にT社に17歳で入社。(4年制の定時制高等職業訓練校に通う)。

㉒ （近隣町，労働者家族，長男）：中学卒業後，「職業訓練校に行く予定であったが，いとこがT社にいて紹介してくれた。もともと勉強は嫌い」で，1965年に15歳で入社。(入社2年目から夜間の職業訓練校に通う)。

㉓　（近隣町，労働者家族，２男）：中学卒業後，「高校までは行きたかった」が，経済的な理由から断念し，「いまのような仕事，中学の技術の授業がおもしろかった。気にいってい」て，1968年にT社に15歳で入社。

㉔　（秋田県，農家，４男）：中学卒業後，「機械加工が好きで工業高校へ行きたかった。しかし，経済的な理由で。いまのように進学率高くなかったし，昭和33年当時は集団就職の時代」。それで「次兄が警察予備隊といわれた頃から自衛隊に入っていて帯広にいた。その兄の奥さんがパートでT社に入っていた。『働く気ないか』と言われ，旋盤があるということで，ここに来る」。1958年に15歳で入社。

㉕　（市内，会社役員家族，長男）：中学卒業後，「工業高校の機械科に行きたかった。機械の技能を身につけて一生食っていくため。（しかし）試験に落ちて」職業訓練校へ行く。そして1971年に札幌の電機製作所（従業員100人）に就職する。そこでは旋盤やフライス盤を使って炭鉱用の電機機具の機械加工の仕事をした。５年間勤めたが，「長男なので帯広に帰らなければならない。機械の腕も磨いたし」，T社の工場長をしていた父親の勧めで76年に22歳でT社に入社。

㉖　（近隣町，農家，長男）：帯広市内の高等ろう学校卒業後，「トヨタや日産に行きたかった，機械が好きだから」。→学校紹介で1975年に札幌の機械部品の製造所に就職，旋盤の仕事をした。78年に「実家に帰るため」T社に21歳で入社。

㉗　（近隣町，労働者家族，長男）帯広市内の工業高校卒業後，「地元にいたかった。帯広のなかで仕事を探した。（工高）機械科ですからね，それを生かせるところ」。それで1979年にT社に18歳で入社。

機工班では，９名中５名が初職で入社している。農業の経験があるのは農家の長男であった⑳のみで，労働者・会社役員家族出身の㉓㉕㉗，農家の４男の㉔及び聾者の㉖は「機械が好き」という理由からT社に入社している。彼らは工業高校への進学希望ももっていたが，㉗を除き主に経済的な理由から断念してT社に中卒で入社している。その中で，㉕㉖は札幌での機械加工の前職経験を有している。また，「機械が好き」という入社理由をあげていない⑳㉑㉒はT社入社後，定時制の職業訓練校に通っている。

次に，間接部門労働者の職歴と入社理由の特徴について見てみよう。

【間接部門：製造管理課】

①　（近隣町，自営業家族，３男）：千葉の工業大学金属学科を1972年に卒業後，「専門生かせるところ，機械関係」を希望し，東京の石油化学会社に就職，石油備蓄タンクの設計・積算の研究開発や現場の原価管理の仕事をした。76年に「父が亡くなった。長兄と次兄は札幌にいて，東京での通勤１時間半のこともあったし，いろんなことが関わっていた」。それで同年，父の知人の紹介でT社に26歳で入社。

②　（市内，労働者家族，２男）：東京の工業専門学校機械科を1976年に卒業，「技術を生かすのと帰りたいという希望があった」ので，T社に勤めていた親戚の紹介で21歳で入社。

③　（近隣町，労働者家族，長男）：工業高校卒業後，「求人案内見て条件が合っていた。本州なので迷ったが，専門学校に行ける」ので，1973年に神奈川の金型製造工場（従業員120～130人）に就職，金型の製作・検査の仕事をした。79年に母親の死をきっかけに帯広に戻り，T社に24歳で入社。

④　（近隣町，公務技術職家族，３男）：札幌の工業大学機械科卒業後，「求人票で近くてある程度の給料，初任給8.5万円，帯広にもあったが6.5万円位」なので，1975年に銭函のスプリング製造工場（従業員38人）に就職，その工場は「はじめて大卒を入れた。図面を引く」仕事をして，「２年目から新製品・技術開発，バネをつくる金型の加工」などを行った。「80年に祖母が亡くなり，両親は退職していて，両親の老後のこ

とを考えると，面倒みないと。前から帰ってこいという話があった。また，（会社の方も）ある程度の区切りがついた。就職した時は3年頑張るという気持ちだった。少人数の会社で，残業とかもあって，体力的・年齢的に無理があって，若い人が入ってもやめていくのが多かった。教えてもやめていった。自分の仕事の量が増えていって，次のステップ踏もうというのが出来ない。」それで大学時代の友人の紹介で，80年にT社に28歳で入社。

⑤　（市内，都市自営業家族，長男）：市内の工業高校電気科卒業後，「父親の仕事（電器店自営）の関係で電気に興味をもった。基本的なことを知りたいとして工業高校」も選んでいたので，「NHK，電気の保守など受けたが，失敗。T社の電気関係募集が目にとまる。電気関係でやっていける」ので，学校紹介で1982年に18歳で入社。

⑥　（市内，公務事務職家族，長男）：市内の工業高校機械科卒業後，「工業大学へ行きたかったが，父が死んで就職しかない」ので，「機械科ということで，機械関係。トヨタ，日産の自動車会社は，話を聞くと，いきなりセールスにまわされる。セールスより技術。農機具関係は十勝だと幅をきかせている。たまたまT社の求人票を見て」，1979年に18歳で入社。

⑦　（市内，農家，2男）：市内の工業高校卒業後，「公務員とか安定した企業に入りたかった。小さいよりもでかい有名な会社。十勝管内とは思っていた。いざっとなったら帯広に友達も多いし。苫小牧の発電所を受けたけど，落ちて」，学校紹介で1980年に18歳で入社。

⑧　（別海町，公務専門職家族，2男）：市内の工業高校機械科卒業後，「機械関係の仕事」を希望して学校紹介で1981年に18歳で入社。同じ高校からの同期「入社したのが5人，残っているのは3人。農家を継ぐということでやめた」。

製造管理課労働者のうち，⑤⑥⑦⑧の4名が工業高校卒業後，「機械関係」や「電気関係」の仕事を希望して初職でT社に入社している。これに対して，①②③④は東京周辺や札幌の工業大学，工業専門学校を卒業後，すぐに帯広にUターンした②を除き，そこで就職し，数年後に親の扶養などの理由から帯広に戻っている。

【間接部門：営業課・施設】

㉘　（夕張市，都市自営業家族，長男）：東京の電子工学の専門学校卒業後，「高校卒業する頃からカナダへ行って働きたいという希望，だが語学力がなかったので，苦労すると思ってやめた。弱電関係の製造部門を希望，ある程度専門学校で学んだこと生かしていける。学校に求人がオーディオ・メーカーや家電などから。ただ，北海道では営業所，製造部門でないと技能発揮できない。両親が北海道に戻って来いと。父が市会議員やっていて行政視察で帯広へ。市助役がT社の会長と懇意で，それで紹介された」。1970年に21歳で入社。

㉙　（市内，農家，2男）：札幌の工業大学機械科卒業後，1974年に札幌の大型冷凍機の販売会社（従業員10人）に就職，76年にその会社の仲間2人と空調機器の販売会社を設立したが，翌年，仕事量がなくなったため，「うちの親父がT社の会長と知り合いだった。おもしろい会社があるぞ」ということで，77年に24歳で入社。

㉚　（市内，地代生活者家族〔父不在〕，2男）：工業高校卒業後，「大学へ行こうと思ったが，金がないので。電気・機械関係が好きだったから」，1978年に18歳で入社。

㉛　（近隣町，事務職家族，長男）：東京の大学文理学部地理学科卒業後，「一番行きたかったのは，公務員，

次に農協，その次に農機具会社。試験に落ちたので。やっぱり十勝は農業なので，それしかないという感じ。親父もそういう関係だったし」。父親の上司のツテで1981年にT社に23歳で入社。

㉜ （市内，農家〔父不在〕，長男）：中学卒業後，「職訓へ入りたかった。家庭の事情もあるし。配線，電気の仕事をしたかった」。学校紹介で1967年に15歳で入社。

㉝ （近隣町，農家，２男）：中学→職訓・溶接科修了後，「専攻が職能養成科なので，溶接の方へ就きたい。学校の求人斡旋で。うちが酪農していた関係も，会社が牛屋専門だったので便利だと思って」，1972年にT社に16歳で入社。

㉞ （市内，労働者家族，２男）：工業高校建築科卒業後，「金銭的に大学には行けないので，それなら手に職のある工業高校を選んだ。建築科なので，その専門の会社」を希望。「町役場に受かったが，友達が建築会社に入った。学校は民間企業を第一優先。先生の方から『次の年の求人がなくなるから』と。父兄も呼ばれた」。1979年にT社に18歳で入社。

㉟ （市内，労働者家族，２男）工業高校建築科卒業後，「機械科の方が良かったけど，倍率が高かった。それで建築科に入った。大学へ行こうと思ったが，S大くらいしか入れるところがなかったし，クラブ活動（バスケット）で入っても先行き不安だった。それに兄の大学と姉の短大が重なって，３人も大学へやるのは普通の家庭では無理」。それで建築関係の仕事を希望した。「T社の会長の息子がクラブの先輩で。O建設にも内定していたけど，T社だというと外へ向けても恥ずかしくない。先生に言ったら，その日のうちに本社へ見学に行って決まった。」1980年に18歳で入社。

㉘㉙㉛は東京や札幌の大学・専門学校卒業後，帯広にUターンしたケース，㉜㉝は中卒後，初職で入社したケースで機工班の人たちに準じる。施設の㉞㉟は工業高校建築科の卒業である。

次章では，こうした労働者層の入社後の職場生活を，職場の変容過程を追いながら見ていく。

集落ぐるみ生産組織の展開と技術・技能形成の総合化

― 北海道鹿追町中鹿追集落を事例にして ―

玉　井　康　之

目　　次

序章　課題と方法 …… 45
第一節　課題と方法 …… 45
第二節　対象地域の位置と階層動向 …… 48
第一章　酪農家における階層別農家の機械化過程と経営効果 …… 55
第一節　東法１の先進的機械化・規模拡大の対応と学習活動 …… 55
第二節　酪農Ⅰ階層の早期の規模拡大過程と投資節約及び生産組織化への対応 …… 60
第三節　酪農Ⅱ階層の急速な規模拡大過程と資金返済の対応 …… 60
第四節　酪農Ⅲ階層の規模拡大過程と投資抑制の対応 …… 63
第五節　小　　活 …… 63
第二章　畑作農家における機械共同利用集団の展開と経営効果 …… 64
第一節　畑作農家の機械共同利用と輪作体系の確立 …… 64
第二節　共同利用集団の構成員の変化と集団の特性 …… 78
第三章　集落ぐるみ生産組織の形成と機械共同利用集団の再構成 …… 82
第一節　畑作・酪農両振興組合の形成過程と中鹿追集落 …… 82
第二節　共同利用組織運営の再構成と集団的生産力の形成 …… 85
1　畑作農家の共同利用と集団的生産力の形成 …… 85
2　酪農家の共同利用集団と集団的生産力の形成 …… 89
第四章　集落ぐるみ生産組織の重層化と組織活動内容の展開 …… 90
第一節　中鹿追コンバイン利用組合の組織活動の展開と肥培管理技術の向上 …… 90
第二節　中鹿追種豆生産組合の組織活動の展開と肥培管理技術の組織化 …… 93
終章　集落ぐるみ生産組織における研究・交流活動と技術・技能形成の総合化 …… 94

序章　課題と方法

第一節　課題と方法

小論の課題は，品質の向上が極めて求められる現段階下の，生産組織の組織形態の変化と活動内容の広がりを捉えることによって，総合的な農家の技術・技能の形成に与える生産組織の新たな形態とその役割を明らかにすることである。事例としては，集落ぐるみ生産組織が展開した鹿追町中鹿追集落の生産組織を取り上げている。

従来の生産組織の捉え方は，統計的に分類される場合には，農林省の72年と76年の農林省「農

業生産組織調査」での分類が一般的に使われている。76年の農林省による分類は「共同利用組織」「集団栽培組織」「受託組織」「畜産生産組織」の４つの分類であり，この時には稲作だけでなく，全作物が調査された。この時点ではしかし，組織の結成目的に重点がおかれ，組織の活動内容の広がりについてはほとんど触れられていなかった。これは当時の生産組織が規模拡大政策と密接に関係しつつ，行政主導で形成されたものが多いという生産組織の性格を反映したものでもあった。85年にも農林省による「生産組織実態調査」が行われたが，85年以前の統計処理においては，共同利用や集団栽培など複数の活動にまたがる生産組織を重複して計算していたのに対し，85年調査の統計処理ではどれか一方のみに数えるようにし，いっそう活動の広がりを考慮し得なくなってきている。行政的意図の下に形成されてきた生産組織のその後の展開は，構成員や活動内容において自ら変貌させていく生産組織が現れ，同一生産組織でもどのように組織の活動内容を広げ力量を蓄積していくかが重要な課題となっている。

生産の組織化の歴史的展開過程は，上層農家の栽培技術と下層農家の労働力が結び付いた60年代の稲作の集団栽培組織から始まるが，当時の最新の技術である品種統一や集団防除の方法が画一的に導入されることで，農家は導入後の共通の目標を失い，集団栽培組織はその後の農法の発展的な展開を目指すものとはなり得なかった。70年代からは，播種・防除・収穫・搾乳等の主要な作業が機械化され，機械の共同利用や共同作業は省力化のみならず従来の栽培方法による単収水準を大幅に更新するものでもあった。しかし機械化の過程は同時に単作化・畜耕分離を伴い，地力問題や加工型畜産の問題を惹起するものであった。これら土地利用の問題を回避するために堆肥・藁などの副産物利用の組織化を含めた地域複合農業や集団的土地利用が70年代後半以降提起されている。このような展開を磯辺氏は，「労働結合」から「機械結合」を経て「土地結合」が課題になっていると総括している（注１）。

このような生産組織の歴史的展開の示すものは，労働力・機械・中間生産物・土地の統一的な組織化であって，一面的な生産力から総合的な生産力への展開を示すものである。このような総合的な生産力が求められる段階に至って，土地を含めた高度な合意を形成する上でも，また，生産手段ごとに形成された生産組織を統括するうえでも，基礎的集団としての集落がもつ合意形成の機能の重要性が指摘され，生産組織の存続条件は集落との関係で問題にされるようになった。生産組織の長期的な発展にとっては，信頼関係なしには成り立たないが，構成員の経営の変化に合わせて組織の運営や機能を変化させていくことが重要となり，変化させていける信頼関係の母体と日常的な話し合いの機会が必要となるのである。無論ここでの生産組織は，個々の発展を規制する共同体的関係を目指すものでないことは言うまでもない。

集落との密接な関係をもって形成された生産組織は，「集落ぐるみ生産組織」とか「集落結合による生産組織」（注２）とか「集落農場制農業生産組織」（注３）などの名称が使用されているが，それらの明確な規定及びその差異はない。いずれも集落の合意形成を重視し，零細小農経営の枠組みを変更する土地利用の集団化を重視している。そもそも農林省の生産組織の規定である「複数の農家が農業の生産過程における一部又は全部についての共同化に関する協定の下に結合している生産集団」は，集落との活動領域との関係で言えば曖昧で，転作などにおいて集落で話し合いつつ集団的に生産の計画を立てることなどは生産組織に入れられていないが，これらの集落の農業活動と生産組織とが明瞭に区別されること自体がそもそも難しいものである。いずれにしても集落の持つ合意形成の機能を基盤にしつつ，異質な階層間の結合や異

種部門間の補完的結合の役割が生産組織に期待されるようになった。

しかしながらこれら生産組織の活動を捉える場合，論者の多くは，労働力・機械・中間生産物・土地など生産手段の利用の組織化の範囲内で生産組織を捉えている。これらはいずれも生産手段利用の組織化であるから，あくまでこれらを使用するときに組織化されるものである。しかし生物生産である農業は労働過程と生産過程は異なり，生産手段利用の組織化だけでは生産過程全体を覆うものではない。生物の変化への適宜の判断と対応と絶えざる技術の応用が求められる。とりわけ現段階のような，輸入自由化や消費志向の変化に合わせた栽培技術が求められるなど，品質の向上が強く求められるようになった段階では，一層生態の変化に柔軟に適合させていく肥培・飼養管理技術の向上が求められている。ここに新たに肥培・飼養管理の組織化と技術・技能開発の組織化による技術・技能の集団的な向上が求められ，また個々の農家ごとに蓄積された試作研究の成果と技術・技能の公開・交流が求められるのである。

このような肥培・飼養管理の組織化は，従来部分的な趨勢ではあるが，稲作を中心として「栽培協定組織」という形でとらえられた。しかし技術の協定と技術の公開とは別である。技術の協定は既存の技術体系に基づいて統一するものであるが，技術の公開は個人的な技能も含めて公開され客観化される中で，より高次の技術となる可能性をもつものである。技術の協定は既存の技術を採用していない者を平準化させるうえで重要ではあったが，個々の試作・経験的発見などに基づいた個別技術の発展的な形成にとっては阻害要因とならざるを得ない。個別の経営においても試作等の中で技能が蓄積され反収も向上するのであるが，それらが組織的に交流されることがいっそう重要である。一般に栽培技術の「協定」がなされた組織において，一定程度まで反収が平準化するものの，その後再び格差が開いていくのは，個々の技術・技能の発展に「協定」の技術水準が追いついていかないためである。個別経営内においても徐々に試作等で技能が蓄積され，反収も向上するが，このような技術や技能の情報が集団的に交流されることで，加速的な技術・技能の発展が可能になる。このような個々の創造的な技術対応に基づく肥培・飼養技術の組織化の重要性については，従来の生産組織論ではほとんどふれられず盲点となっている。

農林省の生産組織の規定においても，「研究を目的とする組織は除」かれており，独自の調査もされていない。しかしながら創造的な取組の組織化の重要性については，秋田県雄物川町の宮田部落農事研究会の「一人一研究」運動の示した成果でも明らかであろう（注４）。本論での生産組織の事例，酪農振興組合や畑作振興組合にしても麦作生産組合や種豆生産組合にしても月に一度程の自主的な学習会を行いつつ乳質や品種・適期肥培管理技術の交流を行っており，また発病管理など集団的な品質管理作業を行っている。これらの集団的な研究・交流が個々の農家の個別的な技術・技能の形成と地域の技術の蓄積に果たす役割が大きいのである。このような学習会は独自の研究会としてではなく，生産組織の活動の一環として組み込まれている。

それでは肥培・飼養管理技術においても集落との関係で組織化を捉えることの重要性は何であろうか。技術研究・交流による相互発展の方向性は，そもそも農民の意識の上でも，集落内の排他的組織化を形成することとは方向性を異にし，排他的組織化の延長上には技術の相互発展は成り立たない。構成員の性格を歴史的に見てみても60年代に多く展開した集落全構成員を含む集団栽培はムラの規範に依拠した地縁的性格を含む生産組織である。

その後の機械利用中心の生産組織の展開は，上層農家だけによって形成されたり，作物ごと

に形成されたが，階層・作物によって発展の方向性を異にした時期には，確かにそれは十分機能し得た。しかしこのような展開は，品質の問題が相対的に弱く，作れば売れるという市場を背景とした組織化によるものである。湿田の転換にしても，消費者運動の高揚に求められた畑作物の品質の向上にしても，また原料作物規格の厳格化による品質の向上にしても，品質の向上が強く求められる時，専業農家も兼業農家も改めて客観的にその地域・土地に合った栽培技術を必要とし，地域・土地を基礎にした集団化が求められる。集団化による全体的な品質の向上は，主産地の形成による所得向上にとっても重要である。

最後にここでとりわけ北海道における生産組織を都府県における生産組織と対比して捉えておく必要があろう。1985年に行われた農林省「生産組織実態調査」（注５）では，全国では生産組織の数は着実に増えており，組織率では地帯別にみて北海道が以前として最も高いのであるが，北海道に限って変化を見れば，80年センサス時点で6240組織であったものが，85年で4427組織に大きく減少している。この組織の目的では北海道の場合90％が機械の共同利用のみであるのに対して，都府県の場合共同利用のみは20％である。他方で栽培協定を含むものは北海道では３％に過ぎないのに対し，都府県では九州の60％を初めとして平均30％近く存在する。これは農業構造の違いからきているものであるが，総じて北海道は共同利用型中心の生産組織であると言える。生産組織数の減少も北海道の離農率の高さにもよるのであるが，生産組織の中心である共同利用自体が個別所有に変わってきたことをも示すものである。共同利用中心の性格もあって１組織の構成員数は都府県の３分の１と少なくなっている。しかも構成員が自立的な専業農家が多いということもあって，必ずしも特定の地縁関係を母体にして形成されるものでもなく，集落を越えて任意に形成される傾向があった。

このような共同利用型中心の北海道の一般的な生産組織の特性を踏まえて，中鹿追の生産組織を事例に，生産組織の特性と変容を捉えていきたい。変容を捉える視角としては，第一に，集落内の農業生産の新たな組織化の過程を捉え，それらがどのように集落の範囲に広がっているかを捉える。第二に，生産組織の活動目的の変化を捉え，それが経営に与えた影響を捉える。第三に，生産組織の運営方法の在り方の変化を捉える。異質な階層の農家間の出資金と労働力配分の在り方は生産組織の性格を規定している。第四に，組織によるリーダーの位置付けとリーダー層の形成のされ方を捉える。リーダー層を生み出す基盤の有無が組織の発展を左右するからである。以上のような分析視点を踏まえて生産組織発展の展開過程を捉えていきたい。

第二節　対象地域の位置と階層動向

本稿の対象地は北海道の代表的農業地帯と目される十勝畑作農業地帯を取り上げた。十勝は北海道の中でも最も離農の激しかった地帯の一つである。十勝農業の戦後の出発は気候と火山灰土壌の地域的特性から豆作に特化した経営から出発したが，その豆作も低温に弱く，低い反収水準と連作障害・冷湿害に打撃を受けながら随時機械化体系の中で根菜類や酪農経営に転化し，その過程で離農と規模拡大を繰り返していた。このようなドラスティックな作物・経営変化の中での農民の対応如何が問われるのである。

まず現時点の十勝畑作農業の課題と状況を捉えるならば，第一に，土地の有償移動率が停滞し，規模拡大も安定化する中で，所得の向上は面積当たりの所得の向上で追及しなければならなくなったこと。第二に，規模拡大に伴って混同経営が急速に減少し，経営組織が専門化する

中で，特に畑作農家の地力再生産が課題となってきたこと。第三に，規模拡大と相互規定的なものとしての，また適期の短い畑作の必要不可欠なものとしての機械化は，農業経費の増大をもたらし，経費削減の対応が求められること。第四に，十勝の基幹作物，酪農・甜菜・馬鈴薯・小麦・豆類は，いずれも酪農においては乳質改善，畑作においては品質確保の問題・市場に合わせた適切な品種の作付け技術が求められるようになってきたことである。

この中でとりわけ農家の最終的な目標となるのは経営の発展とそのための所得の向上であるため，北海道の分解の特徴である離農の地域的特徴を捉えてみると，オイルショック後の75年から85年までに十勝で最も農家減少率の少ないのは鹿追町となっており，離農を規定する85年の一戸当たりの所得では，鹿追町は822万で十勝で２番目の高さとなっている。一戸当たり所得向上の大きな要因としては10a当たり所得を上げることと，一戸当たり耕地面積を拡大することがあるが，最近の土地流動化の状況からみて重要な10a当たり所得の伸び率を見ると，鹿追町は74年から85年にかけて伸び率が十勝で２番目に高い。また65年から75年の規模拡大率が十勝平均より大きく，かつ75年から85年の規模拡大率が十勝平均より小さい町村は十勝で３町あるが鹿追町はその一つである。更に10a当たり所得を規定するものとしての単位当たり収入では，酪農家の一頭当たりの乳量では，鹿追町は十勝で２番目に高く，畑作物でも80年代に入って急速に向上し，85年から87年までは３年連続で十勝畑作共励会の団体総合優勝を取っている。この鹿追町は帯広市から北西30キロで，十勝では畑作限界地に位置し，決して自然条件に恵まれている訳ではなかった。このような地帯の中で農業全体としての発展を遂げている。

鹿追町の中で更に集落単位で比較すると，75年以後の農家戸数の減少戸数が１戸以下の集落は13集落のうち４集落であり，その中で兼業化率が町平均以下のところは中鹿追集落と中瓜幕集落の２つである。分解を規定する一戸当たりの耕地面積規模を見ると，70年時点で町平均15.6haに対し，中鹿追は13.5haで小さく，中瓜幕は20haである。この２集落とも階層分化の動向を見ると80年85年を通じて階層モードへの集中率は相対的に高い。階層モードへの集中化は，集落でのまとまりと相互規定的に作用するものである。

鹿追町の特徴は経営の集約性特に単位当たり収量を高めたことであったが，反収は個々の作物ごとには土壌に適不適が存在するので，生理的に相反する作物を統一して取り上げてみたい。図－１は甜菜と馬鈴薯の最近８年間の各年の町平均を100として各集落の反収指数を出したものである。甜菜と馬鈴薯は同じ根菜類で，一方の反収を高くするような土壌であれば，他方の反収が下がるという相反する作物であるが，この相関指数が甜菜・馬鈴薯ともに高い右前方に上昇しているのは中鹿追のみである。また甜菜と大豆も窒素とpHの関係で反収が相反する作物だと言われている。図－２で見るように甜菜も大豆も右前方に上昇しているのは，中鹿追のみである。

酪農家の方を捉えてみると，79年以降一頭当たりの乳量が一貫して最も高いのは中鹿追集落である。頭当たり乳量は購入濃厚飼料の多投にもよるため，乳飼比を見ると，中鹿追集落は84年から急速に下がり，86年では最も低くなっている。

以上のように分解が停滞し，階層間格差も縮小し，また畑作・酪農家のいずれにおいても，所得を規定する単位当たり収量の高い中鹿追集落が注目し得る。相反する作物もいずれも反収が高いのは，中鹿追集落において何等かの栽培技術が存在し，また主体的組織的に対応していることを現すものである。

図－1　甜菜・馬鈴薯（生食）の反収集落別相関推移

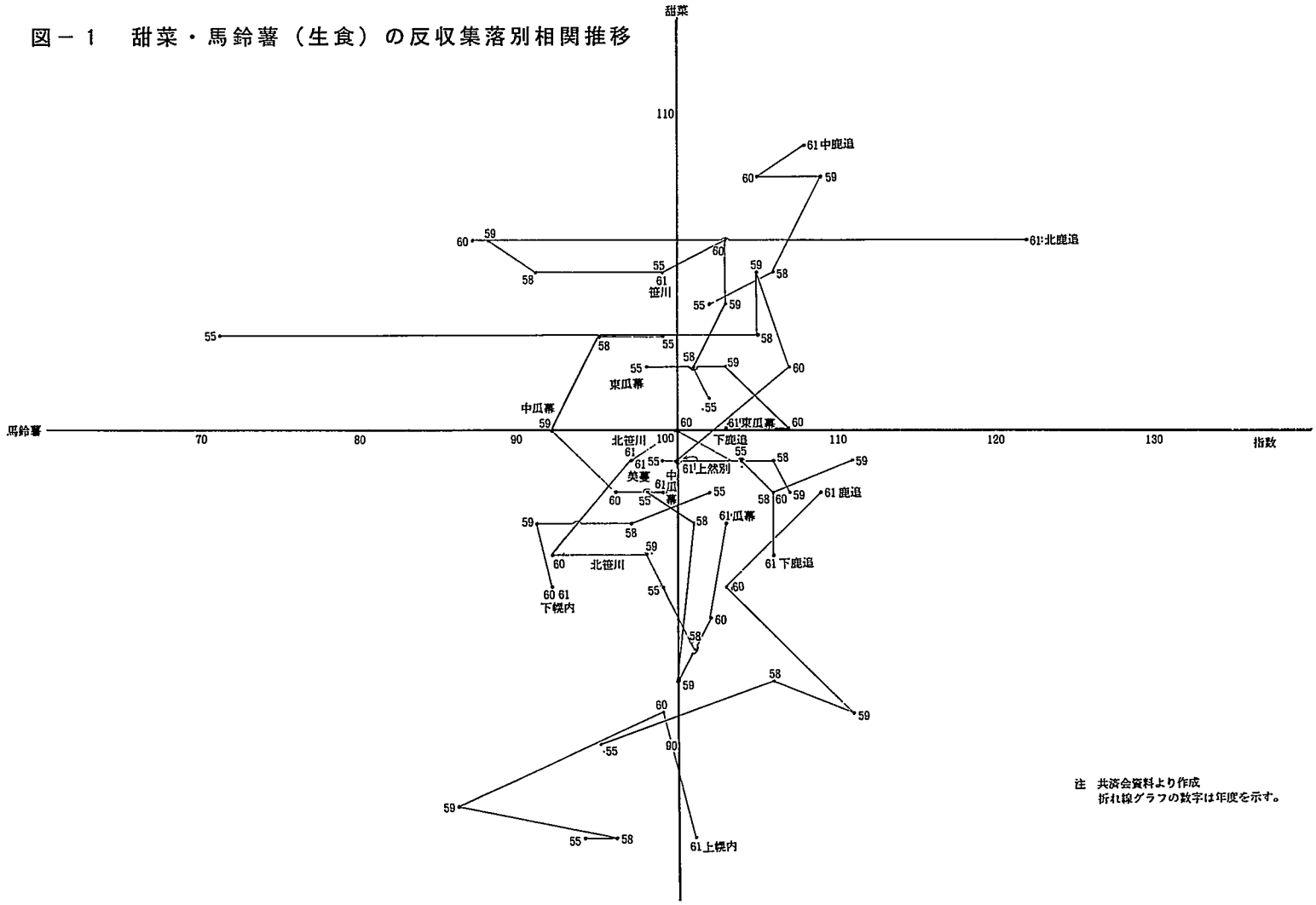

注　共済会資料より作成
　　折れ線グラフの数字は年度を示す。

図－2　大豆・甜菜の反収集落別相関推移

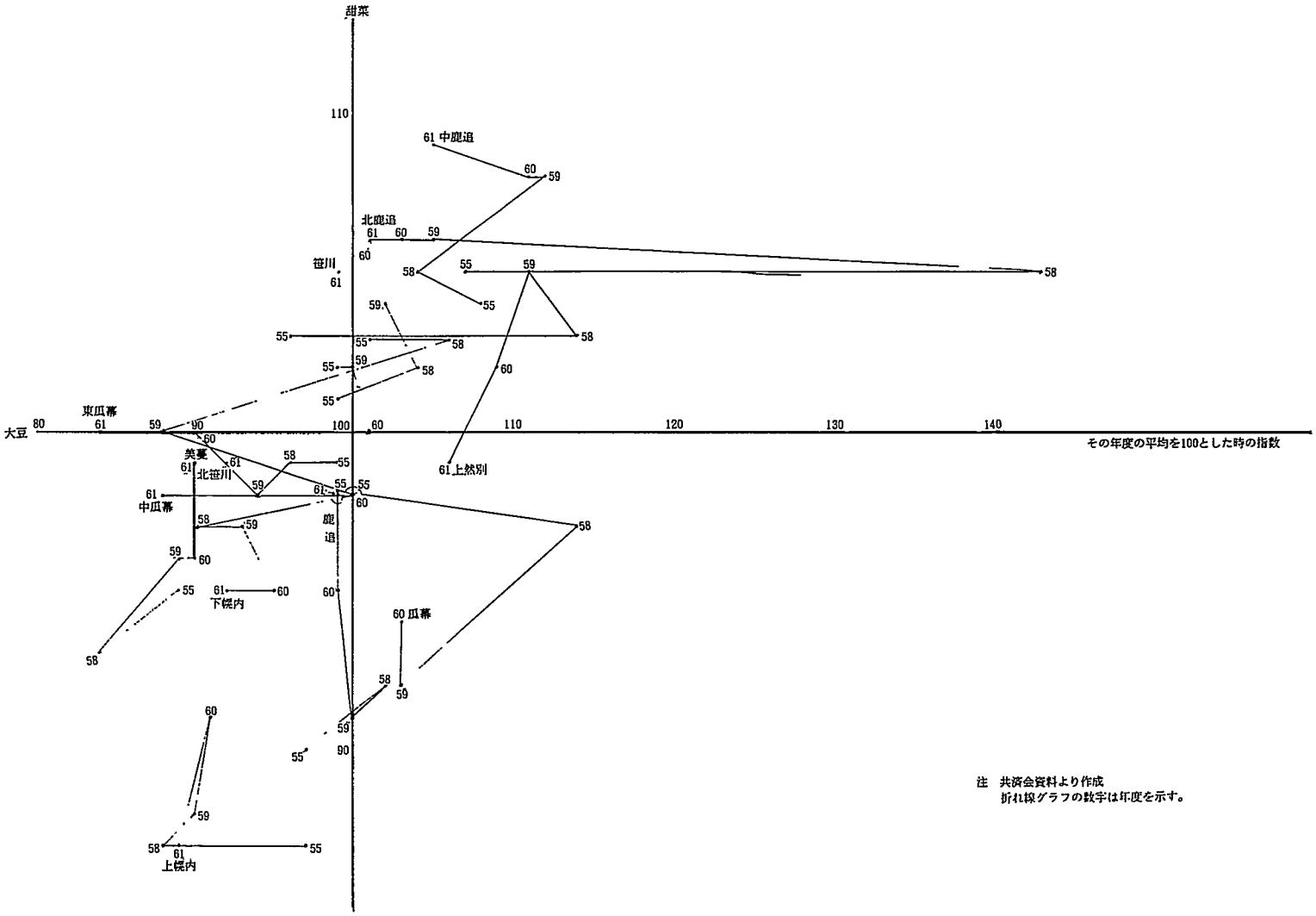

注　共済会資料より作成
　　折れ線グラフの数字は年度を示す。

図－3　酪農家面積及び頭数推移

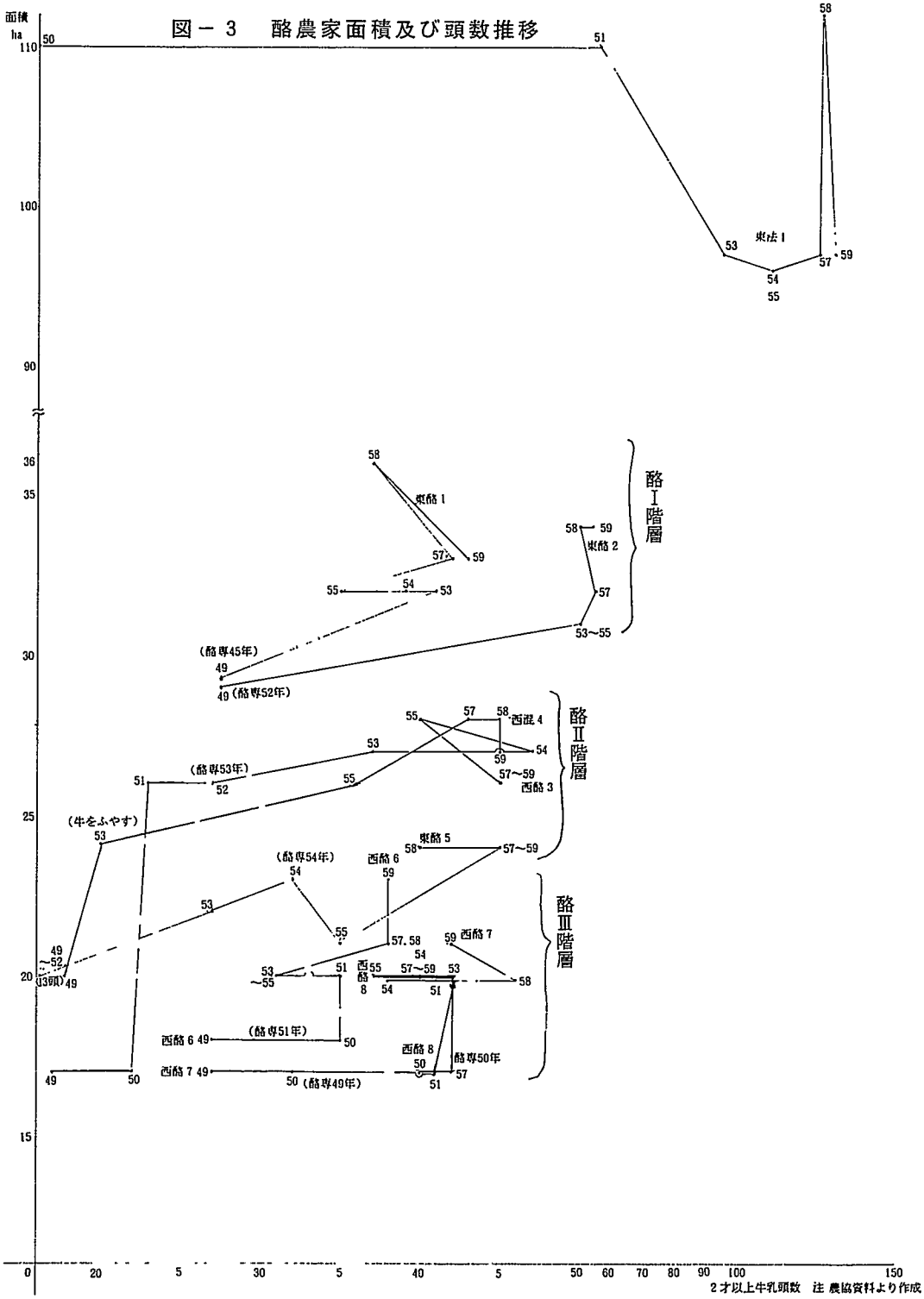

図－4　中鹿追畑作農家経営耕地面積推移

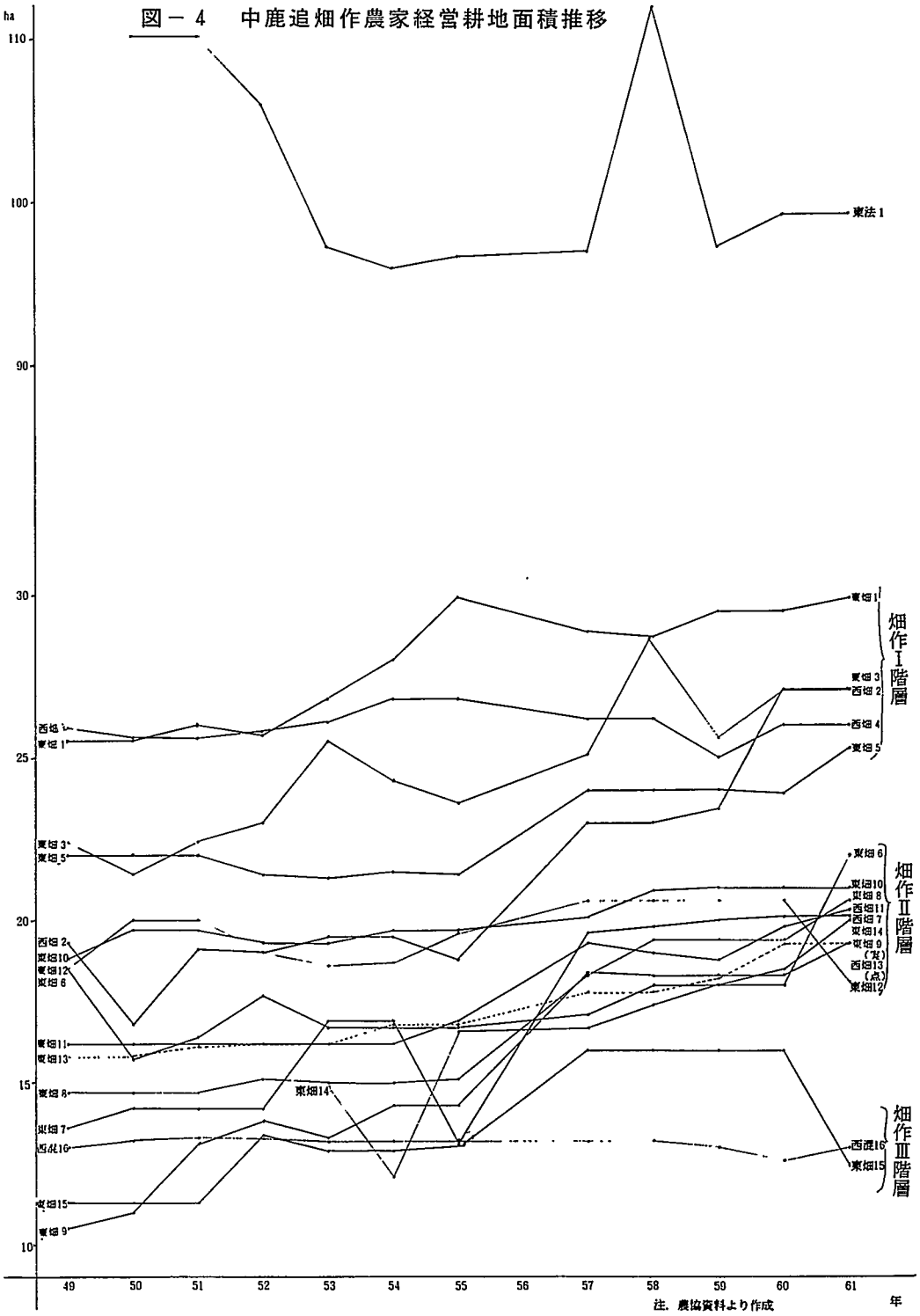

注．農協資料より作成

鹿追町はまた，82年から85年にかけてすべての集落で少数戸数集落を合併する集落再編を行った。最も早く行われたのは中鹿追集落で，80年に一度自主的に集落再編成を行っている。中鹿追集落は，旧5集落を含む旧中鹿追連合区であり，旧集落の戸数は80年時点で，中鹿追北部8戸，中鹿追西部6戸，中鹿追東部7戸，中鹿追南部3戸，中鹿追中央5戸である。82年の集落再編後は，北部と西部が中鹿追西班，東部と南部と中央が中鹿追東班となっている。

このような特徴をもつ中鹿追集落の階層動向を，現時点の経営形態と展開過程から農家ごとに分類して集落の構成を捉えておきたい。展開過程を含めて階層を捉えるのは，その農家における技術の伝統的蓄積を含めて捉えるためである。中鹿追は農家構成は，畑作農家が15戸，酪農家が7戸，混同経営農家が2戸，そして畑作と酪農の2戸共同の法人経営が1戸存在している。法人経営は現在99haと規模においても混同の法人という経営形態においても独自の展開であるため，これを1階層に分類する（図－3）。混同経営が2戸あるが，76年時点では既に酪農が主か畑作が主かに分化しているため，まず畑作農家と酪農家に編入して階層分けして捉える。

酪農家の階層を捉える場合，その展開過程において，頭数規模拡大の条件としての耕地面積と2歳以上の乳牛頭数規模を捉えなければならない。酪農Ⅰ階層の2戸は耕地規模・頭数規模が早くから大きく，また酪専化も早く，早期に規模拡大し得る条件を整えていた同一の階層として捉えられる（図－4）。酪農Ⅱ階層の3戸は，74年時点では経営耕地も頭数も少ない小規模経営から出発し，その後経営耕地も頭数も急速に拡大した同一の階層として捉えられる。酪農Ⅲ階層の3戸は，74年時点で経営耕地面積が少なく，その後も大幅な耕地規模拡大は行わないが，早期に安定的な頭数拡大をしていた同一階層として捉えられる。

畑作農家のほうは，混同経営の経験を持つ者もいるが，基本的には現時点の経営耕地面積が階層を規定する重要な要因となる。畑作Ⅰ階層の5戸は町平均面積よりも大きく，74年時点でも最も規模が大きい農家である。畑作Ⅱ階層の9戸は面積が町平均よりも小さく，面積の格差が殆ど無い同一の階層として捉えられる。畑作Ⅲ階層の2戸は後継者のいない高齢農家で小規模農家として捉えられる。

農家番号は，西班の農家には西，東班の農家には東を用い，畑作農家には畑，酪農家には酪，1戸の法人には法を用い，酪農家・畑作農家ごとに面積の大きい農家から順番に番号を付けている。

〈注記〉

（注1）磯辺俊彦著『日本農業の土地問題』1985年，東大出版会，終章参照。

（注2）高橋信正著『農業生産組織の展開論』1986年，明文書房，第6章参照。

（注3）小野誠志著『農業生産組織と地域農政』1989年，明文書房，第6章参照。

（注4）宮田農事研究会については多く報告されているが，さしあたり阿部健一郎著『生産組織と集落』1980年，農政調査委員会，2章4節参照。

（注5）農林水産省『農業生産組織調査結果報告書』1986年，また北海道の生産組織については，北海道農務部『農業生産組織活動実態調査結果報告書』1985年。

第一章　酪農家における階層別農家の機械化過程と経営効果

酪農家の場合にはとりわけ巨額の機械化・施設化が各農家ごとに進行するために，機械化の発展段階を踏まえて生産組織が結成されうる条件を捉えておかなければならない。機械化の発展段階が異なる場合には土地利用や労働力利用の編成が異なり，集団化もとりわけ酪農家の場合には難しくなるからである。施設と機械の投資による規模拡大は労働生産性の向上に果たした役割が大きかったのであるが，このような側面から農家の経営変化に与える影響としては，特に労働組織構成と経営組織構成に与える影響が重要となる。ここでは集落ぐるみの生産組織が展開する以前の中鹿追の機械化の展開と農家に与えた影響を捉えておきたい。この機械・施設の採用は，最も適切な規模の経済性が問題となるため，階層ごとにその対応を問題にしなければならない。

第一節　東法１の先進的機械化・規模拡大の対応と学習活動

まず総乳量でも頭当たり乳量でも先進を切った東法１の経営は，離農によって３戸に減少した旧南部部落の原野を保有していたために，鹿追町で行われていた国営畑総開発の受益面積も60haで，74年には90haまで耕地が開けている。ここでの経営の特徴は，それを背景にした構成農家２戸の２世代家族を合わせた労働力の豊富さである（図－５）。1975年時点で基幹労働力だけでも７人保有していた東法１は，75年時点で61頭の飼養であったが，76年に牛舎を新築するときに，110頭牛舎を建築し，「そのベッドで160頭ほど飼える」ことを見越して建築した。すでに頭数規模は大きかったが，それまでの「逐次増加させるやり方を取ってきた」方法から購入を含めて約３倍化を計画している。その後の頭数拡大を可能にしたものは，75年のトラクターとヘイベーラーと76年から78年までに揃えた畑作部門の播種・収穫大型機械による労働力の軽減であった。この76年から78年にかけて，頭数は1.5倍になっている。79年には大型サイロ一基とテッタ・レーキを揃えて収穫機械・施設を揃え終えている。この間に２戸の混然一体化した畑作部門と酪農部門の管理はU家が畑作専門に，I家が，酪農専門に部門担当するようにした。73年までは成牛についてはI家が担当していたが，育成についてはU家が担当したり，また農繁期にはI家がU家と共に農作業に出たりしていた。経営作物の構成としては（表－１），75年時点の畑作物は，豆類が8.2％と小麦を10.1％作付けしていたが，76年には豆類を2.7％に減らし，小麦は77年から止め，更に73年から豆を止めて甜菜・種馬鈴薯のみに畑作物を減少させている。一方飼料作物面積は，75年の48％から，77年の64％に増加させている。豊富な土地と労働力を背景にしつつ，更にそれを一度に機械化によって省力化し，長期的に酪農の規模拡大を計画していった。

この労働力の豊富さと79年までの機械化による省力化を背景にしつつI家の経営主は，80年から１年間アメリカに留学しており，「行ける時に行っておく」という柔軟な対応と，「勉強は町内だけには限っていない」先見性を発揮している。毎年十勝の先進地中札内村には視察に行っている。このような学習によって80年代以降の〔東畑１〕の頭当たり乳量及び飼養技術共々急速に向上し，後々の集落ぐるみの学習活動が展開するときの酪農家の技術的なリーダー格となっている。

図－5　中鹿追酪農家個人別経営史(1)

		35 36 37 38 39	40 41 42 43 44	45 46 47 48 49	50 51 52 53 54	55 56 57 58 59	60 61 62	基幹従業者の年齢・最終学歴
東法1（入植T5）	土地	17+35		90		98	100	
	施設				㊥2 大 ㊥2 大	㊥2 大		
	機械	トラ 1			総合 ポテト トラ 4 播種機 ビート ハーベスタ テッタレーキ ヘイベーラ ポテトプランタ 移植機 ビート ハーベスタ	トラ 7		
	基幹労働力	4人	I氏 5人 U氏 6人	5人	I ㊥ 7人	6人 7人 U ㊥		I氏 高卒 37才 U氏 高卒 36才 U弟 大卒 34才
	頭数	24頭			61頭 90頭	100頭 110頭 120頭 130頭		
	主作物	飼料作物・豆・甜菜・種芋			飼料・甜菜・種芋			
		I畑家専 ←畑作混同→ 2戸共同	法人化			U家弟加入		
		U家 畑＋豚						
東酪1（入植T2）	土地	16	20	27	32	33		
	施設			㊥牛舎		㊥		
	機械	トラ 1		トラ 2 ヘイベーラ	トラ 3 テッタレーキ	トラ 4	ロールベーラ	
	基幹労働力	2人	3人	㊥ 4人	3人			高卒 37才
	頭数			20 27				
	主作物	畑専 酪畑		酪専				
東酪2（入植S2）	土地		13 25	27	31	33		
	施設			㊥2				
	機械	トラ 1		トラ 2	トラ 4 テッタレーキ			
	基幹労働力	2人			3人			短大卒 31才
	頭数			30	50		54	
	主作物	飼料・甜菜・豆			酪専			

図－5　中鹿追酪農家個人別経営史(2)

		35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	基幹従業者の年齢・最終学歴
西酪3（入植T2）	土地															22							26							
	施設																		㊥牛舎											
	機械																		トラ2 ヘイベーラ½	テッタレーキ	トラ3						ロールベーラ			
	基幹労働力																						(3人)			㊦4人		2人		高卒　26才
	頭数												15			20			37		45									
	主作物	飼料・豆・芋・甜菜 →																												
西混4（入植S22）	土地															21					23							26		
	施設																		㊥牛舎	㊥2				㊥大						
	機械										トラ1				ビート種植機		トラ2	総合播種機		ビートハーベスタ	テッタレーキ						ロールベーラ			
	基幹労働力													(3人)					㊦4人		トラ3			3人			世帯主機械事故			定時制高卒　35才
	頭数		1											10		30			20			35		43						
	主作物	畑専→	飼料・豆・小麦 甜菜・芋															飼料・甜菜・小豆												
東酪5（入植T15）	土地	19														22	22					25		27						
	施設																パンガーサイロ		㊥牛舎											
	機械						トラ1									トラ2	ヘイベーラ		トラ3 テッタレーキ						トラ3更新		切り込み機			
	基幹労働力								(2人)																				3人	高卒　52才
	頭数									2						13			25		32			45						
	主作物	飼料・芋・豆の畑専 →								混同			甜菜・芋・豆・小麦								酪専									

図－5　中鹿追酪農家個人別経営史(3)

		35 36 37 38 39	40 41 42 43 44	45 46 47 48 49	50 51 52 53 54	55 56 57 58 59	60 61 62	基幹従業者の年齢・最終学歴
西酪6（移住S47）	土地			移住 20	23			
	施設				㊦ 牛舎			
	機械			トラ	ヘイベーラ　テッタレーキ	トラ 2		
	基幹労働力		2人		(3人)		(結) 4人	高卒　29才
	頭数		8		25　31	38		
	主作物		飼料・甜菜の混同		酪専			
西酪7（入植S5）	土地	15	23			27		
	施設			㊦	牛舎	㊦ 2		
	機械			トラ½	トラ 1　ヘイベーラ　テッタレーキ　トラ ½	トラ 2/2　2/2　ロールベーラ		
	基幹労働力	2人 →			3人			高等小学卒　59才
	頭数	2 →	4	27	36			
	主作物	飼料・甜菜・小豆など10種ほど →			酪専			
西酪8（S20）	土地			17		20		
	施設			㊦	㊦　㊦			
	機械			トラ 1　トラ½　ヘイベーラ 1/3	テッタレーキ　テッタレーキ	1/2　1/2		
	基幹労働力	2人 → (3人)		(結) 3人	2人			定時制高卒　42才
	頭数				30　40			
	主作物	畑専 → 混合			酪専			

注　土地は所有地、基幹労働力の○印は現在の中心適農業従事者が就業した年。　サ ＝サイロ、結 ＝結婚、トラ＝トラクター

87年調査より作成

表－1　東法1経営組織の展開

(%. ha

年次	所有地① 畑	所有地① 計	② 借入	③ 借付	豆類面積比④ 大豆	豆類面積比④ 小豆	豆類面積比④ 菜豆	豆類面積比④ 計	⑤ てん菜面積比	⑥ 馬鈴薯面積比	⑦ 小麦面積比	飼料作物面積比⑧ 牧草	飼料作物面積比⑧ 計	⑨ 経営面積合計
49														
50	90.10	98.80	2.00		3.2	5.0		8.2	14.7	19.2	9.2	39.4	48.8	110.10
51	110.10	110.10				1.8		2.7	13.7	23.3	10.1	34.8	50.2	110.10
52	106.00	108.00			0.9	1.7		1.7	14.2	20.3		38.4	63.9	106.00
53	93.68	93.68	3.60						16.1	22.1		31.3	61.5	97.28
54	92.40	92.40	3.50						17.0	20.3		33.0	62.7	96.00
55	96.70	99.20							15.2	16.4		41.5	68.4	96.70
57	97.00	97.00							15.5	18.6		42.3	66.0	97.00
58	97.00	97.00	15.00						14.3	14.3		40.2	71.4	112.00
59	97.00	97.00							15.8	18.0		45.6	66.8	97.00
60	99.30	99.30							16.1	18.6		45.7	65.3	99.30
61	99.30	99.30							16.1	17.7		66.2	66.2	99.30

注　農協資料より作成
①②③⑨は実数（ha）
④⑤⑥⑦⑧は経営面積に占める割合（%）

第二節　酪農Ⅰ階層の早期の規模拡大過程と投資節約及び生産組織化への対応

中鹿追の中では相対的に経営耕地規模が大きく，東法１と同様に早期に大規模面積・頭数に達していた酪農Ⅰ階層の特徴は，機械化もまた早いということであった。いずれも東法１と共に1960年代前半でトラクターを所有しているが，東酪１は63年に購入したトラクターを今だに使用している。東酪１は酪専にしたのも70年と最も早かったのであるが,「機械の下敷きになる」と判断したからだと言う。ヘイベーラーも72年の早期に導入し，86年にロールベーラーを購入するまで使用している。父親は79年から経営には補助労働となっており，86年で農業者年金を受け，ヘイベーラーよりも労働力数が少なくてすむロールベーラーは86年に購入されている。早期に機械を導入しつつ長く保有する対応を取っている。

既に述べたように東酪１の土地投資は早期の69年から71年にかけて７ha増やして27haとなっているが，70年からの酪専化に対応している。その後は緩やかな土地規模拡大となる。頭数規模拡大も緩やかで，酪専になった70年で20頭であるが，74年で27頭，78年で40頭と緩やかな拡大をなしている。早期の投資負担に耐えるものにしているということである。

東酪２も74年に30頭規模に到達し，早期に規模拡大した訳であるが，東酪１と異なるのはその後も頭数拡大し，78年には50頭まで拡大していることであった。これは,「牛舎は全部自分で作る。」という方針のもとで，施設投資を押さえていることで可能となっている。また77年に54頭規模牛舎を建築しているが，翌78年から男子２名の基幹労働力が３人になっており，労働力数に合わせた対応となっている。機械化では74年・75年に連続してトラクターを購入し，また75年にヘイベーラーを揃えて酪専化への態勢を整えている。経営組織では，75年に甜菜の作付けを止め，省力的な作物としての小麦のみを残し，76年に小麦を止めて飼料作物のみにした（表－２）。

このように酪農Ⅰ階層は,土地規模の大きさと早期の土地拡大背景にしながら,早期に施設・機械の自己導入を行いながらも，その施設・機械の投資を少なくできるように対応している。東酪１は，後の集落ぐるみのコーンハーベスターの生産組織ができる時のリーダーとなっている。

第三節　酪農Ⅱ階層の急速な規模拡大過程と資金返済の対応

酪農Ⅱ階層は，元々脆弱な土地と酪農施設基盤から70年代後半に入って急速に規模拡大し，それだけにいずれも資金返済額も多い農家であった。そのために80年代前半に入っても規模拡大の傾向が見られた。借入金返済を規模拡大で補うことが重要であった。

西酪３は78年から甜菜と豆類を止めて酪専になるのであるが，74年時点では現在の酪農家の中で，最も面積も頭数規模も小さかった。また混同であるため，74年時点では飼料作物は37％で，75年時点でも49％に過ぎなかった。オイルショック以後は飼料の高騰から自給飼料を量的に確保することが重要となっており，面積の少ない農家が酪農を続けるのには困難があった。このような中で，西酪３は74年・75年時点で時点で経営耕地が17haであったものを76年に所有地の原野３haを開発し，借地を６ha増やして飼料基盤をまず形成している。次いで77年時点から翌年の飼料を確保するために飼料作付けを82％に増やし，78年に牛舎を完成させた。この時点で頭数を大幅に拡大して77年の26頭から78年の37頭まで増やしている。更に機械も78年に２台目のトラクターとヘイベーラーを親戚と２戸共同でいれている。このように飼料基盤を土地

表－2　酪農家別畑作物作付け割合推移

(%)

甜菜												
	49	50	51	52	53	54	55	57	58	59	60	61
東法1		14.7		14.2	16.1	17	15.2	15.5	14.3	15.8	16.1	16.1
東酪1												
東酪2	5.9											
東酪3	14.8	5.4	11.6	13								
東混4	23.7	17.5	19	16.7	19.2	28.3	24.7	14	17.2	19	17.9	15.6
東酪5	14.7	11.4	9.4	11.1								
東酪6	24.9	5.7										
東酪7												
東酪8												

馬鈴薯												
	49	50	51	52	53	54	55	57	58	59	60	61
東法1		19.2	23.3	20.3	22.1	20.3	16.4	18.6	14.3	18	18.6	17.7
東酪1												
東酪2												
東酪3												
東混4	3.1	5	10.3									
東酪5	7.8	6.9										
東酪6												
東酪7												
東酪8												

小麦												
	49	50	51	52	53	54	55	57	58	59	60	61
東法1		9.2	10.1									
東酪1												
東酪2	6.7	6.1										
東酪3												
東混4	7.8	12		5.4								
東酪5		7.9	10.9	6.4								
東酪6												
東酪7												
東酪8												

豆類計												
	49	50	51	52	53	54	55	57	58	59	60	61
東法1		8.2	2.7	1.7								
東酪1												
東酪2		3.9										
東酪3	27.6	44.7	30.9	2.3	0.7							
東混4	25.7	32.8	28.2	23.8	16.7	15.3	4.9	8.1	9.8	2.6		
東酪5	12.7	7.4	18									
東酪6		4.5	1									
東酪7												

注　農協資料より作成

と施設・機械の導入過程で確保していく対応が見られる。

しかしヘイベーラーを2戸共同で導入しても，急速に拡大した資金返済額は大きく，特に生産調整によって総乳量を増やせなかった83年頃までに資金返済額が増大し始め，84年の290万円から83年の570万円，さらに84年の870万円，85年の1600万円と増大していった。このような中で借入金を減らす緊急策として，85年にロールベーラーの導入によって牧草収穫労働を軽減できたことと同時に，親二人は町内の生産組合に住み込みに出て，実質的な経営権を25歳の長男夫婦に渡した。機械による省力化が急場しのぎではあるが，兼業化の条件となっている。その過程でまた世帯主の飼養管理技術の方も向上し，現在は資金返済が減少する方向に向かっている。

西混4も酪農に傾斜するのが遅れた農家である。現在も混同であるこの農家は，湿地帯の中鹿追の中では相対的に排水条件は良く，77年には小豆で農林大臣賞を受賞している。また甜菜の収量でも鹿追町内で常に上位20位以内に入っており，82年からは連続1位を占めている。このように畑作の技術をもっていた訳であるが，72年頃から乳牛を増やして行ったのは，「当時厩肥がなかなか購入もしにくく，自分で生産しなければだめだと思ったからだ」と言う。77年に牛舎・サイロを建設し，販売金額が農産収入を上回るようになったが，この77年に結婚して二世代夫婦となっており，「結婚したら人手が増えるので牛を増やそうと思った」ということである。労働力の有無が乳牛を増やし，混同経営を続ける条件となっている。85年にはロールベーラーを導入しているが，これは牧草が見直されて来た事が前提であるが，「85年に機械事故で左腕を無くして，一人でもやれる機械に代えた」ということである。

経営組織的には，77年の牛舎・サイロの機械化の時点で，馬鈴薯を止め，翌78年に小麦を止め，また豆類を小豆のみに限定してビートと併せて畑作2品目としている。この2品目は西混4が技術をもっている作物であるが，同時に甜菜の工場の生産者還元価格によるビートパルプと小豆の豆殻は乳牛の飼料にも使えて飼料費を削減でき，また生産される厩肥は購入肥料を削減できる複合的な再生産経営を形成できるからである。機械化の中での作物数の減少であるが，労働力が増える中で，作物が補完的に作用するような対応をしており，今後も「複合経営をやって行きたい」ということである。

東酪5も酪専になったのが78年と遅く，また74年頃の頭数規模も西酪3同様に少なかった。75年にバンガーサイロとヘイベーラを導入して本格的に頭数規模拡大が始まり出す。遅れて規模拡大したために資金返済額は西酪3に次いで多いが，特に増え始めるのは，生産調整の影響の出る82年以降であってそれ以前は100万円前後で特に多い訳ではない。東酪5は，戦前定着者で戦後直後から20ha程の所有地はあり，74年時点での経営耕地面積は20haで80年まで殆ど変化していない。74年の飼養頭数は13頭であるが，77年の牛舎を建設した時に25頭，79年に32頭と，徐々に「毎年数頭ずつ増やした」のである。「妻の体が弱く一度には増やせない」と言う。牛は牛舎を覚えるまでに3・4ケ月かかると言われており，その間の運動・搾乳で手間と時間が掛かる。このような中で，省力化を図るために78年に3台目のトラクターを導入している。このように投資を4年間に分散させ，徐々に機械を導入していった。82年には45頭規模まで更に拡大し続けたが，83年には大型トラクターに1台更新し，85年には牧草切り込み機を購入して省力化の対応を図っている。

このように酪農Ⅱ階層は，酪農専業化の過程で機械化し，そのためにまた急速な拡大をしな

ければならなかったが為に，その拡大のための投資を補う対応を必要とし，省力化による兼業化・複合化・投資の分散化等の対応をしていた。

第四節　酪農Ⅲ階層の規模拡大過程と投資抑制の対応

酪農Ⅲ階層は，経営耕地を殆ど拡大していないが，その中で機械投資を押さえ総乳量は増加させて行った階層であった。土地が頭数規模に見合わないため，投資を押さえて所得を上げることが重要であったのである。

西酪６は中鹿追の中で最も遅い72年に移住してきた農家であったため，西酪７や西酪８に比べると，同じ階層でも農家の蓄積力は弱い。75年にサイロとヘイベーラーを設置し，76年に牛舎を建設して酪専になった。75年までは経営の補完作物になり得る甜菜・小豆を導入していた。76年から79年の資金返済額は，300万円前後であり，その時点の中鹿追の中では最も多い方である（表ー略)。しかしその後の機械では大型の作業機はいれておらず，82年に２台目のトラクターを導入するに留まっている。現時点もトラクター２台であるが，中鹿追の中では少ないほうである。現在の「パイプラインは調子が悪く，細菌数が多いが，直さないで牛をきれいにしてやる」ような対応を取っている。

頭数も酪専になる76年に25頭であったが，78年31頭，82年38頭と緩やかな頭数規模拡大となっている。投資を再生産の中で行っていると言えよう。

西酪７は酪専になるのが74年と早い農家で，74年にサイロ，75年に牛舎を建設している。この牛舎は，当時農協が建て売りで売していたが，「それには応じず自分で色々な牛舎を見て歩き，独自に建てた」。機械は70年に親戚と共同でトラクターを導入しているが，その後75年に１台所有する他は，79年に２台目を導入する時も共同でいれ，更に82年に更新するときに２台とも共同にして経費を増やさない対応を取っている。酪専になる75年の頭数は27頭で77年で36頭であるが，「頭数はいつも自然増」でやっているという。このような投資抑制の対応が，西酪８と並んで最も所得額が高い一つの要因となっている。

西酪８もトラクターは70年に導入した後，73年の２台目は親戚と共同で導入し，82年の更新時には２台とも共同にしている。２台とも共同にしているのは，中鹿追の中では，西酪７と並んで最も少ない。74年のヘイベーラも３戸で共同で購入している。機械の投資を西酪７と同様節減していると言えよう。75年から酪専になるが，71年に結婚して労働力が３人となり，73年・74年とトラクター・ヘイベーラ・サイロを導入しており，酪専化してから機械を導入するのではなく，酪専以前に労働力が増え，機械を揃えている。耕地面積は西酪７と同様に殆ど増えておらず，74年に17haであったものが，80年の20haに留まっている。

このように酪農Ⅲ階層は，いずれの農家も機械の所有台数の少なさを特徴としており，機械の共同利用の対応や施設を長持ちさせる対応を取っていた。面積の少ないこの階層にとって，飼料基盤を確保することは重要な課題となっていたのであるが，規模拡大ではなくて，単収を高める集約化と機械投資を押さえることによって対応していたと言える。

第五節　小　　活

以上のように酪農の規模拡大期でもあった70年代後半は，機械の導入期でもあり，その中で，更に規模拡大を各部門において可能にしている。とりわけ，機械化が労働力の組織構成と土地

利用構成に与えた影響は大きい。東法1では，土地・労働力を背景に大胆な3倍化計画の中で大幅に機械・施設を導入しつつ学習によって単収の向上に力を入れ，酪農Ⅰ階層では早期に機械を導入しつつ後々の投資を削減させる対応が取られ，酪農Ⅱ階層では，急速な規模拡大の投資を補うために一層機械化して省力化し，兼業化・複合化など経営内の労働力・経費の補完で対応し，酪農Ⅲ階層は，規模拡大できない分を共同利用など機械・施設投資を抑制していた。土地利用でも，東法1は大幅な機械化の中で飼料作物に急速に傾斜し，また酪農Ⅱ階層では漸次手間のかかる作物を止めつつ補完的な収益性の高い作物を残しながら酪専化し，土地利用の大幅な変更が行われた。

いずれの農家に対しても言えることは，機械化が果たした経営への役割は，省力化そのものに果たしたというよりもむしろ機械化・省力化の結果として，労働力の経営内再配分としての経営規模拡大と土地利用の再編成に与えた影響が大きいと言えよう。このような中で，投資の時期や投資の在り方・投資を補う対応を階層に応じて施していた。特に70年代後半は規模拡大期＝土地利用と労働力の再編成期として位置付けられよう。

第二章　畑作農家における機械共同利用集団の展開と経営効果

第一節　畑作農家の機械共同利用と輪作体系の確立

畑作作物が稲作と最も異なるのは，第一に播種・収穫において稲作よりも多くの労働時間を要することであり，第二に畑作物の特性として稲作に比べ連作することが困難で，輪作の確立が求められているということである。そのため現在の十勝では4年輪作が基本となっている。このような畑作の特性を踏まえるならば，大型機械が労働生産性の向上に果たした役割は，適期作業を可能にしたという点でも，また豆類を減らし根菜類を増やして輪作を可能にしたという点でも大きいと言えよう。これらの機械が更に経営内において積極的な役割を果たすためには，経営の発展段階に併せて，農家がどのように導入しまた利用するかの主体的な対応が重要となる。そのような機械化の過程で労働組織と土地利用構成を含めた経営組織を変遷していく主体的な対応が重要となるのである。このような農家の対応を経営の展開過程の中から捉えて行きたい。

中鹿追の機械化ではまず全体として前提として把握しておかなければならない特徴は，共同利用者の多さである。小麦は後に述べるように82年から中鹿追の全戸でコンバインとグレンドリルは共同利用している。また豆の場合は70年代から総合播種機・ビーンハーベスターは全戸個人で所有しているため，特に重要となる作業機は，甜菜と馬鈴薯の各播種機・収穫機の4種類である。この4種類の作業機の現在の共同利用参加状況を見てみると（表－3），16戸のうち4種類とも共同利用しているのは2戸，3種類共同利用しているのは8戸，2種類共同利用しているのは5戸であるがそのうちの2戸は芋を作っていない農家である。西混16はいずれも共同利用していないが，個人所有も行っていない。この中で馬鈴薯の場合は，ハーベスターの共同利用が69年に1集団(東畑1・東畑3・西畑4・東畑10・西畑11),71年に1集団(東法1・東畑5・東畑6),75年に1集団(西畑7・東畑8・東畑9・東畑12・西畑13)形成されており，甜菜の場合は73年に大規模甜菜集団化事業によって，西畑2・西畑4・西混16の3戸以外は全戸ビート移植機・ビートハーベスターの共同利用を始めており，ここから抜けて，個人所有と

表－3　中鹿追機械集団別構成員

農家番号	面積・年齢	ビート移植機			ビートハーベスター				ポテトプランター				ポテトハーベスター			
		集団1	2	3	集団1	2	3	4	集団1	2	3	4	集団1	2	3	4
東法 1	99.0 ha															
	36 才															
東畑 1	29.9 ha	○							囲				○			
	40 才															
西畑 2	28.5 ha				利					利						
	26 才															
東畑 3	26.5 ha	○												○		
	58 才															
西畑 4	26.0 ha				利				利				◎			
	40 才															
東畑 5	25.5 ha		○			○									○	
	44 才															
東畑 6	22.5 ha	○													○	
	39 才															
西畑 7	22.2 ha			◎							利					◎
	31 才															
東畑 8	21.0 ha		○			○						○		○		
	43 才															
東畑 9	21.0 ha	○									囲			○		
	29 才															
東畑10	21.0 ha						○		囲				○			
	41 才															
西畑11	21.0 ha			◎						利			◎			
	48 才															
東畑12	20.0 ha	○					○									
	55 才															
西畑13	19.3 ha							利								◎
	55 才															
東畑14	18.8 ha		○			○						○			○	
	33 才															
東畑15	16.3 ha		○			○										
	55 才															
西混16	13.0 ha															
	61 才															

注　○印は東班、◎は西班、利は協同利用のみ、その他は共同作業を含む。　87年8月調査より作成

なったかどうかが転機となっている。

まずこれらの共同利用組織が農家の作付け構成に与えた影響を見てみよう。甜菜の作付け割合を見ると（図－６），甜菜事業の翌74年時点で，共同利用に入らなかった西畑２は14％で他の農家よりも低い。また同じく共同利用に入らなかった西混16は3.8％と極めて低い。共同利用に加わったその他の農家は最も甜菜割合の高い東畑９の29％から最も低い西畑７の18.5％の間に集中しており，ほぼ輪作を確保できる20％前後の面積となっていると言えよう。西畑４は事業には加わっていないが，当時下鹿追の親戚と共同利用していたために高くなっている。共同利用に加わっていたかどうかが，この時点の甜菜の面積割合を規定していると言えよう。

馬鈴薯を見てみると（図－７），69年の最初に形成されたポテトハーベスター共同利用集団の５戸の74・75年の割合は，東畑１・西畑４は25から30％前後であり，東畑10は15から27％，西畑11は20％弱となっており，ハーベスターの共同利用がほぼ輪作の確保できる20％の作付けを可能にしている。同じ集団の東畑３は80年まで混同経営であるため飼料作物の面積が多く，10％前後に留まり，79年には一旦馬鈴薯の作付けを止めて集団から抜けている。71年の２番目にできたハーベスター集団は種芋を作る農家のみの集団で74年に機械を更新しており，74年の作付け割合は東畑５は12％，東畑６も17％であるが，75年にはいずれも19％と上昇している。75年の３番目にできたハーベスター集団は，いずれも混同経営を続けていたため馬鈴薯の導入が遅かった農家である。東畑12と西畑13は74年時点では馬鈴薯を導入しておらず，75年に導入しそれぞれ12％・31％となっている。西畑７と東畑８は74年でそれぞれ６％・15％と少なかったものが，75年には11％・24％に増えている。東畑９は，17％程で変化はない。東畑９以外は馬鈴薯面積が集団結成の翌年から大幅に伸びており，この集団においても面積拡大に果たした機械共同利用の役割は大きいと言えよう。このポテトハーベスターの３集団に加入していない東畑14・東畑15・西混16の３戸はいずれも馬鈴薯を作付けしていなかった農家であるが，そのうち東畑14は83年から作り始め，種芋の東畑５・東畑６の集団に加入させてもらっている。このように根菜類の共同利用（特に収穫時）への参加が個別経営の展開の一つの規定要因となっている。73年の大型甜菜事業によるビートハーベスター（西畑２を除く）と69・71・75年の各ポテトハーベスター集団がその後の展開の基礎になっていると言えよう。　小麦の場合は，82年に中鹿追コンバイン利用組合が結成されるまでは下鹿追や中瓜幕の古い集団に委託していた。作付け比率は（図－８），74年時点で小麦を作っているのは10戸のみで，しかも最も比率の高いものでも14％と低い。76年で作付け農家は12戸となり，78年で14戸，82年で15戸作付けとなり，西混16を除いて全戸作付け農家となる。この間いずれの農家も作付け面積率は増加し続け，82年には最も少ない割合の者で10％となる。82年の面積比率の格差は，最高の東畑15の29％から最低の西畑７の10％であったが，86年には最低でも15％となり，更に芋を作らず飛び抜けて多い東畑15の36％を除けば最高24％から最低15％と，比率差が輪作上必要な20％前後に収斂してきている。

このような他作物の推移の中で基幹作物であった豆類の推移を見ると（図－９），75年時点で最高55％から最低19％と全体として高い中で格差も大きかったのであるが，86年時点では，最高41％から最低26％と全体として比率が下がりつつ格差も縮小している。

このように根菜類を中心とした機械化の過程の中で甜菜・馬鈴薯の面積割合を向上させ，更に小麦の面積比率も漸次拡大しコンバインの利用で平準化に向かう中で，多かった豆類の比率

図－6　畑作農家甜菜作付面積割合推移

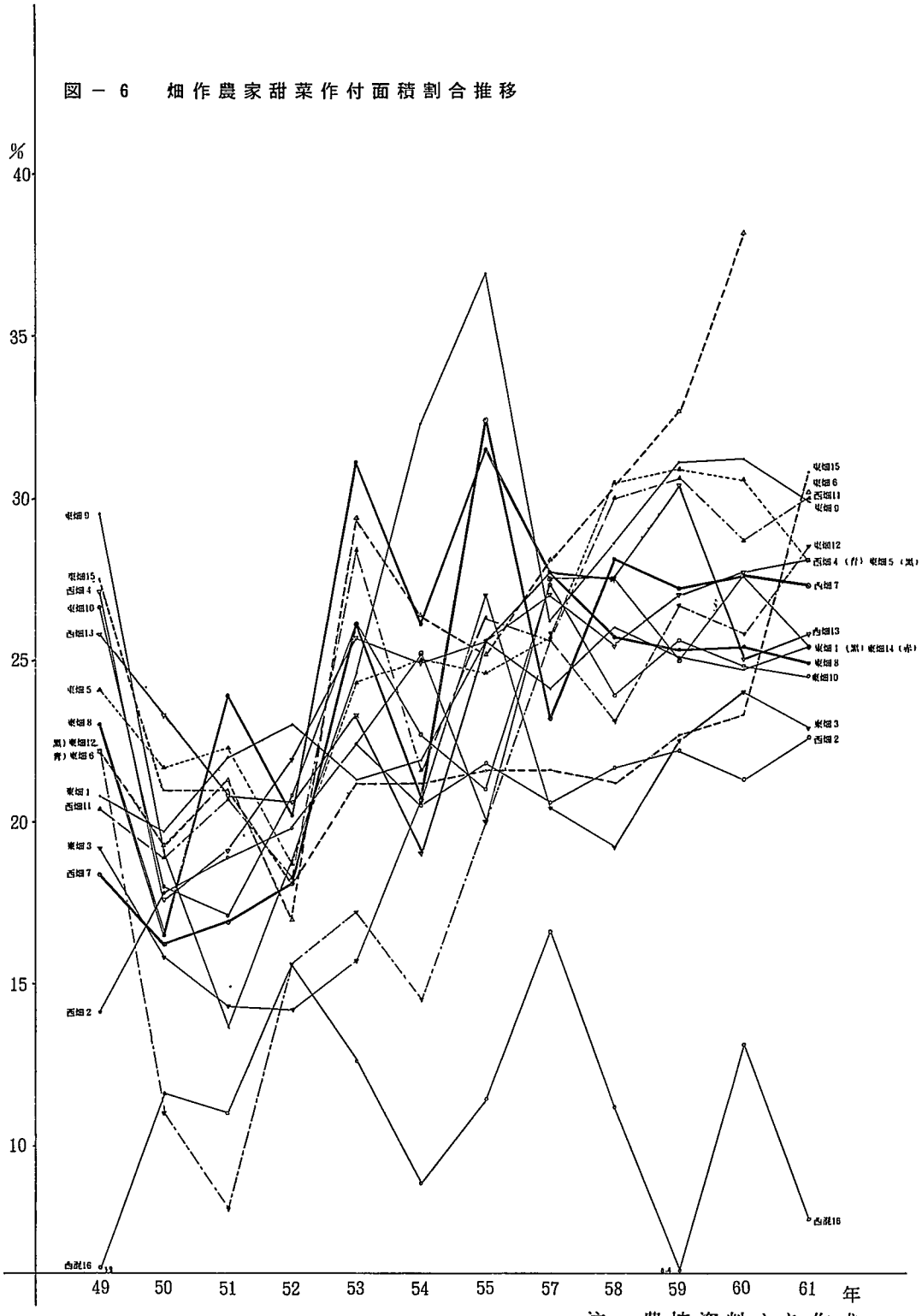

注　農協資料より作成

図－7　畑作農家馬鈴薯
作付面積割合推移

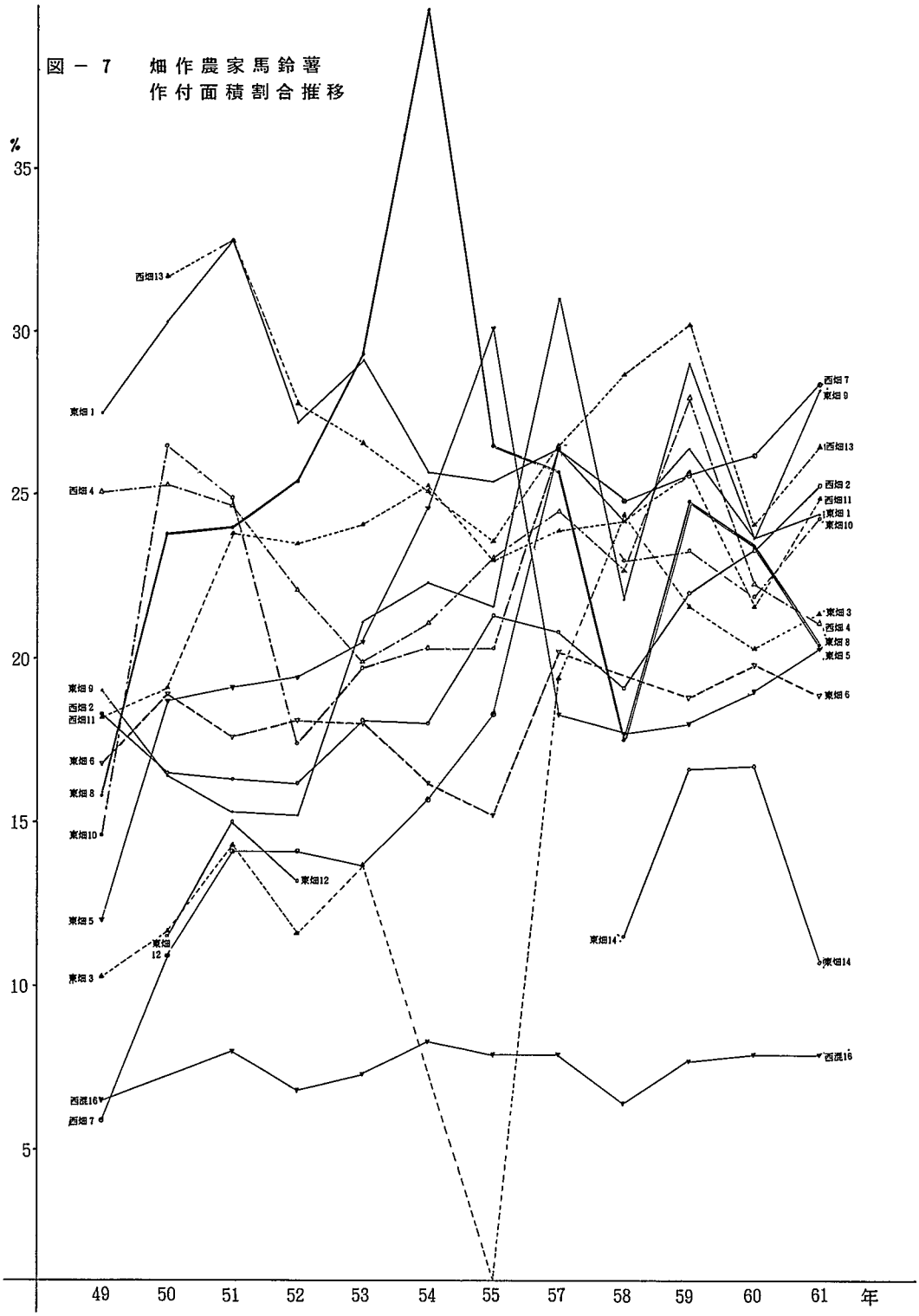

注　農協資料より作成

図－8　畑作農家小麦作付面積割合推移

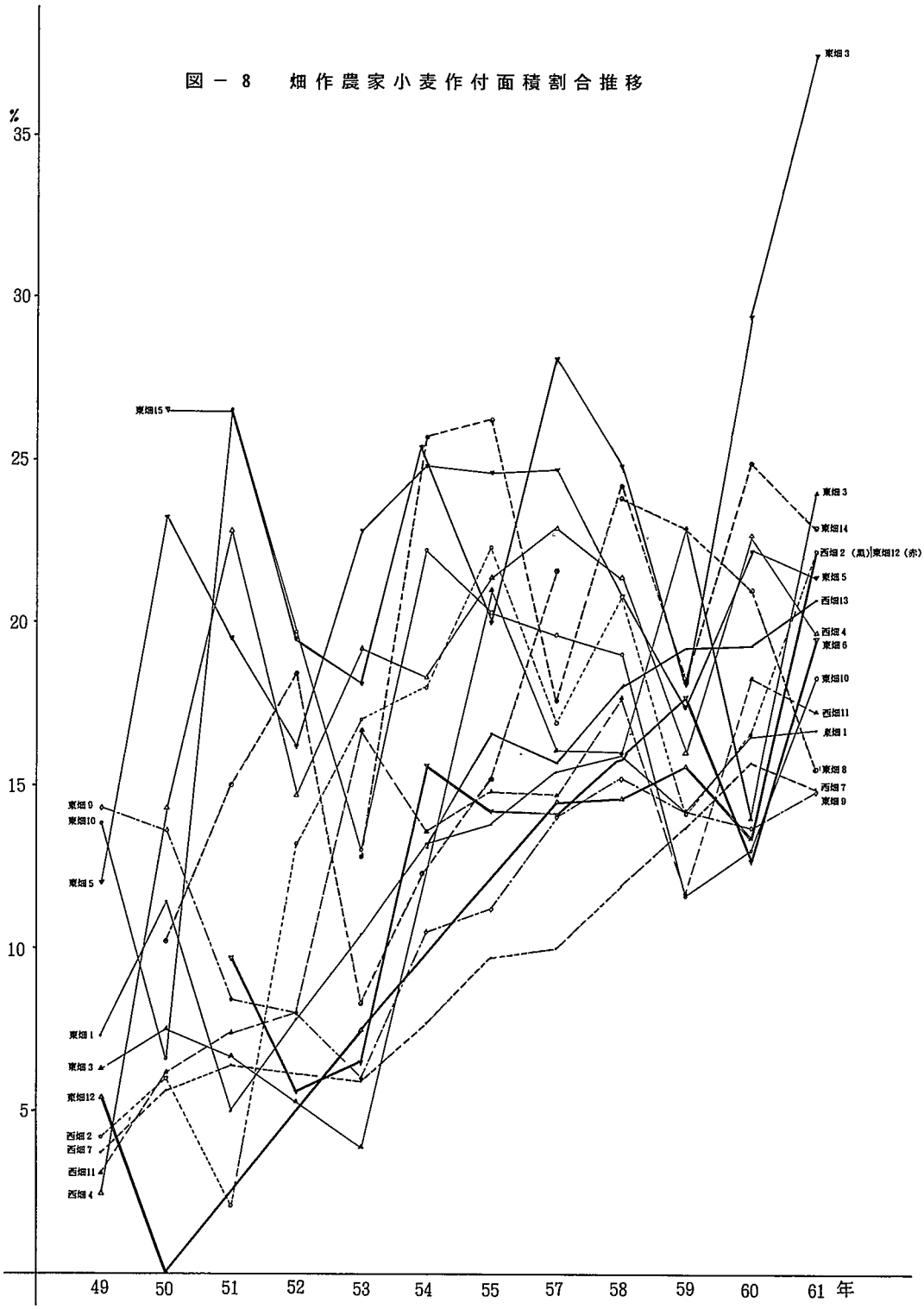

注　農協資料より作成

図－9　畑作農家豆類合計作付面積割合推移

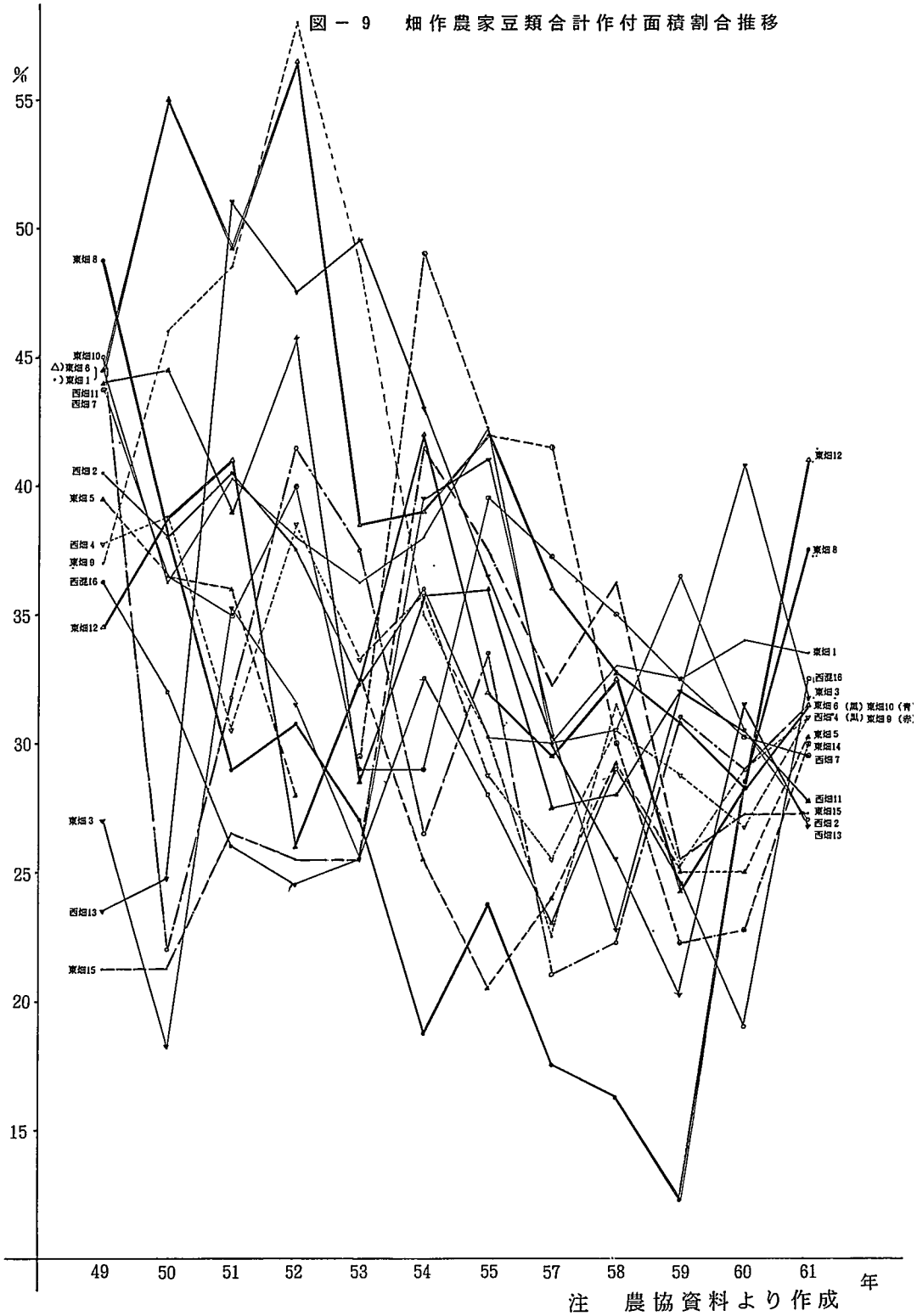

注　農協資料より作成

も減少させ，畑作階層の東畑15・西混16を除いていずれの農家も基幹４作物の作付け平準化に推移しているのである。

以上のような全体としての機械化とその共同利用による作付け構成の平準化を踏まえながら，個別農家の展開過程を捉えて行きたい（図－10)。

畑作階層は中鹿追の大規模層であったが，その中でも戦後から畜産を導入せず畑作専門に経営してきた東畑１・西畑４と畜産を導入したことのある西畑２・東畑３・東畑５とは規模拡大の展開時期が異なっている。東畑１は1960年代で16ha所有し，72年には，26ha所有となっている。西畑４は下鹿追から転入して来た1962年に28ha所有し，その後耕地開発し，74年には東畑１も西畑４も25ha強の経営耕地となっている。東畑１は中鹿追の畑作農家では最も早い65年に１台目のトラクターを導入し，67年に２台目のトラクターを導入している。この65年は現在の経営主（40歳）が18歳で就農し始める時で，経営主の機械化への対応の早さを示している。西畑４も経営主（40歳）は67年に就農するが，68年にトラクターを導入している。このような早期の規模拡大とトラクター導入で対応している。

一方畜産を導入していた西畑２は73年まで，東畑３は80年まで10頭強の搾乳を続けており，また東畑５も81年まで採卵鶏を飼っているが，これらの耕地は75年前後で西畑２が19ha，東畑３が20ha，東畑５が23haと相対的に少なく，これらの３戸が大きく規模拡大したのは80年から82年の交換分合時点である。混同経営から畑作専作化への対応としての規模拡大と言えよう。

作付け構成では，東畑１は小麦を入れて基本４作物としたのは，65年と他の農家に比して極めて早い。74年時点ではまだ７％と低いが79年には14％弱にまで到達する。東畑１は79年にビートハーベスターのみ個人で所有するが，79年までの甜菜は21％前後であったが，80年以後は25％前後まで増やしている。反収が上昇していることに加えて，80年まで甜菜の単価も上昇していることへの対応である。また82年から長期的な輪作（７年以上）を要する小豆の比率が上昇し始めるが，これは後に述べるように交換耕作による経済作物拡大の対応によるものである。

西畑４は，甜菜は早くから親戚との共同利用によって面積を増やしており，また小麦も75年には14％になり，早くから４年輪作の大勢を整えている。83年から小豆比率が増加するのは，東畑１と同様交換耕作による経済作物の拡大である。

東畑５は畜産を導入していた農家であるが，養鶏であるため飼料作物がなく，75年には小麦も23％に達し，以後安定的な４年輪作の割合となっている。東畑５は種馬鈴薯農家なので，77年にポテトプランターを自己所有して対応している。これらの輪作の確立のうえで81年には交換耕作を始めている。

混同であった西畑２は，74年から小麦を導入したが，飼料作が77年まで10％以上であり，また当初甜菜・馬鈴薯の共同利用に加わらなかったということもあって，４年輪作がほぼ確立するのは，78年以降である。この西畑２は，80年新農構事業では，ハーベスターハーベスター・ポテトプランターの共同利用に加わっている。

同じく80年まで混同であった東畑３は79年まで飼料作が40％あり，また79年には小麦も馬鈴薯も一旦止めていたが，80年に小麦を21％作付けし，82年には再び芋を作り始め，83年にはポテトハーベスターの３番目の集団に加入させてもらうように対応している。79・80年には豆類が40％前後となり過作となっていたが，共同利用への加入によって対応している。

このように同様な畑作Ⅰ階層によっても畑専か混同かの展開過程によって経営組織構成の対

図－10　畑作農家経営史(1)

		35 36 37 38 39	40 41 42 43 44	45 46 47 48 49	50 51 52 53 54	55 56 57 58 59	60 61 62	基幹従業者の年齢・最終学歴
東畑1（S2）	土地	16		26		30		高卒　40才
	機械		トラ1　トラ2	総合播種機	ビートハーベスタ　トラ			
	基幹労働力		3人　4人（特）	2人				
	頭数							
	主作物	豆・芋・小麦（畑作）→	基本4作					
西畑2（S36）	土地			19		23	27	高卒　26才
	機械			トラ1　総合播種機	トラ2	トラ3　ビート移植機　ポテトハーベスタ		
	基幹労働力					3人	4人（特）	
	頭数		1	→12				
	主作物			畑専 基本4作				
東畑3（S39）	土地	転入 13		20	23	24	100	鹿追小　58才
	機械			トラ1→総合播種機	トラ2　ポテトプランタ	ビートハーベスタ　トラ3		
	基幹労働力	2人			→3人			
	頭数	1			→14			
	主作物	飼料・甜菜・芋・豆			飼料＋4作物	畑専 基本4作		
西畑4（S34）	土地	転入 28				29		中卒　40才
	機械		トラ1	総合移植機	トラ2	ビート移植機　トラ2更新		
	基幹労働力		2人					
	頭数							
	主作物	半分以上豆（畑専）→			輪作 基本4作			

図－10　畑作農家経営史(2)

		35 36 37 38 39	40 41 42 43 44	45 46 47 48 49	50 51 52 53 54	55 56 57 58 59	60 61 62	基幹従業者の年齢・最終学歴
東畑5（S初期）	土地	14	19	23	24 25		26	高卒　44才
	機械				トラ2　ポテトプランタ	総合播種機　トラ4		
	基幹労働者	3人	4人					
	頭数							
	主作物	採卵鶏						
東畑6（分家植SS232）	土地	13	18		19		24	高卒　39才
	機械			総合播種機	トラ2　ポテトプランタ　ビートハーベスタ	トラ3		
	基幹労働者		3人	4人	2人			
	頭数							
	主作物	豆・甜菜・芋（畑専）			基本4作物			
西畑7（S戦前）	土地	18			20	22		高卒　31才
	機械			トラ1	総合播種機　トラ2	トラ2	ビートハーベスタ	
	基幹労働者				3人	3人		
	頭数		2	10　4				
	主作物		デントコーン＋基本4作物（混同）		（畑専）基本4作物			
東畑8（S戦前）	土地	17		22				中卒　43才
	機械				トラ1	総合播種機　トラ3		
	基幹労働力	3人		4人	2人			
	頭数		肉牛　10頭					
	主作物	採卵鶏			飼料（畑専）採卵鶏、4作物			

図－10　中鹿追酪農家個人別経営史(3)

		35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	基幹従業者の年齢・最終学歴
東畑9（分家入植SS232）	土地	12																			16									高卒　29才
	機械															トラ1			トラ2											
	基幹労働者																				ビートハーベスタ	総合播種機		トラ3		トラ4				
	頭数																		3人					家族3人						
	主作物	畑専																												
東畑10（入植S6）	土地	→ 20												25																定時制高卒　41才
	機械		トラ1											トラ2							総合播種機									
	基幹労働者	2人											家族3人											2人		ビート移植機			トラ3	
	頭数	3			5										← 豚2頭 →															
	主作物	豆・甜菜・芋 →								(畑専) →							基本4作物													
西畑11（S8）	土地	→ 8				13			15						18									20						中卒　48才
	機械														トラ1		総合播種機						トラ2					ビートハーベスタ		
	基幹労働者	→ 3人			家族4人		2人																						3人	
	頭数																3													
	主作物																	(畑専)基本4作物												
東畑12（S20）	土地	21 →																												高等小学卒　55才
	機械													トラ1		総合播種機			トラ2 →	テッダ レーキ				トラ3						
	基幹労働者	家族2人																												
	頭数														15							15								
	主作物																← ＋芋 →			豆・甜菜 飼料			豆・小麦・甜菜 飼料					(畑専)		

図－10　中鹿追酪農家個人別経営史(4)

		35 36 37 38 39	40 41 42 43 44	45 46 47 48 49	50 51 52 53 54	55 56 57 58 59	60 61 62	基幹従業者の年齢・最終学歴
西畑13（転入S31）	土地	→ 13		17 19		20		高等小学卒　55才
	機械			トラ 1	ポテトプランタ 総合播種機 トラ 2			
	基幹労働者							
	頭数			← 15 →				
	主作物	（混同） →		（畑専） 豆・甜菜・芋 飼料（畑専）	基本 4作物			
東畑14（T10）	土地			→ 23		24		高卒　33才
	機械				トラ 1	トラ 2 総合播種機	ポテトプランタ トラ 3	
	基幹労働者	→ 2人			→ （父死） 2人	祖 3人 2人		
	頭数				3			
	主作物	豆・甜菜・小麦 →				基本 4作物		
東畑15（T5）	土地	→ 11		16		18		中卒　55才
	機械				トラ 1 総合播種機	トラ 2		
	基幹労働者	祖 4人	2人					
	頭数							
	主作物	芋・豆 小麦 （畑専）	豆・小麦 甜菜			スイートコーン		
西混16（S7）	土地	15						小卒　61才
	機械	トラ 1			トラ 2			
	基幹労働者	2人						
	頭数	2					6	
	主作物	飼料・豆・芋・甜菜 →						

注　基幹労働力の（人数）の印は、経営主が就農した年。　機械で記入してあるのは、所有機械のみ。　87年8月調査より作成

応の時期が異なっており，畑専であった農家は早期に規模拡大・機械化と同時に4作輪作体系を整え，そのうえで更に交換耕作等による経済性の高い作物への対応を始め，一方混同であった農家は飼料作から4作に急速に転換させるために，西畑2や東畑3の様に共同利用集団加入によって機械化に対応している。

畑作Ⅱ階層は中規模階層であったが，これも畑作のみで展開してきた農家と混同経営から展開してきた農家では畑作経営としての蓄積度が異なり，また機械化段階での新たな対応が問題となるため分けて捉えなければならない。

畑専のみの経営であったのは東畑6・東畑9・東畑10である。東畑6は種芋農家であるため，東畑5と同様77年からポテトプランターは個人所有している。また79年に東畑1・東畑9と同時にビートハーベスターを個人所有することにしたが，それは78年に甜菜が30％弱となり7人の集団の面積も増えたためであり，以後東畑6は甜菜が30％弱を維持している。また82年から収益性が高い小豆が増えているが，これらの作物比率が高いのは，82年からの交換耕作によるものである。

東畑9は74年時点で中鹿追で最も面積が少なく10.5haであり，その後漸増しつつ82年に至ってようやく交換分合で4ha増やした。面積が少なかっただけに耕地を遊ばせずに早くから輪作する必要があったが，74年時点で既に小麦も14％作付けし，輪作の形態は取られていた。また74年に2台目のトラクターを導入し，東畑6と同様ビートハーベスターを79年から個人所有するが，79年以後の甜菜割合は30％前後と上昇を可能にしている。

東畑10は畑作Ⅱ階層の中では74年時点の経営耕地は19haあり，相対的には大きいほうであった。経営主は65年に就農し，67年の早期にトラクターを導入している。小麦も74年に導入し13％を占め，早期に4年輪作の体勢を整えている。面積規模が大きいことに加えて，早期の・機械化と畑専化に備えた対応をしている。84年にはビートの適期播種を可能にする移植機を個人で導入している。

このように畑専で経営対応して来たものは，規模の展開過程に合わせてトラクター導入の段階は異なるが，早期の70年代前半には4作体系を形成するようにし，この4作体系の形成期に合わせて，トラクターや一部作業機を個人所有する等の対応を取っている。

畑作Ⅱ階層の中で混同経営の経験がある農家は，西畑7・東畑8・西畑11・東畑12・西畑13・東畑14であり，このような比較的面積の少ない農家に多い。西畑7は77年まで酪畑混同で，西畑8は78年まで採卵鶏との混同，西畑11は75年まで酪畑混同，東畑12は85年まで酪畑混同，西畑13は74年まで混同，東畑14は79年まで混同である。この6戸うち東畑8・東畑12・東畑13・東畑14の4戸は後に述べるように，反収が全体として向上しつつも中鹿追の中で相対的に低かった農家である。専作化の遅さが，機械を含めた総合的な畑作技術の蓄積力に影響していると言える。

西畑7は78年に畑専化する時に2台目のトラクターを導入し，80年に3台目のトラクターを導入して畑専化に備えている。この78年時のビートは前年の18％から大きく上昇し26％となった。80年には西畑4とポテトプランターの共同利用を始め，80年の18％から82年の26％まで大幅に伸びている。同様に麦も80年から比率が上昇し始めている。78年の転換から根菜類への急速な対応をしていると言えよう。

東畑8は75年に3番目のポテトハーベスター集団に加入して74年の15％から75年の23％に上

昇している。小麦は75年に取り入れて4作物とした。機械は4種とも共同利用で対応し，またトラクターの導入も1台目が76年で2台目が82年と遅い。

西畑11は69年には最初のポテトハーベスター集団に入っており，またビートハーベスターの共同利用も入っていたため，根菜類への機械化は早い。74年時点ではまだ飼料作物が10％以上あるが，75年以降からは小麦の漸増にとって代えている。このように作業機の共同利用への対応は早いが，個人有のトラクターの導入は西畑8と同様遅く，73年が1台目で，81年で2台目を導入した。83年以降は甜菜の面積が30％程になっていたため，86年にビート移植機を個人で導入した。このビートの面積比率の増加は交換耕作によるものである。全体としては投資を押さえつつ，経済作物拡大のための機械導入の対応をしている。

東畑12は85年まで飼料作が30％以上存し，78年に馬鈴薯の作付けを止めていた。そのため，混同を止めた86年には小麦を22％に増やし，豆類を41％にまで増やして過作状態となった。そのため，芋を作付けしなければ他作物も連作障害を起こすため，87年は土地を東畑6に貸して芋を作付けしてもらって輪作に対応している。現在後継者が東京に出ており，未確定であるため，新たに作業機を購入しないで対応している。

西畑13は71年から74年まで酪専であったものが，75年から一転して畑専に転換した農家である。そのため74年には馬鈴薯・小麦を作っていなかったが，75年にポテトハーベスター集団に加入すると共に馬鈴薯を作付けし始め，76年にポテトプランターを購入し，77年に2台目のトラクターを導入している。75・76年の馬鈴薯比率は30％を越えている。しかし馬鈴薯面積確保のために小麦の作付けは遅くなっており，79年に作付けして4作体系となっている。

東畑14は77年に父が死亡し，それまで建築業にでていたが78年から就農し始めた農家である。先代で経営を止める予定であったこともあって馬鈴薯を作付けしておらず，83年になって種芋のハーベスター集団に加入させてもらい，またポテトプランターを購入して作付けし始めている。共同利用に新たに加入する中で，輪作に対応していると言える。

東畑12・西畑13・東畑14の最も面積の少ない3戸に共通していることは，混同経営から転換し面積が少なかったために機械投資・共同利用を遅くし，そのための投資回収もあって4作物の導入が遅れたということである。しかしながらそれらの農家も機械を使わない訳ではなく，遅れながらも利用出来るように対応していった。一方西畑7は，混同からの転換時に新農構の共同利用に加わりつつトラクターを揃え，東畑8・西畑11は，75年時点で既に共同利用に加わりつつ，トラクターを後に揃えていったのである。

畑作Ⅲ階層は，現時点でも4作物を導入していない。東畑15は87年時点で経営耕地13ha程で，作付けは馬鈴薯を導入せず，一部スイートコーンの導入で対応している。西混16も経営耕地13haで変化しておらず，作物では小麦を導入していない。馬鈴薯は7％程導入しているが，ハーベスターを使わず手堀で対応している。これらの畑作階層は離農を予定しているため，輪作が組めず収穫物の質量が下がっても機械投資を行わないことで，経営の対応を図っているのである。

全階層を通じて言えることは，まず第一に，離農するために投資を押さえている畑作Ⅲ階層を除いては，適期作業をし反収を上げるためには，機械の利用無くしては作付けすることはできない段階に入っているということである。そのために集団に加入するか，あるいは一部作業機を購入して対応しているということである。第二に，機械化によって輪作を可能にするよう

に作付け構成をもっていっているということである。このことが畑作経営の長期的な安定化の基本となり，このために機械利用の対応を工夫している。集団に加わったり機械利用できない者は，土地を貸してまで輪作を維持しようとしている。このような機械化と輪作体系の確立の基本方向の中で，階層によって機械導入対応と作付け構成変遷の時期を前後させていると言えよう。比較的規模の大きい畑作Ⅰ階層の混同未経験農家は早期の機械化によって4作体系を形成し，交換耕作で更に経済作物の拡大を行った。また混同経験農家の方は，後からの共同利用への加入で対応している。畑作Ⅱ階層の混同未経験農家は，70年代前半までには4作体系を形成できるように機械利用し，また混同経験農家は機械利用の遅れから4作体系が安定していなかったが，後に機械を揃えつつ4作体系に編成していった。畑作Ⅲ階層は，全く機械投資を行わない中で，離農前の安定的な経営維持を図っているのである。

第二節　共同利用集団の構成員の変化と集団の特性

前節で述べたように中鹿追の畑作農家は，69年から75年までに形成された3つのポテトハーベスター集団と73年の甜菜大規模集団化事業を本格的な機械化の出発点としていた。この集団がその後の集団の基礎になっているが，ここで形成された生産組織の構成員の変化と集団の特性を捉えつつ，集団がどのような関係に立脚しているかを捉えてみよう。

馬鈴薯1集団は69年に中鹿追で最初にできたハーベースターの集団である（図ー11)。当初の構成員5戸の性格は畑作階層の東畑1・東畑3・西畑4を含み,畑専経営を続けてきたのは，東畑1・西畑4・東畑10の3戸であるが，構成員は面積の大きいものが多く，畑専経営の者が多いということである。残り2戸の混同経営のうち東畑3は79年に一度馬鈴薯を止めて脱退する。旧集落別で構成員の性格を見てみると，中鹿追中央が2戸，西部が2戸，東部が1戸と旧集落には関係無く形成されている。年齢は東畑1・西畑4・東畑10が40歳で同じ年で西畑11が48歳で8歳年上であるが，この4戸は農協青年部で共に活動していた経験を持つ。全体として年齢が近く規模が大きい者を母体とした集団と言える。

馬鈴薯2集団は71年に2番目にできた作業機の集団であるが，作業形態の異なる種芋を作っている3戸で形成した集団であり，作物を母体とした機能集団と言える。100ha所有の東法1もこの時点では同じ集団に入っていたが，新農構事業で個人で所有することにした。

馬鈴薯3集団は，75年に残った農家5戸で結成された。混同経営であったために馬鈴薯の導入が遅かった農家である。東畑12・西畑13は74年まで馬鈴薯を作付けしておらず西畑7は6％程であった。東畑8・東畑9は作付け率が15％程で一定程度導入されているが，75年当時の経営耕地は当時それぞれ14haと11haで小さく，作業委託も行っていた。その他の農家も含めて全体として経営面積が小さい農家を構成員としている。構成員の旧集落は中央が2戸，北部・西部・東部が各1戸ずつで旧集落には立脚していないと言える。

このように馬鈴薯集団の場合は，そもそも混同経営の残存によって集団の形成される時期が異なり，年齢や作物・畑専化の段階等を母体にして同士的な構成員によって形成されている。

73年の甜菜大規模集団化事業（表ー4）はビートハーベスター3台とビート移植機が3台入り，集落を覆うような初めての大規模な事業であるため，ほぼ加入を希望する場合は全農家参加が可能であった。この事業までは中鹿追の農家は手作業で行っていた。この時点で事業に加わらなかったのは，西畑2と西畑4の隣の下鹿追連合区から分家で入って来た農家であった。

図－11　中鹿追畑作農家共同利用展開図

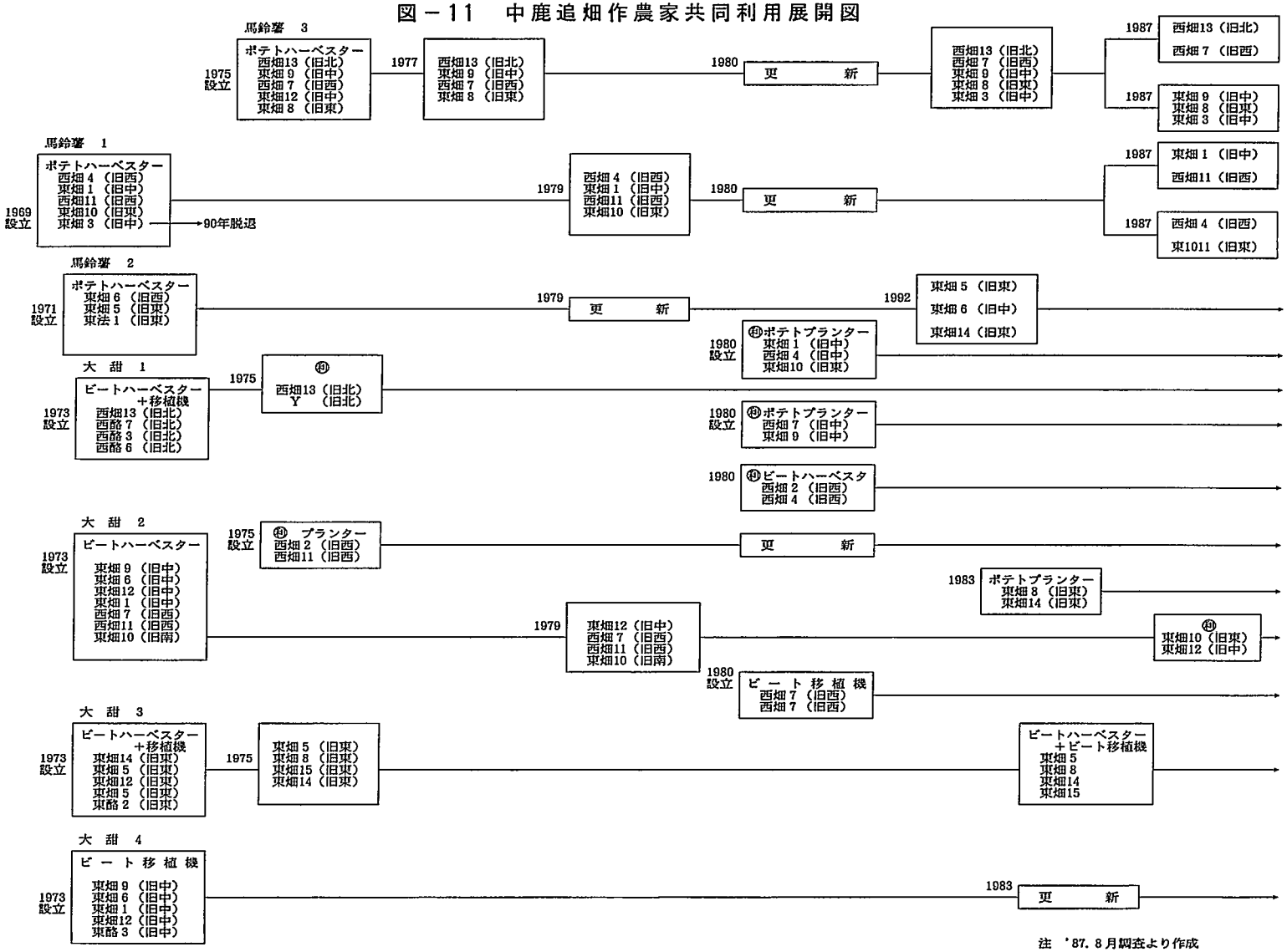

注　'87. 8月調査より作成

表－4　中鹿追生産集団の展開年表

畑　作	
1973年	甜菜大規模集団産地推進事業
1980年	中鹿追畑作振興組合（畑作農家全戸加入）
1982年	中鹿追コンバイン利用組合 （畑作農家は1戸を除く全戸加入）
1983年	中鹿追採種生産組合 （畑作農家は1戸を除く全戸加入）
酪　農	
1970年	全町的組織＝酪農振興会結成
1980年	中鹿追酪農振興組合（酪農家全戸加入）

そのうち西畑4は下鹿追の親戚と共同利用を始めていた。

この事業の発端は，西畑13が下鹿追の農家がビートハーベスターで1日で収穫を終えているのを見て72年に農協に補助事業の陳情書を出したことに始まる。その後農協・町からはこの大規模な事業があることを連絡され，西畑13が中鹿追連合区内の「各部落の中で事業に興味ありそうな農家を誘い」，連名で呼び掛けたことに始まる。大規模な事業として申請する場合には，相当地域の面積と農家数が必要であったが，集落再編前の数戸の各旧部落単位では事業助成はあり得ず，連合区単位で要請する必要があった。連名で呼び掛けた農家は，旧中央部落の東畑1と旧東部部落の東畑5と旧南部部落の東法1の3人と当時の連合会長であった東畑12である。この呼び掛け人の性格を見てみると，西畑13は74年までほとんど酪専経営で75年に面積が小さいため畑専に急転換した農家であり，畑作機械も十分に揃えられていなかった。労働力は夫婦2人で，子供は小さく婦人が全くの労働力とはなり得ていなかった。74年当時の経営面積15haを手作業で行うには，労働力不足であったと言えよう。東法1と東畑1と東畑5は言うまでもなく，面積が最も大きい農家であり，機械化を必要としていたと言える。東法1は面積が大きいだけでなく，当時農協組合長でもあり連合区内の影響力があった。これらの農家の関係を連合部落の役員から見てみると，西畑13は74年北部組合長で，東畑1は73年と74年に中央組合長，東畑5は74年に東部組合長をそれぞれ努めており，労働力・規模から必要であったことに加え，連合部落の役員として日常的に接する関係を持っていた者である。この呼び掛け人が東法1を除いて事業出発においても組織の役員となる。

この呼び掛けの時点では地域的に形成すること自体を目指すものではなく「興味ありそうな農家」を誘ったわけで，その意味では部落に関係無く形成される機能集団であると言える。

この事業への参加は，酪農にその後展開する者の一部と畑作農家の西畑2・西畑4・西混16を除いて，残りの中鹿追の農家は全戸事業に参加したのであるが，このように大部分の農家が参加することになった要因は，第一に，根菜類を中心とした作業機の機械化の出発点において

大規模農家と小規模農家の機械所有状況に差が無かったということ。それは中鹿追が畑作総合開発を受けるような泥炭地であり，機械化のメリットが大規模な農家にとっても少なく，機械化が全体として遅れたここと関係する。第二に，呼び掛け人が面積の最も小さい農家と最も大きい農家の仲で始められ，規模の違う農家を含めた集団として出発する可能性を持っていたということ。第三に，事業規模が大きく，73年当時では甜菜価格もそれほど高騰していない中で事業規模面積を成立させるためには，幅広く呼び掛け加入してもらう必要があったということである。以上のような出発点の役員間の関係と農家の条件があって中鹿追連合区のほぼ全農家に近い参加の事業が展開している。

大規模甜菜集団化事業で結成された機械の利用集団ごとに構成員の変遷と立脚基盤を見てみると（以後各集団を大甜１・２・３・４集団と称する），大甜１集団は５戸で組まれたビートハーベスターと移植機の共同作業集団であり，いずれの農家も旧北部集落である。酪農家も西酪３・西酪６・西酪７が加入しているが，２年後の75年には酪専化して行くため脱退し残り２戸となっている。80年の新農構事業で更新し，現在もこの２戸で継続しているが，82年から共同利用のみになっている。２戸の面積格差は74年で1.5haの差でその後も同じである。

大甜２集団は，ビートハーベスターの共同作業集団で中央部落の農家が４戸，西部部落農家が２戸と，南部部落の農家が１戸の７戸で構成され最も多い集団となっている。74年の農家の規模は，最も大きい規模の東畑１の25.5haから当時最も小さかった東畑９の11haまで大きな開きがあった。しかしこの東畑１と東畑９とは当時の親どうしが兄弟であり，運営方法で対立が内包されている関係では無い。７人という大集団であるため，79年には親戚でもある東畑１・東畑６・東畑９の３戸はビートハーベスターを個人で所有するようにして残りの４戸で共同利用し，86年に西畑７と西畑11が個人で持ち，東畑１０と東畑12の利用となっている。この時点で共同作業を止めて，共同利用のみにした。

大甜３集団は，ビートハーベスターと移植機の共同作業集団であり，湿地ではあったが相対的に高台に位置していた旧東部部落の農家のみの５戸で構成された。73年では東酪２も加入していたが，酪専化で75年に脱退し４戸となった。74年で最も大きい農家は東畑５の22haで，最も小さいのは東畑15の11haでこの集団も規模格差は大きいが，現在まで継続している。

大甜４集団は，構成員が大甜２集団とほぼ重なっており，旧中央部落の全員である５戸で組まれたビート移植機の共同作業集団である。この集団も大甜２集団と同様東畑１と東畑９の最も規模格差のある農家を含んでいる。しかし５戸のうち３戸は親戚であり，中央部落であると共に親戚を母体とした集団でもある。この集団は移植の能率を上げる意味もあって，堆厩肥の投入は自由であるが，購入肥料は統一して散布している。これらの作業方法については話し合いで最良の方法を決めており，またこの共同作業が契機となってこの中央部落の５戸は年に一度学習会を開くようにした。このことが集団発足以来の高反収の要因となっている。83年に機械を更新するが，現在も同一構成員で共同作業を継続している。

このように見てみると構成員の立脚基盤は，第一に農家間の関係は大甜１・２・３・４集団とも基本的に旧集落を母体にして形成されつつも，他方で閉鎖性・排他性を有していたということである。大甜２集団は西部部落の２戸と南部部落の１戸が中央部落の集団に入った形となっているが，設立当時北部部落と西部部落は流域の上流と下流に位置し，微妙な部落の対立があったという。また東部部落は相対的に高台であったために土地条件の違いによる妬みも

あって他の部落と共に組まなかった（石がある低湿地とは機械の傷みも違う）。そのため数の少ない西部と南部が中央部落と合流した形となった。第二に，酪農家が止めて２戸となった大甜１集団を除き，他の集団は規模階層の異なる農家が含まれているということである。これは呼び掛けの出発時点で，規模の最も大きい農家と最も小さい農家が中心となっていたことと関係している。第三に，部分的な機械利用の関係が錯綜し，一部の機械を個人所有しつつも，いずれかの機械共同利用集団に入っているということである。それは機械化の時期が揃っていたということと関係する。機械利用自体も単一の関係で形成されるというものではなく，また経営内において発展段階ごとの部分共同は必要である。機械化は基本的には，個々の農家の作物ごとに求められる生産力段階と経営の蓄積力に合わせて個別化と集団化を繰り返すものと捉えられる。集団化が良いと認識される中で一部の機械に所有する者が出ても，その農家が生産性を高めて所得が向上するならば，適切な方向性である。中鹿追の場合は，農家毎に共同利用関係を見れば，いずれの農家も殆どの機械を共同利用しつつ，播種・収穫の中で適期をずらすことのできない根菜類の一部の機械を個人所有するようにしており，このような多様な共同関係が，各集団が崩壊させない条件となっている。79・80年の中鹿追の新農構事業が始まるまでに畑作農家で集団から抜けたのは，東畑12が馬鈴薯３集団から抜けたのと，東畑３が馬鈴薯１集団から抜けたのみであるが，この２戸の農家はいずれも混同経営であり，一旦馬鈴薯の作付けを止めた農家である。

以上のような各集団の特徴と展開は，一方で馬鈴薯のような同士的な集団を形成し，他方で甜菜のように中鹿追全体を覆うような事業の場合には旧部落ごとの閉鎖的な関係を持って形成されているが，最も早い馬鈴薯集団の69年から現在まで集団化を持続させる方向で展開している。その中間時点で旧集団の発展を媒介するものが，79・80年の新農構事業であった。新農構の段階で集団の構成・運営がどのように変貌し，農家にどのような役割を果たしているかを次に捉えなければならない。

第三章　集落ぐるみ生産組織の形成と機械共同利用集団の再構成

第一節　畑作・酪農両振興組合の形成過程と中鹿追集落

中鹿追は機械化は遅れて出発し，大規模甜菜集団化事業以後大きな事業は入っていなかった。また69年から畑総が行われて79年頃には排水対策事業も終わっていたが，70年代は反収もそれほど高くなく直接的には反収増には結び付いていなかった。しかしこのような中でも旧中央部落の農家だけは堆厩肥を近くの肉牛センターから購入し，甜菜の共同作業（大甜４集団）によって相対的に高反収を実現していた。このような状況を町が判断し，機械化と安定的堆肥供給を目指す堆肥盤を新農業構造改善事業として，78年に中鹿追連合区に呼び掛けたことで始まる。町の側からは全農家で１つの生産組織にしたい旨の意向があった。それまでにあった畑作関係の共同利用集団７つと酪農関係の利用集団１つの計８つの集団を一つの生産組合にしたいということであった。

このように町から新農構の組合形成の提起を受けた訳だが，中鹿追での生産組合の形成過程を見て見よう。旧中鹿追連合区では，機械を元々更新したり，導入したいという声が強く，78年３月６日に説明会を受けて，３月９日の連合臨時総会には連合部落として新農構に乗り出し

たいことを決めている。その後導入の形式と機械の台数の希望を話し合う中で，酪農と畑作は作業機も共同作業も異なるため，別の生産組合にしたい旨の要望を提出し，また当時高齢で離農予定していた者も機械利用しなくても名前だけ組織に加入できるようにして，畑作農家と酪農家の全農家で「中鹿追畑作振興組合」と「中鹿追酪農振興組合」の２つを結成した。それは第一に事業規模が１億４千万円程で従来の中鹿追の事業では最も大きく，多くの連名を必要としたということ。第二にいずれの農家にも機械集団への加入・利用権を保証しようというものであった。実際最初必要ないと言った者でも２・３年後に機械利用に加入した者もあった。畑作振興組合の組合長には西畑13がなり，酪農振興組合の組合長には東酪１がなっている。

10月頃には町のほうから「農作業管理休養施設」を新農構事業に含めてその建設費の半額を農家に負担してほしい旨の連絡があったが，中鹿追連合区としては機械が欲しいということと，町が建設費を負担してくれるであろうという予想のもとに臨時総会で了承して中鹿追会館建設促進委員を選んだ。その建設委員長には当時農業委員でもあった西酪７がなり，建設後も管理組合長となった。この予算補助の問題はすでに述べたように集落再編の契機となっている。また堆肥盤の運営は混同経営で離農予定の西混16が必要ないため，畑作振興会とは別に組合を作ることにした。この堆肥盤は殆どの畑作農家は堆肥が必要であるとして建設に賛成している。一方当時面積が少なく経営が苦しい農家２・３戸が難色を示していたというが，経営を立て直すためにも生産性向上の投資としての堆肥の必要性を分かってもらい，加入してもらったという。こうして西混16を除く畑作農家全戸で「中鹿追地力増進組合」を結成した。この地力増進組合の組合長には西畑４がなった。このように全農家が加入する「中鹿追畑作振興組合」「中鹿追酪農振興組合」とほぼ全農家が加入する「中鹿追地力増進組合」の３つの機能集団が形成されたが，この集団が形成されるまでは中鹿追連合区とその役員が窓口となっている。

この畑作・酪農振興組合が形成される時に問題になったのが，混同経営はいずれに加入するかということであった。78年時点で混同経営であったのは，畑作農家の側で東畑３・西畑７・東畑12・東畑14・西混16であり，酪農家の側で西混４・東畑５であった。当初これらの農家は両方の生産組合に入っても良いということにしていたが，個人の機械負担が多く専門化せざるを得ないということで，事実上畑作か酪農のいずれかに加入することとなった。東畑３・西畑７はいずれも後継者が酪農よりも畑作を好み，後継者が継げなければ借金して酪農はやれないと判断したという。東畑12も後継者は現在東京に出ており，85年までは混同経営は続けているが，酪農の規模拡大はできなかった。東畑14は77年に親が亡くなってから経営を受け継いだが，酪農の方はやれないと判断し，徐々に縮小していった。西混16は現在も混同であるが，畑作も酪農の投資も初めから行う予定はなかった。酪農家のほうは，西混４は現在も混同であるが，西混４も東酪５も規模拡大当初から酪農に傾斜する予定であった。このように80年の新農構事業は，70年代からの機械化の中でも僅かに残っていた混同経営をほぼ駆逐し，畑専と酪専に全く分化させることに機能した。

各組合の事業内容とその運営を見ると，まず畑作農家全戸に関わる地力増進組合は，地区内の肉牛センター白樺牧場が1000頭の肉牛を飼っているが，この牛糞を有効に利用しようというものである。毎年供給される4000tの牛糞を牧場の中に置かせてもらい，おが屑と木皮と発酵剤を混ぜて切り返しながらバーク堆肥を作り，トラック１台で1930円の安価で提供する。この供給量は話し合いによって面積割で行うようにした。この堆肥は経営にとってマイナスになる

ものではないため，毎年の希望を取らず，全員入れることを決めた。その場合自分で取りに行くようにしていると，行かない者や少し地力がついてきて「必要ない」と言い出す者が出るため，農協の共同運輸会社で所有畑まで運ぶように決めた。当初そのように半強制的な割り当てにしたのは，それ自体が農家の土作りになるということもあるが，割り当てをしないとせっかく組合を作って堆肥供給を受けられても，投資を避け，その量を消化できなくなるからである。土作りは数年はかかるというが，現在ではいずれの農家も反収が向上して堆肥の成果を認めている。86年の農家の年間堆肥購入額は総額20万から30万円となっている。このような全戸の堆肥投入は，地域内で堆肥の交換等が十分に行えない農家の堆肥投入を容易にし，土地生産性の向上に貢献している。また購入飼料で育てている肉牛の堆肥は病害の循環が少なく，土中病害菌の拡散を防ぐことに役立っている。

畑作振興組合の事業内容は，事業費７千万円でトラクター２台と作業機が31台入っている。導入された作業機では，プラオやロータリー・スレッシャー・マニア・スプレヤー・コーンプレッサーのように個人で使用された機械も個々の生産力を形成する上で重要であるが，更に重要なのは，従来の共同作業に労働組織構成と経営組織構成に影響を与えるポテトプランター１台・ポテトハーベスター２台・ビートハーベスター２台・グレンドリル１台の機械であった。グレンドリルは麦を作っていない西混16を除いて全農家で１台を導入している。ビート・ポテトの作業機はそれまでの共同作業集団の機械更新等で導入されていったが，このことが集団の運営や農家間の関係や集団的な生産力の形成にとってどのような影響を与えたかが次に重要となる。この共同作業の機械の他にも，バキュームカー１台・トランス４台・リフト３台・ミニコン２台が共同利用されており，これらの諸種の機械が畑作農家間に網の目のように形成され，このことが農家間の関係の枠を広げる契機として，また集落再編の契機として重要であったのである。

酪農振興組合には，関連事業として自走式フォレージハーベスターが１台入っている。その他個人ではテッタレーキ７台・ロータリーハロー８台・マニアスプレッター５台・ブロードキャスター５台・サイロ７基が入っており，特に収量支配的な要素の強いテッタレーキ・ロータリーハローが多く入っている。このような収穫機・耕起作業機等の導入によってコーンの連作障害や栄養障害を回避することができ，また牧草の計画的な更新が可能になっている。自走式フォーレージハーベースターは，それまで６戸で共同利用を行っていたハーベースターを酪農家全戸で共同作業を形成することになった。酪農家においては数少ない共同作業を形成しているが，この機械は２千万と高額でこのような機械導入が与えた経営と農家間の関係にどのような変化があったかが次に問題となる。

農作業管理休養施設は「農作業管理組合」を作っているが，後に述べるように82年の２度目の集落再編後は中鹿追集落が管理している。この会館の建設は，直接生産活動に拘わる施設ではないが，それまで共同作業の休憩を個人宅で行っていたものをこの施設で行うようになり，夫人等の家族の負担の軽減と営農の交流に間接的に役立つこととなった。

以上のような機能集団の特徴は，第一に機能集団ではあるが，いずれも地域的に全農家か殆どの農家を包括していることである。これは政策的な意図もあってそのような形態を取ったのであるが，組織活動の内実を形成する中で地域全体の総合的な地域集団として展開する可能性を持つということである。第二に，機械が一層高性能化することで，畑作のほうも酪農のほう

も従来の機械利用集団の数も枠も変化し，その構成と役割が重層化しているということである。

第二節　共同利用組織運営の再構成と集団的生産力の形成

1．畑作農家の共同利用と集団的生産力の形成

畑作振興組合と酪農振興組合ができる以前は，共同利用集団は畑作農家の馬鈴薯と甜菜の7集団であったため，これらの組織の構成と運営がどのように変化していくかを集団ごとに追ってみよう。

馬鈴薯1集団は，当時混同経営の東畑3が馬鈴薯を止めるということで79年に集団を抜けたが，残り4戸で80年に機械を更新した。新農構で入ったポテトハーベスターはそれまでのステージタイプからバンガータイプに変わったため，コンテナの出し入れがなく大幅な省力化を実現している。しかし作業機上の選別を含めて，6人ぐらいの労働力が必要であることには変わりは無い。80年から82年にかけての4戸の馬鈴薯作付け面積を見ると（前掲表－7），東畑10が20％から5％程増えたほかは，東畑1・西畑4・西畑11も25％前後で全く変化がない。この集団は最も早く形成された集団であり，既に馬鈴薯の面積は確保されていたと言えよう。機械の年間適当処理能力は15haだと言われているが，4戸の面積合計が25haぐらいになっても共同作業を続けていった。しかし86年から士幌町に出す一元集荷の受け入れ体制が変わり，3日間風鑑して規格外を選別するようになってからは選別時間のかけ方によって損得が大きくなり，また馬鈴薯後作の小麦の早期播種の為にも，収穫時間の縮小が求められた。そのため馬鈴薯1集団では，86年は中古機械を借りてきて間に合わせたが，このような形態を続けることは出来ないため，87年は1戸50万円の資金を借りて270万円の機械を購入して2台にした。東畑1と西畑11，西畑4と東畑10が組んでいるが，これは前者が東畑1の出面2人を合わせて6人の労働力となり，後者が3人ずつの6人となり労働力の補完関係が形成できることからこのようにした。負担は戸数割と面積割を5割ずつにしている。分ける前は雨が降ると3日ほど収穫できず作業全体が遅れていたが，このように2グループに分けることで，いずれの農家も「他の仕事を含めて余裕をもってやれるようになった」と捉えている。

馬鈴薯3集団も80年に機械更新し，4戸で継続していたが，東畑3が馬鈴薯を作りたいというので83年に集団に加入し5戸となった。東畑3はこの4戸に比して面積が多かったため，東畑3が加入した時点で各戸の最低限の面積の権利を確保するために5haずつ順番に作業し，5haを越える分は最後に回すような作業方法を取った。このような方法は中鹿追の集団の中では最も早く取り入れており，この方法は更に他の集団に伝播していった。東畑3は集団に加われたため，83年から24％に増やせている。86年から馬鈴薯受け入れ規格が厳格になるが，作業面積が5人で26haとなり，処理適当面積15haを遥かに越えており，作業適期と選別の時間が求められていた。このため馬鈴薯3集団も馬鈴薯1集団と同様に87年に2つに分けるようにし，西班の西畑7・西畑13を1組にして507万の機械を新規に導入し，東班の東畑3・東畑8・東畑9を1組として元の機械を修理して受け取ることを決めた。いずれのほうも「分かれて嫌なことはない」ということである。西班の方の組は，経営耕地は3ha程の差があっても，馬鈴薯作付け面積については似ているため，労賃調整はしないようにした。双方が，「年によって2・3日多く出役しても毎年の条件が変わる」と捉えている。処理面積については「2戸になったために機械の能力よりも若干少なく，馬鈴薯の面積を増やす」ことが課題であると捉えている。

東班の方の組は，面積格差が大きいので，出資金・修理代とも面積割で負担している。西・東のいずれの組も施肥・防除は協定しているが，それは共同作業をやり易くする為である。このように馬鈴薯３集団は，機械をもっていない農家を集団に拾いながら自らも生産力形成の段階に合わせて新たに機械を導入している。

種芋の馬鈴薯２集団の３戸は79年に機械を更新するが，その時点で東法１は独自に機械を導入し，東畑５と東畑６の２戸で共同作業することになった。82年には東畑14が食用芋を作りたく集団に入りたいということで，馬鈴薯２集団に加わった。作業形態は種芋と食用とでは異なるが，種芋を掘り終わって東畑14の馬鈴薯を掘るという条件で共同利用に入ってもらった。このことによって東畑14は馬鈴薯２集団の機械と労働力に支えられて，83年から馬鈴薯の作付けが可能となった。東畑５・東畑６は，輪作協定が厳格な種芋であるという事もあって70年代後半から作付け率は20％前後と安定している。

新農構ではまた従来のポテトハーベスター集団のほかにポテトプランターの共同利用集団が新たに形成されている。80年に東畑１・西畑４・東畑10がプランターの１集団を，西畑７と東畑９が１集団を形成し，また75年から共同利用している西畑２と西畑11が80年に機械更新している。西畑２と西畑11の運営方法では馬鈴薯３集団をまねて，83年から二日おきに交替するようにしている。その他新農構以外でも83年から馬鈴薯を始めた東畑８と東畑14が１集団を形成し，馬鈴薯の共同作業・利用集団の枠が広がっている。

甜菜では甜菜大規模集団化事業での集団が母体となっており，その集団がどのように変化するかが重要となる。大甜１集団は73年当初４戸だったのが酪農家が止めて75年以後２戸となり，機械の耐用年数も長くなるため新農構で更新しないようにし，現在まで使用することで対応した。２戸であるため作付け率は74年以降20％以上を保っている。出資金は面積が似ているため，均等にしている。

大甜２集団の７戸は79年に更新する時に東畑１・東畑６・東畑９がビートハーベスターを個人所有にしたが，これらの作付けの変化を見てみると，東畑１は79年まで甜菜が20％程であったが80年以後には25％にまで増やしている。東畑１は80年から交換耕作を始めており，有利な作物の拡大を可能にしている。東畑６は種芋の選別に時間をかけるということが最も重要であったが，構成比も79年で26％だったものが，80年以後漸増し，82年から交換耕作を始めたということと相俟って84年には30％台に達している。東畑９は80年までは面積が小さかっただけに有利な作物を増やす必要があり，79年にはビートを32％にまで増やしており，以後30％前後を維持することとなる。この３農家は，個人所有したことが経済的に有利な甜菜の拡大に機能している。また集団として残った農家の方も，東畑10のみ22％前後で変わらないが，西畑７は飼料作物を止めると同時に79年の20％から80年の32％にまで増え，西畑11も21％から26％まで増え，東畑12も14％から20％まで増やしている。個人所有した者も集団に残った者もいずれも甜菜の作付け拡大に機能している。運営では面積がそれほど変わらないため，戸数割を７割にして財産権を保証し，面積割を３割にしている。

大甜３集団は大甜１集団と同様新農構では更新せず，85年まで長期に機械を持たせて更新した。構成員は75年以後同じで，４戸とも74年以降の甜菜構成比は20％以上で殆ど変化なく，集団の出発時点から機械処理能力に適していた。大甜３集団は東畑15を含み，最大25.5haから16.2haまで規模格差が大きいため，10割使用面積割で負担している。労働力は，２名ずつ出し

て労賃調整するが，東畑５は面積が多いので３名ずつ出役することにした。またこれまで変更してきた運営方法としては，まず一つには移植の場合の作業順を，馬鈴薯３集団をまねて半分ずつ移植して輪番にするように変えた。二つ目に肥料配合を個人で行っていたものを共同にした。三つ目には更新した機械が共同車庫に入らないため，順番で各戸の車庫に入れることにした。四つ目に間食を共同で買うようにした。このように共同作業内容も共同で行うようになったため，管理作業に特別の協定はしていないが，似たような管理になってきているということである。集団の運営方法をより農家間を公平にするよう自ら発展的に変容させてきていると言えよう。

大甜４集団も新農構で更新せず，83年まで機械を持たせて更新した。80年までは混同経営であった東畑３と東畑12の面積が少なかったが，82年からはこの２戸も構成比率が増えたということが更新の契機となっている。このように５割補助の新農構で導入することよりも，長く使用することのほうが投資が少ないと判断しつつ，耕作規模に応じて新機種を導入している。大甜４集団は，出発当初から農配肥料等を話し合って統一し，また中央部落で学習会を開くなどの対応をしていることは既に述べた。78年頃からは，ビートの早期移植が重要であることが認識され，春の開墾時に土壌が凍結して共同作業ができない時は，耕起を協力してあげることにした。その場合ロータリー等を持ち出して刃が折れたりしたら，全員で面積割で修理し，トラクター償却費も取らず,労賃調整をして燃料だけ当該農家から貰うようにしている。トラクター消耗分よりも，全員による相互援助と早期移植で収量をあげるほうが得策だと判断している。現在５戸の面積でも５日かからずに終わっている。このように新たな技術の必要性に応じて集団の運営方法も変更している。この運営方法を変更する場合でも，「言いたいことを全部出すようにしている」という。このような関係が，技術の発展段階に応じて集団の内部的な矛盾を解決し，全体の反収を向上させる関係に発展させている。

甜菜においても馬鈴薯と同様新農構で新しく形成された集団もある。西畑７と西畑11は80年からビート移植機の共同作業を始めた。この２戸は先に述べた大甜２集団の構成員であるが，79年のハーベスターの更新によってそれぞれ80年の作付け率が32％・26％に増加したことに対応したものである。運営方法は，これも馬鈴薯３集団をまねて２日交替で行うように変えた。労賃は計算するが，面積も近く大まかに半日刻みで行うため，殆ど移動はない。また西畑２と西畑４は80年にビートハーベスターの共同利用を始めた。この農家は共同利用のみではあるが，甜菜大規模集団化事業にはいずれも参加しなかった農家である。この２戸は他部落の親戚と共同したりしてすでに78年には甜菜が22％・26％に達していたが，新たに中鹿追の中で共同利用に加わったのである。運営方法は，83年から馬鈴薯３集団をまねて１haずつ交互に利用する方法を取った。

以上畑作農家の新農構事業を経た各集団の構成員と運営方式と農家に与えた影響を捉えてきたが，馬鈴薯と甜菜の集団を通じて言えることは，第一に，農家間の関係の枠が，中鹿追集落全体に広がって来ているということである。農家の共同利用関係を見てみると（表－５），本人を除いて７人の農家と関係を持っているのは東畑１であり，６人と関係を持つのは東畑６・東畑９の２戸，５人と関係をもつのは東畑３・東畑８・西畑11・東畑12の４戸，４人と関係を持つのは西畑４・東畑５・東畑10・東畑14の４戸，３人と関係を持つのは西畑７・東畑15の２戸，２人と関係をもつのは西畑２・西畑13の２戸となっている。西班よりも東班が相対的に関

表－5　中鹿追機械共同利用・共同作業における農家間の関係

名　前	面積・年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
東法1	99.0 ha																	
	36 才																	
東畑1	29.9 ha				西	作		西			西	西	作	西				
	40 才					利						利						
西畑2	28.5 ha																	
	26 才					利				西	西		利					
東畑3	26.5 ha		西					西						西				
	58 才																	
西畑4	26.0 ha		西									西	作					
	40 才		利	利								利						
東畑5	25.5 ha							西		西						西	西	
	44 才																	
東畑6	22.5 ha		西		西		西				西			西		西		
	39 才																	
西畑7	22.2 ha												作		作			
	31 才										利							
東畑8	21.0 ha				西		西				西					西	西	
	43 才																	
東畑9	21.0 ha		西		西			西		西				西				
	29 才								利									
東畑10	21.0 ha		西			作						作						
	41 才		利			利												
西畑11	21.0 ha		西			作			作			西	西					
	48 才			利														
東畑12	20.0 ha		西		西			西			西	西						
	55 才																	
西畑13	19.3 ha								作									
	55 才																	
東畑14	18.8 ha						西	西		西							西	
	33 才																	
東畑15	16.3 ha						西			西						西		
	55 才																	
西混16	13.0 ha																	
	61 才																	

注　□印は東班、○印は西班、○内の作は共同作業、○内の利は共同利用　87年8月調査より作成

係をもつ数が多いが全体的に共同利用の関係のある農家数は多い。現在集団が分離した後の関係であるため，新農構開始の時点ではこれより多く，またその他の小機械を含めると更に関係が広がっている。第二に，閉鎖的な集団としてではなく，馬鈴薯2集団や馬鈴薯3集団のように新たな農家を受け入れつつ自らの運営も変化させている集団が存在するということである。このことは各集団に分かれていても畑作振興組合として統一されていることと関係する。第三に，各集団とも構成員の経営規模に応じた運営方法を採用しているが，更に馬鈴薯3集団が採用したような新たな運営方法を各集団が取り入れ，一層の構成員の不公平を調整していることである。集団の運営方法が変更されるということは，従来の運営方法で慣れた農家にとっては抵抗あるもので，集団の運営を改良する時は逆に組織の崩壊につながりかねない。組織が改良していける土壌として民主的な関係・意識が存在しなければならないのである。この運営方法が集落内の他の集団にも採用されていったことが重要である。第四に，生産力の発展段階に合わせて馬鈴薯1・3集団や大甜4集団のように肥培管理の一部を統一したり変更する集団も現れているということである。このような協定は機械の効率利用といった労働生産性を向上させることを直接の目的とするものであるが，土地生産性をも平準化させる機能を持つ。

以上のような集団が集落内の農家間に幅広く形成されたことが，集落内の農家間の関係を形成するうえの一つの重要な要因となっている。更にそれぞれの集団は生産力や経営規模格差に応じて運営や構成員を変化させ，また運営方法が集落内に伝播する中で集団自体が長く継続されている。このように中鹿追集落の各集団が個々の経営に貢献するような民主的な集団に発展しうる基盤を更に捉えなければならない。

2．酪農家の共同利用集団と集団的生産力の形成

酪農家の方は，酪農振興組合として，80年に新農構付帯の自給飼料生産特別対策事業で購入した自走式コーンハーベスターを中鹿追の全酪農家で共同作業することとなった。これ以前は74年から牽引式のハーベスターを東酪1・東酪2・東酪5の旧東部部落の農家と西酪6・西酪7・西酪8の旧北部部落の農家の合計6戸で共同作業していた。この時町酪農振興会の中鹿追の会長をやっていた東畑1が中鹿追連合区の全戸に呼び掛けたが，残りの農家は入らなかった。この機械を新農構で更新し，共同利用で高能率化しようとするものであった。

この自走式の運営方式を見てみると，まず共同作業内容は収穫と整備で，収穫共同作業は7人必要とするため，2人が休んで交替で出役している。自走式に乗るオペレーターは2人で，その年は一年を通して交替しないで努める。共同作業の場合自分の所有地での故障を嫌い，少々壊れていても次に渡すことが多く，故障のたらい回しになることを避けるためである。年間通して作業するオペレーターにはどこで壊れたか気付き，機械の早期修理につながる。オペレーター以外の人は伴走や荷積みなどで援助する。収穫期は20日間弱であるが，出役日数は面積割りで決めているため基本的には労賃の出し入れはない。小規模農家が労働力の配分で大規模農家の犠牲にならないように配慮したものである。また作業順番は品種や熟期を見ながら毎年の事務処理担当者が指示するようにしている。いずれの農家も作業順ではもめることはないという。整備については作業開始前後に全員で点検・修理を行っている。

最近の出役で改善した点は，85年までは暗くなってからもやっていたが，最近はコーンの面積も減ってきたこともあって搾乳に影響する夕方以降は行わないことにした。経営の作業と共同作業が矛盾しないようにしたのである。その他の改善点では，自走式の走行能率を上げるた

めに，培土をなるべくしないように話し合ったり，機械の傷みを緩和するために除草剤を同じものを使うようにしたりしている。このことは確立された技術の使用で生産力を平準化し，さらに除草することでデントコーンの品質を上げることにも機能している。

出資金は，２割を均等割にし，残り８割と毎年の経費を面積割にしており，89年に償還が終わる予定である。しかしこの機械自体が1500万円の高額機械で毎年の経常経費も70万円かかり，しかもデントコーンにしか使えないため，近年デントコーン面積が牧草に変わりつつある中では負担は大きい。いずれの農家も，支払いが高く牧草兼用機だと良いと捉えている。各農家の捉え方は，最も面積の多い東法１は「高能力であるため牧草に力を注げる」と捉えている。また東酪１も「慣れているので不都合はないが，利子補給して欲しいと要求している」という。若い夫婦のみで経営している西酪３は「経費はかかるが，手間のないところは助かってよい」と捉えている。西混４は「オペレーターを２名付けているのがうまくいっている。毎日出なくて良い」と捉えている。西酪７はこの機械利用集団の名目上の組合長でもあり，「うまくいっている」と捉えている。東酪５と西酪８は旧共同利用集団に属していたが，「割高になっても仕方がない」が，「６戸でやっていた時より楽にな」り，「仲間意識ができた」（東酪５）とか「付き合いが深くなった」（西酪８）と捉えている。一方同様に共同利用に参加していた農家でもある東酪２は，「負担が多くなっても仕方がないが，元々不向きだと言っている」と述べており，また西酪６も「無駄な投資で１日当たりの面積をこなせない」と出資金について否定的に捉えている。

このように捉え方は，規模の大きい農家の労働生産性の追及や労働力の少ない農家の手間確保，面積の小さい農家の出役の削減，付き合いの深まりなど農家ごとに様々であるが，一方集団内の農家間の対立の問題として不満を述べているものはいない。この機械自体はデントコーン面積が81年頃から大幅に減少する中で，面積の多い東法１の他は顕著な労働生産性の向上を実現しているとは言えず，また負担もいずれの農家に対しても漸次割高となっているが，不満を述べる東酪２・西酪６も他の農家に対する不満として出ているのではない。その他の農家は全体としてのまとまりや運営自体はうまくいっていると捉えている。酪農家の新農構での機械利用は畑作農家の小集団に別れている形態と異なり，酪農振興組合が，全体として機械利用集団となっている。この80年以降の機械利用の関係が酪農振興組合でもあり，また集落内の農家でもある農家間の関係を結び付けていると言える。集落内において労働生産性向上を目指す集団として形成されたこの自走式機械利用の集団は，機械自体の非効率な問題が起こって来る中で，89年償却完了以後新たな機械利用と集団運営方法の展開を迫られている。しかしその中でも農家間の関係として矛盾を起こしていないのは，全員で全圃場を作業するなど運営を集団的に平等に行っているということによっている。

第四章　集落ぐるみ生産組織の重層化と組織活動内容の展開

第一節　中鹿追コンバイン利用組合の組織活動の展開と肥培管理技術の向上

既に前節までに畑作農家は大規模甜菜集団化事業での広がりを出発点としつつ，新農構で集落全体を構成員とする畑作振興組合が結成され，その内実としての共同利用の関係も集落内に広範に広がっていることを述べた。ここでは，同様にしてその後形成される生産組織がどのよ

うな運営方法でもって形成されているかを捉えて行きたい。既存の集団を現在まで維持発展させて来た要因は新たに形成される生産組織においてより顕著にその特性を体言していくと捉えられる。

まず82年に形成された中鹿追コンバイン利用組合の形成過程について見てみよう。80年の新農構でグレンドリルについては畑作農家全戸で1台を共同導入したことは述べた。収穫時のコンバインも申請したが，隣の下鹿追の事業面積に既に組み込まれており認可されなかった。81年頃から事業がなくても自分達で所有してはどうかという意見が出ており，畑作振興組合で話し合いしている。それまでは下鹿追や中瓜幕の早期に事業で形成された集団に委託で刈ってもらっていた。結成時の話し合いでは，「下鹿追や中瓜幕に委託でやってもらった方が安いのではないか」とか「下鹿追の利用組合に全員で加入した方が良いのではないか」という意見が出されたが，輪作を確立させるということと，今後面積が増えてくるだろうから適期作業を可能にするという面からも自分達で所有しようということになった。自分達で所有することについては2回ぐらいの会合ですぐに決まり，その上で負担区分と運営方法で徹底した話し合いが行われている。コンバイン利用集団としては鹿追町で最も遅い結成であった。

構成員は，新農構では集落の全農家を構成員とするよう行政指導があった訳だが，コンバイン利用組合の場合は自主的に作付け農家の全農家を構成員にしようという話が出ている。それは第一に，全農家を組合員にすることで運営を平等にするということである。他の集落では，機械が高いため多くの場合金銭的に余力のある農家だけがコンバインの組合員となり，他の農家には受託で作業するという体制であった。このような構成員のあり方では組合員の刈り取りがどうしても優先され，天候によっては非組合員の被害は大きいものとなる可能性があるからである。そのような場合には排他的組織となり，他の共同利用の関係にもまた影響するからである。第二に，鹿追町農協が独自に集団ごとの乾燥調整料金・製品品質別販売額の集団プール制度を取っていたため，集団全体の品質を上げ集団への報奨金を多く受けるために低水準農家をないようにするということであった。このように全体で機械所有のメリットを受けつつ，その上で負担を実質的に平等になるように話し合おうということになった。構成員では中鹿追の全戸と地続きで畑作農家が1戸しかいない鹿追集落の農家が加入を願い出たため加えている。

負担については，面積の小さい農家からも「財産権利に拘わるものだから均等負担でも良いのではないか」という意見もあった。しかし小麦を多くしないように思っていた農家や定年後に離農しようと思っている農家にとっては極めて負担が重く，全体の実質的な負担格差も激しいために，約2千万円の機械の2割を均等割で8割を面積割で負担することにした。毎年の1戸の均等割負担は3万3千円となっている。しかもこの8割の面積割も，最初の機械修理費がかからないうちは所有面積が多い人に負担が多くなるようにし，徐々に修理費がかかってくるようになると，作付け面積割になるように負担区分をスライドさせている。償還は6年間で早く終わらせるようにし，87年度で償還している。使用料金は鹿追町農協の協定料金にできるだけ近づけた反当たりほぼ5千円前後として，委託する場合と変わらないように配慮している。この使用料金では，倒伏した小麦の刈り取りは3倍ほどの時間がかかるが，集団の責任として料金を同じにしている。

運営の特徴では，第一にオペレーターだけに権限を持たせないために機械部長をおいてその指示の元でオペレーターが動くようにしたことである。他の集落では，オペレーターを長く努

めていたり，オペレーターが役員をやったりすると，大きな権限ができて自分の好きな運行を行ったり利用組合の企画部長（作業適期を判断し順番を決める役員で，町内のいずれの集団にも配置されてある）の指示に従わないようになっていた。運営の権限を民主的に平等化しようとしたのである。

第二に，オペレーターを７人養成し，他の集落よりも多くオペレーターを配置したという事である。その理由は一つには，朝まで刈っても連続で交替し，適期作業を可能にするということである。二つ目には，一つ目と関連するが，オペレーターへの労働の集中を避け負担を軽減するということである。三つ目には，オペレーターの権限を集中化させないという事である。四つ目には，現時点で多く確保しておかないと，次の世代がおらずオペレーターの後継者がいなくなるということである。中鹿追の場合にはオペレーターと役員は兼ねないようにしたため，オペレーターの中から役員が出て来るようになると，オペレーターの数が減少するのである。

第三の運営の特徴として，麦の連作は絶対にさせないことを集団加入の条件にしていることである。このためコンバイン利用組合から自然に輪作体系の確立が指導されている。既に見たように，集団が形成された82年には最も小麦面積比の少ない西畑７の10％から最も多い東畑15の28％まで作付け格差が激しかったが，86年にはほぼ15％から24％の間に縮小してきている（前掲図－８）。このことが，集団全体の水準を一定程度まで上昇させると共に個々の農家経営の改善につながっている。

これらの運営を担う役員の性質を捉えてみよう。役員は麦作集団の会長を西畑13が，企画部長を東畑３，機械部長を東畑１が現在努めている。オペレーターは東畑３の長男・西畑２・西畑７・東畑９・西畑13の長男・東畑14の６人である。西畑13は畑作振興組合の代表も努め構成員も同じであるため就任し，苦情や調整役を努めている。企画部長は収穫順を決める時に適確な熟期と乾燥状況の判断を必要とするため，肥培管理技術を持っているとされる東畑３がなった。東畑３は例年中鹿追の中でも，小麦の反収が高かったものである。機械部長はオペレーター集団を指示して配置する必要があるが，話すのもうまく統率力のある東畑１がなった。オペレーターは実質的な機械操作を行うため，機械への適応力と将来性を考え最も若いものがなった。最も若い西畑２の26歳から年齢の高い東畑14の33歳までの青年層が務めている。

以上のような集落内の全戸による機械の導入と話し合いによる平等な運営方法によって構成員相互の格差を解消し，相互の発展を展開しているのである。このような集団の中で，労働生産性の向上と作付けの平準化がなされただけでなく，前述したように反収が極めて高くなっていたことも捉えなければならない。反収は平均として高いのではなく，いずれも町内の50位以内の高位平準化したものであった。

中鹿追の集団は形成する時点で，構成員が平等にしかも多くのメリットを受けなければ結成されない状況にあったのであるが，この中鹿追コンバイン利用組合の活動の特徴は，機械利用に留まらず肥培管理の分野においても活動しているということである。それは第一に，倒伏を招くような単なる収量競争は行わせず，確立された技術については踏まえるということである。利用料金も安くまた倒伏した所も集団の責任において一定の料金で運営しているだけに，集団に損失を与えることも謹む。また一方小麦の場合は一定の堆肥を投入すればそれだけで収量は上がるが，初期に倒伏させた場合には政府買い上げの対象にもプール制度の対象にもならない。このような損失を受けた農家が出ることが，個人の損失に留まらず相互の向上を目指すあらゆ

る集団的な方向性を阻害することに成りかねない。確立された技術は前述したように，アクチノールの春散布・サイコセルの使用など，技術の公開と交流を通じて形成されていくものである。第二に，集団発足の2年目から集団研修会を行うようにしたということである。毎年専門技術員等を招いたり研修にでかけ，そのための予算も集団として確保している。86年は北見試験場に研修に出かけチホク小麦の栽培研修を行った。87年は十勝農試に出向き重焼リン酸のみによる栽培法を研修した。オペレーターは別にまた運転技術講習を行っている。このような学習活動の中で反収の高位平準化を成し遂げられているのである。

このように中鹿追コンバイン利用組合は，機械の共同利用を目的として形成されたが，共同利用の民主的な運営を形成する中で研修等の学習活動も行い，組織活動の内容が広がっている。その結果として組織の性格も共同利用を目的としたものから，肥培管理技術の交流による反収の向上を図り，相互の経営の発展を目指すものになっている。

第二節　中鹿追種豆生産組合の組織活動の展開と肥培管理技術の組織化

中鹿追の豆作は，その構成比が鹿追町の中で最後まで多かった集落であることは既に見た。それは湿地であるため豆作でなければ適さないからであった。中鹿追の反収は79年時点では町の平均以下であったものが，堆肥の投入等によって80年・81年に大幅に伸び鹿追町で最も高い反収を実現していた。このような中で83年に十勝農協連から鹿追農協に種豆の委託が来たが，鹿追農協では中鹿追集落・下鹿追集落・中瓜幕集落に打診した。下鹿追・中瓜幕では栽培技術をもつ農家のみが参加しているが，その時中鹿追では全員で参加しようというということになり，中鹿追種豆生産組合を結成した。構成員は畑作農家に加えて西混4が入っている。結成当時はまだ反収差もあったが，種豆は信用が第一だからそれらを補いあって産地を形成しようということになった。全員でやることを呼び掛けたが西混16は離農を予定して本人の強い希望で加わらなかったために，とりあえず豆作生産組合として一緒に加わってもらい，その分会の形で種豆生産組合とした。現在種豆生産組合の方から西混16に年間2万円を謝礼として贈っている。この組合の中では役員・集団への補助金の問題や責任集団体制の確立のために，第一から第三までの班に分けた。これら3つの班と役員に農協連から与えられる補助金は，役員手当約20万円のほか合計110万円ほどになるが，個人所得にしないで集団の収入にしている。役員になってもならなくても，また誰が役員になっても構成員の活動や運営の平等性に差を付けないようにするということである。

現在の役員体制は，第1班班長東畑10・書記東畑6・会計東畑14・監事東畑15，第2班班長東畑1・書記東畑5・会計東畑9・監事西畑4，第3班班長西混16・書記西畑2・会計西混4・監事西畑11の12名が務め，多くの農家が役員になりながら機能分担している。このことは，農家個々の技術が向上して役務を担えるようになったことを示すだけでなく，多くの農家が集団とその運営に関わっていくことを示すものである。この3つの班を取りまとめる役員としては87年に小豆で農林大臣賞を受賞した東畑1が担っている。

この生産組合は機械利用を行うものではないため，集団の活動はとりわけ肥培管理に重点がおかれる。特に種豆の重要な課題は病気のついた種豆を生産しないということである。中鹿追ではそのため，抜き取りを徹底させるために全農家の圃場を全農家で回る共同抜き取り方式にすることを決めた。また定期的な共同抜き取りだけでなく，誰かがどこかの所有地に病気を発

見したらその時点で共同抜き取り作業を始めるようにしたのである。しかもこの共同作業は，自分に関係の無い品種の病気でも全員で出るようにしている。豆の病気には，土壌伝染だけでなく，炭素病のような接触伝染やかさ枯れ病のような空気伝染も多く，被害が広がるのを集団的に最小限に留めるためである。空気伝染病の場合には1坪か2坪広範囲に抜いて感染を防ぐようにしている。全員で管理や抜き取りするのは，自己の所有地だと抜き取りやその他の管理に甘さが出るが，共同抜き取りの際には遠慮なく抜けるということである。各所有地の管理を所有者に任すのではなく，相互に規制することによって全体の品質を一層高めることができるのである。このような共同作業は品質が向上されるというだけでなく，病気の発生状態と条件を全員で確認することで実習研修的な性格をもち，個々の農家の病気への認識と栽培技術を向上させる働きをもっている。この共同抜き取りに労賃調整は行っていないが，全体の品質を向上させることで個々のメリットを確保している。このような共同作業を行う上でも，遠方の農家を含む同士的集団ではなく，土地が地域的にまとまった地域的関係が重要となるのである。

このような農家の技術水準を向上させる活動は共同抜き取りに限らず，豆の反収・品質向上に関わる学習会も随時行っている。種子豆技術講習会は毎年行われるが，そのほかに自主的に講師を呼んで来て講習会を開いたり，84年からは「湖畔研修会」と名付けた2泊3日の合宿研修会を，慰安を兼ねて毎年2月に町内湖畔観光地で行っている。講習会には全体で年間12万円，湖畔研修会には35万円ほどかかるが，集団等への補助金をこのような学習会に使用している。この学習では農協や普及所だけでなく，十勝農試等で努力されている方向性も取り入れたりする。このように合宿研修会を行い始めて更に農家の共通の技術水準が向上したという。それは合宿で新技術を取り入れることに加え，個々の技術も交流できるからである。豆作集団でも麦のコンバイン集団と同様，農協・普及所・十勝農試等から個々に聞いてきた情報や自己の栽培結果をも自分だけのものにしないで全体に伝えあうようにすることを決めている。このことが病気や新品種や消費動向などあらゆる対応を可能にしている。このような肥培管理の集団的な対応によって反収の高位平準化と品質の向上をもたらし，十勝農協連からは他町の種豆を止めてでも中鹿追に種豆の委託がくるようになった。

このように中鹿追種豆生産組合は単に結果として個々の栽培技術水準が高いというだけでなく，栽培技術を伝え合い，研修等で取り入れた技術を交流する中で相互の技術を向上させているのである。他の農家との競合や淘汰ではなく，集落の全員で構成される集団の技術水準の向上が自己の技術水準を向上させる関係を作り出していると言える。

終章　集落ぐるみ生産組織における研究・交流活動と技術・技能形成の総合化

以上本稿では生産組織の形態と活動内容の展開過程を捉えることによって，生産組織が個々の農家に果たした技術・技能形成の発展の過程を捉えてきた。

畑作農家は70年代の初頭に馬鈴薯の補助事業や大規模甜菜集団化事業によって生産組織を結成していたが，馬鈴薯の場合は年令別や作物別や畑専化の時期ごとの機能的同士的関係を基礎にして形成され，また甜菜も，旧集落を母体として形成されていたが，他方で旧集落の戸数が少ないということもあって，集落ぐるみというよりは旧集落内閉鎖的に形成され，旧集落の域を出ることなく集団間の交流もなかった。これらの集団は機械のほぼ更新時期に当たる79・80

年に新農構事業が入り，殆どの集団は機械を更新して集団を継続し，経営にとっては労働力の再配分や作付け構成率の平準化等労働生産性の向上を中心に一層の生産性向上に機能した。全体的な機械化の遅れが新農構を共通に必要とし，新農構の導入が機械利用集団の継続の一つの条件とはなっている。この新農構の組織化では行政の指導もあって，中鹿追連合区全体で生産組織を作ることを求められ，中鹿追の側でもそれに応える形で機械利用を目的とするところの畑作振興組合と酪農振興組合を組織化した。

畑作振興組合の方では，新農構の事業規模が大きく，各集団の発展的継続を促しただけでなく新たな小班が多く形成されており，そのため小班に別れつつも農家間の共同利用関係は集落内の多数に広がっていた。しかも集団自体は閉鎖的な集団ではなく，新たに後から入って来るような農家をも受け入れつつ自らの運営方法も変化させていった。各集団ごとの運営は農家の経営規模の差によって異なり，また経営の展開に合わせて負担率や負担方法を変えたり作業順番を変えたりしていたが，更に注目し得るのは，ある集団で取り入れられた民主的な運営方法が，集落内の他の集団にもほぼ同時期に伝播していることである。このように第一に，共同利用集団の運営方法を構成員の経営の変化に合わせて変化させていることと，第二に，その運営方法の改善点が他の共同利用集団にも採用されていることが新農構での生産組織運営の特徴をなしている。

更にこの新農構では畑作農家が自由に堆肥を導入できるように，堆肥盤を畑作農家の全戸で運営しようということになった。このような土地生産性を向上させるための組織化の方向性もでてきており，加えて集団内にも肥培管理を含めて共同作業化した集団が現れたということを特徴としていた。この新農構の組織化は，機械利用を目的として形成された機能集団ではあったが，集落の全戸を構成員とするという点で地域組織としての萌芽的性格を持ち，また活動内容も機械利用に留まらず，旧中央部落を母体とした大甜４集団のように肥培管理の活動を共同作業に含めていく集団も現れていた。

酪農家の方も，74年から６戸で始めていた牽引式ハーベスターの共同利用は更新期に入っており，80年の新農構で中鹿追の酪農家の全戸で酪農振興組合を結成し，同時に導入した自走式ハーベスターの共同作業を始めた。この共同作業運営の特徴は，機械の故障のたらい回しにならないようオペレーターを１年間は固定するということと，出役を面積割にして小規模農家が大規模農家の犠牲にならないようにしたということである。またコーンの減少に伴い夜の作業を止め搾乳時間を配慮するなど運営方法を変えたりしている。酪農家の組合も機械利用の機能集団ではあるが，集落の全戸を構成員とするという点で地域組織としての性格を持っている。この酪農振興組合も機械の効率利用のために，新たに培土や除草剤の協定は行うようになっている。

新農構の地域集団の性格を持つ畑作振興組合を基礎にして82年に派生的に形成されたのが中鹿追コンバイン利用組合であった。この組合は補助金によるものではなく自己資金で自主的に結成されたものであるが，畑作の全農家を構成員にして出発している。それはすでに新農構時点での経験が生かされ，更に80年の集落再編によって集落が一つにまとまることのメリットを受けたものであった。

このコンバイン利用組合の運営の特徴は，17戸という大人数で所有するため，年次の進展に応じて所有面積負担率から耕作面積負担率へのスライド制を導入し，実質的な負担率格差を少

しでも緩和するようにし，その上で作業順の厳格性やオペレーターの運営の平等性とそれらのための役員体制を公平に配置したことであった。集落の全農家を組合員にしたのは，作付け農家への運営の平等性を確保するためでもあった。更に組合の活動内容の特徴は，組合設立当初はコンバインの自主的有効利用による適期収穫等の労働生産性の向上を追及したものであるが，コンバインの稼働性を高めることを契機として，肥培管理の面でも輪作の確立や効果のある除草剤の使用（雑草で機械の網目がつまる）等の一定の原則を踏まえるようにし，さらに翌年から視察・研修会を組合の活動内容として予算を組むようにしたということである。視察・研修は専門技術員等から学ぶだけでなく，それを基にして農家間の技術を交流することを含むものである。生産組織の目的も労働生産性と土地生産性の両方の向上を目指すものとなっているということである。このような生産組織としての活動内容の広がりが，反収で全戸が町内50位以内に入るような高位平準化した肥培管理の技術水準を形成していた。

83年に中鹿追種豆生産組合が結成されるが，この時も中鹿追集落の豆を作る集落の農家全戸で結成することになった。反収や肥培管理技術の差がありつつも集落の全戸で補完しながら種豆生産を行おうとしたのである。種豆生産組合の場合は機械利用の集団ではないため，当初から肥培管理の側面が活動の中心であったが，肥培管理を個々の責任にはせず，全員で全圃場を回るといった全農家の耕作地を一つの農場のようにして共同抜き取り作業等を行うようにした。このような共同作業を行う上でも機能的関係でなく地域的関係が重要であった。この共同作業自体が実習的な意味を持ち，個々の農家の病気等への認識と栽培管理技術を高める役割を果たしていたのであるが，更に集団として自主的に「湖畔研修会」なる合宿研修会を活動内容に含め，相互の栽培技術の交流と新たな技術の導入を図るようにした。このようにして種豆の品質では十勝でも優秀な成績を修める結果となっている。コンバイン利用組合と同様活動内容が研修・研究にまで広がっている。

酪農振興組合のほうでも，自走式ハーベスターの共同作業だけに留まらず，飼養管理技術を町内の先進農家の所へ全員で視察を行ったり，十勝農試の専門技術員を呼んで飼料や乳質改善の講習会を開いたりしている。活動内容が機械利用に加えて学習が含まれるようになった。

このようにして畑作農家も酪農家も，80年の新農構での組織化を契機として，機械利用の組織化と，共同作業による労働力の組織化，畑作の場合堆肥等中間生産物利用の組織化を行い，このような生産手段の組織化の上で，栽培管理の集団化と学習や研究の集団化を含めた総合的な組織化をなし得ていると言えよう。このような総合的な組織化と活動内容の展開は，生産組織における技術・技能形成の総合的な組織化を示すものである。

このような総合的な活動内容の組織化がなし得てたのは，第一に，集団の構成が排他的にではなく，学習や研究活動を含めて遅れた農家に対しても開かれていたこと。第二に，小規模な農家が大規模な農家の犠牲になることなく，対等な運営が形成されたということであった。またこれらの組織がいずれも集落全戸を基盤にして形成されたのは，第一に，新農構の機械の全戸組織化を契機にしながらも，更に集落に適した技術を基盤にした単収の向上という階層を越えた全戸の課題を目標にしていったこと。第二に，排他的・対立的な競争による向上ではなく，技術・技能の交流など相互に向上する方向性を目指したということである。既に序章でも触れたように排他的・対立的方向性を内在化しつつ一部の同士的な集団を結成するならば，同士的組織の中にもそのような排他的側面が形成される。相互に向上する方向性には，排他的な集団

の形成は矛盾するのである。

以上集落ぐるみ生産組織の活動内容の展開を捉えることで，生産組織の果たした役割を捉えてきたが，このような集落全構成員の民主的で経営を発展させるような生産組織の運営が形成される基盤としての集落運営の在り方は，今後の課題である。80年は中鹿追集落が，それまでの５つの連合集落であったものを統合した年である。このような集落自体の変貌の中で民主的な生産組織の関係が形成されている。中鹿追の農家の単位当たり収量は，豆や麦のような生産組織のある作物だけではなく，すべてに高くなっていった。集落は明確に結成された生産組織だけでなく，生産に関わる関係全体を含み，また生産だけでなく生活の関係をも含んでいる。これら全体を含めた集落の機能とその変化を含めて改めて，中鹿追の農家の経営発展の要因を明らかにする必要があろう。

教育行政と「指導」行政論

荻 原 克 男

目　　次

Ⅰ　問題 ―「指導行政」と「行政指導」― …… 99
Ⅱ　教育行政・文部行政における「指導行政」論 …… 101
Ⅲ　行政指導論からみた「指導行政」論の諸問題 …… 105
Ⅳ　む す び …… 110

Ⅰ　問題 ―「指導行政」と「行政指導」―

教育行政の特徴づけをするときに非常に多く使われるものとして,「指導」ないし「指導助言」という言葉がある。教育行政は「指導助言を主とする非権力的ないとなみでなければならない」(1),「教育行政に最もなじむものは指導行政である」(2)等はそのほんの一例である。もとより説明の仕方は一様ではなく,“本来そうあるべきである”というところに重点がかけられている場合と,法制度や事実の説明として“現にそのようになっている”という点に比重がおかれている場合などの違いがある（この違いは単なるニュアンスだけに留まらない。それはむしろ事実認識のいかんによるのでありこの相違は決して小さなものではない)。けれどもそのいずれの場合も,教育行政の中心あるいは特質を「指導」行政,「指導助言」行政に見いだす点では共通しているのである。

その理由は,そこでは次のような見方が共有されているからだと考えられる。すなわち教育という営みには本来,命令・監督などの権力的行為はふさわしくなく,指導・助言・援助などの非権力的な行為が最も適合する（べきだ）という見方である。こうした,言うならば“教育のための行政”観は,とりわけ戦後に特有なあり方として（例えば戦前の“行政の教育に及べるもの”という教育行政観へのアンチテーゼという形で）広く共有されてきたものと言ってよい。「教育行政が教育というものの本質によって規定される特質」(3)を持つということを前提として,その一つの象徴的表現として「指導」・「指導助言」行政を規定していくあり方が一方にある。

上述のものが教育行政の分野に固有なものとしての,領域としての「指導行政」論だとすれば,教育行政のみならず全ての行政領域に見られる行政現象の特質をさす言葉として,「行政指導」という周知の言葉が他方にある。容易に想像される通り,この二つの言葉はそれぞれ異なった文脈で用いられることが多い。「指導行政」という言葉は専ら教育行政,文部行政の場合について用いられ,他の行政領域に拡張して言われることはほとんどない。それにたいして「行政指導」の方は,ほとんど全ての行政領域において用いられる（少なくともその可能性が

ある)。もっとも「行政指導」が通産省の名前と結び付いて言われることが多いという事実はあるが，それは「行政指導」が通産行政の“専売特許”だということを意味するものではない。「行政指導」と呼び得る現象は他の分野にも広く見られるものであり，またそのように認知されているところである。それに対比して言えば「指導行政」の方は教育行政・文部行政の“専売特許”の観がある。

とはいえ「指導行政」と「行政指導」とが相互に出会うことのない，全く没交渉のものかと言えば必ずしもそうではない。次のような用例がある。

「指導行政は，戦後教育行政改革の中で地方分権主義 ― 教育委員会制度の目玉商品として売り出された。(中略) けれども，旧教委法の廃止，地教行法の成立以来指導行政はどのように推移したのだろうか。指導行政が地域や学校の実態をふまえ，その主体的教育活動を生かすようなものとして作動したかどうか。そうではない，かえって画一的伝達的な指導行政としての傾向を帯びてきたことは否定できないと思う。つまり，指導行政は文部省→県教委→市町村教委→学校というタテの系列でうごいてきたのであって，この逆ではない。画一主義的指導行政であっても個性主義的指導行政であったのではない。すなわち，指導行政という名の行政指導であった」。「画一的伝達的な指導行政ならふつうの役人でもできる。けれども，その実態は指導行政ではなく行政指導となりやすく，教育現場の実態に立った指導と助言からはほど遠く……」[4] (圏点引用者。以下同じ)

ここでは，「指導行政」と「行政指導」という二つの言葉は対立的に使われている。そしてこの文章の趣旨は，本来あるべき姿の「指導行政」がそうであってはならない「行政指導」に墮している，という点にあろう。

今の例とは対照的に，教育行政について論じていながら「指導行政」と「行政指導」とが互換的，ほとんど同一の意味で用いられる場合もある。

「私は教育行政というものは指導行政を中心とすべきであると思っております。」「教育行政に限らず，時代に即した行政のあり方というもの，これがいわゆる行政指導であると思います。現に各省庁が大いに行政指導を行っています。そもそも指導とは何であるか。もちろん命令，強制ではない。相手に知的サービスをして，やろうとすることについて……そういう気持ちを誘発することだとかいろいろ言われていますが，……新しい行政のやり方として，大いに指導行政をやっていくべきではなかろうかと思います。本来，行政指導というのは法律に根拠はないものですけれども ―― したがって法律学者の中には，これは行政行為ではないとかいう人もありますが ―― 教育行政についてはせっかく指導，助言，援助の権限が法律で規定されているのですから……指導行政あるいは行政指導というものをもっと活発にやるということがのぞましいのではなかろうか……」[5]

上記の二つの例は各々の文脈に即してみる限りで，その言おうとするところは常識的に了解可能ではある。けれども二例のそれぞれにおいて，「指導行政」と「行政指導」という言葉にこめられている意味合いが同一でないこともまた明白である。それらの指し示す内容は何であり，その異同関係をどう考えるべきなのかと探っていくと，一口に「指導行政」と言い「行政指導」と言っても，その意味内容は何ら一義的でも自明でもないということに気付くのである。「教育行政上の指導助言問題については戦後において比較的多くの分析や掘りさげがなされている」[6]という指摘は，狭い意味での「指導行政」論の範囲内では当たっているかもしれない

が，ここであげたような用例の交錯関係を交通整理するという点では必ずしもそうではない。そこに欠けているのは「指導行政」と「行政指導」という問題設定，すなわち両者の関係を問うという視点であり，小論が取り上げようとする問題はまさにその点にある。

そこで以下ではまず，教育行政・文部行政において使われる「指導行政」「指導助言行政」という言葉に含まれる，いくつかの意味内容の識別を試みる（Ⅱ）。その上で次に，それら「指導行政」が，現代行政一般について指摘される「行政指導」とどのような関係に立つのかについて，後者の視点から見たとき前者がどう見えてくるかという角度から，主としてその問題点に焦点を合わせて検討してみることにしたい（Ⅲ）。

Ⅱ　教育行政・文部行政における「指導行政」論

教育行政において，あるいは文部行政において使われる「指導行政」「指導助言行政」という言葉は，それが適用される対象範囲によって，これを狭義と広義との二つに大別することができる。（なお，以下の本文で言う「指導行政」と「指導助言行政」とは，特に断らない限り互換的なものとする。）

(1)　まず狭義においては，それが指している行政レベルは専ら学校教育をめぐる地方の教育委員会と学校・教師の関係にあり，そこで中心的に論じられるのは指導主事の問題である。

例えば『指導行政はこれでよいか』[7]と題する本の内容は，第一部「指導主事の実態と職務分析」，第二部「指導主事制度 ― 改善への提言」，第三部「行政研修の実態と課題」となっており，ここでは「指導行政」について論ずるということの中身は，指導主事制度とその周辺問題について論ずるということと殆ど同じである。また『日本教育新聞』が1983年から約１年間にわたっておこなった特集連載「教職を生かす指導行政」[8]は，その副題に「指導主事と学校の課題」を掲げていた。このように「戦後の教育行政の中核は指導行政にある」こと，そして「わが国の指導行政のなかでもその中核」をなすのが「指導主事の指導助言」である[9]という捉え方は，上記の例にとどまらず他にも散見される[10]。

それではそうした「指導行政」は，どんな意味と特徴をもつのであろうか。およそ次の四つの次元に区別して考えることができる。①ある種の価値表象としての性格，②行政作用の形態的性格（相対性，機能性），③行政作用の内容的性格（職能的・技術的専門性），④特定の行政領域を指し示すものとしての性格，である。以下，順にみていこう。

①　指導主事は戦後教育改革期に，教育委員会法で初めて創設された制度である。そこには従来の視学官あるいは視学とは異なる，戦後特有の新しい意味が込められていた。その当時期に文部省にあって，この新制度を普及・推進する立場にあった武田一郎は，指導主事の職務を規定した条文中の「『助言及び指導を与える』ということの意義」について次のよう説明していた。

「助言ということばは英語のアドヴァイス（Advise）であって，終戦後盛んに用いられるようになったことばの一つである。つまり助言とかアドヴァイスということばは，多分に民主的性格をもっているのである。指導ということばは英語のガイダンス（Guidance）に当り特に指導主事の機能を表す場合の訳語としてはアッスィスタンス（Assistance）ということばに置き替えられることもある。」「『助言と指導を与える』ということは，助言という

教育的技術によって，教員を指導するという結果をもたらす指導主事の機能を明示したもの」であり「助言はあくまでも助言であって，命令ではない。だから指導主事の助言は，あくまでも示唆的性格のものであって，けっして命令的，強制的になってはならない。」(11)

この引用文からわかることは，「助言」と「指導」，特に「助言」という言葉は「終戦後盛んに用いられるようになったことば」であり，それは「多分に民主的性格をもっている」ということ，そしてその「民主的性格」とは「助言は，あくまで示唆的性格のものであって，けっして命令的，強制的になってはならない」点にある，といったことである。もっとも「指導」という言葉の方は，戦後だけの新しい言葉ではないが，それはそれでやはり戦後的意味合いの「指導」であったのである。この点について武田は次のようなことを書きつけている。

「以上説述したところによって，助言指導ということが一応理解されたと思うが，念のために一言付け加えておきたいことがある。それは『指導』ということばについてである。」「『指導』ということばは戦時中にも盛んに使用された。当時の『指導』はガイダンスではなくてリード（Lead）であり，しかもこのリードは民主的というよりはむしろ極端に独裁的意味に解されたのである。」「そのような指導は，助言ということばとはまさに正反対な性格をもつものであって，単に指導主事の職務として不適当であるばかりではなく，およそ民主的社会には絶対に許されないものである。だから，指導主事の与える指導は，あくまでも民主的な指導でなければならず，……教師の人格や自主性を尊重しての指導でなければならないのである。」(12)

戦時中の「指導」は「独裁的意味」のリード（Lead）であったが，戦後的意味の「指導」（Guidance）はそれと「正反対の性格」をもつ「民主的な指導」だというわけである。以上に示されている特徴は，「指導」「助言」がその文字どおりの語義にとどまらない，戦後に特有の，ある積極的な価値的意味を担わされた言葉だったということである。それが表象していたのは「民主的性格」ということにほかならない。「命令」「強制」ではなく「指導」「助言」，「独裁的」ではなく「人格や自主性を尊重」する「指導」「助言」，つまりは“「指導」「助言」＝「民主的性格」”という象徴関係がここで成立しているのである。そして恐らくその関係は現在にまで通じている。なお後述する通りこれと全く同様の関係が，中央の文部行政レベルにおいても見いだせることに注意しておきたい。

② ところで「指導」「助言」が「民主的性格」を象徴するといっても，この言葉は何といっても，言うところの「民主的」価値の内容・実体的意味の著しく希薄な言葉である。それゆえに先の引用例にみる通り，「指導助言」の「民主」性なるものは，“××……ではなくて○○……”といった文脈の中で初めて示し得るのである。ここから「指導」「助言」という言葉がもつ第二の性格が浮かび上がる。つまり「指導助言」とは「“何”（“what”）に重点があるのではなくて，“いかに”（“how”）に重点がある」(13)，一つの相対的ないし機能的概念だということである。

「指導助言」概念のそのような性格は，例えば，指導主事の職能に対応する英語の“Supervision”を，「助言指導」と「監督」との「新旧二様の意味」に訳し分けて，「監督」→「監督指導」→「助言指導」という配列で「旧式のもの」から「近代的なもの」への推移を表そうとする工夫や(14)，反対に「指導」という日本語に含まれ得る上下関係・優劣関係の濃淡を，英語の“Direction”→“Guidance”→“Service”といった言葉で表そうとする試み(15)等によ

く示されている。もとよりこうした試みは，「指導助言」という言葉から「監督」「視察」（inspection）の意味合いを除去し，また「上からのおしつけ改善」「優劣関係」等の観念を払い落とそうとする意図，つまり「指導助言」という作用・機能の「民主的性格」を明瞭にしようとする意図からでたものである。しかしこのことは「指導」「指導助言」の相対的性格を何ら変えるものではない。事実，上の言葉の区分・配列の例はさながら一つのスペクトル状のような様相を呈している。

一つの事態に対して，例えば“それは「指導助言」的ではなくて「監督」的だ”“「指導行政」の名による「行政指導」だ”と言うこともできるし，反対に“それこそまさに「指導行政」のあり方を示している”と言うことも可能であるのは，この概念のそうした性格によるのである。したがって，「指導助言」といった機能概念を標識としてある種の評価が示される場合，それが何に対して言われているのか，また何に何を対置しているのか，同じことだが，一つの事態をどのような位相のもとに置いているのか，をできる限り正確に見定める必要があるのである。

③　そもそも教育および学校行政の分野で「指導助言」という言葉によって考えられているものの核心は，あくまで「教育的」(Educational)[16]，ないし「教授に関する」(Instructional)[17]というところにある。ここから高度な職能的・技術的専門性を意味するものとしての「指導行政」・「指導助言行政」論がでてくる。その性格を特徴づける際にしばしば引照される「優秀なるものへの尊敬」(Respect for Excellence)[18]という原理は，主としてこの意味での用法にかかるものである[19]。

④　最後に③との密接な関係を持ちながらではあるが，一定の事務領域・対象範囲に固有に関係するものとしての「指導行政」「指導助言行政」がある。学校の教育課程・学習指導・教材選定・研修等の「学校の教育活動に密着した」事項といった範囲の画し方はその一つであるし[20]，あるいはまた教育の内・外事項区別論に拠って言えば，教育に関する内的事項（インターナ）という考え方がこの領域・範囲に該当する[21]。ところで，その範囲をどのような観点で区分するかに違いがあるにせよ，この領域・範囲が③の契機とも結びついて，教育行政が固有の意味で「教育」行政的であるべき本質的な領域だ，という考え方そのものは共有されている。そして，そのような領域の「事務の性質上」あるいは「事物の性質上」からして，そこに最もふさわしい行政のあり方が「指導行政」「指導助言行政」であるという捉え方も，広く受け入れられているものである。「教育の論理に基づく行政（指導行政）」[22]といった規定の仕方はその典型的な一例である。ここではそれらを，やや曖昧な表現ではあるが“教育の固有性”論に基づく「指導行政」論と仮に呼んでおくことにする。

(2)　次に広義の「指導行政」「指導助言行政」の意味について，できる限り狭義における特徴と重ねあわせながら必要な補足をしていこう。

広義においては，それが指している行政レベルは文部行政全体，すなわち文部省 ― 都道府県教育委員会 ― 市町村教育委員会を通じた全ての関係レベルを含むものである。

まず①の，ある種の価値表象としての「指導」「助言」については，先に注意しておいた通りここでも全く同様のことが指摘できる。文部省設置法の制定当時，文部省改革の焦点とされたのが「従来の中央集権的監督行政的の色彩を一新……して，教育，学術，文化のあらゆる面について指導助言を与え，またこれを助長育成する機関たらしめる」[23]点にあり，また「教育民主化の線にそう文部省の改革というのは，指導助言と援助助成に徹すること」だと言われ

ていたのである[24]。ここでは文部省設置法の制定による「指導助言」法理の打ち出しによって，「指導助言」＝“民主的”という象徴関係が成立したのである。こうした象徴関係は戦後教育行政史の中のそれぞれの局面で，それぞれの機能をはたしてきた[25]。

第二に，広義における「指導行政の重視」と言われるものは，「文部大臣，都道府県の教育委員会，市町村の教育委員会相互間の関係」が「指導・助言・援助という非権力的作用を中心とする」ということを意味する[26]。この文脈での「指導」も明らかに機能概念であって，その眼目は各段階の行政機関の間での働きかけの態様が「非権力的作用」だという点にある。さらにこの意味での「指導」即ち「非権力」性が，相対的な性格をもつという点も狭義の②場合と同様である。ただし広義の場合には，問題が国の地方に対する行政的関与のあり方をめぐるものであるために，地方自治原則との関係で繰り返し論議を呼ぶ元となってきた。

その最も顕著な場合を文部大臣の教育委員会に対する「措置要求」権限（「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」52条・以下「地教行法」）の法的性格をめぐる所論に見て取ることができる。そこでは「措置要求」権は次のように特徴づけられる。すなわち，それは「非権力的作用の一種ではあるが，第48条（地教行法48条の「指導・助言又は援助」をさす――引用者注－）の規定の作用よりは強く，地方団体におけるその履行を法的に強制している。しかし指揮，監督権よりも地方団体の自主性を尊重する程度が強」[27]い。ここでも行政作用の「非権力的」性格の強弱に応じて，「指導・助言」→「措置要求」→「指揮・監督」というスペクトルが描かれているが，しかし地方団体に「その履行を法的に強制」すると言われる「非権力」性とは何なのだろうか。言うところの「非権力」性は極めて相対的なものにならざるを得ない。それゆえにその評価をめぐって，「あくまでも非権力的関与の一態様であり，地方自治を侵害するというほどのものではない。」[28]というものから，「形式的に非権力的手段であるとはいえ，実質的には地方自治を侵害するかなり強い手段となりうる」[29]というものまで，様ざまの見解が現れることになったのである。

③の職能的・技術的専門性としての「指導行政」の意味は，広義の場合においては非常に曖昧なものとなる。そのことは，文部当局者によって地教行法の理念の一つとして唱えられている「指導行政の重視」ということの説明の仕方によく現れている。なおこの説明部分は「指導行政」という言葉の意味の諸相が，はしなくも語られている一例になっているのでその点についてもここで併せて見ておくことにする[30]。

まず第一にここに言う「指導行政の重視」の最も広い意味は，「指導，助言，援助等の非権力的作用」を「重視し，強調」するということである。第二に，「職務の特殊性，専門性」という意味での「指導機能の充実」が指摘され，そのことが「指導という非権力作用を重視……しているゆえんである」という連関が述べられる。ただしこれは指導主事・社会教育主事等の教育委員会レベルについてのみのことである。第三にこれに対して，広義においては「専門性」ということについては一言も語られない。先にも引いた「非権力作用を中心とする」ということが専らの主眼となっている。ただし「教育の事業を営むものの主体性を尊重した指導，助言，援助……」という連関が示唆される。以上の通り，ここでの「指導行政」には，まず広狭両義に通用する包括概念としての「非権力的作用」という意味があり（本論でいう②に相当する），次に狭義と広義とで使い分けが行われて，前者には「専門性」，後者に「主体性を尊重」するという意味がそれぞれ対応させられるのである。

④の対象領域の限定性という意味では，広義の場合は狭義と対極的である。文部省は「教育，学術，文化のあらゆる面について指導助言を与え」ると言われていたように，むしろその対象範囲が無限定的・包括的である点に，広義における「指導行政」・「指導助言行政」論の特徴があるのである。それにもかかわらず――かつ「専門性」との関連を欠いているにもかかわらず――狭義の④で見た，いわゆる“教育の固有性”論が広義の場合にまで転用される点に注意しておきたい。後に見るところだが，このことが，文部行政における行政活動の広範な裁量性（法律から自由な行政）を弁証する論理と結び付けられて，特殊に教育行政的な裁量論を形づくるのである。

Ⅲ　行政指導論から見た「指導行政」論の諸問題

以上にみてきた「指導行政」・「指導助言行政」（論）のあり様は，いわゆる「行政指導」の問題とどのような関係にあるのであろうか。以下では本論のはじめにも述べたように，これを主として行政指導論の側から見ていくことにする。

(1)　「行政指導」の定義については，論者によっていくらかの相違が見られるが，一般的には「行政機関が，ある行政分野について，行政客体に対して働きかけ，相手方の同意又は任意の協力を得て，行政機関の意図するところを実現しようとする作用」でありそれは「なんら法的拘束力又は強制力を有せず，また直接には法的効果を生ぜしめない単純な事実行為である」[31]とされている。このように，ａ）ある行政目的を達成するための行政手段の一つであること，ｂ）行政客体の側の主体性・自発性が前提になっていること，ｃ）法律上の強制力（法的効果）を持たないこと，という諸点がほぼ共通して指摘される特徴である。

これらの諸点は「指導行政」「指導助言行政」にももちろんあてはまるから，この定義の限り特別矛盾するところはない。むしろ引用した定義中の「ある行政分野」を「教育行政の分野」と変えたものを「指導行政」としてもさしあたり何ら不都合はない。そうすると“「指導行政」とは教育行政の分野で行われる行政指導のことである”ということになるが，実際にこれで説明のつく――いやむしろそのように説明することが必要な「指導行政」論は意外と多いのである。以下ではそうした問題の一端が示されるだろう。

本論の基本的態度は，「指導行政」「指導助言行政」と呼ばれているもののうち，“教育行政の分野で行われる行政指導”という意味で処理できる問題は，そのように論ずるべきだというところにある。そうすることにより，従来，教育行政において「指導」・「指導助言」行政という特徴づけによって評価されてきた事態が，これまでとは相当に異なった性格のものとして見えてくるはずである。しかし実際にはそうした視角からのアプローチは必ずしも行われてきていないのである。問題はそこにある。

そこでまず，「行政指導」の問題がなぜ“問題”として取り上げられるようになってきたのか，つまり「行政指導論」における問題構成のあり方がどうなっているかを見てみる必要がある。行政指導についての学問的対応が試みられるのは1960年代以降のことであるが，その先駆けをなしたのは行政法学者からのものであった[32]。つまり行政指導の問題はまず法的“問題”として成立したのである。そこでの問題の所在を端的に言えば，行政指導の支配化に伴う“法律による行政”原理の空洞化の危機にどう対処するかという点にあった。

行政指導は，いかなる法的効果も生ぜしめない単なる“事実行為”とされることによって，“法律による行政”原理の範囲外に置かれて何ら怪しまれることがなかった。しかし，それが現実の行政の中で果す役割の重要性が認識されるにつれて，ただ“事実行為”だからという理由だけで，法治主義の貫徹しない広範な空白地帯が許容されていることの問題性が問い直されていったのである。周知のとおり，当時の行政法学の主流は権力的法行為＝行政行為を主軸とした理論構成が行われていた。そこでは“非権力的事実行為”である行政指導を法理論に含めて考えるという発想が，そもそも出てくる余地のない理論構成になっていたのである。1960年代半ば以降から始められた行政法学者たちの対応は，そうした理論状況への自己批判の意味をもっていたのである。それでも，「行政指導に関する法律論は，行政指導と法治主義との関係いかんというテーマを中心にして，ようやく活発になってきた」(33)と言われるまでになるのはそれからなお十年の後のことであった。

そうした取り組みの中から抽出できる行政指導論における問題構成の特徴として，ここでは行論との関係で次の三点を指摘しておきたい。まず第一に，それは法治行政の原理，行政における法治主義を深化・拡大していくという要請によって支えられていること。第二に，行政指導を広く現代の行政国家化現象の一つの現れと見る認識が前提されていること。すなわち現代における行政責任・機能の拡大及び複雑化それ自体の不可避性を承認した上で，そこから派生してくる問題を受けとめようとしていること。したがって第三に，法治主義と行政指導の関係を問うという課題は，非常に逆説的な問題構成とならざるを得ないということである。すなわち一方で行政指導の「盛行」(34)と言われる現象を行政国家化に伴う“普遍”的なものと認めながら，他方で，「法治主義の空洞化」(35)の要因の最たるものと見られている行政指導に対する，有効な法的統制の理論と手法を編み出さねばならないからである。その困難な課題に応えようとする努力の中から，先に見たような行政法学の自己批判と新たな理論構築への動きが生まれてきたと言えよう。

(2) 以上を踏まえたうえで，教育行政の分野で語られてきた「指導行政」論の問題の在りかを探ってみよう。

教育行政学・教育法学において，戦後教育行政改革の重要な改革原理として（そしてもちろん現在にも通用すべき原理として）しばしば指摘されてきたものに，次のような命題がある。すなわち，①教育立法の「勅令主義」から「法律主義」への転換，②教育行政の「指揮監督」的性格から「指導助言」的性格への転換，というのがそれである。特に①の「勅令主義」は，“法律による行政”原理が全般的に弱かった戦前法制の中でも，とりわけ教育行政の分野に特有の形態として特徴づけられ（いわゆる“教育勅語法制”），戦後におけるその「法律主義」化は，他の行政分野に比して格別の意義を持つものとして評価されてきたのである。上に言う“転換”が文字どおりに行われたのかどうかという問題をひとまず措くとしても，ここで問題なのは並列的に掲げられる①と②との関係，つまり教育行政における「法律主義」ということと，教育行政の「指導助言」的性格ということの関係をどう見るのかという点にある。

結論的に言えば上の二つの命題は互いに矛盾しあう契機を孕んでいる。行政指導論においては，法治行政原理と非権力行政の汎用化とが，まさに両立しがたい状況になっているという厳然とした事実の確認から問題が始まっていたことに注意すべきである。そこでは少なくとも問題に対するアポリアの自覚があると言ってよい。それに比べると，教育行政学・教育法学にお

ける「指導行政」「指導助言行政」に対する見方はあまりに甘すぎると思われる。そこでは，教育行政の「指導助言」性・非権力性を言うことが，法治行政原理との鋭い緊張関係に立つものであることのリアルな認識が著しく希薄だったのではなかろうか。先の①と②の命題がこれまで繰り返し指摘され確認されながら，その両立の困難性，二者の敵対性についてはほとんど問題とされてこなかったのである。

このような認識のギャップは，行政指導論と「指導行政」論とにおける各々の問題構成のギャップにほかならないが，その要点は非権力行政の支配化現象に対する行政国家論的把握であり，その一環として「行政指導」（＝「指導行政」）の問題を位置づけるという視点である。この視点は行政指導論においては一つの前提であるが，「指導行政」論においては必ずしもそうではない。そのことが同時に「指導行政」論における法治行政原理の捉え方を浅いものにもしているのである。

このように「指導行政」「指導助言行政」という言葉の下に扱われ，評価されている問題の中には，行政指導論の問題構成に照らして再吟味すべき点がまだ多く残されていると言わなければならない。そうした問題のあり様をはっきりとさせるためにも，“教育行政の分野で行われる行政指導”という意味で十分な場合には，まずはそのように――すなわち行政指導論の各論として――取り扱うべきだと筆者は考える。その場合には，多様な意味を含み得る「指導行政」「指導助言行政」という用語を分析道具として使うことをできるだけ避けるのが便宜である。そうした手続きの上で初めて，いわゆる行政指導論が何を扱い，何を扱い得ないのかということが次の問題となり得るだろうからである[36]。

(3) 行政法学においては，「各種の行政計画・助言・勧告・指導などの名でよばれる行政指導」を，行政の「非権力的な行為形式」の一環として括って，そこでの法治主義の特殊なあり方を探るという方向がとられている。すなわち行政指導と法治主義の関係問題は，広く「非権力行政の法的統制」[37]というテーマとして位置づくのである。こうした視角からするとき，教育行政において言われている「指導行政」論がどのような性格のものとして見えてくるだろうか。以下ではそれを，文部行政の実務担当者たちが“法と行政”の関係問題をいかに処理しているか，またそこでいわゆる「指導行政」論がどのような役割を果しているかという点から見ていくことにしよう。

教育行政も一つの“行政”である限り，法治行政原理との関係問題を避けて通ることはできない。事実「教育行政における法の一般原則」として，当然にも「『法律による行政』原理」が掲げられ，行政は法律に根拠することを要するといったその内容が説明されるのであるが，しかしそれに続いて次のようなことが付言されるのである。

> 「教育行政の類型としては規制作用のほか，非権力的な作用として行為主体自ら行う教育・文化事業の実施や地方公共団体や私人に対する援助，奨励作用がいっそう量的にも質的にも重要となっているので，前述の法と行政の関係については，教育行政においては，法が行政の裁量や判断に任せる領域が増大している。」[38]

法治主義はまさに「一般」的には承認される。しかし「教育行政においては」その一般原則は貫徹されない。いや貫徹されないどころか，むしろ「法が」積極的に「行政の裁量や判断に任せる」領域を創り出しているのである。ここでは「前述の法と行政の関係」即ち「『法律による行政』原理」はいわばオフ・リミッツとされたうえに，両者の関係は逆転させられている。

その論拠は，教育行政では「援助，奨励作用」などの「非権力的な作用」が中心だからという点に求められるのである。教育行政の分野で行政の自由な活動領域が創造される論理パターンは大体上のような例に帰着するが，その論理の筋道をもう少し詳しく見ると次の通りである。

まず行政作用がその態様によって①規制作用②助成作用③実施作用の三つに区別される。この区別の意味は，それぞれの作用によって「法令との係わりに大きな違いがある」(39)という点にある。すなわち「『法律による行政』という言葉がもっとも的確に該当する」と言われるのは①の場合だけである(40)。②から③へと向かうにつれて“法律による行政”原理からの自由の度合が拡大していくのであるが，ここでは「指導行政」論との関わりで②についての説明を引いておこう。

「助成作用は，地方公共団体や私人の教育活動を奨励し，援助するために，指導，助言，援助を行い，経費の補助を行う行為である。この助成作用は，教育活動を行う者の主体性を妨げようとするものではないという点で，規制作用とは基本的性格を異にする。それゆえ，助成作用は，法に禁止の規定がない限り……特別の根拠がなくても行うことができるとされている。すなわち，……指導，助言に個別の法の規定を必要とするものではない。」(40)

ここでの論理は要するに，助成作用＝非権力行政（＝「指導行政」）論による，法治行政原理の骨抜きと法から自由な行政の弁証である。その理論の基礎には，「行政主体が権力作用として行政客体に対し，一定の行為を行うには，法律にその根拠を有しなければならない」(41)という意味での狭隘な“法治主義”観，すなわち前述の権力的法行為＝行政行為論を中心とした伝統的行政法理解が潜められていることはすでに明らかであろう(42)。

そして同じ論者によって，「教育行政にあっては，指導，助言，援助という非権力的作用を中心として，その運営を行うべきものである」ということが，まさに「指導行政の重視」という題目によって主張されているのであった(26)。ここで「指導行政」と称されているものは，「非権力的作用」であることにおいて先の助成作用と何ら異なるものではない。したがって教育行政は「指導行政であり，非権力的行政である」(43)と主張されることの半面の意味は，そこでは法治行政の原理が解除されるということ，否より正確には“法と行政”の関係は逆転させられて，そこでは行政が基本的に自由なものとして前提されるということにほかならないのである（「法に禁止の規定がない限り」行政活動は制約を受けないというのが，先の引用文における主張のポイントである）(44)。

以上「指導行政」＝非権力行政論による法治行政原理の解除，行政の自由な活動領域創出の論理を見てきたが，行政の自由＝行政裁量の創出は，いつでも単に法律からの“逃避”という形をとって現れるわけではない点に注意しなければならない。すなわち「助成作用を行うについては，……必ずしも法令の規定を必要とするものではない」が，現実には助成作用についても多くの法令が規定されている。それではこれらの法令の意味は何なのだろうか。答えは次の通りである。

「国の助成作用を謳っている各種の法令は，国の助成作用の全貌を示すものでないことに注意しなければならない。助成作用を法律で規定することは，その助成作用を継続して行いうるという安定性を附与するに止まり，規制作用の法令のごとく，規定された事項にのみ限定する趣旨ではないことに留意する必要がある。」(45)

ここでいう“法”には行政に対する法的統制，行政裁量の限定化といった意味はいささかも

含まれていない。逆に国の行政施策に「安定性を付与する」という役割が与えられているのである。しかも，「規制作用に関する行政主体の権限が具体的，個別的に規定されていなければならないのと異な」り，これらの助成作用に関する法令は「一般的，包括的に規定されている」[41]のであるから，まさに法によって広範な行政裁量が創出されることになるのである。ここに見られる“法と行政”の関係の特徴は，第一にこれを法の役割に着目して言えば，行政を根拠づけ行政を統制する法から，行政が活動する上での一つの道具・手段としての法への変質であり，第二に同じことを行政裁量の存在形態に注目して言えば，そこでの行政活動は法の規定の有る無しにかかわらず，あくまで「法律に拘束されない裁量行為」だという点にある[46]。

さらに付言するなら，上記は“法と行政”という観点から見た限りでの特徴づけであるが，ここで視点を反転させてそれを専ら行政の側から眺めてみると，行政裁量の問題はより一層拡大された姿で浮かび上がってくる。その事情はこうである。法が行政の「全貌を示すものでない」ということは，その行政が法令以外の措置・手段を通じても行われるということを意味する。文部行政における「助成作用」については，「法令の規定以外にも，予算上の措置により各種の奨励助成が行われ，個々の事務の処理についても，随時必要な指導助言が行われる」[45]ことは，文部当局者の自ら明言するところである。ここでは一つの施策を実行する際に，どのような措置・手段を通じてそれを行うかを「随時」に行政自身が判断し選択するものとされている。つまり実行手段の選択およびその組み合わせの判断の全体が，行政裁量の領域を形づくっているのである。このような行政裁量は，法の定めを欠く場合，あるいはあっても非常に一般的な規定である場合に伴う裁量性をはるかに越えた，より包括的な，かつ“戦術的”でもありうる（したがってより高度な実効力をもちうる）裁量だと言えよう[47]。

(4) 以上みてきた，法治行政原理の融解から行政の裁量領域の創出・拡大化へと進む論理は，突き詰めればいずれの場合にも非権力行政（「助成行政」）論がその論拠となっていたのであるが，ここではその意味について考えてみたい。《「指導行政」＝非権力行政→即ち行政の裁量領域》という一連の論理を弁証する際に必ず行われる理論的操作が，行政行為・作用の区別・類型化である。「侵害的行政」と「受益的行政」，「規制作用」と「助成作用」あるいは「権力的」行政と「非権力的」行政などは全てそのバリエーションにすぎない。押えるべき点は，それらの区別論・類型論が法による行政統制の度合を種別化し，行政活動の裁量性を導き出すための一つの理論装置として機能しているというところにある。

こうした区別理論の基底には，“権力的”行政と“非権力的”行政（あるいは“規制”作用と“助成”作用）とが全く性格を異にする活動形式であり，それに応じて行政裁量の在り方も異なるのだ，という一つの「『常識』の構造」[48]の問題が横たわっている。上に見てきた文部当局者の議論が依拠するところも，つまるところ法理論の形をまとったこのような「常識」論にほかならない。

しかし，そうした「常識」的理解に対してはいくつかの疑問が提出されてきている。すなわち，その理解は「行政目的が複合的『行政手段』によって達成されることを見辛らくさせてしまう」[49]，あるいは「規制活動が実は助成活動――と『常識』的に理解されているもの――の内部にまで食い込んでいる」[50]といった見方がそれである。この見方に照らしてみれば，先の《「指導行政」＝非権力行政論》による行政裁量の正当化論は，著しく説得力を欠くものとなるはずである。しかし現在のところ必ずしもそのようになっていないのは，一つには，ここ

で見た区別論と「常識」がなお広く受け入れられているからであろう。けれども文部行政，教育行政においてはさらに，“教育行政”という領域に特有な事情がそこに付け加わっているのではなかろうか。いわば“特殊”教育行政的な「『常識』の構造」とでもいうべきものである。最後にこの点に触れておきたい。

Ⅳ むすび

「指導行政」論はしばしば「教育の主体性尊重」ということと結び付けて述べられてきた[51]。しかしそのこと自体は，通常そう思われているほど教育行政に独自なものと言うことはできない。行政客体の“自発性”“主体性”ということそれ自体は，「行政指導」概念においても一つの前提とされている（前述の定義中のｂ）。むしろ教育行政において特徴的なものは次のような説明の中に表されている。すなわち，「教育行政が対象とする教育，学術，文化，宗教の活動はそのいずれも，人間の知的な形而上的な価値創造の営みである」ゆえに，「その活動の振興を図る教育行政作用の基本的性格は，規制作用よりも助成作用に，……監督よりは指導に比重が置かれる」[52]。ここでは一種の“教育の固有性”論から，「指導行政」論が導き出されている。それは他の行政分野とは異なった“特殊”としての教育行政の主張である。

こうしたいわゆる“教育の固有性”論に基づく《教育行政＝「指導行政」論》の主張は，これ自体としては何ら批判すべき点はなく，むしろ自明の理とさえ見える。けれども問題は，その同じ「指導行政」論が《「指導行政」＝非権力行政論》によって，行政裁量を導き出す媒介項になっているという点にあるのである。

ここに明らかな通り，「指導行政」論は二つの局面をもっている。あるいは「指導行政」論と「行政指導」論との関係には二つの局面がある，と言い換えても同じである。まず《教育行政＝「指導行政」論》は，教育行政を他の分野とは異なった特殊な行政領域として打ち出すもので，それは“教育の固有性”論に少なくともその足場をもっている。「指導行政」と「行政指導」とが対立的に捉えられるのはこの局面である。他方，《「指導行政」＝非権力行政論》は，行政裁量の創出・正当化論と結び付いていた。「指導行政」と「行政指導」とが同列の問題次元で捉えられるのはこの局面である。

本論が中心的に論じてきたのは後者の問題であるが，前者の局面も「指導行政」論を介して後者の問題局面へと関わっている。そこには“教育の固有性”論→「指導行政」論→非権力行政論という一連の論理的連関から，最後に広範な行政裁量の容認へと通じていく特殊な論理（特殊な「『常識』の構造」）が伏在しているといってよい。このあたりに教育行政における「指導行政」論の中に，行政指導論の視角が著しく希薄な理由 —— あるいは一つの陥穽 —— が潜んでいるのではなかろうか。

以上，主として行政指導論の視角からみた「指導行政」論の諸問題について検討してきた。こうした視角をとったことのねらいはおよそ次のようなところにあった。第一，「指導行政」「指導助言行政」という言葉の下に扱われている内容は，実際には論者によりまた文脈によって多様であるにもかかわらず，これまでそれらに対する意識的な使い分けの努力はほとんどなされて来ていない。こうした状況に対して，その概念についてのある程度の議論の蓄積がある行政

指導論から照射してみることで，一つの問題整理と区分のきっかけが与えられるだろうということ。

第二に，教育行政・文部行政において「指導行政」「指導助言行政」の名で呼ばれている問題の中に，行政指導論として扱うことで十分な，というよりむしろ，そのように扱うべき問題が少なくないと思われるにもかかわらず，実際は必ずしもそうなっていないということ。そして，行政指導論の問題構成から摂取し，引き受けるべき視点・課題がまだ多く残されており，その点を埋める努力が必要だしかつ重要だと考えたこと，以上である。

ただしより大きな問題として，文部行政の特質は何か，別言すれば文部行政の存在根拠（レゾン・デートル）はどこにあるかという問題が念頭にあったことも事実である。小論がいわゆる狭義のではなく広義の「指導行政」論に焦点を合わせたのは，もちろん行政指導論の視角をとったことの帰結であるが，文部省を含めた全体としての文部行政を「指導行政」として特徴づける見方の中に，この問題に通ずる何らかのヒントがあるのではないかという予想がなかったわけではない。言うまでもなく小論ではこの点についての明示的な議論は一切なされていない。ただ，文部行政における行政裁量の特殊な正当化論と，文部行政そのものの存在理由（レゾン・デートル）についての正統化論とは，恐らく同じところに根拠しているのであり，本論の最後に議論した点はその問題に通じているはずである。

〈注〉

(1) 『教育小事典』(1982，学陽書房)「教育行政」の項。

(2) 相良惟一『教育行政事典』(1980，教育開発研究所) 204ページ。

(3) 原龍之助・吉富重夫『教育行政』(1954，有信堂) 14ページ。

(4) 「指導行政の改革に望む」『日本教育新聞』1985年6月24日付社説。

(5) 「教育委員会制度の歩みと今後の展望（座談会)」における相良惟一の発言。『教育委員会月報』(1976年10月) 67～68ページ。

(6) 高野桂一『指導助言論（学校経営の科学④)』(1980，明治図書) 25ページ。

(7) 教育問題調査会『指導行政はこれでよいか』(1973，明治図書)。

(8) 『日本教育新聞』1983年5月2日～1984年6月18日までの55回連載。

(9) 高野桂一，前掲書249ページ。

(10) 伊藤和衛・中村安喜雄編『教育行政の核心』(1976，文教書院) 208～219ページ。吉本二郎・熱海則夫編『学校と教育行政（現代学校全集22巻)』(1980，ぎょうせい) 252ページ以下など。

(11) 武田一郎『指導主事の職能』(1952，学芸図書) 23～25ページ。

(12) 同上25～26ページ。なおここで武田によって「戦時中」の「指導」として批判されていることがらが，実は“特殊戦時的”な性格にとどまるのではなく，戦後も含めた現代行政一般に通ずるものとして捉えられるという点について，拙稿「『指導』行政論の基礎的考察 ― 長浜行政学を手がかりとして ― 」『北海道大学教育学部紀要』50号（1988. 2）60～61および70～71ページ。

(13) 橋本勝三『指導助言』(1953，岩崎書店) 46ページ。

(14) 武田一郎，前掲書35～37ページ。

(15) 橋本勝三，前掲書150～151ページ。

(16) 武田『指導主事の職能』の副題は「教育的助言指導」(Educatinal Supervision) である。

(17) 橋本勝三，前掲書48～50ページ。

(18) 武田一郎，前掲書31～32ページ。兼子仁『教育法（新版)』(1979，有斐閣）356ページほか。

(19) これまでは社会教育法に基づく社会教育主事については触れずにきたが，①～③までの「指導」「助言」の意味は，多かれすくなかれ社会教育主事とその周辺の問題にも妥当する。参照，島田修一「社会教育の法と行政」『教育行政と教育法の理論』(1974，東京大学出版会)所収，180ページ以下。

(20) 木田　宏『改訂逐条解説・地方教育行政の組織及び運営に関する法律』(1962，第一法規）114ページ。

(21) 参照，兼子　仁，前掲書350ページ。

(22) 岩下新太郎「都道府県教育委員会と市町村・学校　－指導行政の実態と問題点」『教育の地方自治（講座教育法６)』(1981，総合労働研究所）144～145ページ。

(23) 高橋文部大臣による文部省設置法案の提案趣旨説明（1949年5月6日)。

(24) 森田　孝「文部省機構改革の要点」『時事通信内外教育版』157号（1949年５月17日)。

(25) 例えば，戦後改革期の文部省改革の場合について，拙稿「戦後文部行政の機構と機能（上)」『北海道大学教育学部紀要』第47号（1986．２）62～70ページ。

(26) 木田　宏，前掲書（注20）８～９ページ。

(27) 有倉遼吉・天城勲編『教育関係法Ⅱ』(1958，日本評論社）297ページ（天城執筆)。

(28) 木田　宏『教育行政法（新版)』(1983，良書普及会）188ページ。

(29) 室井　力「地方公共団体に対する国家関与」『現代行政法の原理』(1973，勁草書房）169ページ。

(30) 以下の引用は木田宏，前掲書（注20）８～９ページによる。

(31) 杉村章三郎・山内一夫編『行政法辞典』(1975，ぎょうせい）135～136ページ。

(32) 塩野　宏「行政指導－その法的側面－」『行政法講座（第６巻）行政作用』(1966，有斐閣)，成田頼明「行政指導」『講座現代法４・現代の行政』(1966，岩波書店)，『ジュリスト』No342（1966）の「行政指導」特集などがその主だったものである。

(33) 山内一夫『行政指導』(1977，弘文堂）３ページ。

(34) 林　修三「行政指導の盛行とその問題点」『自治研究』50巻2号（1974年2月)。

(35) 山内一夫『行政指導の理論と実際』(1984，ぎょうせい)112ページ以下。

(36) 教育行政の領域に固有なものとしての「指導行政」論が語り得るのはそこにおいてであろう。小論は従来のいわゆる「指導行政」論に対して批判的に臨んでいるが，そうした領域としての「指導行政」論の存立可能性そのものまでを否定しようとするものではない。

(37) 室井　力，前掲書90ページ以下。

(38) 天城　勲『教育法規解説』(1971，第一法規）16ページ。

(39) 木田　宏，前掲書（注28）13ページ。

(40) 同上14ページ。

(41) 同上19ページ。

(42) なお千葉勇夫『行政指導の研究』(1987，法律文化社）は行政指導と法律の根拠の関係についての諸説を，①原則として法律の根拠を要しないとする説，②規制的，調整的行政指導には根拠を要するとする説，③原則として法律の根拠を要するとする説，の三つに整理したうえで，①②が立脚している伝統的な「侵害留保論」について次のように述べている。それは「法治行政の内容を法律の留保の原則に限定」する，即ち「国民の権利義務の変動を直接に効果として生じさせる権力的公行政活動のみに」限定するものであり，そこでは「本来的に行政は自由であるということを前提にして」理論が立てられているのである(45～46ペー

ジ)。

(43) 木田　宏『教育行政法』(1957，良書普及会) 25ページ。

(44) 当然のことではあるが，こうした主張には一定の法学理論的な裏付けがある。その代表格は何といってもやはり田中二郎のそれであろう。例えば次の通り。「法律による行政の規制の態様ないし手法には三種の別があるといえよう。『法律の執行』としての行政，『法律の授権』に基づく行政，『法律の制限』に服する行政がこれである。侵害的行政は，『法律の執行』として，又は『法律の授権』に基づいてのみ行なわれ得るのに対し，受益的行政は，……行政機関の裁量的判断に委ねられることが多く，単に『法律の制限』に服することがあるに止まる場合も少なくない。」(「行政指導と法の支配」田中二郎『司法権の限界』1976，弘文堂，288ページ)。ここにいう「法律の制限」なるものは，「法律の規制が存する限り，それに従うべきものとされるにすぎない」(同) というものであるが，これが本文の議論と照応するものであることはもはや言うまでもない。

(45) 木田　宏，前掲書 (注28) 132ページ。

(46) 片岡寛光「行政指導と行政裁量」『早稲田政治経済学雑誌』264号 (1980年10月) 188ページ。

(47) 参照，大山耕輔「現代日本における行政指導の政治構造」『社会科学研究』40巻6号 (1989年3月) 23ページ。および片岡寛光，前掲論文196ページ。

(48) 伊藤大一「行政裁量論への予備的考察」『日本の行政裁量 ― 構造と機能 ― (年報行政研究18)』(1984，ぎょうせい) 57ページ。

(49) 新藤宗幸「政策実施手段としての行政指導 ― 考察のための若干の覚書 ― 」『社会科学年報』20 (1986) 22ページ。

(50) 伊藤大一，前掲論文83ページ。

(51) 木田宏，前掲書注(20)の 9 ページおよび注(28)の41～44ページ。

(52) 同上 (注28) 41ページ。

〈翻訳〉

マルクスとヒューマン・ネイチャー（上）

― ある伝説の解体 ―

大竹政美・髙畑明尚
西本　肇・宮﨑隆志

目　次

序文 …… 115
第一章　定　義 …… 119
第二章　第六テーゼ …… 120
（以上本号）
第三章　人間 ― 本性と史的唯物論
第四章　人間 ― 本性のために（以上次号）

序　文

この短い小論では，マルクスの思想に関して古くからある，やや頑固な伝説について，明確な議論の決着をつけることを試みている。少なくともこの試みが，確かな証拠と議論の整理に依拠している限りでは，その目的とするものはそれほど野心的ではない。その伝説は確実に誤りであるからである。私はここに，その伝説の誤りを論証するに十分な証拠と論議を用意できたと思っている。いずれにしても，読者にあらかじめ伝えておいたほうがよいのは，この小論の特徴が，そうした伝説への決定的な論駁を望んでいるということにある，ということである。この目的のためには，当初，それをどのように着想したかについて，いくつかのことを簡単に述べておくことが役に立つであろう。

マルクス主義内部或はマルクス主義周辺においても，その創設者によって，この知的伝統に伝えられたものの一つは，普遍的な人間の本性の否定であったという見方に出会うまでは，その討議はあまり深まっていかないであろう。そのような考え方は，アルチュセールの「理論的反ヒューニズム」がそれに新たな自信と活力を与えた時点で，すでに十分な生命力を持っていたのであるが，私はずっと，その考え方を極めて注目すべきものと思ってきた。そして1979年初頭の夕方のあるセミナーへの出席をきっかけに，私はその考え方に対決したいと思うようになったのである。そのセミナーは実際にはマルクスやマルクス主義に関するものではなかった。

それは人間の欲求を主題とするものであった。もはや議論の詳細については覚えていないが，そこでは共通の人間の欲求という概念の理論的，実践的生命力は，一般に懐疑的に受けとめられており，ある程度 ― あるいは私にはそう思われる ― 相対主義者や観念論者の影響によってその懐疑は正当づけられていたのである。哲学も社会科学もその多くが相対主義や観念論のテーマで満ちていたのだから，多分，ここには当惑する理由はあまりない。それにもかかわらず，出席者の内のマルクス主義者や自称唯物論者たちもまた，同じような懐疑主義を援護することで多かれ少なかれ同様のテーマをしばしば支持するのは極めて驚くべきことであるという考えが，その時，私の心には湧きあがった。つまり，私がかつてマルクスの中に読みとった考え方や，同じように世界に関するいくつかの明白な事実についての見解に照らして，マルクスが人間＝本性（human nature）という概念を拒否したという主張がこのように広汎に創られ，信じられていることは，全くもって大変，異常なことではないか，という考えが湧き上がってきたのである。

私は，一般にマルクスがそうした主張を確立したと言われている彼の当の著作を取り上げ，それを調べてみることを決心した。その答えはそれほど多くない。実際には，どんなものにも匹敵するということができるただ一つの節のみである。もっともマルクス自身はそれを含んだ原文を出版することは適当ではないと考えていたのであるが。そしてそれを除けば，この問題において証拠として役にたつとみなされている他のいくつかのこまごましたものは，全く問題にならないのである。そうした主張にとって一応理論的にもっともらしい一項目は，フォイエルバッハ・テーゼからの数行であり，それ故，私はその数行に関する綿密でかつ拡大された分析から，この研究を始めることにした。多分，この分析はあまりにも拡大されていると思う者もいるであろうし，問題になっている主張に対しマルクスの著作の多くのものを提出できるにもかかわらず，なぜ私が単純にそれらに支持を求めることに満足せず，テーゼのその節をもっと要領よく理解してしまうことに満足しないのか，不思議に思う者もいるであろう。私は，彼らが，最初の分析の結果として出てくるものが何であるか十分納得がいくまで，その分析に関する判断を保留することだけをお願いしたい。その結果によって，彼らがそのテーゼがポイントであることを納得してくれればと思っている。

ここでは，以上の点について述べておくだけで十分であろう。これと反対の証拠に注意を向けさせるような，マルクスに関する数多くの注釈がある。それらを単に繰り返すだけでは，何も得られなかった。しかしながら，われわれは，異議をさしはさまれるところの主張を援護している原文のうち，最上のものに最初に焦点をあてることによって，まず，その主張自身が選択した問題配置の上でその原文を真剣に検討し，そしてその主張の強力な論点と思われる点において，いわばその主張を論駁するのである。こうすることから，折りよく獲得されるものがある。それによって，細かな注意の対象となるのは，ほんの数行かもしれないが，それらはマルクスの解釈の重大な重みに耐えさせられ続けてきているのである。マルクスが本質的な人間＝本性という概念を排除したという伝説は，彼はそうしなかったというテキスト上の証拠にもかかわらず，このようにして得られたそれらの数行の支持に頼りつつ，なんとか生きのびようとしている。つまりこの証拠は簡単に無視されているか，あるいはその存在を認めるなら，それに対し他のかわりの読み方を提示することもできるようなマルクスの単なる一つの「読み方」の基礎として取り扱われるのである。あるいはそれは，現実的で最も深みのあるマルクスの成

熟した思想の傾向を表していないと言われる，等々。しかし，フォイエルバッハテーゼの，関係のある数行の検討は，実際にはそれらの意味は明白ではないことを暴露する。それらは数多くの方法で理解することができる。そしてこの部分に関する様々な，可能性のある意味が，その厳密な評価のための唯一可能な文脈の中に置かれるとき，それについて信じられてきたマルクスの解釈は生命力のあるものではないことがただちに示される。それは文献学的な体面にとって，最も根拠の薄弱な資格さえないまま放置されてきたのである。

ここでの私の接近に関して，注意がむけられるべき第二の特徴は，その語を以下のように解釈している点である。マルクスが普遍的な人間＝本性というあらゆる概念を拒否したという議論は，その文字どおりの意味で解釈されている。というのは，その論者たちは，彼らが反対するのは人間＝本性に関するあれこれの見方ではなく，まさにそういった概念であると力説し，さらに，その強調によって，まるでその主張が理論的に大胆で重大なものであり，マルクスについて独自のことを述べているかのように，その議論を提案することを正当化しているのである。その提案がマルクスが単に，人間＝本性のいくつかの概念を放棄したというものなら，そのようなことはおそらくないであろうし，またしないであろう。それは誰にもあてはまらないのではないか。それにもかかわらず，この特別の議論をその言葉どおりに解釈することは，その議論の諸部分に奇妙さやある種の非現実性を付与することになると，私は承知している。また，人間＝本性の概念について，私がここでとったものよりも狭い見解をとるとすれば，マルクスがそのような概念を拒否したという議論は，知的により寛大であるが故にその主張はより信頼に値するとの提案を刺激するかもしれない。もちろん，この問題設定のもとでは永遠で共通の人間の性質というマルクスが実際に異議を唱えた諸概念こそが包含されるべきである。しかし，彼としてはそんなことは全く考えていなかったのであり，そうだから彼がこの概念を放棄したという主張はとても信用に値するようにいかにも思えてくるのである。しかしながら，このようなことに対し全く有無をいわさぬ理由を思い浮かべることができる。それは確かに知的に寛大ではあるが，風がわりで劣る，特定の傾向をもった定義を与える。つまり，その主張にそって意図的に選択されたものであり，広く使われてはいるものの，不適当である議論の救出をわざと目的としたものである。この小論で人間＝本性の概念と思われるものについてとった見解は，以上とは反対に極めて標準的なものである。それは以下にみるように，マルクス自身の用法の中に見い出されるものである。極めて重要なことに，その主張の弁護者が実際に述べることの中にそれは包含されている。それにもかかわらず，このことは彼らの主張を非理性的にしている。彼らの述べることには寛容であるよりは厳密であるほうがよいのである。そしてそれは一回どころかたくさんある。これは「裸の王様」（The emperor's new clothes）に似たケースである。まるでそれがまじめで真剣な，知的態度であるかのようにその議論がなされる。それ故，それはまた何度も受容されている。しかし，それを一度真剣に受け取るなら，それが一体なんであるかを検討したならば，それは明らかに非理性的であることが見いだされてくるのである。

マルクスは他の誰とも同様に，人間＝本性という特定の概念を認めなかった。しかし，彼はいくつかのものを適当なものとしてもみなしていた。彼が拒否しなかった種類とそうした種類を区別することは重要である。本当は真実であるような諸概念を誤りであるような諸概念から区別しようと試みることは，なお一層重要なことである。そのどちらの目的も，人間＝本性の

放棄を語ることによっては満たされない。それに対して，マルクスがこの問題について現実に対立したところの，より限定された，しかし同時により正確な叙述を置き換えることに，この小論がいくらかの寄与をなしうればと願っている。

この研究はその対象とするマルクスの解釈に対して，あまり親切ではないので，これから先の説明は十分明白にするつもりである。私はこのことを弁解するのではない。私は批判は，不当な批判を加えようとするものではないと思っている。しかしながら，これまで述べてきたことから，私は，これまでの多くのマルクス主義者がそれによってこの解釈で少なくとも自分自身を納得させてきたところの諸要因のうちに，全く正当ではない偏見を見い出すことができるというように推測されるべきではない。この小論の最後の部分において，原文の資料の考察を完了したところで,私は人々に人間＝本性の存在を否定する気にさせる理由について検討する。けれども私の主たる目的はそれらは正しくないものであることを示すことにある。どの場合でもそうすることには根拠があると私は思っており，独特な議論に関する正当性なるものも，それは過大視であるか，いくつかの点での反映であると述べておく。一つの例をあげるなら，私は一方で人間＝本性の概念は単純な反動だという，しばしば表明される信念を批判しつつ，それにもかかわらず，何度も経験されるのと同様の，その概念に関する反動的な変化があることは承認している。

これが，読者が基本的で進歩的な変化におかれたものという枠内で，その概念を受け入れることにとっての主要な障害であろう。つまり，人間の性質に内在するものに関する保守的で反動的な憶説は浸透しているのである。それらは多分，キリスト教の原罪の教義の歴史的影響に負うている。しかし，あれこれの種類の永久不変の社会的敵意に対応する生まれながらの人間の邪悪さと信仰という憶説に対しては，宗教的な，古くまた新しいその他の教義上の起源が多くある。このような考えはさまざまな社会的圧制からの解放の見とうしに逆らって，思想の途を閉ざすものである。階級社会が存続する限り，人間＝本性の進歩的概念に関連しつつ，それらは浸透して，多分，つねに規範となるに違いない。過去からそして現在も続く搾取とそれに関連した不幸は，人類に特有の行為や人格的特性に関して悲観的な一般的結果を生みだす傾向にある。事実上，社会主義をもはや確信していない聴衆を前に，真剣な実践的提案として社会主義を述べようとする者は誰でも，ほとんど確実に，人間＝本性に由来する悲観的な議論と闘わなければならなくなってしまうであろう。

しかもなお，人間＝本性が存在することを否定することによって，この種の議論やそれを支える保守的文化の重みに応えようと試みることは，それは役にたたないという武器をもった強力なイデオロギー上の敵に出会うことになる。あれこれのイデオロギーではなく，広汎に得やすい事実と真実 ― 日常の経験から引き出されたものや科学的研究の産物が，その対話者にそれが愚かであることを語るであろう。われわれの人間＝本性に固有の，実在的な基本的諸要求や諸能力であるものに対する適切な見方が，唯一のふさわしい回答である。

この論説を著すあいだ，多くの人々が私を支えてくれた。ペリー・アンダーソン，デビット・ベイサム，ロビン・ブラックバーン，ゲリー・コーエン，アリステア・エドワード，マイケル・エバンス，アデル・ジェラス，イアン・ガウフ，フレッド・ホリデイ，ハリー・レッサー，キャロリン・マクルーフ，デビット・マクレーン，トニー・マンステッド，ピーター・モウリス，レイモンド・プラント，デビッド・ヒレル・ルーバン，イアン・スティードマン，ヒレル・ス

タイナー，アーシュラ・フォーゲルの諸氏からいただいた助言と批判，彼らとの討論に対して，私は感謝の意を表さねばならず，それをこの機会に申し述べておきたい。彼らの誰もが，この仕事のいかなる欠陥にも責任をもつものではない。

また，ソフィー・ジェラスとジョニー・ジェラスに対しては，私の優先事項と彼女らのそれが一致しない場合，多くのことについて寛容であり，非常によく我慢してくれたことに，感謝したい。

マンチェスター　1982年12月

第一章　定　　義

マルクスの初期の著作から1845年以後の彼の知的発展を切断するとしても，それは彼が人間＝本性の思想を拒否するようになったことではない。

この小論において，私はマルクスがそうした証拠として広く引用されるフォイエルバッハの第六テーゼに綿密な検討を加えている。私の目的はそのテーゼの証拠としての地位を剝奪することにある。この目的を追求するなかで，マルクスの後期の著作は問題になっている思想を明瞭に具体化しており，それらは説明に役立つ，規範的な機能を果たしている，ということを示している。

このことは実際に示される必要はない。マルクスの後期著作を最小限の注意を払って読んだことのある者は誰でも，歴史的変化についてのマルクスのよく知られた強調は，人間＝本性のある一般的な概念から彼を引き離すものではないという主張は，論証の必要がないほど明らかなことに思えるであろう。彼の歴史理論の扱いについては意見を異にする，多くの慎重な研究も，すでにその点は十分明らかに指摘している。しかし，これに対し，アルチュセールとその学派の広汎な影響は，それとは反対の確信を流布した点で評価されねばならない。このような確信はマルクス主義者のあいだで特別に広まっている。史的唯物論の中には，人間＝本性という概念のための場所はないということは，全く古くさい固定化であり，そしてアルチューセール一派のこの問題における影響力は常にそれに依拠してきた。この固定化は依然として存続し，誤った方向へ導かれているので，それに異議を申したてることは依然として必要なのである。

私は第一章を人間＝本性という語がここでどのように使われるかを詳述することから開始する。そしてこの小論は第六テーゼ自身の分析（第二章）から，全体としてのマルクスの仕事のうちにおけるそれの位置の考察（第三章）に進む。最後に，ここで議論されるマルクスの見解や人間＝本性の思想に一般的にむけられた議論に対して，その想像上の証拠品目が順番に再検討され，信用できないものとして批判されている（第四章）。

通例上，人間＝本性に関していわれる二つの用法が区別されるであろう。第一はその語によって，歴史の中で多様に変化する部分ではなく，いわば一定不変な性質のあいだに，普遍的ではないが全体的な不変の本質，人類の特質を指摘していると主張するものである。これは社会主義や永久の人間の調和，直接民主主義，人間の生活を保持するものが，人間＝本性によって見込みのないものになったという主張の中に典型的に含まれている。しかし，第二の用法においては，異なった時と場所によって，或は異なった環境の影響によって，人間＝本性は異なるといわれる場合のように，同じ用語が変化しうる本質を意味することができる。ここでは，その

概念は，歴史的に変化する，社会的文化的に独自な本質というものである。

私はこれらの用法が，実際に人間＝本性の二つの異なった意味を必要としなければならないのか，確信していない。われわれは，多分，それを人類の性質を広く意味しているものとして理解し，そして，その性質を不変のものとして，また変わりうるものとして，或はむしろそれは変わらないものとの複合である，等々と主張しうることを承認することができよう。このような広い意味のものは，密接に関連する慣用語法である「人間の本性」(the nature of man) がそれを伝えるためにしばしば使われるところのものである。

しかし，不変性についての繰り返された主張が，それに関する概念の連想をおそらく助けたために，私が思うに，人間＝本性の用語はその本来の意味の部分としての不変性という含意をもたらすことができる。例えば，神の存在を信じることや，蓄積された資産や権力への欲求，或は公共事への無関心は，これらの各々が広汎で多様な状況の下での人間の特徴の意味を付与された要素であること，換言すればそれらは永久で普遍的な人間の特徴ではないという主張を知ることによって，それらが実際に人間＝本性の特性であるということを否定することができる。それはまた，人間＝本性をより狭義に解釈することになる。さらにまた，人間＝本性というようなものは存在しないという，マルクス主義者の間にも珍しくはない主張は，この狭義の意味に間違いなく依拠している。これは不変の人間の性格が存在することへの挑戦である。

ともかく，議論をわかりやすくするために，用語上の工夫について述べ，人間＝本性と人間の本性とを体系的に識別することにする。この小論を通じて，目的を例証するための前述の一回を除いて，私は人間＝本性を（相対的に）永久で不変なすべての人間の特徴の組み合わせを意味しようとする場合にのみ使用する。他の場合，私は人間の本性と言っているが，それは一定の文脈において人間の包括的な性格を意味することを私が認めた，より広い意味において使用している。第一の用法ではその定義によって人間＝本性を不変のものとしながら，－そのようなものが存在するか否かについての議論がありうるにもかかわらず－，第二の用法では人間の本性の変化の度合いを緩やかなままにしてある。これは多かれ少なかれ変わりうるものであろう。ただ，いくらかの変化があるとしても，人類学的な不変性が存在することを排除はしないであろう。

それが明瞭でないかもしれないところでは，これらの表現のどちらが適当なものであるか決定しないままにしておいてもらいたい－すぐ次ぎの続稿の第六テーゼの取り扱いの最初に生じるように－そこで私は“man's nature”と語り，他のいくつかの語句の助けを借りたが，その中では，キーワードは不確定性のしるしとしての“　”によって，このように制限されている。違ったように指示される場合の他は，man，men等は両性を含む一般的な意味において使用されている。同じ用語法にしたがって解釈されたテキストからの引用によって，言及が常になされねばならない状況においてのみ，私は説明の一貫性と平易さのためにこの用語法を採用した。

Ⅱ　第6テーゼ

では，マルクスのフォイエルバッハに関するテーゼの6番目のものを見てみよう。それは，こうである。

「フォイエルバッハは宗教の本質を人間の本性に解消する。だが，人間の本性は個々人に内在する抽象概念ではない。人間の本性は，その現実性においては，社会的関係の調和的総体である。

「フォイエルバッハは，この現実的な本性の批判を展開しなかったので，つぎのようにせざるをえない。つまり，

「1．歴史過程を捨象し，宗教的感情をそれだけで定義し，そのうえで，抽象的な ー つまり孤立した ー 個人としての人間を前提する。

「2．したがって，〔人間の〕本性を「類」としてしか，つまり，個々人がただ本性的に結びつけられる，内的な，説明を要しない，普遍的性格としてしか捉えることができない。

マルクスが批判しなければならなかったことの中心は，極めてはっきりしている。フォイエルバッハの宗教観の特徴が歴史や社会に無関心なことにあり，そこでは，宗教は，どんな社会構成体からも抽象されるような人間個々人にその源があるとされているということである。これに対し，マルクスの主張は ー その批判が鋭いものかどうかはここでは問わないが，マルクスを読んだことのある人には彼が何を言わんとしたかは周知のことであろう ー 歴史と自然とは相対的であり，諸々の社会関係と個人なるものとは相対的であり，さらに，いわば「彼岸」としての社会の現実性と個人に固有の属性とは相対的であるというものである。つづく「第7テーゼ」でも要点は同じである。すなわち「フォイエルバッハは，したがって，『宗教的感情』がそれ自体社会的産物であり，フォイエルバッハの分析する抽象的個人は特定の社会形態に属するものであることがわからないのである。」[3)]

だがしかし，この数行に拘泥していたのでは，それすら曖昧なままである。人間の「本性」に関することを直接・間接に述べてある諸命題においては，特にそうである。

これに関して，マルクスが用いたドイツ語の表現は'das menschliche Wesen'である。第6テーゼを英語に訳す場合，普通それは，'the essence of man'とか'the human essence'とされるが，別の著作では，'human nature'[4)]と訳されることもある。第6テーゼは人間＝本性［human nature］に関するものである，とするのは，それを解釈する場合にはよくあることである。というのも，端的に言えば，それこそ'Wesen'［本質;存在;本性］が指し示すものであるからであり，敷衍すれば，それは，人間の本性に関するものであることによって，人間＝本性に関係しているからである。これについては，つぎのように考えておけば正しいであろうし，少なくとも害は無いであろう。つまり，マルクスは人間＝本性について述べ，それによって直接もしくは間接に人間の本性について述べたのであるか，さもなければ，両者のどちらに対しても，そのどちらであるかの影響が生じないほどに近いことを念頭に置いていたのであると。これが誤った考え方であり，マルクスの関心がそのどちらからも離れていたとしても，筆者の見解がダメージを受けることはありえない。それどころか，マルクスは人間＝本性なる考えと関係を絶ったのだと主張する方が，それだけかえって分が悪いのである。というのは，その重要な証拠となるはずの主なものが，その場合には，その資格がなくなるからである。それゆえに以下では，タームの濫用と混乱を避けることにする。というのも，こうした文脈では，'essence'という言葉が，すでに定義した二つの表現のために用いることで，どんな特種な形而上学的な意味をも共示的に示すかもしれないからである。

どちらが妥当かはしばらくは置いておいて，人間の「本性」の性格を，テーゼの最後の文と二番目の文とでそれぞれ具体的に述べられている，それに対しては批判的なものと否定的なものとから考えてみよう。そしてその後で，三番目の文に含まれる肯定的な同一性を，人間の「本性」という面で解釈することにしよう。

その場合，最後の文でマルクスがフォイエルバッハに，人間の「本性」を類としてのみ，つまり，個人を本性的に結びつけている，内なる普遍性としてのみみなすよう求めていることに注意しなければならない。マルクスは，人間の「本性」とはこれらのことではないと言っているのではない。この文には，マルクスにすれば，フォイエルバッハは，人間を「内的」「普遍的」「類的」（つまりは「本性的」）特性という点から見ているが故に誤ったのではなく，そうした点からしか見ることができなかったが故に誤ったのだとする解釈が許される。フォイエルバッハは何の説明もしなかったから誤ったのではなく，見方が一面的であったから誤ったのである。このように解釈すれば，マルクスが，テーゼを書く二年前に，アーノルド・ルーゲと交わしたやりとりで述べた考えを，ここで繰り返していることになろう。マルクスは，こう述べていた。すなわち，フォイエルバッハは，「本性に必要以上に言及するのに，政治には殆ど言及しない」と[5]。

それでもなお，この文の構造からは，マルクスの批判はそれ以上に厳しいものであるということ，つまり，フォイエルバッハは，そのような点において人間の「本性」を摑むことに完全に失敗したのであるということは否定しさることはできない。加えて，ここまでで述べてきたことを信用できない人もいようが，だからこそ，文の構造それだけの解明に留まることにしよう。さて，ある概念の定義において「AはBとしてのみ見做しうる（見做される）」と言うのはきわどい言い方であり，AはBではないという場合と同様に，AはBではあるがBだけではないという場合には的は得ている。これは，AのもつBという性質を否定するやり方ではありえても，それを限定するやり方では決してありえない。例を二つあげよう。通俗的資本主義観に反対して「資本家と労働者との関係は法的に対等な人格間の関係とは対照をなすものとしてのみ考えられる」と言っても，その場合に，それは資本家と労働者との関係がそのようなものであるということを否定するために述べたものである必要はない。というのは，当該文は，重要な点，特に，それが搾取関係であるという点をそれに付加することを示唆していると言えるからである。その一方で，「これこれの仮定（それはとっぴなものであるが）に基づけば，マルクスは愚かとしかいいようがない」と言えば，そこで言いたいのは，マルクスは愚かだったということではなく，むしろ，マルクスは愚かでもあったし，それ以外のものでもあった，ということになろう。それにしても先の場合，マルクスは，人間という概念を内的・普遍的・類的特性という点から限定しようとしただけなのか，それとも，それを放棄するつもりだったのかということは，解決可能なことなのであろうか？

そこでテーゼの二番目の文章を検討しよう。この文と最後の文との間には，ある種の内的な繋がりがある。人間の「本性」が個々人の内にあるのならば，最後の文で人間の「本性」が有しているということが否定されるはずの，その内的で普遍的な性質をもつことになろう。第二の文は，表面的には，そのような性質を否定している。つまり，人間の「本性」とは，マルクスによれば，「個々人に内在する抽象概念ではない」のである。人間の「本性」とは全くカテゴリー的なものとしか思えないであろうし，おそらくは例の手紙に至るまでそのようにしか思

えないであろう。だが，手紙にまで遡らなくても，必ずしもそのようなものであることにはならない。この文では否定が明示はされているけれども，人間の「本性」は個々人に内在するものではないことは明らかであるということまで，マルクスが述べていることに含めることはない。「AはBではなくCなのである」という類の公式的表現は，まさしく，カテゴリーをこのように否定する，まさにその仕方を伝えるために用いられている。したがって，「賃金関係は決して非公正なものではなく，対等な者同士の自由で互恵的な交換である」とか，「マルクスは決して愚か者ではなく，深遠で独創性のある思想家なのだ」といった表現は，これを用いたよい例である。これらの表現は，主体のもつ二つの特徴のうち，どちらかを退けるための方法として，両者の明白な対照を利用するものである。そうすると，マルクスが，「社会関係の調和的総体」を個人に対置する場合には，人間の「本性」は，全くどんな点においても，「個々人に内在する抽象概念」では決してない，ということを考えていた，ということを可能性として認めた場合でも，解釈上の可能性はそれだけではなくなる。

というのも「Aはけっして Bではない」というのは「Aは単なるBではない」ということを真意とする場合もありうるからであって，それは，まさに，後続文の内容次第なのである。その文章が，Aを述べたものではあるが，それ以前に述べてあることと明白に対立するものではない場合には，AはB以上のものである，つまりAはCであるということを十分に意図するものであるので，その大雑把な意味としては，AはただBでしかないというのではない，ということになる。これは，「宗教はアヘンでは決してない。それは，人間精神の真の豊かさである。」という文章と，「宗教とは，内的な，私的な，精神的な事柄では決してない。それは，社会の秩序に浸透している，制度と行為との調和的総体である。」という文章とを比較してみればわかる。アヘンに対する世間一般の構えは，前者を主張する人に原因があると言えば，そう主張する人は，宗教のそのような述べ方に反論するであろう。後の方を主張するとすれば，その場合には，宗教とは言葉の常識的な意味で内的で私的で精神的なものである，ということへの反論はおそらく行われないであろうし，とにかくそうする必要もない。とはいえ，その場合，支配的な制度的行為的現実性として，宗教とは，後者を主張する人々が伝えたいこと以上のものであり，その恒久的で社会的な性格のもつ重要性を，つまりそれが，おそらくは他のものより重要であることを明示することを望んでいるというように断定することは可能であり，またおそらくは，まさにそのような重要性を明示しているのであろう。もう一つ例を挙げよう。「言語とは，決して個人的に所有することはできない。それは，社会的で集団的な現象なのである。」と言うことは可能であろうが，その場合，愚かにも，個々人は決して，「所有」といえる程度に言葉を知ったり話したりするものではないということを示唆する必要はない。ここでのポイントは，何か他のおそらくは決定的な次元にいる表現主体を前面に持ってくることで，所与の表現を限定する，ということを否定するものではない。

さて，社会関係とは，個人とは異なるものであるが，個人に内在するものであることは明らかである。ある種の概念の領域においては，その相違は，したがって，第6テーゼの核心における対照性は，少なくとも，上の例で言えば，互恵的交換と公正，深遠な思想家とアホ，人間精神の豊かさとアヘンという対照と同じくらいには鋭いものであろう。その一方で，個々の人間は，諸々の社会関係が関係し，その部分として，つまりその特徴として考えることが可能な諸々の実体の中で，勝れた役割を果たすものである。それ故，人間の「本性」と社会関係一般

とを同一視するなら，人間の「本性」は個々人に内在するものとは全くの別ものとなるのではなく，それ「以上」のものとなる，ということがマルクスの意図であったと認めるべきなのである。問題の数行において重要なことのもう一面は，この可能性を支持するのに役立つ。というのは，それは，個人に内在するものから社会関係へ目をむけさせるだけでなく，個人に内在する抽象概念の抽象性から，社会的関係の調和的総体，つまりその総体性へ目をむけさせるからである。このことが示唆する「抽象概念」とは，続く数行でマルクスが明示していることである。すなわち，孤立した事象のことであり，全体の一部分として分離している状態であり，それによる一面性のことである。

こうした観点から見れば，第二の文は，宗教や言語の社会的な局面に関して挙げた例が，そのたとえとなろう。その意味するところはこうである。すなわち，人間の「本性」とは，必ずしも，個々人に内在する抽象物（つまり，抽象された，一面的に孤立した全体性）のことではないということである。だが，それは，個々人に内在するものでは決してないということでもない。当該文は，人間の「本性」は，ある面では，個々人に固有のものであり，したがって普遍的なものであるという考えを堅持している。マルクスは，人間の「本性」の他の面に注意を向けることによって，この考えを詰めたかったのであろう。だから必ずしも，マルクスが，他の面に言及することによって，人間の「本性」をきっぱりと否定してきたに違いないという訳ではないのである[6)]。

とはいえ，今までのところでは，マルクスはそうしたのかもしれないということもまた認めておいたはずである。それ故，第二の文を検討しても，最後の文に曖昧さが認められることは否定できない。だから，依然としてつぎの点が曖昧なのである。すなわち，マルクスは最後の文では，人間に内在する普遍的な特性という点から人間の「本性」という概念をすべて否定しさったか，もしくはそれを限定したにすぎないか，という点が曖昧なのである。以下，この二つの可能性をそれぞれ，その二つの文の頑固な解釈および幅の広い解釈と呼ぶことにする。

この最後の行だけで，幅の広い解釈に落ち着かせたくなる人もおそらくはいよう。それは前の行でも遠回しに示唆されているし，だから，幅の広い解釈に思いあたった人も絶対にいるはずである。社会関係の調和的総体（ないしは「特定の社会形態」）に関わりなく，個々人に内在する人間の普遍的な特性があるのだということは，単にそうだというだけではない。それは明らかなことなのである。だが，それを否定することが全くの誤りでもないということも，等しく明らかなのである。これを否定することは不合理であるし，後に論じるように，論理的に一貫してもいない。なるほど，マルクスは決して愚か者ではなかったので，第6テーゼでそのような否定を指示していたことはありえないであろうが，この場合いかにそれが心を動かすものであっても，誤っていたり首尾一貫していないところがあるというだけでそう仮定するならば，それは間違っている。マルクスは正しいことを正しいと考えていたにちがいないというのは，マルクスが考えていたものは正しいにちがいないということと同じく，推測としては少しも信憑性がない。どちらの推測も，当該問題をすでに，十分に，混乱させてきた。だから，真面目な人ほど，マルクスは先にのべた否定を，ここでまさしく指示しているのだと理解してきたし，その中には，そのように理解されたものがマルクスの意図であるとすることに手を貸す人もいた。そして，ここまで議論をすすめてきた限りでは，たとえマルクスが愚か者ではなかったとしても，この点では誤りをおかした可能性もあることは認めなければならない。

さて，人間の「本性」についての否定的言説を理解しようとして諸事を懸案にしてきたので，より良い結果をもたらすことに期待しつつ，第三の文に含まれる，中心的で肯定的な命題に戻ることにしよう。その第三の文は，おおよそ，次のように表される。すなわち，「人間の『本性』は，その現実性においては，社会的関係の調和的総体である。」この命題の特殊性について述べられることは多い。ところで，マルクスは，何の可能性もなさそうな場面においても，諸関係の総体と，その内部でそれによって関係づけらる実体の性格との同一性を主張する。しかしながら，個々の人間に関連して，あるいは社会的関係の調和的総体によって関係づけられる非人間的要因（生産手段，所有，など）に関連して，社会的関係の調和的総体は概念づけられる。ただし，それは，社会的関係の調和的総体がそれらすべてを含むものと考えるとするならば，まして，それが構造であるということ，および，構造というものはそれを構成する諸関係の視点を排除するものとして定義してよいということを根拠にした概念づけを行わないならば，のことである[7]。というのも，そのどちらの場合も，人間の「本性」とは，社会的関係の調和的総体と全くの同一物ではありえない。人間の「本性」とは，人間＝本性の特性だけを意味するにしても，あるいはむしろ，人間の性質全般を構成するものすべてを意味するにしても，人間の特性を網羅したものと社会的関係の調和的総体とが同一物でありうるということを明白に意味することは決してない。とはいえ，「フォイエルバッハ・テーゼ」の他の多くの叙述からも分かるように，マルクスは叙述を省略するし，マルクスの意味するところは明白とは言い難い。

そこで，これ以後の展開において大まかに，テーゼの理解の仕方を三つ提起するつもりである。テキストに注意を払い，テキストに則して議論することによってそれを引き出し，それからそのそれぞれを少し敷衍しよう。続けて，その三つの意味付けのうち，テーゼの最後の文と第二の文とについての頑固な解釈を支持するものだけが，表面的にであれ，持つ，解釈上の正当性を論駁することにする。では，予め，本書のやり方に対する，ありうべき異議の機先を制しておくことにしよう。

異議として考えられるのは，分析をしないうちに，単語のいくつかの集まりとして，単語一つ一つをあれこれ詮索することで問題を解決しようとすれば，特に当該文においては，それはムダな骨折りになるに違いないというものである。なるほど一般的には，文章とは，思想の意図をかなりの程度伝えるものであるが，それだけのものでしかなく，余すところ無くという訳にはいかないものである。特に，マルクスの第三の文は，その特色からしても，何かを最終的に確定することは受けつけない性質のものであることが分かる。それは「テーゼ」が要約的であり，かつ警句的であるということをその性格としていることからすれば驚くにあたらない。そしてこのことは，実際，周知のことである。また，「テーゼ」は，マルクスの生前には出版されなかったということや，マルクスにはその意図もなかったし[8]，したがって，マルクスの思想に関する何か大きな問題に判断を下す際には，決してテーゼは典拠たりえないのであるということに加え，ここで問題にしているような綿密な検討に値するのはテーゼのどの部分かということが問題になろう。だが，そのような手筈に伴う困難は，ここまでの議論ですでに明らかであるといえるであろうか。この問題は，マルクスの思想という，より広い文脈から離れたものであり，そのような場合には，一つの文をそれだけで分析することは，曖昧さを解決する場合と同様に，議論を一般化することに対して適切である。

テーゼは文の構造がしっかりしており，第三の文それ自体の厳密な吟味にすべてを委ねよう

とは思わない。同時に，最初から示してきたように，第6テーゼは，否定的な意味で人口に膾炙してきたし，したがって実際，マルクスは，成熟した歴史理論の構築において，人間＝本性という概念を放棄したのであるという見解を支持する中心的なものとして解釈されてきたのである。それは教条主義的であるし，決して当然なことでもないが，他のテキストを証拠として考慮しないうちに，テーゼが意味しうるものをまさしく解明しようと試みられるのも，だから，無理はないのである。それによって，残念なことではあるが，大抵の場合に付与されるテーゼの意味は疑わしくなってくるが，その場合，当該文以外の証拠となる文言を無視してそれを解釈しようとすれば，その結果は，軒並み誤りとなる。

さて，ここでマルクスが語っていることは次のいずれかであると仮定してきた。すなわち(i)不変なものとして定義される人間＝本性か，(ii)より広く，より包括的な意味にある，人間の本性か，である。とはいえ，ここまでは，そのいずれであるかは懸案にしてきた。だが，もはや，それらを各々考察する時が来た。第三の文が，両者のいずれかと社会的関係の調和的総体との間での，どういうタイプの関係の構築を意味しているのかもまた考察しなければならない。だが，それが厳格な意味で同一性にあるのではないなら，マルクスは何を指示していたといえるのだろうか。マルクスの主張する諸関係が，社会的関係の調和的総体に言及することなしには人間の「本性」は理解できないという主張に結実していることは，明白である。第6テーゼや第7テーゼで敷衍されていることによって，この推理は認められる。というのも，そこで論じられているのは，フォイエルバッハは社会的関係の調和的総体を無視しているということであるからであり，それが原因で，フォイエルバッハは人間を取り扱いうことにおいて誤りを侵したということであるからである。

とはいえ，そのように言うだけでは，先の主張は，正確さに欠ける。なるほど，人間の「本性」とは何かを捉えようとするには，社会的関係への目配りが必要ではあるが，それはただ，そのためには社会的関係の方に目を向けねばならないのだ，ということを意味しうるにすぎない。つまり，先のマルクスの主張は，そのような目配りが，人間の「本性」がなぜ現実のとおりなのかを理解するために必要であるという，説明的であるが故により力強い仮説を，具体化しうるにすぎないのである。このことを主張する場合の前提は，社会的関係が，とにかく人間の「本性」をそのように創り，あるいは形作るから，人間の「本性」は現実どおりなのだということである。つまりそれは，ある種の依存を前提にする。それ故，第三の文は，人間の「本性」と社会的関係の調和的総体との間の関係をそのようなものとして肯定するためのものであるかもしれないし，その場合には，暫定的に，両者はお互いに「依存」しあい，それによって，一方は，もう片方の性質故に，ある程度現実のとおりとなる，ということになろう。「『宗教的感情』はそれ自体社会的産物である」という第7テーゼの一句は，この線で重要であると思われる。これに対し，マルクスが内容的に述べているもう一つのことは，人間の「本性」を説明することではなく，それを位置づけることを指示していたにすぎない。その前提はまさしく，総体としての社会的関係が，雑駁に言って，「本性」を見たり見出したりするべき場を形成するということである。とはいえ，このことを言うためのどんな理由がそこにあるのかということに関心を向ける必要はない。それでは，手短に，一般的な二つの場合を区別することにしよう。そこで暫くは，そのように仮定された社会的関係を，「露顕」の関係と呼ぶことにする。すると，第三の文に伴う数々のことによって，このような大枠としての結びつきは第三の文が

肯定するものであることが示唆されるし，けっして除外されはしない。したがって，マルクスが，人間の「本性」は社会的関係の調和的総体に(a)依存する関係にあるということか，または(b)それによって露にされる関係にあるということのどちらかを主張してきたということは認められよう。

これを，当該文の主語の二様の定義と合わせて考えれば，次のようになる。

「(i)人間＝本性または(ii)人間の本性は，その現実性において，社会的関係の調和的総体に(a)依存するか，または(b)それによって露にされる。」

これは次の４つの可能性に言い換えられる。それを，数字の順番よりアルファベットの順番を優先させて，(a)(i)，(a)(ii)，(b)(i)，(b)(ii)と呼ぼう。では，この順にこれらを採り上げよう。

(a)(i)「人間＝本性は，その現実性においては，社会的関係の調和的総体に依存する。」

これは，可能性としては度外視しうる。というのも，どのような程度の依存がそこに含意されているにしても，この前提をマルクスに帰するとすれば，それは御都合主義というものであろう。というのも，ここでの用法に従えば，第６・第７テーゼ全体でマルクスが強調しているのは，社会的関係の調和的総体の歴史性であり，特殊性であり，したがって多様性であるのに対し，人間＝本性は不変のものであるからである。マルクスが人間＝本性について語る場合には，社会的関係の調和的総体が変化しつつある関係であるが故に，人間＝本性がそのとおりであると主張することは絶対にありえないであろう。なるほど，一方が変化するが故に他方が不変であるというのは場合によってはありうるが，そのような偶然に，当該テキストは関心を寄せるものではない。というのも，人間＝本性なるものがあり，それが人間の属性の一つとして不変の要素であるならば，それが歴史的な出来事や生産様式の種差的で社会的な突然変異によらないということは確かであるからである。勿論，原則的には，そのような不変の要素は，それとは異なって可変である社会関係の，ある不変の局面，あるいは諸局面に帰する場合もあろう。したがってこのこと自体は，第三の文のもう一つの読み方と一致する，論理の上での可能性として，後に議論するものであるが，当該文が実際に，社会的関係総体ということにおける強調点を考慮して，そのことを強調しているとは考えにくい。(a)(i)という解釈によってはマルクスの真意は測り知れないので，これは除外することにしよう。

(a)(ii)「人間の本性は，その現実性においては，社会的関係の調和的総体に依存する。」

この命題は，上の命題とは対照的に，理解可能であり，テキストの残りの部分の主旨と比較可能である。また，したがって解釈可能なので，これを除外する理由はなさそうである。第三の文が言っているのは，人間の一般的性質は，それがたとえどのような状況におけるものであっても，支配的な社会関係の本性であるが故に現実にあるとおりのものであるということである。そうすると問題なのは，人間＝本性を否定することもそれに含まれるのかどうかということであり，その答えはおそらくそれが依存する程度によろう。これに関しては，仮定として妥当なもの二つのうちのどちらかのみが肯定されよう。ここで注意すべきは，現在の議論の焦点はその依存の程度であって，それの性格そのものではないということである。それは，それの性格

を巡る議論と同じ位に，史的唯物論をもっと理解し易く定義することにとって重要であり，だからこそ，現代において，ゲリー・コーエンがいま有力な哲学的著作『マルクスの歴史理論 ― その擁護を目指して ―』で，明快に，まさしく強調しているのだが，ここでの，より範囲の限定された目的にとっては明確なものではないのである。人間の本性が，上述のような性格の社会関係に依存することのここでの定義と矛盾しない，何らかの方法に依存しているとするならば，重要なのはその程度である。もしそれがマルクスが主張するつもりであったものならば，そうした依存は少なくとも考慮に値する。こう書けば，あるのは次の二つの異なる場合である。つまり，人間の本性は社会的関係の調和的総体に，完全にではないが，強く依存しているという場合か，完全に依存している場合かであり，この場合分けは適切である。

第一の場合には，人間＝本性なるものが存在することは除外されない。それは次のような理由で明らかである。すなわち，人間の本性が，社会的関係の調和的総体の変化に伴い実質的に変化し，かつそれを原因とする限りは，人間の本性は，それ以上に不変な要因に依存してもいるし，その上，諸要因のなかには，人間＝本性なるものをまさしく構成するものもあろうからである。さて，一方が他方に依存するということ，つまり，もう一方のものによって他方のものは説明されるということを考えたり主張したりするのは，あるものが，依存することによって全体となること，あるいは説明とはくみつくすことであるということが示されずに，かなりよく行われることである。それは，言い換えれば，説明には他の要因をも伴うということを知らないということである。それにもかかわらず幾つか考察したならば，導き出されるのは，どれも，説明としては，他のものをすべて犠牲にした上で，一つだけ取り出されたものであろう。こうした考察としては3つあり，以下のとおりである。(1)非常に重要であると考えられるものを強調する。(2)無視すべからざるものを強調する。(3)十分に根拠があると考えてよい事象を仮定する。このうち最初の二つが，特にここで重要であると思われる。マルクスは，全く自然主義的であると思えた概念を批判し訂正することに熱心であり，実際，断固たる社会科学的論及によってそれを行ったのである。これに対し，三番目のものは特種な弁解のもののようであり，そういうものとして，前二者よりは，考察として幾分弱いかもしれない。しかしながら，実際のところ，背景全体を当然のこととしてみなし，当該事象を説明するための説明として与えられた広範囲にわたるテキストにおいて決定的だと思われ，その事象が依存しているといえるかもしれないような（諸）要因のみを孤立させるような説明を行おうとする場合には，小さな範囲では特に，このような考察方法は完全に常識となっているのである。

もちろん，文脈的に明白な理由から人間の本性をその社会科学的次元で強調し，他方でそれと同時にそれが依拠する他の要因，例えば人間の生物学的構成のもつある種の恒久的諸性格を当然のこととみなしながら，上述した考察こそマルクスが第三の文で成そうとしたことであると，この段階で言おうとするならば，それこそまさに当該問題を棚上げにしておかねばできないことである。それ故，ここで主張したのは，ただ，それがマルクスのなそうとしたことであろうということだけであって，それは全く標準的な知的常套手段に従ったまでのことである。人間の本性ということでマルクスが指示したことは，ただ単に，それが社会的関係の調和的総体に依存するということだけではなく，その依存が完全で唯一である，つまり，この関係にのみ依存し，他のどんなものにも依存しないということである，と仮定するのではないなら，その可能性は除外できない。そしてこれが，より特種な仮定である。

当該文の形式は，そのように前提された依存を同一性として主張するほど強いものであるにもかかわらず，それを認めることは留保してよい。では，この仮定には，人間＝自然という概念は除外されているのであろうか。論理的な厳格さを徹底すれば，それさえ含まれなくなるであろう。だが，この点では，ここに先行する事例と同様に，その論理のみでは対象として相応しくない。ここでは自論を支持するために，このような場合は除外しておこう。ただ，厳密には，たとえ人間の本性が社会関係の性質に完全に依存していても，すでに述べたような可能性，つまり，社会関係には不変の性質もある場合があるが故に，人間の本性のなかにも不変を保つ部分があるということはありうる。ここでの定義では，人間の本性のそのような部分は，適切にも，人間＝本性なるものと呼んでよかった。けれども，完全に社会的諸関係から派生したものであるならば，それ自らを根拠にしては，何も説明できないであろうし，説明の上でそれに頼っても，それは無駄なことであろう。つまりは，人間性や人間としての行為は，唯一社会科学という観点からのみ理解しうるのである。「人間＝本性」が一定不変のものでなく，それがその他のことも含意するとすれば，それは，「人間＝本性」というその観点から指し示されることの本源的［natural］由来のようなこと，つまり，人事に関することのうちに外的・内的な強制が本来的に［by nature］措定されるという観念のように，認識不能なことである。こうした理由から，人間の本性が社会的関係の調和的総体に完全に依存するとすれば，その場合には形式的には依然として成立するにしても，結局は人間＝本性など無いということになると認めてよいのである。

このように，(a)(ii)は事実上は，実質的にはそこから派生した意味とも合わさって，マルクスの当該文の二様の解釈をカバーするものとなっている。そこでこの二つの解釈を，以下のような表現で比較してみよう。すなわち，(a_1)(ii)人間の本性は社会的関係の調和的総体によって条件づけられる ― 依存が強くはあるが不完全である場合 ― と，(a_2)(ii)人間の本性は社会的関係の調和的総体によって決定される ― 依存が完全な場合 ― とである。

(b)(i)「人間＝本性は，その現実性においては，社会的関係の調和的総体によって露にされる。」

さて(a)(i)は，マルクスが一定不変の人間の性質を歴史的に流動的なもので説明しようとしたなどということは信じがたい，ということを根拠に，除外したのであった。人間＝本性は，社会的諸要因の変化には，（本書で言う意味で）依存することはできないものである。しかしながら，ここでの焦点は，人間＝本性を説明することよりもむしろ，社会的関係の調和的総体こそ，ある意味では人間＝本性の現実態をまさに露にするという，もう一つの関連である。そして，このようにして，変化するものを変化しないものと結びつけることには何の問題もない。実際あるのは二つの一般的意味だけであり，まさしく「その現実性において」人間＝本性が社会的関係の調和的総体によって露にされる，つまりそこで明らかにされるということが，この意味において示唆されよう。これは文字通りそうでもあるが，他方，アイロニーでもあるのだ。

不変なものとは，構造として，つまりパターンとしてであろうが，それとも単に，特定の性質としてであろうが，そのようなものでありうるし，またそれ以外の点においては不変であるとは言い難いものに属していることもありうる。全くそのとおりに，歴史的変化を受ける，総体性としての社会は，不変的なもの，つまり人間＝本性を具体化するし，考察の結果として分

かったことだが，それを露にする。ではマルクスはなぜ，それが総体性としての社会において露にされるということを，わざわざ主張せねばならないのだろうか。おそらく，それは，それによって構成されるいくつかの不変的なものは，そこでのみ露となるのだという事情，つまり，人間に普遍的な人間＝本性でさえ，そのいくつかの局面が見えるのは，いわばマルクスがフォイエルバッハを批判する焦点，つまり，「個々人」においてであるが，それは社会的関係の場面においてのみなのであるという事情に目を向けさせるためである。つまり，「個々人」にとっては彼岸の社会こそ，人間＝本性の諸局面が顕現する場面である。そしてそれこそ，人間＝本性の全側面を捉えるために究明しなければならないことである。人間＝本性の「現実性」は，この場合には，その全側面に相応する何かを共示するであろう。そしてそれは，一つの「内的な」側面が孤立させられている抽象概念と対照をなすものであり，社会的な側面をも包み込むものであろう。もちろん，マルクスにしてみれば，社会を指し示すことは，同時に，歴史や変化を指し示すことであり，したがって人間の永久不変な特性を指し示すことでもまたある。だがこのことが人間＝本性を仮定することには矛盾しないであろうということは，明白である。第三の文が，文字通りの意味で露顕の関係を述べているのであれば，その場合には，それと矛盾することはマルクスの意図するところではない。マルクスが社会的関係の調和的総体を指し示すことによって，人間＝本性とは何かを理解するために究明しなければならない場面が指示されはしよう。だがそれは，それを解く試みではないであろう。

とはいえ，そのような指示により，意図が皮肉として伝えられ，露顕させることがまさしく解体することになると仮定してみよう。この仮定自体は，以下のことから導かれる。すなわち，ある二つの事象が一般に，互いに比較不能なものとみなされる場合でも，上述のように，一方が他方を露にするというように関係づけることは，時として可能である。それがその一方を問題にする手段であるのは，いわば定石である。たとえば，人間がどこまで慈悲の心をもつことができるかということは，アウシュヴィッツやダハウで露顕したが，これは皮肉でしか伝えられないことである。また，だから，国家の死滅はソヴィエト体制でみられるはずであるなどということは，マルクスの批評家なら言えるであろう。マルクスが言ったように，「ブルジョア的秩序の文明や公正さ」，そう，それは，人民が反乱した場合のブルジョア秩序の反応ともいえるが，これは，そのような場合には「公然たる蛮行と無法の復讐として現れ出る。」[9]同様なことは，第6テーゼに関しても考えられる。つまり，社会的関係とは，こうした仕方で，人間＝本性の現実性を露顕すると考えられる。その「現実性」は，だから，一方的なあり方に反対するような完全性を表すのではなく，「人間＝本性」という観点によって，その意味が推定されるものにあわないような現実の［actual］事態を表すのである。つまり，その場合には，社会的関係という観念で普通に連想されることと対立するような現実性［actuality］を表すのであり，したがってこの対立のポイントは，そのような現実性［actuality］は，それに不適当な観点と観念とをともに表すという点にあろう。人間＝本性は，この場合には現実的なものではなく，社会的関係の調和的総体に還元されるであろう。

マルクスの文章を解釈する上でのこうしたやり方に関しては，その意図をアイロニーとして仮定する上で関係することを書き留める以外のことはしばらく差し控えよう。というのは，それによって，人間＝本性と社会的関係の調和的総体とが，そう，『フランスにおける内乱』から先に引用したような文言における公正や無法的復讐に関してそれらが有効であるのと同じよ

うな類の，第6テーゼにおける矛盾的対立で有効な概念であるにちがいないということが示唆されることになるからである。そうでないならば，社会的関係とは，マルクスに従えば，人間＝本性が何であるかを文字通りの意味において露にするものではないと考える理由はなくなる。

いずれの場合にせよ，(b)(i)という題目の下では，第三の文の解釈で二つに分けたものが，ふたたび分離される。だから，以下では，この二つを区別しよう。人間＝本性が，現実に存在するものとしての社会総体によって露にされる場合には，つぎのように言おう。(b_1)(i)人間＝本性は社会的関係の調和的総体において顕現すると。そして，人間＝本性が反語的意味においてのみ，すなわち存在しないものとしてのみ社会的関係の調和的総体によって露となる場合には，(b_2)(i)人間＝本性は社会的関係の調和的総体に解消されると言うことにしよう。

(b)(ii)「人間の本性は，その現実性においては，社会的関係の調和的総体によって露にされる。」

先のことによって，最後の命題は簡潔に述べることができる。というのも，それが問題にならなくなるからである。そして先の露顕の関係に関する二つの意味のうち，ただひとつのみがここでは可能性をもつ。というのは，本書で定義した人間の本性に基づけば，それが解消されるという考えに執着しうるような意味で価値のあるものは存在しないからである。マルクスがそれら二つの意味の性格においてどの程度のバリエーションを考えていたとしても，人間＝本性は常に一つの性質であるし，それとは異なる別の考えもマルクスにはあることを示すことなど，意識してもできるものではない。だが，そうはいっても，マルクスがその関係のもつもう一つ別の意味を主張することは可能である。すなわち，(b_1)(ii)人間の本性は社会的関係の調和的総体において顕現すると。もしもマルクスがこう考えていたのなら，人間の本性は人間＝本性を否定しないことは明らかである。すると，人間性全般が社会関係において顕らかとなるが，それは，この不変の内容を含みうることになる。

さて，ここまでの分析から，マルクスの文章から相異なる五つの見解が得られる。少し要約的に述べれば，以下の通りである。

(a_1)(ii)　人間の本性は社会的に条件づけられる。
(a_2)(ii)　人間の本性は社会的に決定される。
(b_1)(ii)　人間＝本性は社会において顕現する。
(b_2)(ii)　人間＝本性は社会において解消される。
(b_1)(ii)　人間の本性は社会において顕現する。

第6テーゼの解釈においては大体同じものとなることから，(a_2)(ii)と(b_2)(i)とを合わせて考えることにしよう。人間の本性が社会的関係によって決定されようと，人間＝本性がそれに解消されようと，その結果は，マルクスが事実上は人間＝本性という考えを放棄していたことになるのである。同様に，(b_1)(i)と(b_1)(ii)とを合わせて考えよう。人間＝本性が社会において顕現するならば，そのこと自体で，人間の本性もまた社会において顕現し，いかなることが人類学的立場からは要求されようとも，それらは現実のとおりに具現しているのである。そして，マルクスの側に立って人間＝本性なるものが存在すると信じることを，一方の議論は前提する

し，他方の議論は排除しない。しかも，その各々の背後にある考えは同じであって，互いを正当化するには十分である。

このようにして編成しなおせば，選択肢は大まかには3つとなり，以下のようになる。

(1)人間の本性は，その現実性においては，社会的関係の調和的総体によって条件づけられる。

(2)人間＝本性，または人間の本性は，その現実性においては，社会的関係の調和的総体において顕現する。

(3)人間の本性は，その現実性においては，社会的関係の調和的総体によって決定される。あるいは，人間＝本性が，その現実性においては，それに解消される。

さて，これから，この各々についてコメントすることにしよう。そしてその後に，マルクスがそのどれかを意図していたとしても，それは(1)か(2)であって(3)ではなかったのであるということを論じることにしよう。

(1)「人間の本性は，その現実性において，社会的関係の調和的総体によって条件づけられる。」

第三の文をこのように解釈するなら，それは本質的には，史的唯物論の中心命題が定式化された初期のものを意味し，かつ，それそのものであることになる。するとそれは，1859年の「序文」の名高い一節の先駆けともなる。その序文において，マルクスは「生産関係の総体」と上部構造に対しての土台とを同一視し，続けて，「物質的生活を生産する様式は，社会的で政治的で文化的である生活過程一般を条件づける」[10]と主張する。後ろの一節はそれほど要約的ではなく，一般的でもない。それは，社会的関係すべてにではなく生産関係を指し示すものであり，人間の本性全般ではなく政治的で文化的である生活を指し示すものである。とはいえ，雑駁に言えば，人間存在の形相は，どちらの場合にも，歴史的に特殊な諸関係の総体に依拠するとの基本的な考えが継続していることは明白である。

だが，それによって，第6テーゼは，人間＝本性なるものを仮定することによっては，どんな「断絶」の前兆ともならなくなる。というのも，第三の文が，(1)を意味するものとして解釈されるならば，第6テーゼが言明する依存は完全なものではなく，それゆえ人間性は，同様に何か他のものに依存しなければならず，それは，部分的には諸々の安定した自然の［natural］因果によってもたらされうる。そうすれば，本書で幅の広い解釈と呼んできたものを措定する資格を得ることになる。このことが今や明白であるに違いないものとして人間の本性について関心をよせれば，類に内在する人間性一般に，あまりにも一面的に焦点をあてたフォイエルバッハのそれの概念化に対してのみ，当該文は指向される。それとは対照的に，マルクスが望んでいたのは，支配的な社会関係によって人間の本性において行われる条件設定を強調することであった。とはいえマルクスは，人間性一般の存在を否定するつもりはなかったであろう。第6テーゼはマルクスの成熟した歴史概念の先駆けであり，人間＝本性を決して放棄するものではなく，それの放棄は史的唯物論のどんな部分をも成さないという本書の意図するところと軌を一にするものとなる。

(2)「人間＝本性，あるいは人間の本性は，その現実性においては，社会的関係の調和的総体において顕現する。」

この文言は不変な実体にあてはまるので，これを敷衍することから始めよう。この文言のポイントは，逆説を用いずに，人間＝本性の社会的質と名付けうるものを主張ことにある。実際ここでの問題場面は，社会性それ自体は，人間＝本性に必要不可欠なものであるが，これが一般的であること以上のことを示しうるということにあろう。言語を例にとって考えてみよう。言語とは，人間の普遍的な能力である。ではあるが，例えば呼吸とは違い，言語は「個々人（の内）に」在るものではなく，個々人間の社会的関係においてのみ在るものであるという主張は，第6テーゼによって規定される観点からすれば，十分意味あるものとなる。言語を話すのは個々人であり，個々人は言語を私的にも使うとはいえ，思想と同じように，言語が社会的かつ公的な領域をそれの前提にするのは，不可避なことである。言語は一つの能力であり，その表現様式こそまさに社会的なものであって，種々の社会関係においてのみ表れる人間的な質の一つである。しかしながら，このどちらも，言語に関しては，個々人に，つまり，たとえば生物学的資質という類型としての能に内在するものは何もないと言うことはできない。つまり，言語は一つの社会的事実ではあるが，それゆえ，他のあらゆる社会的事実，すなわち君主制，奇跡の信仰，インフレ，クリケットゲームなどと同等なものであるなどと言うことはできないのである。言語は，人間＝本性に帰することの可能な，人間にもともと備わっている普遍性と恒久性とをもつと同時に，社会においてのみ顕現する一つの可能性であるということ，この両方を考えても，それは極めて一貫性のあることである。同様な議論はマルクスに固有な特別の専心事，つまり物質の生産についても言うことができる。そこに，人間＝本性に対しての人間の能力一般がある。だが，人間＝本性には，社会という枠組みだけではなく，共同体に関する諸形式を取り入れることも必要であり，それに等しいもの，つまりそれが能うものの観念を得るためには，個々人をこえて，社会や共同体という文脈，つまり，自然環境を形態変化させること，構造の構築，物質の探究と採集，道具の制作と使用，生産物の形成等々におけるその帰結に目を向ける必要がある。

だから，これこそマルクスの当該文のポイントである。すなわち，人間＝本性のもつ社会的次元を不断に指し示すことであり，個人なるものに固有の特性を否定することなく，それを補完することによって，人間社会においては外来的な現実性を指し示すことである。テーゼの第二の文と最後の文は，この場合には人間＝本性に当てはまるものであるが，ここでもその意味は，本書にいう幅の広い解釈ということになる。

人間の本性へのその適合性ということで(2)を考えるならば，二つの文章もまたそのように理解可能なのである。社会に対しては外来の現実性はいまや，一般的で永続的なものというよりも，変化するものであるといってよい。つまり，歴史的種差としての生産様式であり，特定の言語であり，もっと一般的には社会的な面や文化的な面での多様性である。だが，そのような考え方は，つまりは，それが所与の歴史的な状況においていかなるものであろうと，人間の本性は社会という世界の総体性のなかで明らかにされるものであるという考えと，基本的には同じものである。人間の諸々の質と可能性は個々人間の諸関係が現実に画する範囲にわたり，この諸関係こそ人間の本性を完全に把握しようとするならば洞察しなければならないものなのである。こう考えることが社会的歴史的な多様性を指示することであっても，人間＝本性という

概念に不利なことには決してならない。というのも，このような考え方においては，そのような多様性が個々の人間に内的で永遠不変の特性を含まないということは語られないからである。

(3)「人間の本性は，その現実性においては，社会的関係の調和的総体によって決定される。または，人間＝本性が，その現実性においては，それに解消される。」

このようにマルクスの命題を扱ってしまえば，それがどんなものであれ人間＝本性なるものを否定することになり，したがってテーゼの第二の文と最後の文とが，本書でいう頑固な解釈をその意味として仮定せざるをえなくなる。人間の本性と人間＝本性とのどちらに関心が寄せられようとも，その場合に示されるのは，個々人に人間としての一般的な特性が内在するという考えを限定することではなく，その放棄である。要するに，本書で論議している，第6テーゼの例の読解方法が示されるのである。

ここでは，この種の理解の仕方に対し，今までとは別のことを言おう。これに際しては，それ固有の語法を重視し，また実際にそれを示すことになるが，本書でここまで固執してきたものとは，それは同一ではない。とはいえ，用語法的に精確な統一性が欠けているからといって，マルクスの言葉が，これから述べるような類の解釈においては，人間＝本性という概念を放棄したものとして広範に受け取られているという，重大な問題が実在することが曖昧になることはありえないのである。

さて，直接引用されるか言及されるかして，第6テーゼは次のことを証明するものとして言い立てられてきた。すなわち，「マルクスは……時として，単に特定の時代の特定の社会関係あるいは社会体制が個々人において顕現するにすぎないこととして人間＝本性を述べるという極端な手段に訴えたのだ」（トム・ボットモア），あるいは「マルクスは個々人の人間＝本性を『社会的関係の調和的総体』に解消することから始めたのである」（ロバート・D・カミング）ということを。またそれは，以下の様にも言われる。すなわち，マルクスは初期の著作以後は，「特に，人間すべてに共通な普遍的本性」あるいは「本質的な人間＝本性」の概念を「放棄した。」（ユージン・カメンカ）また，「1845年にマルクスは，歴史と政治の基盤を人間の本質とするような理論はすべて根底から絶ったのである。」つまり「マルクスは初期の哲学のもつ問題構制を放棄し……」「(1)人間には普遍的本質というものが有るということや(2)この本質は『個々人』の属性であるということ」を意味した「人間＝本性（つまり人間の本質）の持つ問題構制を放棄したのである」（ルイ・アルチュセール）とか，「マルクスは最も本質的な理論すべて，つまり個々人に固有の本性のもつ特徴から始まる，人間，社会，歴史についてのあらゆる理論を，そうした本性が先験的観点から捉えられようが（例えばクリスティアン），自然主義的な観点で捉えられようが（例えばホベジャン），そのことにはかかわりなく放棄しているのである」（ヴァル・ズフティング）とか，「歴史の諸々の臨界点を漸進する中では，その流れに身をまかせる類［genus］としての人間 ― つまりそれは，類としての人間それ自体である ― はマルクスとエンゲルスにとってうんざりするものだったということによっては，彼らの意匠が革新的に変革されただけではない」（ヴァーモン・ヴェナブル ― 彼は以下のようにも書いている。「『人間＝本性』は……二人（マルクスとエンゲルス ― 訳者）にとって，個々の人間が分け持つ単一の普遍的な形式でもなければ一般的な本質でもない。」「二人が一般的に人間

＝『本性』について，アイロニー以外のどんな気持ちを込めて話そうとも……それを，人事に属する『偶然事』に対する『絶対的本質』，あるいはその変化に対する恒久性を意味しているなどとは，理解してはならない。むしろ，それは『歴史』として理解すべきなのだ。」)[11]などと。

また，マルクスのテーゼは，以下のことを意味しているとして，引用されてきた。すなわち，1845年に現れた「マルクス主義のもつ徹底した『社会化』の見解あるいは人格を排除するような見解」つまり，「『人間』が不在らしき精神世界」（ロバート・タッカー）や，「人間＝本性を最も本質的なものと考えることの否定」したがって「現実においては一般的真理として本質を例示することはできない」（ケイト・ソーパー）ということを。また，「『人間の本質』などというものは存在しないのだ」（コリン・サムナー）とか，「個々人はその諸関係の発生点や構成の根拠としてではなく，諸関係の『担い手』として考えるべきである」（ヴァル・ズフティング）とか，「人間は，諸々の人間が歴史的社会的に具体的な環境のなかで実際になすこと以上のものではありえない」（ヴァーモン・ヴェナブル）とか，「『自然』[nature] の創造主としての個々人に付与される諸々の特色という観点からすれば，その特色として何をとろうとも，説明できる社会現象はひとつもない」し，「『人間の本質』について話さなければならないのなら，それは物質的・観念的な人間の文明に求めなければならない。生物学にではないのだ」（シドニー・フック）[12]ということを。

こうした論者のたいていは，といってもそのすべてではないが，マルクスの思想の展開に関するさらに遠大な主張を支持するために第6テーゼの意味を用いる。だが，それによって，第6テーゼ自体の意味内容への関心というところからは飛んで行ってしまうのである。この限りで注意すべきなのは，引用されるいくつかの部分で強調されている主張を普遍化することによってはじめて，その部分が意味をもつということである。たとえ，マルクスにおいては，普遍的な人間＝本性なるものに関する着想という点では，あれこれ取捨選択して議論されるということが，ここでの議論であるとしても，それは驚くべきことではないであろう。であるとすれば，些事に関しては議論する余地が十分にあることになろうが，そうはいっても，それは，ここで議論すべきものとは，全く違った種類の論争になるのである。とはいえ，その場合でも，人間＝本性という一つの概念がそれでも，マルクスの熟成した歴史理論にその位置を占めているという認識が一貫していることに変わりはない。

ここで，この手の主張で最も影響力のあるもの，つまりアルチュセールの議論を，その性格に関し，手短に要点を述べよう。アルチュセールによれば，マルクス主義以前の社会理論や政治経済学，倫理学，認識論，それに「相補的議論の各々」を含むすべてのものは「人間＝本性（つまり人間の本質）という問題構制」－すなわち，そのような普遍的なものが存在し，かつ，それは個々人の属性であるということ－および，思想家毎に変化して，その問題構制に帰されるもののうちでは「内容」のみが重要であるといわれることに対し，マルクスとしては「当該有機システム全体という問題を放棄した」[13]のである。だが，史的唯物論の「革新的な新概念」，つまり「社会構成体概念や生産力，生産関係，上部構造，イデオロギー」[14]は，その場合には，人間＝本性という概念にはなじまない。それらの概念はこれと対立し，これに取って代わる。そこでアルチュセールはこう述べている。「こうした理論総体の革新は，ただ以前からの概念を放棄して初めて力を得る。というのは，新しい概念がそれまでの概念に取って変わ

るからである。」そして「マルクスは，歴史理論における個人／人間という，それ以前の二項対立的本質を，新たな概念（生産力，生産関係等々）で置き換えたのである。」[15]だが，それは，アルチュセール主義者 ー 「構造主義者」，つまり社会科学的に言えば還元主義者であるが，その本質から言えば本当は歴史主義者 ー のテキストに散在している，以下の断言のように措定される概念的二分法にのみ一致するものなのである。すなわち，生産の諸動因は生産関係の構造によって決定される局面を「占めるもの以外のなにものでもない」，「個々人は」構造の「結果でしかない」，個々人は「階級を代わりに表すものでしかない」，つまり「仮面以上のものではない」……。

もちろん，引用した表現のそれぞれの書き手はすべてに意見が同じというわけではないことは言うまでもない。ちょうど書き並べたところの，第6テーゼに関する方法が共通しているからといって，思想的に完全に共同であると考えてはならない。だからここでは，つぎのことを述べておいた方がよいであろう。つまり，こうした書き手がここで引用したような文言で苦心し，特に，自らがマルクスの思想と考えたものを支持しようとする場合には，そうした人達が取る立場は概して内的な一貫性をもたないものなのである。これ故に，またこの点で，そうした書き手は，本書で彼らに帰した諸見解を「現実としては」もたないといえるかもしれない。それは，まさしく，彼らには一貫性がないということ，言いかえれば，ここで引用された，より思慮深い仮定を示唆する文言と，彼らの真意を表す文言とは，比較のしようがない，という点から，証明されるのである。しかしながら，この種の欠陥は，さして重要ではない。というのも，各人が実際に主張すること以外のことには，ここでは誰にも責任はないからである。自らが主張した考えの諸々の帰結を無視し，それらとの矛盾を犯す著者もいるということは，その考えを批評する者も，事実としては認める気になるであろうし，また，そうせざるをえないことである。逆に，彼らを支持する者が事実上彼らから離れていく運命にあるということは，彼らの考えに不利な実情の一つである。彼らのとる立場は擁護できないし，それは，知的歪みという犠牲を払ってしか，思想か言語かあるいはその両方に混乱をきたしてしか存在しえない。もっと一般的には，彼らの立場が人々の信頼を得ている場合でさえ，実は彼らは，自ら述べていることを言わんとしているのではないということは，彼らのいうことを真の意味で擁護することにはならないのである。

いま問題にしているようなタイプの一貫性のなさ（この問題には後に立ち戻る）は，マルクス主義の内部では，ままあることである。この種の理論には，人間＝本性という概念が必要であるし，それはその生みの親においては明示的に押さえられていたのに，それにもかかわらず，またぞろそれを主張するマルクス主義者は結構いる。こうしたことに対しては，つぎのような適切な表現がなされている。すなわち，「かのスローガン『人間＝本性などというものはないのである』 ー これは観念主義の文脈の外では文字通り意味をもたないものである ー は幾度となく繰り返されてきたが，その結果として，マルクス主義のサークルにおいては，それは，自明の理として力を得てきたのである。」[17]だから，人間＝本性という概念は，それには似つかわしくないところに出てくることもあるのである。さて，(3)に関してのコメントをたった一つの印象的な事例で片づけるには，イストファン・メスツァーロスの書『マルクスの疎外論』を採ればよい。そのアプローチは「構造主義者」のものとは違う。人間＝本性という観念の周辺を円環的に移り行くという仕方で，マルクスは扱われる。まるでまさしくそのタイトルから暗

示するように。だが，それは，ある種のイデオロギーを自制するために，人間＝本性を特に否定する。それ故，メスツァーロスによれば，「マルクスはカテゴリーとしては『人間＝本質』という観念を放棄した。」「マルクスは不動の人間＝本性なるものは受け入れなかった」し，「『人間＝本性には』なにも『含意され』てはいない。」[18)]

最後に，マルクスが言わんとしていることの説明としては(3)を採り上げるのはやめるという議論に移ろう。これは，第6テーゼに関する厳密な吟味の結論となるであろう。ただし，上の分析がテーゼのあらゆる解釈の仕方を余す所なく述べたなどというつもりはない。(3)を反駁するには，それは必要ではない。ここでなすべきことは，'menschliche Wesen'を表す，しかも一般的に表すことにおいて，「人間＝本性」というタームは「人間の本質」と互いに置換可能であるという，たった今例証した用法にしたがい，それから，その狭義の意味と広義の意味，つまりその二つの標準的な意味を，「人間＝本性」と「人間の本性」とを区別することで，その違いを明らかにし，これを根拠に，テキストがどんなことを示唆しうるのかを探ること，これですべてである。なるほど，意味合い，あるいは意味するものの形相を他にいろいろと提議することも可能ではあろう。だから批判を行おうとするならば，おそらくは「人間という存在にその現実性［actuality］において」指示することになろう。だがしかし，上のこと以上に何かを提議しても，当該議論の主たる対立者には何の影響も与えないであろう。もっとも，これまでに試みた解釈の他に，人間＝本性を否定することにならないような，もっともらしいテーゼの読解方法があるのだということが示されてきたならば，それは十分妥当なこととなるが。とはいえ，そのような場合には，それ自体は論争を通して論証としての資格を得るのであり，しかも，他のいろいろな論証を通して，この点に関する，それ以上に適当なものがわかるのである。そしてそれは，大抵の場合には，なるほどと思われるものである。

さて，第6テーゼの意味に関する問題の存在に注意を喚起することは，それがたとえ本書のような長大なものであっても，それほど奇異なことでもない。アルチュセールは，彼自身が，ここでの中心的定式に関し，つぎのことを述べている。すなわち，厳格な用法において「それは全く何も意味しない」と。また，多少ともアルチュセール主義的な印象を与えるようなコメントも，それを，同様に，「矛盾した考えのポイント」に対して強調されるものとして，つまり「不可思議な」「単に形式的な意思表示」[19)]として表す。こうしたことにも関わらず，議論に上っている意味によって，自信をもって，しかもこの場合には不釣り合いな程に，「第6テーゼ」の重要性が言明される。それには，隣接した諸著作に適切に遡及することもなく，またマルクスが何を意味しているのかを指示する必要もない。だから，このような状況にあっては，責任転嫁がなされる恐れが十分にある。そして，それ以上の骨をおらずに，テーゼの意味を確定することは，それが強引になされたり，あるいは，そのことだけにしか目がいかない場合には，マルクスの言葉に，マルクスの思想ではなく，そうする人自身の思想を読み込む危険を犯すことになる。というのも，第三の文の軸となる定式によって，第6テーゼは，可能性をもった一つの推敲以上のものになってしまう余地があるからである。それは，多様な表現をとるにもかかわらず，共通して注目される，それの特殊性の，まさしく結果としてである。というのは，まさしく，その不自然な分離によって問題が生起するからである。当該文はより大きな意味的文脈や知的文脈においてのみ解決することができるのである。その単なる構造それだけで

は，マルクスの意図したことに対してこれらの必然的なことを正当化することはできない。

たとえば，歴史に関してつぎの様に仮定してみよう。すなわち，「歴史は，その現実性において，生産力の発展である。」これは，正確には，何を言わんとしているものであろうか。それは，生産力が歴史のすべてであるとか，生産力が一般的には歴史の最も重要な局面であるとか，身近な特定の目的にとっては，生産力が歴史に関連した興味深いことなのであるということであろうか。それとも，歴史とはこうした生産力の産物であるとか，その記録であるとか，その単に外観や表象であるということであろうか。この文言だけからは，十分な回答を得ることはできない。上の命題の正確な意味を理解することはできないのである。実際，周知の依存関係をここで述べて，それを主張している，それも強調していると考えることが理に適っているであろうと考えるならば，この事例に対するある種の背景を否応なしにもってもまたいることになるのだ。つまり，競合する諸々の考えに対して，生産力の発展は歴史の経過を説明するものであるということを。だが，たとえそうであっても，生産力の発展で説明されることを，どの程度まで，先の命題で主張できるのであろうか。何らかの非常に重要な部分であろうか。それとも概観を広範にであろうか。それともすべてであろうか。ここでの文言によって，依存がどの程度正確に指示されるのであろうか。先の命題から展開することなく，単純に判断することはできない。この場合には，徹底した依存を念頭においているのだ，とは仮定することもできようが，それはあくまでも読者諸氏の仮定であり，おそらくは全くの誤りである。

ここでは，どちらも同じことである。もしマルクスが，人間の本性が社会関係に依存しているということを主張していて，それが完璧な依存であり，本書のタームで言えば，人間の本性は，社会的に条件づけられるというよりも，むしろ社会的に決定されるのである（それぞれ上述した（a_2)(ii)と（a_1)(ii)にあたる）ということが，まさしくマルクスが言わんとしていることであるとしたいならば，それは，それには適当ではない根拠に基づいて，その考えをまさにマルクスに帰しているのである。

そうでないならば，社会的関係の調和的総体において（本書で説明したような意味で）解消されることを通して，マルクスの解釈において論じられる人間＝本性の現実性がわかると言うべきである。だが，そのことについての，あれこれの誤った概念とは逆に，ファシストのエートスは，その現実性においては，アウシュヴィッツ，ダハウ，トレブリンカ等々であると主張するならば，それによっては，その現実性を議論していることにはならないし，ファシストのエートスのそれらへの解消を試みていることにもならない。それは，それを先のことと同一視したならば，筆者はほぼ確実に，人間の慈悲の心の現実性となってしまうのと同様である。筆者はそれを肯定するものであるが，それは，むしろ，それが見出されるべきものにおいて，そのしるしとなることによってである。つまり，その性格をなす特徴や最も益するところのある諸結果や充分な表現においてである。それにもかかわらず，マルクスの定式が人間＝本性を肯定するものではなく，否定するものであるならば，このことはまさに，社会的関係の調和的総体という概念に含まれると仮定することもできよう。これは本書で（b_2)(i)を提起したときに示した仮定であり，その概念と人間＝本性を考えることとは両立不可能なこととして対立するということであった。その仮定は，マルクスの言葉によって，人間＝本性が社会的関係において顕現するという，（b_1)(i)で示唆したような，幾分かはより積極的な意味合いでの社会的関係と結びつくのではなく，社会的関係に人間＝本性が解消してしまうような，そういう類のアイ

ロニーを，マルクスは意図していたのであるとするための根拠を与えるものである。しかしながら，これを仮定したまま，そこから始めるならば，そのような見解を確立することなく，いとも簡単に，史的唯物論者の概念は，その思想において，人間＝本性なるものという仮定を排除したり他のものと置き換えたりするのだということを当然のことと見做してしまう。そして，そのような仮定はいかなるものであっても，社会総体という概念には含まれないのだということは，それを明らかにすることなく，仮定してしまうのである。

だが，ここで重要なのは，先の前提の内容が驚くべきことではないということである。つまり，ここで問題にしているマルクスの有名なアフォリズムに関連しては，先のことは単に仮定でしかないのである。したがってマルクスの著作からのもの以外のものをその証拠として引用しないならば，その仮定は，マルクスが言わんとするものをそれで決定するのと同じくらい勝手な根拠である。そして実際，まさしくかのアフォリズムの要約から離れては，マルクスの意図を簡潔かつ総体的に開陳するために述べられる決断は，それがどんなものであっても，たとえどんなふうにしても，自分勝手なものとなるであろう。ひとつの決断をなすための唯一信頼するにたる根拠は，マルクスの考えを，より幅広く組み立てることにある。すでに見てきたように，テーゼの第三の文を読む方法は，異なってかまわない。その直接の文脈は，その曖昧性を解決するに足るものではない。逆に，そこでの人間の「本性」に関わる他の諸命題，つまり第二の文と最後の文とが，いかに第三の文と対称をなすような形で曖昧であるかは，見てきたとおりである。その結果として，他の著作という証拠に，そしてなによりもまず，「フォイエルバッハ・テーゼ」に最も近接するものに，目をむけなければならないのである。

これこそ，先に区別した大まかな3つの意味のうち，(1)と(2)とがマルクスの文の意味の妥当な解釈であり，(3)はそうではないということを例証するために，そうした観点で，これから行おうとすることである。本書が行うのは，その過程の継続である。そして「テーゼ」に近接したテキストから，同じように(1)と(2)とに傾き，そのような解釈がマルクスが第6テーゼで述べていることであるという仮説を支持するような文言を指し示すことにする。当然のことながら，(3)を支持する文言などないことを同様に示すことなどはできないが，次善の策は奉じておく。つまり，人間＝本性や同種の観念を用いることによって，(3)と矛盾する文言があることを，先のことと同時に立証するのである。続けて，マルクスの後期の著作が，こうした一般的な展望を確証することを論じることにする。

このようにしてマルクスの他の著作に何が見い出されても，こうした場合には，第6テーゼでは，マルクスは，(3)やそれに類似したことを指示していなかったということを，疑う余地のないほどに証明するということにはならない，ということで異議が唱えられるかもしれない。が，それには，そのような場合の証明は，蓋然性の問題でしかありえないと応えておこう。たとえば，iの是認とjの否定とを指示するようなことが，ある著作で書かれているのに，別の著作では，iとjという二つの観念をどちらも肯定するものとして，解釈可能である場合には，その論述がjを述べているということはどうにもありそうにはなく，jを否定する特別な，十分根拠のある説明がなんら無いという点からして，jが述べられているのだ，と捉えるとすれば，それはひねくれた態度である。

だが，ここまでなした議論にもかかわらず，第6テーゼは，明白に，人間＝本性という概念を放棄しているのである，というふうにして，それは決して曖昧なものではないと，頑なに言

い張るならば，それはそれで結構である。以下の展開は，これまでで明らかにしてきたような事実のもつ意味を，つぎのようなことに還元するものである。それは，すなわち，マルクスが，1845年のある春の日に，「後の推敲のために急いでなぐり書きした諸注意」のなかで述べた，一風変わった見解であり，彼の思想の本流からは離れたものであって，したがって，第6テーゼの解釈には何の関わりもないような見解である（この稿※続く）。

※本稿の著者であるノーマン・ジェラスのプロフィール，本書出版の際の事情，内外での反響等の訳出にあたっての解題にあたるものは全て次号の「下」で果したいと思う（訳者一同）。

〈注〉

1）以下のものを参照した。G. A.コーエン『マルクスの歴史理論 ― ひとつの擁護論 ―』，オックスフォード大学出版会，,1978，pp.150―152。マイケル・エバンス『カール・マルクス』，ロンドン，1975，p.53。ヘルムート・フィッシャー『マルクス主義と歴史』，ロンドン，1973，pp.25―26，46．つぎのものも参照されたい。ジョン・マクムーティ『マルクスの世界観の構造』，プリンストン大学出版会，1978，pp.19―37．バーテル・オールマン『疎外 ― マルクスの資本主義的人間観』，ケンブリッジ大学出版会，1971，p.76．ガーヨ・ペトロヴィッチ『二十世紀中葉におけるマルクス』，ニューヨーク，1967，pp.73―74．

2）Ⅳ章Ⅰ）を参照されたい．

3）カール・マルクス ― フリードリヒ・エンゲルス『カール・マルクス ― フリードリヒ・エンゲルス選集』第5巻，ロンドン，1975ff，pp. 4 ― 5（以下『選集』と略記する）。なお，特別の断りがない限り，強調はすべて原典筆者のものである。ドイツ語版は『マルクス ― エンゲルス全集』第3巻，ベルリン，1956ff，pp. 6 ― 7である。以下，原文を掲げる。

'Feuerbach löst das religiöse Wesen in das *menschliche* Wesen auf. Aber das menschliche Wesen ist kein dem einzelnen Individuum inwohnendes Abstraktum. In seiner Wirklichkeit ist es das ensemble der gesellschaftlichen Verhältnisse.

'Feuerbach, der auf die Kritik dieses wirklichen Wesens nicht eingeht, ist daher gezwungen:

'1. von dem gesellschaftlichen Verlauf zu abstrahieren und das religiöse Gemüt für sich zu fixieren, und ein abstrakt -*isoliert*- menschliches Individuum vorauszusetzen.

'2. Das Wesen kann daher nur als "Gattung", als innere, stumme, die vielen Individuen natürlich verbindende Allgemeinheit gefasst werden.

'Feuerbach sieht daher nicht, daß das "religiöse Gemüt" selbst ein gesellschaftliches Produkt ist und daß das abstrakte Individuum, das er analysiert, einer bestimmten Gesellschaftsform angehört.'

＊翻訳の本文は，ドイツ語原文から訳出した。なお，'Wesén'は，本文における引用では，'essence'と訳されているが，ここでは，後に'nature'と言いかえかれているものに相当すると判断して，「本性」と訳出しておいた。また，'Abstraktum'は，'abstract thing'に対し'abstraction'とされているので本文のように訳出した。― 訳者記

4）たとえば，『選集』第3巻，pp.204，217を参照されたい。

5）「アーノルド・ルーゲへの手紙 ― 1843年3月13日付」，『選集』第1巻，p.400。なお，テーゼは1845年4月に書かれたと思われる。

6）この論点は，「……は決して抽象概念ではない」という文章が，ドイツ語から英語に翻訳される場合の論

点と全く同じである（T・B・ボットモア ー マクシミリアン・ルーベル編『カール・マルクス：社会科学・社会哲学撰集』，ハーモンズワース，1963，p.83も同様）。とはいえ，たとえば，「マンチェスター大学は建築物を集めただけのものではない。それは，知的共同体の実存である」からといって，マンチェスター大学が建築物の集合であることを否定するつもりはないのである。

7）コーエン『カール・マルクスの歴史理論』，pp.35－37 を参照されたい。

8）『選集』第5巻，p.585，n. 1 および『フォイエルバッハ論』（『撰集』第3巻，モスクワ，1969－1970，p.336）によせたエンゲルスの序文を参照されたい。

9）『フランスにおける内乱』，『撰集』第2巻，p.235。

10）マルクス「経済学批判への寄稿」，ロンドン，1971，pp.20－21。

11）トム・ボットモア「人間＝本性の総体的把握は可能か？」，『ソーシャル・リサーチ』Vol.40，No. 3，1973年秋期（特集「人間＝本性 ー その再評価」），p.435;ロバート・D・カミング「人間は今でも人間か」（同上書所収），p.482;ユージン・カメンカ『マルクス主義の倫理的基礎』，ロンドン，1972，p.146;ルイ・アルチュセール『マルクス』，ロンドン，1969，pp.227－228;ヴァル・ズフティング「マルクスのフォイエルバッハ・テーゼ」，ジョン・メファム ー デビッド・ハイレル・ルービン編『マルクス主義哲学の諸問題』第2巻，バーミンガム，1979，p.19;ヴァーモン・ヴェナブル『人間＝本性 ー そのマルクス主義的考察』グロスター，1975，pp.20，4，22。

12）ロバート・タッカー『カール・マルクスの哲学と伝説』，ケンブリッジ大学出版会，1961，pp.165－166;ケイト・ソーパー「マルクス主義・唯物論・生物学」，メファンールービン編前掲書，pp.75，99;コリン・サムナー『イデオロギーの解読』，ロンドン，1979，p.48;ズフティング前掲論文，p.19;ヴェナブル前掲書，p.20;シドニー・フック『ヘーゲルからマルクスへ』，アン・アーボア，1962，pp.297－298.

13）アルチュセール前掲書，pp.227－228. この手の議論は『資本論を読む』でも繰りかえされている。すなわち，「古典的政治経済学」，「自由主義的ブルジョア楽観主義」および「リカード派社会主義の論客の精神上の抵抗」に連綿たる，それらの基礎をなす諸々の仮定に対し，自分が強調する仮定を，アルチュセールはこう言う。「人類学の内容は変化しても，人類学は生き残る」が，「人類学の理論的主張は，マルクスによって粉砕されたのだ。」（ルイ・アルチュセール ー エトゥイェンヌ・バリバール『資本論を読む』ロンドン，1970，pp.163－166.）

14）アルチュセール前掲書，p.227.

15）同上書，p.229.

16）アルチュセール ー バリバール前掲書，pp.180，253，267，268.

17）アンドリュー・コリアー「マルクスの疎外論」，『ラディカル・フィロソフィー』，No. 5，1973年夏期号，p.16.

18）イストファン・メスツァーロス『マルクスの疎外論』，ロンドン，1970，pp.13－14，148，170. 彼の所論の別の側面についてはpp.79，118，149，157，162，166等々を参照されたい。

19）アルチュセール前掲書，p.243;ズフティング前掲論文，p.19;ソーパー前掲論文，p.75. テーゼが理解困難であることに対するアルチュセールのメタファーは，本書の題辞のごとく用いられている。この点に関しては，アルチュセール前掲書，p.36を参照されたい。

20）エンゲルス前掲書，p.336.

産業教育計画研究施設研究報告書・研究紀要既刊

研究報告書　第１号　農業の近代化と農民の生産意欲　第１編 …… 1962年４月
－農業未共同化グループと共同化グループの比較研究－
第２号　農業の近代化と農民の生産意欲　第２編 …… 1963年３月
－農業未共同化グループと共同化グループの比較研究－
第３号　産業社会における教育の役割 …… 1964年11月
－賃金決定における教育的要因の分析－
第４号　労働類型と熟練形成過程 …… 1964年11月
第５号　地域開発と学卒労働力移動 …… 1964年11月
－北海道における中・高・大学卒業者の労働市場圏の研究－
第６号　地域開発と産業教育Ⅰ・地域開発と地域社会変動構造 …… 1966年10月
－道央・苫小牧地域を中心とした地域変動の実証的研究－
第７号　地域開発と産業教育Ⅱ・労働移動と職業意識 …… 1966年５月
－苫小牧地方労働市場の変動構造と産業教育訓練生の意識構造－
第８号　地域開発と産業教育Ⅲ・地域開発と労働者教育 …… 1967年10月
－苫小牧地域工業化にともなう産業教育の展開過程に関する実証的研究－
第９号　建設業の構造変化にともなう建設職人層の賃労働者化
と労働組合運動 …… 1971年７月
－親方制的雇用構造の解体過程の進行と養成訓練の変容に関する実証的研究－
第10号　教育とコンピューター …… 1971年７月
第11号　鉄鋼業の「合理化」と企業内教育Ⅰ …… 1974年３月
－Ｍ製鉄所および構内社外企業の企業内教育展開過程についての実証的研究－
第12号　酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・
労働－生活過程　第１編 …… 1976年３月
－北海道標茶町虹別地区Ⅰ及びＳ部落と大樹町尾田地区Ｔ部落における比較研究－
第13号　鉄鋼業の「合理化」と企業内教育Ⅲ …… 1977年３月
－大手独占体系列企業の「合理化」と企業内教育展開過程についての実証的研究－
第14号　鉄鋼業の「合理化」と企業内教育Ⅱ（上） …… 1977年３月
－大手独占体Ｍ製鉄所の「合理化」と鉄鋼労働運動の
変貌過程についての実証的研究－
第15号　酪農経営の「大規模化」と農民層の生産・
労働－生活過程　第２編 …… 1978年３月
－北海道標茶町虹別地区Ⅰ及びＳ部落と大樹町尾田地区Ｔ部落における比較研究－
第16号　農村社会における「家」の解体と老人生活 …… 1978年７月
－北海道・新酪農地帯・大樹町における家族と老人生活に関する地域研究－
第17号　産業と教育　第１号 …… 1979年７月
第18号　酪農生産力の現段階と酪農民の主体形成 …… 1980年３月
第19号　産業と教育　第２号 …… 1981年３月
第20号　低所得層の研究Ⅰ …… 1981年３月

第21号　工業化と東北村落社会の構造的変質 …… 1982年３月
第22号　低所得層の研究Ⅱ …… 1982年３月
－札幌調査・1973年の追跡・1978年による
世帯の変化と生活水準の変動に関する実証的研究－
第23号　地域社会の構造変化と地域教育計画に関する基礎的研究 …… 1982年３月
－北海道常呂町における事例研究－
第24号　漁村における過剰人口の堆積と出稼労働市場の構造 …… 1983年３月
第25号　産業と教育　第３号 …… 1983年３月
第26号　産業と教育　第４号 …… 1984年３月
第27号　地域農業構造再編下における農民の主体形成 …… 1985年５月
第28号　構造不況地域における労働市場の変貌と労働力編成（上） …… 1986年３月
第29号　構造不況地域における労働市場の変貌と労働力編成（下） …… 1987年２月
第30号　産業と教育　第５号 …… 1986年３月
第31号　産業と教育　第６号 …… 1988年３月
第32号　地域農業構造再編下における農民の主体形成（続） …… 1988年３月
第33号　産業と教育　第７号 …… 1989年３月
第34号　地場中小企業の構造転換と労働者諸階層の生産・
労働－生活過程 …… 1989年３月
第35号　産業と教育　第８号 …… 1990年２月

研究紀要　第１号　アジア地域労働の質の比較研究（中間報告） …… 1968年11月
農業近代化と農業後継者教育
地域工業化に伴う農村社会変動と農民教育

執 筆 者 紹 介

草 野 隆 光　（北海道大学教育学部・助手）

土 田 俊 幸　（北海道大学大学院教育学研究科・博士後期課程）

玉 井 康 之　（北海道大学大学院教育学研究科・博士後期課程）

荻 原 克 男　（北海道大学大学院教育学研究科・博士後期課程）

〈訳　者〉

大 竹 政 美　（北海道大学大学院教育学研究科・博士後期課程）

髙 畑 明 尚　（北海道大学大学院経済学研究科・博士後期課程）

西 本　　肇　（北海道大学教育学部・助手）

宮 﨑 隆 志　（北海道大学教育学部・助手）

編 集 委 員

道 又 健治郎

布 施 鉄 治

山 田 定 市

北海道大学教育学部附属産業教育計画研究施設研究報告書　第35号

平成２年２月26日　印刷
平成２年２月28日　発行

発行機関　北海道大学教育学部
附属産業教育計画研究施設
060　札幌市北区北11条西７丁目

発 行 者　道　又　健 治 郎

印 刷 所　富士プリント株式会社
064　札幌市中央区南16条西９丁目